

○経済産業省令第 号

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）及び電気事業法施行令（昭和四十年第二百六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電気事業法施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 萩生田光一

電気事業法施行規則等の一部を改正する等の省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	目次 第一章 [略] 第二章 [略] 第一節～第三節 [略] 第三節の二 配電事業（第四十五条の二の二―第四十五条の二の二十七） 第四節 特定送配電事業（第四十五条の二の二十八―第四十五条の十八） 第五節 [略] 第五節の二 特定卸供給事業（第四十五条の
改正前	目次 第一章 [略] 第二章 [略] 第一節～第三節 [略] [新設] 第四節 特定送配電事業（第四十五条の二―第四十五条の十八） 第五節 [略] [新設]

二十一の二―第四十五条の二十

一の七)

第五節の三 賠償負担金の回収等 (第四十五

条の二十一の八―第四十五条の

二十一の十)

第五節の四 廃炉円滑化負担金の回収等 (第

四十五条の二十一の十一―第四

十五条の二十一の十三)

第六節―第八節 「略」

第二章の二 電気使用者情報の利用及び提供 (

第四十七条の十の二―第四十七条

の十の四)

第三章―第六章 「略」

第五節の二 賠償負担金の回収等 (第四十五

条の二十一の二―第四十五条の

二十一の四)

第五節の三 廃炉円滑化負担金の回収等 (第

四十五条の二十一の五―第四十

五条の二十一の七)

第六節―第八節 「略」

「新設」

第三章―第六章 「略」

附則

(定義)

第一条 「略」

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 六 「略」

七 「特定抑制依頼」とは、充実した情報管理体制を維持しつつ、使用を抑制すべき日時及びその電気の量その他必要な事項を定めて、小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は登録特定送配電事業者（以下この号

附則

(定義)

第一条 「略」

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 六 「略」

七 「特定抑制依頼」とは、充実した情報管理体制を維持しつつ、使用を抑制すべき日時及び電気の量その他必要な事項を定めて、小売電気事業者、一般送配電事業者又は登録特定送配電事業者（以下この条において「特定抑

において「特定抑制対象事業者等」という。

）から電気の供給を受ける者に対し、特定抑制対象事業者等の供給する電気の使用を抑制することを依頼するをいう。

第三条 「略」

2 前項の「一の需要場所」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、前項第三号に掲げる需要に該当する場合にあつては、第一号から第三号までのいずれかに該当するものとする。

一 一の建物内（集合住宅その他の複数の者が所有し、又は占有している一の建物内であつ

制対象事業者等」という。）から電気の供給

を受ける者に対し、特定抑制対象事業者等の供給する電気の使用を抑制することを依頼することをいう。

第三条 「略」

2 前項の「一の需要場所」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、前項第三号に掲げる需要に該当する場合にあつては、第一号から第三号までのいずれかに該当するものとする。

一 一の建物内（集合住宅その他の複数の者が所有し、又は占有している一の建物内であつ

て、一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する受電設備を介して電気の供給を受ける当該一の建物内の全部又は一部が存在する場合には、当該全部又は一部）

二 柵、塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内（ただし、特段の理由がないのに複数の発電設備を隣接した構内に設置する場合を除く。）

三 「略」

四 道路その他の公共の用に供せられる土地（前二号に掲げるものを除く。）において、一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維

て、一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する受電設備を介して電気の供給を受ける当該一の建物内の全部又は一部が存在する場合には、当該全部又は一部）

二 柵、塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内

三 「略」

四 道路その他の公共の用に供せられる土地（前二号に掲げるものを除く。）において、一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用

持し、及び運用する受電設備を介して電気の供給を受ける街路灯その他の施設が設置されている部分

3 前項第一号から第三号までに掲げる一の需要場所（以下この条において「原需要場所」という。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、電気工作物の設置及び運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置に伴い必要な設備であつて、次の各号に掲げる要件を満たす設備（当該設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。）が設置されている場所を含む必要最小限の場所（

する受電設備を介して電気の供給を受ける街路灯その他の施設が設置されている部分

3 前項第一号から第三号までに掲げる一の需要場所（以下この条において「原需要場所」という。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、電気工作物の設置及び運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置に伴い必要な設備であつて、次の各号に掲げる要件を満たす設備（当該設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。）が設置されている場所を含む必要最小限の場所（

以下この項において「特例需要場所」という。

～については、当該設備の設置に際し、当該設備に係る電気の利用者又は小売電気事業者から一般送配電事業者又は配電事業者に対して申出があつたときは、前項の規定にかかわらず、一の需要場所とみなす。

一 公道に面している等、特例需要場所への一般送配電事業者又は配電事業者の検針並びに保守及び保安等の業務のための立入り（当該設備の全部又は一部が壁面等に設置されている場合にあつては当該設備付近への一般送配電事業者又は配電事業者の立入り）が容易に可能であり、かつ、特例需要場所以外の原需

以下この項において「特例需要場所」という。

～については、当該設備の設置に際し、当該設備に係る電気の利用者又は小売電気事業者から一般送配電事業者に対して申出があつたときは、前項の規定にかかわらず、一の需要場所とみなす。

一 公道に面している等、特例需要場所への一般送配電事業者の検針並びに保守及び保安等の業務のための立入り（当該設備の全部又は一部が壁面等に設置されている場合にあつては当該設備付近への一般送配電事業者の立入り）が容易に可能であり、かつ、特例需要場所以外の原需要場所への一般送配電事業者の

要場所への一般送配電事業者又は配電事業者の立入りに支障が生じないこと。

二・三 「略」

四 特例需要場所を一の需要場所とみなすことが社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、当該特例需要場所を供給区域に含む一般送配電事業者又は配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

「削る」

立入りに支障が生じないこと。

二・三 「略」

四 特例需要場所を一の需要場所とみなすことが社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、当該特例需要場所を供給区域に含む一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

（特定卸供給の要件）

第三条の二 法第二条第一項第七号ロの経済産業

省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該

当するものであることとする。

一 特定抑制依頼（一キロワットを超える電気を抑制しようとするものに限る。）によって得られた百キロワットを超える電気を供給しようとするものであること。

二 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な電気を特定抑制依頼により確保する見込みがあること。

三 電気を供給する期間が一定期間以上であること。

（送電事業に係る送電用の電気工作物の要件）

第三条の三 法第二条第一項第十号の経済産業省

令で定める要件は、専ら一般送配電事業者又は

配電事業者に小売電気事業、一般送配電事業、

配電事業若しくは特定送配電事業の用に供する

ための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げ

る接続供給に係る電気に係る振替供給を行う事

業（当該振替供給を十年以上の期間にわたり行

うことを約しているものであり、その供給電力

が千キロワットを超えるもの又は当該振替供給

を五年以上の期間にわたり行うことを約してい

るものであり、その供給電力が十万キロワット

を超えるもの。）の用に供する送電用の電気工

（送電事業に係る送電用の電気工作物の要件）

第三条の三 法第二条第一項第十号の経済産業省

令で定める要件は、専ら一般送配電事業者に小

売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配

電事業の用に供するための電気又は法第二条第

一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係

る振替供給を行う事業（当該振替供給を十年以

上の期間にわたり行うことを約しているもので

あり、その供給電力が千キロワットを超えるも

の又は当該振替供給を五年以上の期間にわたり

行うことを約しているものであり、その供給電

力が十万キロワットを超えるもの。）の用に供

する送電用の電気工作物であることとする。

作物であることとする。

（配電事業に係る配電用の電気工作物の要件）

第三条の三の二 法第二条第一項第十一号の二の

経済産業省令で定める要件は、その供給区域に

おいて託送供給及び電力量調整供給を行う事業

（一般送配電事業及び発電事業に該当する部分

を除く。）の用に供する配電用の電気工作物で

あつて、電圧七千ボルト以下の配電線路である

こととする。

（発電事業に係る発電用の電気工作物の要件）

第三条の四 法第二条第一項第十四号の経済産業

〔新設〕

（発電事業に係る発電用の電気工作物の要件）

第三条の四 法第二条第一項第十四号の経済産業

省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する発電用の電気工作物（以下「特定発電用電気工作物」という。）であつて、それぞれの接続最大電力（特定発電用電気工作物と一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物（一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物であつて、一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物に電氣的に接続されているものを含む。）とを直接に電氣的に接続する地点（次項において「接続地点」という。）における最大の電力をいう。第四十

省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する発電用の電気工作物（以下「特定発電用電気工作物」という。）であつて、それぞれの接続最大電力（特定発電用電気工作物と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物（一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物であつて、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物に電氣的に接続されているものを含む。）とを直接に電氣的に接続する地点（次項において「接続地点」という。）における最大の電力をいう。第四十条の十九第二項第二号において同じ。）のう

五条の十九第二項第二号において同じ。）のうち小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業（第三号において「小売電気事業等」という。）の用に供するためのもの（第二号及び第四十八条の二において「小売電気事業等用接続最大電力」という。）の合計が一万キロワットを超えることとする。

一～三 「略」

2 「略」

（電気の集約の方法）

第三条の四の二 法第二条第一項第十五号の二の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるもの

ち小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業（第三号において「小売電気事業等」という。）の用に供するためのもの（第二号及び第四十八条の二において「小売電気事業等用接続最大電力」という。）の合計が一万キロワットを超えることとする。

一～三 「略」

2 「略」

〔新設〕

とする。

- 一 発電用又は蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して電子情報処理組織等を使用して発電又は放電を指示する方法
- 二 電子情報処理組織等を使用した特定抑制依頼による方法

（特定卸供給事業に係る供給能力の要件）

第三条の四の三 法第二条第一項第十五号の三の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給を行う者が供給能力を有する者（発電事業者を除く。）（以下この節において「他の者」という。）から集約する電力が千キロワットを超え

〔新設〕

ることが見込まれることとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ、各号に掲げる値が千キロワットを超えることが見込まれることとする。

一 小売電気事業の登録を受け、かつ、小売電気事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供する電気のみを供給する場合 他の者から集約する電力の値から様式第一の最大需要電力の見込み（最大需要電力の見込みに変更があつた場合には、様式第一の四の最大需要電力の見込み。）（以下この節において「直近需要電力値」という。）を除いた値

二 発電事業の届出をし、かつ、小売電気事業

、配電事業又は特定送配電事業の用に供する
電気のみを供給する場合 他の者から集約す
る電力の値から自己の消費及び発電のため
使用する電力の値を除いた値

三 小売電気事業の登録を受け、発電事業の届
出をし、かつ、小売電気事業、配電事業又は
特定送配電事業の用に供する電気のみを供給
する場合 他の者から集約する電力の値から
直近需要電力値並びに自己の消費及び発電の
ために使用する電力の値を除いた値

(軽微な変更)

第三条の六 「略」

(軽微な変更)

第三条の六 「略」

2 前項の規定は、次の各号に掲げる変更のいずれかに該当するものについては、適用しない。

一・二 「略」

三 沖縄県及び離島等（沖縄県に属するものを除く。）の需要に応ずるために必要な供給能力の確保に関するもの

3 「略」

第三条の七 「略」

2 法第二条の六第三項において準用する法第二条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

2 前項の規定は、次の各号に掲げる変更のいずれかに該当するものについては、適用しない。

一・二 「略」

三 沖縄県及び離島等（沖縄県に属するものを除く。）の需要に応ずるために必要な供給能力の確保に関するもの

3 「略」

第三条の七 「略」

2 法第二条の六第三項において準用する法第二条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、変更を必要とする理由を記載したものとする。

「新設」

二 法第二条の六第三項において読み替えて準

用する法第二条の五第一項第一号及び第三号

に該当しないことを誓約する書面

3

〔略〕

（供給条件の説明等）

第三条の十二 法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、小売電気事業者が小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を業として行う者（以下「契約媒介

〔新設〕

3

〔略〕

（供給条件の説明等）

第三条の十二 法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じることができる時間帯については、小売電気事業者が小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を業として行う者（以下「契約媒介

業者等」という。)の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一〇十四 「略」

十五 一般送配電事業者又は配電事業者から接続供給を受けて当該小売供給を行う場合にあっては、託送供給等約款に定められた小売供給の相手方の責任に関する事項

十六〇二十五 「略」

二〇一三 「略」

(一般送配電事業の許可申請)

第四条 「略」

業者等」という。)の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一〇十四 「略」

十五 一般送配電事業者から接続供給を受けて当該小売供給を行う場合にあっては、託送供給等約款に定められた小売供給の相手方の責任に関する事項

十六〇二十五 「略」

二〇一三 「略」

(一般送配電事業の許可申請)

第四条 「略」

2・3 「略」

4 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～四 「略」

五 他の一般送配電事業者又は配電事業者|に|その一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気を供給する場合にあつては、その供給の相手方との契約書の写し

六～十三 「略」

5 「略」

(電気工作物等の変更の届出)

第九条 法第九条第一項の規定による一般送配電

2・3 「略」

4 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～四 「略」

五 他の一般送配電事業者|に|その一般送配電事業の用に供するための電気を供給する場合にあつては、その供給の相手方との契約書の写し

六～十三 「略」

5 「略」

(電気工作物等の変更の届出)

第九条 法第九条第一項の規定による一般送配電

事業の用に供する電気工作物の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の二十日前までに、様式第七の電気工作物変更届出書に次に掲げる書類（電気工作物の廃止の場合にあつては、第一号の書類に限る。）を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一〇五 「略」

2・3 「略」

（設備の譲渡し等）

第十三条 法第十三条第一項の規定による設備譲渡等の届出をしようとする者は、その実施の日の二十日前までに、様式第十三の設備譲渡等届

事業の用に供する電気工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第七の電気工作物変更届出書に次に掲げる書類（電気工作物の廃止の場合にあつては、第一号の書類に限る。）を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一〇五 「略」

2・3 「略」

（設備の譲渡し等）

第十三条 法第十三条第一項の規定による設備譲渡等の届出をしようとする者は、様式第十三の設備譲渡等届出書に次に掲げる書類を添えて、

出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（一般送配電事業者の振替供給の範囲）

第十七条 法第十七条第一項の経済産業省令で定める振替供給は、一般送配電事業者が行う次に掲げる振替供給とする。

一 小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気に係る振替供給であつて、当該振替供給を行う一般送配電事業者の供給区域以外の地域又は配電事業者の供給区域における需要に応じ

経済産業大臣に提出しなければならない。

（一般送配電事業者の振替供給の範囲）

第十七条 法第十七条第一項の経済産業省令で定める振替供給は、沖縄電力株式会社以外の一般送配電事業者が行う次に掲げる振替供給とする。

一 小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気に係る振替供給であつて、当該振替供給を行う一般送配電事業者の供給区域以外の地域における需要に応じて供給する電気に係るもの

て供給する電気に係るもの

二 法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給であつて、当該振替供給を行う一般送配電事業者の供給区域以外の地域又は配電事業者の供給区域における同号ロに規定する非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者の需要又は第三条第一項各号に掲げる需要に応じて供給する電気に係るもの

(託送供給等約款において定めるべき事項)

第十八条 法第十八条第一項の託送供給等約款は、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業及

二 法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給であつて、当該振替供給を行う一般送配電事業者の供給区域以外の地域における同号ロに規定する非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者の需要又は第三条第一項各号に掲げる需要に応じて供給する電気に係るもの

(託送供給等約款において定めるべき事項)

第十八条 法第十八条第一項の託送供給等約款は、小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配

び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る託送供給及び電力量調整供給に
関し、振替供給又は接続供給及び電力量調整供給に関する次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、沖縄電力株式会社にあつては、第一号に掲げる事項について定めることを要しない（同社が前条に規定する振替供給を行わない場合に限る。）。

一・二 「略」

（託送供給等約款の変更の届出）

第二十一条 法第十八条第四項の経済産業省令で

電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る託送供給及び電力量調整供給に
関し、振替供給又は接続供給及び電力量調整供給に関する次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、沖縄電力株式会社にあつては、第一号に掲げる事項について定めることを要しない。

一・二 「略」

（託送供給等約款の変更の届出）

第二十一条 法第十八条第四項の経済産業省令で

定める場合は、同条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条から第二十五条までにおいて単に「託送供給等約款」という。）の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 託送供給等約款により接続供給を受ける者又は電力量調整供給を受ける者（以下「接続供給等利用者」という。）の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該接続供給等利用者の負担（以下「料金等」という。）を変更する場合であ

定める場合は、同条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条から第二十五条までにおいて単に「託送供給等約款」という。）の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 託送供給等約款により接続供給を受ける者又は電力量調整供給を受ける者（以下「接続供給等利用者」という。）の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該接続供給等利用者の負担（以下「料金等」という。）を変更する場合であ

つて、当該接続供給等利用者が受ける接続供給又は電力量調整供給に係る電気の量、最大需要電力その他の利用形態並びに当該接続供給等利用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに一般送配電事業の用に供する石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。）の価格が当該託送供給等約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの接続供給等利用者の支払うべき料金等を合計した額が減少し、かつ、その他の接続供給等利用者の支払うべき料金等を合計した額が増加しないと見込まれる場合（一般送

つて、当該接続供給等利用者が受ける接続供給又は電力量調整供給に係る電気の量、最大需要電力その他の利用形態並びに当該接続供給等利用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに一般送配電事業の用に供する石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。）の価格が当該託送供給等約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの接続供給等利用者の支払うべき料金等を合計した額が減少し、かつ、その他の接続供給等利用者の支払うべき料金等を合計した額が増加しないと見込まれる場合（一般送

配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十
八条第二項に規定する電気の買取りに係る離
島等におけるインバランス料金の額が減少す
る場合を含む。）

二〇九 「略」

（最終保障供給約款の公表）

第二十九条 法第二十条第四項において準用する
法第十八条第十二項の規定による最終保障供給
約款の公表は、その実施の日の十日前から、そ
の供給区域（離島等を除く。）における営業所
及び事務所に添え置くとともに、インターネッ
トを利用することにより、これを行わなければ

配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十
八条第二項に規定する電気の買取りに係る離
島におけるインバランス料金の額が減少する
場合を含む。）

二〇九 「略」

（最終保障供給約款の公表）

第二十九条 法第二十条第四項において準用する
法第十八条第十二項の規定による最終保障供給
約款の公表は、その実施の日の十日前から、そ
の供給区域（離島を除く。）における営業所及
び事務所に添え置くとともに、インターネット
を利用することにより、これを行わなければな

ならない。

らない。

(指定の申請)

第二十九条の二 法第二十条の二第一項の規定に

〔新設〕

より申請をしようとする者は、様式第二十三の
二の指定区域指定申請書に次の書類を添えて提
出しなければならない。

一 指定区域の指定を受けようとする区域の境
界を明示した地形図

二 主要な電線路（以下この号及び次号におい
て「主要電線路」という。）から独立して区
域内における電線路を維持し、及び運用する
場合の費用が、主要電線路に接続している場

合の費用と比較して、一般送配電事業の効率的な運営に資することを示す書類

三|| 主要電線路に接続している場合の停電時間と主要電線路から独立して区域内における電線路を維持し、及び運用する場合に見込まれる停電時間の比較により、当該区域内の電気の安定供給を阻害するおそれがないことを示す書類

四|| 指定区域供給開始までの工事等の概要の説明書

2|| 経済産業大臣は、法第二十條の二第一項の規定により申請をした者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求める書類

ることができる。

(指定区域に係る情報の公表)

第二十九条の三 法第二十条の二第二項及び第三

項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(離島等供給に係る約款において定めるべき事項)

第三十条 法第二十一条第一項の離島等供給に係る約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一〇十四 [略]

[新設]

(離島供給に係る約款において定めるべき事項)

第三十条 法第二十一条第一項の離島供給に係る約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一〇十四 [略]

(離島等供給に係る約款の届出)

第三十一条 第二十一条第一項の規定による離島等供給に係る約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十四の離島等供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 「略」

2 法第二十一条第一項の規定による離島等供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十五の離島等供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて

(離島供給に係る約款の届出)

第三十一条 法第二十一条第一項の規定による離島供給に係る約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十四の離島供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 「略」

2 法第二十一条第一項の規定による離島供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十五の離島供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経

一 「略」

二 変更しようとする部分を明らかにした変更
前の離島等供給約款

三 「略」

（離島等供給約款以外の供給条件の承認の申請
）

第三十二条 法第二十一条第二項ただし書の承認
を受けようとする者は、様式第二十六の離島等
供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて
、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 離島等供給約款以外の供給条件による離島

一 〔略〕

二 変更しようとする部分を明らかにした変更

三 前の離島供給約款

三 〔略〕



(離島供給約款以外の供給条件の承認の申請)

第三十二条 法第二十一条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第二十六の離島供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 離島供給約款以外の供給条件による離島供

等供給を必要とする理由を記載した書類

二 「略」

（離島等供給約款の公表）

第三十三条 法第二十一条第四項において準用する法第十八条第十二項の規定による離島等供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、離島等を管轄する営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（一般送配電事業者の兼業制限の例外）

第三十三条の二 法第二十二条の二第一項ただし

給を必要とする理由を記載した書類

二 「略」

（離島供給約款の公表）

第三十三条 法第二十一条第四項において準用する法第十八条第十二項の規定による離島供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、離島を管轄する営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（一般送配電事業者の兼業制限の例外）

第三十三条の二 法第二十二条の二第一項ただし

書の認可を受けようとする者は、様式第二十六の二の一般送配電事業者の兼業認可申請書に当該認可を受けようとする者が小売電気事業（その供給区域における一般の需要に応ずるものに限る。第四十五条の二の十二第一項において同じ。）の発電事業（その供給区域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するため電気を発電するものに限る。同項において同じ。）又は特定卸供給事業（その供給区域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。同項において同じ。）を営むことが特に必要である理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提

書の認可を受けようとする者は、様式第二十六の二の一般送配電事業者の兼業認可申請書に当該認可を受けようとする者が小売電気事業（その供給区域における一般の需要に応ずるものに限る。）又は発電事業（その供給区域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）を営むことが特に必要である理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

出しなければならない。

2
「略」

（特定関係事業者に関する経済産業省令で定める要件）

第三十三条の三 法第二十二條の三第一項本文の経済産業省令で定める要件は、当該小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の親会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号の二に規定する親会社等をいう。第四十四條の三及び第四十五條の二の十三において同じ。）（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）に該当する者であることとする。

2
「略」

（特定関係事業者に関する経済産業省令で定める要件）

第三十三條の三 法第二十二條の三第一項本文の経済産業省令で定める要件は、当該小売電気事業者又は発電事業者の親会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号の二に規定する親会社等をいう。第四十四條の三において同じ。）（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）に該当する者であることとする。

る。

（一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外）

第三十三條の四 法第二十二條の三第一項ただし書の電氣供給事業者の間の適正な競争關係を阻害するおそれがない場合として經濟産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 一般送配電事業者において、兼職（法第二十二條の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。）を行う者（以下この条において「兼職者」という。）が非公開情報（当

（一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外）

第三十三條の四 法第二十二條の三第一項ただし書の電氣供給事業者の間の適正な競争關係を阻害するおそれがない場合として經濟産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 一般送配電事業者において、兼職（法第二十二條の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。）を行う者（以下この条において「兼職者」という。）が非公開情報（当

該一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であつて、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。次条、第三十三條の九及び第三十三條の十五において同じ。）を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合

該一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であつて、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るものをいう。次条、第三十三條の九、第三十三條の十五及び第三十三條の十六において同じ。）を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合

二 一般送配電事業者の特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じている場合

(特定送配電等業務)

第三十三条の五 法第二十二條の三第二項本文の電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 [略]

二 一般送配電事業者の特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業又は発電事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じている場合

(特定送配電等業務)

第三十三条の五 法第二十二條の三第二項本文の電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 [略]

二 託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るもの

(重要な役割を担う従業者)

第三十三条の六 「略」

2 「略」

3 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であつて、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

4 同項第四号の経済産業省令で定める要件は、

二 託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るもの

(重要な役割を担う従業者)

第三十三条の六 「略」

2 「略」

「新設」

3 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、

第三十三條の三に定める要件に該当する者の従業者であつて、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

（適正な競争関係を阻害するおそれがない情報）

第三十三條の六の二 法第二十三條第一項第一号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定める情報は、次に掲げるものとする。

第三十三條の三に定める要件に該当する者の従業者であつて、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

〔新設〕

一 統計情報

二 匿名加工情報（個人情報保護に関する法

律（平成十五年法律第五十七号）第二条第六

項に規定する匿名加工情報をいう。第四十五

条の二の十七第二号において同じ。）

（経済産業省令で定める一般送配電事業者の禁止行為）

第三十三条の七 法第二十三条第一項第三号の電

気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者

（経済産業省令で定める一般送配電事業者の禁止行為）

第三十三条の七 法第二十三条第一項第三号の電

気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者

に該当するものを除く。次号において同じ。

）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること。ただし、容易に視認できない場所に刻印し、又は表示する場合にはこの限りではない。

二 一般送配電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのある商標を用いること。ただし、一般送配電事業者がその特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と

に該当するものを除く。次号において同じ。

）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること。ただし、容易に視認できない場所に刻印し、又は表示する場合にはこの限りではない。

二 一般送配電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのある商標を用いること。ただし、一般送配電事業者がその特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのない商

同一であると誤認されるおそれのない商標と併せて用いる場合又は容易に視認できない場所に刻印し、若しくは表示する場合についてはこの限りではない。

三 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門。第三十三条の十五第一項第八号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業、発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電

標と併せて用いる場合又は容易に視認できない場所に刻印し、若しくは表示する場合についてはこの限りではない。

三 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門。第三十三条の十五第一項第八号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業又は発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。

するものに限る。第三十三条の十五第一項第一号ロ、第四十四条の二第一項、第四十四条の七第三号、第四十四条の十三第一項第一号ロ、第四十五条の二の十八第三号及び第四十五条の二の二十四第一項第一号ロにおいて同じ。）又は特定卸供給事業（小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。第三十三条の十五第一項第一号ロ、第四十四条の二第一項、第四十四条の七第三号、第四十四条の十三第一項第一号ロ、第四十五条の二の十八第三号及び第四十五条の二の二十四第一項第一号ロにおいて同じ。）に係る業務を営む部門を含む。第三十三条の十五第

第三十三条の十五第一項第一号ロ、第四十四条の七第三号及び第四十四条の十三第一項第一号ロにおいて同じ。）に係る業務を営む部門を含む。第三十三条の十五第一項第八号において同じ。）に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

一項第八号において同じ。）に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

（一般送配電事業者と特殊の関係にある者）

第三十三条の八 法第二十三条第二項の一般送配電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 「略」

二 一般送配電事業者の特定関係事業者の主要株主基準値（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第九項に規定する主要株主基

（一般送配電事業者と特殊の関係にある者）

第三十三条の八 法第二十三条第二項の一般送配電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 「略」

二 一般送配電事業者の特定関係事業者の主要株主基準値（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第九項に規定する主要株主基

準値をいう。第四十四条の八第二号及び第四十五条の二の十九第二号において同じ。）以上の数の議決権の保有者（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）

三 一般送配電事業者の特定関係事業者の関連会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第十八号に規定する関連会社をいう。第四十四条の八第三号及び第四十五条の二の十九第三号において同じ。）（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）

（業務委託の禁止の例外）

準値をいう。第四十四条の八第二号において同じ。）以上の数の議決権の保有者（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）

三 一般送配電事業者の特定関係事業者の関連会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第十八号に規定する関連会社をいう。第四十四条の八第三号において同じ。）（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）

（業務委託の禁止の例外）

第三十三條の九 法第二十三條第三項の電気供給

事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 「略」

三 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ 「略」

ロ 小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であつて、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき

第三十三條の九 法第二十三條第三項の電気供給

事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 「略」

三 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ 「略」

ロ 小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であつて、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき

ハ「略」

(重要な役割を担う従業者)

第三十三条の十三「略」

2「略」

3同項第三号の経済産業省令で定める要件は、

特定卸供給事業者の従業者であつて、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

4同項第四号の経済産業省令で定める要件は、

第三十三条の三に定める要件に該当する者の従業者であつて、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又

ハ「略」

(重要な役割を担う従業者)

第三十三条の十三「略」

2「略」

「新設」

3同項第三号の経済産業省令で定める要件は、

第三十三条の三に定める要件に該当する者の従業者であつて、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者

は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

（経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止行為）

第三十三条の十四 法第二十三条の三第一項第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、一般送配電事業者の特定関係事業者が行う、当該一般送配電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対する需

の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

（経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止行為）

第三十三条の十四 法第二十三条の三第一項第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、一般送配電事業者の特定関係事業者が行う、当該一般送配電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者に対する需要家、取引先その他

要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為とする。

（体制の整備等）

第三十三条の十五 法第二十三条の四第一項の規定により一般送配電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。

一 次の表の上欄に掲げる業務の用に供する室は、それぞれ同表の下欄に掲げる業務の用に

の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為とする。

（体制の整備等）

第三十三条の十五 法第二十三条の四第一項の規定により一般送配電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。

一 次の表の上欄に掲げる業務の用に供する室は、それぞれ同表の下欄に掲げる業務の用に

供する室と区分するものであること。

イ 〔略〕	ロ 当該一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものに限る。この項の下欄において同じ。）の託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務（	〔略〕	当該一般送配電事業者の特定関係事業者の業務（当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）又はその小売電気事業、発電事業若しくは特定卸供給事業

供する室と区分するものであること。

イ 〔略〕	ロ 当該一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものに限る。この項の下欄において同じ。）の託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務（	〔略〕	当該一般送配電事業者の特定関係事業者の業務（当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）又はその小売電気事業若しくは発電事業に係る業務（託送

非公開情報を取り扱 わない業務を除く。 ～	に係る業務（託送供 給及び電力量調整供 給の業務その他その 一般送配電事業の業 務を行う部門が実施 する業務を除く。）

二 託送供給及び電力量調整供給の業務を行う
部門（以下この条において「託送供給等部門
」という。）に非公開情報の管理の用に供す
るシステムとして次に掲げる要件（当該シス
テムをその特定関係事業者（認可一般送配電
事業者にあつては当該認可一般送配電事業者

非公開情報を取り扱 わない業務を除く。 ～	供給及び電力量調整 供給の業務その他そ の一般送配電事業の 業務を行う部門が実 施する業務を除く。 ～

二 託送供給及び電力量調整供給の業務を行う
部門（以下この条において「託送供給等部門
」という。）に非公開情報の管理の用に供す
るシステムとして次に掲げる要件（当該シス
テムをその特定関係事業者（認可一般送配電
事業者にあつては当該認可一般送配電事業者

の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に係る業務を営む部門を含む。第十二号において同じ。）と共用しない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。）を満たすことが確保されたものを構築するものである。

イ 託送供給及び電力量調整供給の業務並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以

の小売電気事業又は発電事業に係る業務を営む部門を含む。第十二号において同じ。）と共用しない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。）を満たすことが確保されたものを構築するものであること。

イ 託送供給及び電力量調整供給の業務並びに再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであること。

外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであること。

ロ・ハ 「略」

三 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業者の業務に関する情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いについて、これを適正なものとするために当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者（取締役、執行役及び従業者であつた者を含む。第七号、第十四条の十三第一項第三号及び第七号並びに第四十五条の二の二十四第一項第三号及び第七号において同じ。）が遵守すべき規程を作

ロ・ハ 「略」

三 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業者の業務に関する情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いについて、これを適正なものとするために当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者（取締役、執行役及び従業者であつた者を含む。第七号並びに第四十四条の十三第一項第三号及び第七号において同じ。）が遵守すべき規程を作成するものであること。

成するものであること。

四〇七 「略」

八 託送供給等部門をして、託送供給及び電力量調整供給の業務について、当該一般送配電事業者と小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容（この号及び次条において「取引及び連絡調整の経緯等」という。）を記録し、これを保存するものであること。ただし、その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるときは、この限りでない。

九・十 「略」

十一 当該一般送配電事業者の託送供給及び電

四〇七 「略」

八 託送供給等部門をして、託送供給及び電力量調整供給の業務について、当該一般送配電事業者と小売電気事業者又は発電事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容（この号及び次条において「取引及び連絡調整の経緯等」という。）を記録し、これを保存するものであること。ただし、その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるときは、この限りでない。

九・十 「略」

十一 当該一般送配電事業者の託送供給及び電

力量調整の業務その他その一般送配電事業の業務の実施状況を監視する部門（以下この条において「監視部門」という。）を託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第二條第五項又は第二條の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門とは別に置くものであること。

十二 「略」

十三 監視部門をして、託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第二條第五項又は第二條の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネ

力量調整の業務その他その一般送配電事業の業務の実施状況を監視する部門（以下この条において「監視部門」という。）を託送供給等部門及び再生エネ特措法第二條第五項に規定する特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門とは別に置くものであること。

十二 「略」

十三 監視部門をして、託送供給等部門及び再生エネ特措法第二條第五項に規定する特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門における託送供給

ルギー電気の供給に係る業務を行う部門における託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであること。

十四・十五 「略」

2 「略」

（賦課金額に係る手続の特例）

第三十七条 第二十七条、第二十八条、第三十一条及び第三十二条の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であつて、再生可能エネルギー電気特措法第三十六条第一項に規

及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであること。

十四・十五 「略」

2 「略」

（賦課金額に係る手続の特例）

第三十七条 第二十七条、第二十八条、第三十一条及び第三十二条の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であつて、再生可能エネルギー電気特措法第三十六条第一項に規定する賦課金の額

定する賦課金の額（以下「賦課金額」という。

）又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、賦課金額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（電圧及び周波数の値）

第三十八条 法第二十六条第一項（法第二十七条の十二の十三及び第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の経済産業省令で定める電圧の値は、その電気を供給する場所において次の表の上欄に

（以下「賦課金額」という。）又はその額に係

る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、賦課金額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（電圧及び周波数の値）

第三十八条 法第二十六条第一項（法第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の経済産業省令で定める電圧の値は、その電気を供給する場所において次の表の上欄に掲げる標準電圧に応じて、それ

掲げる標準電圧に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

〔略〕

2
〔略〕

（電圧及び周波数の測定方法等）

第三十九条 法第二十六条第三項（法第二十七条

の十二の十三及び第二十七条の二十六第一項に

おいて準用する場合を含む。以下この条及び次

条において同じ。）の経済産業省令で定める電

圧の測定方法は、次に掲げるものとする。

一～四 〔略〕

2・3 〔略〕

ぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

〔略〕

2
〔略〕

（電圧及び周波数の測定方法等）

第三十九条 法第二十六条第三項（法第二十七条

の二十六第一項において準用する場合を含む。

以下この条及び次条において同じ。）の経済産

業省令で定める電圧の測定方法は、次に掲げる

ものとする。

一～四 〔略〕

2・3 〔略〕

(送電事業の許可申請)

第四十一条 「略」

2・3 「略」

4 法第二十七条の五第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～三 「略」

四 一般送配電事業者に小売電気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給を行うことを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し

(送電事業の許可申請)

第四十一条 「略」

2・3 「略」

4 法第二十七条の五第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～三 「略」

四 一般送配電事業者に小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給を行うことを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し

四の二 配電事業者に小売電気事業、一般送配

電事業、配電事業若しくは特定送配電事業の
用に供するための電気又は法第二条第一項第
五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振
替供給を行うことを約している場合にあつて
は、その供給の相手方との契約書の写し

五〇十 「略」

5 「略」

（送電事業者の振替供給の範囲）

第四十二条 法第二十七条の十一第一項の経済産
業省令で定める振替供給に係る契約の要件は、
次に掲げるものとする。

「新設」

五〇十 「略」

5 「略」

（送電事業者の振替供給の範囲）

第四十二条 法第二十七条の十一第一項の経済産
業省令で定める振替供給に係る契約の要件は、
次に掲げるものとする。

一 一般送配電事業者又は配電事業者に小売電
気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは
特定送配電事業の用に供するための電気又は
法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に
係る電気に係る振替供給に係る契約であつて
、十年以上の期間にわたり行うこと及びその
供給電力が千キロワットを超えるものである
ことを約するもの

二 一般送配電事業者又は配電事業者に小売電
気事業、一般送配電事業、配電事業若しくは
特定送配電事業の用に供するための電気又は
法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に
係る電気に係る振替供給に係る契約であつて

一 小売電気事業、一般送配電事業若しくは特
定送配電事業の用に供するための電気又は法
第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係
る電気に係る振替供給に係る契約であつて、
十年以上の期間にわたり行うこと及びその供
給電力が千キロワットを超えるものであるこ
とを約するもの

二 小売電気事業、一般送配電事業若しくは特
定送配電事業の用に供するための電気又は法
第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係
る電気に係る振替供給に係る契約であつて、
五年以上の期間にわたり行うこと及びその供

、五年以上の期間にわたり行うこと及びその供給電力が十万キロワットを超えるものであることを約するもの

(送電事業者の振替供給条件において定めるべき事項)

第四十三条 法第二十七条の十一第一項の料金その他の供給条件は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一〇七 「略」

八 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は送電事業者、一般送配電事業者及び配電事業者の責任に関する事項がある場合にあっては

給電力が十万キロワットを超えるものであることを約するもの

(送電事業者の振替供給条件において定めるべき事項)

第四十三条 法第二十七条の十一第一項の料金その他の供給条件は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一〇七 「略」

八 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は送電事業者及び一般送配電事業者の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容

、その内容

九・十 「略」

（送電事業者の兼業制限の例外）

第四十四条の二 法第二十七条の十一の二第一項
ただし書の認可を受けようとする者は、様式第
三十一の二の二の送電事業者の兼業認可申請書
に当該認可を受けようとする者が小売電気事業
、発電事業又は特定卸供給事業を営むことが特
に必要な理由を記載した書類を添えて、経
済産業大臣に提出しなければならない。

2
「略」

九・十 「略」

（送電事業者の兼業制限の例外）

第四十四条の二 法第二十七条の十一の二第一項
ただし書の認可を受けようとする者は、様式第
三十一の二の二の送電事業者の兼業認可申請書
に当該認可を受けようとする者が小売電気事業
又は発電事業を営むことが特に必要である理由
を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出
しなければならない。

2
「略」

（特定関係事業者に関する経済産業省令で定める要件）

第四十四条の三 法第二十七条の十一の三第一項
本文の経済産業省令で定める要件は、当該小売
電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者
の親会社等（当該送電事業者に該当するものを
除く。）に該当する者であることとする。

（送電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限
の例外）

第四十四条の四 法第二十七条の十一の三第一項
ただし書の電気供給事業者間の適正な競争関係
を阻害するおそれがない場合として経済産業省

（特定関係事業者に関する経済産業省令で定める要件）

第四十四条の三 法第二十七条の十一の三第一項
本文の経済産業省令で定める要件は、当該小売
電気事業者又は発電事業者の親会社等（当該送
電事業者に該当するものを除く。）に該当する
者であることとする。

（送電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限
の例外）

第四十四条の四 法第二十七条の十一の三第一項
ただし書の電気供給事業者間の適正な競争関係
を阻害するおそれがない場合として経済産業省

令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 送電事業者において、兼職（法第二十七条の十一の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。）を行う者（以下この条において「兼職者」という。）が非公開情報（当該送電事業者が営む振替供給の業務に関する公表されていない情報であつて、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。次条、第四十四条の九及び第四十四条の十三において同じ。）を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該送電事業者が営む振替供給の業務

令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 送電事業者において、兼職（法第二十七条の十一の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。）を行う者（以下この条において「兼職者」という。）が非公開情報（当該送電事業者が営む振替供給の業務に関する公表されていない情報であつて、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るものをいう。次条、第四十四条の九、第四十四条の十三及び第四十四条の十四において同じ。）を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該送電事業者が営む振替供給の業

その他の変電及び送電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合

二 送電事業者の特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じている場合

(特定送電等業務)

第四十四条の五 法第二十七条の十一の三第二項

本文の電気供給事業者間の適正な競争関係の確

務その他の変電及び送電に係る業務のうち、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合

二 送電事業者の特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業又は発電事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じている場合

(特定送電等業務)

第四十四条の五 法第二十七条の十一の三第二項

本文の電気供給事業者間の適正な競争関係の確

保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るもの

（重要な役割を担う従業者）

第四十四条の六 「略」

2 「略」

3 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、

特定卸供給事業者の従業者であつて、特定卸供

保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務のうち、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るもの

（重要な役割を担う従業者）

第四十四条の六 「略」

2 「略」

「新設」

給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

4 同項第四号の経済産業省令で定める要件は、第四十四条の三に定める要件に該当する者の従業者であつて、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

（経済産業省令で定める送電事業者の禁止行為）

第四十四条の七 法第二十七条の十一の四第一項

3 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、第四十四条の三に定める要件に該当する者の従業者であつて、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

（経済産業省令で定める送電事業者の禁止行為）

第四十四条の七 法第二十七条の十一の四第一項

第三号の電気供給事業者間の適正な競争関係を
阻害するものとして経済産業省令で定める行為
は、次に掲げるものとする。

一 送電事業者（認可送電事業者に該当するも
のを除く。次号において同じ。）が、その特
定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業
者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認
されるおそれのある商号を用いること。ただ
し、容易に視認できない場所に刻印し、又は
表示する場合についてはこの限りではない。

二 送電事業者が、その特定関係事業者たる小
売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事
業者と同一であると誤認されるおそれのある

第三号の電気供給事業者間の適正な競争関係を
阻害するものとして経済産業省令で定める行為
は、次に掲げるものとする。

一 送電事業者（認可送電事業者に該当するも
のを除く。次号において同じ。）が、その特
定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事
業者と同一であると誤認されるおそれのある
商号を用いること。ただし、容易に視認でき
ない場所に刻印し、又は表示する場合につい
てはこの限りではない。

二 送電事業者が、その特定関係事業者たる小
売電気事業者又は発電事業者と同一であると
誤認されるおそれのある商標を用いること。

商標を用いること。ただし、送電事業者がその特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのない商標と併せて用いる場合又は容易に視認できない場所に刻印し、若しくは表示する場合についてはこの限りではない。

三 送電事業者（認可送電事業者にあつては当該認可送電事業者の振替供給の業務を行う部門。第四十四条の十三第一項第八号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者（認可送電事業者においては当該認可送電事

ただし、送電事業者がその特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのない商標と併せて用いる場合又は容易に視認できない場所に刻印し、若しくは表示する場合についてはこの限りではない。

三 送電事業者（認可送電事業者にあつては当該認可送電事業者の振替供給の業務を行う部門。第四十四条の十三第一項第八号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者（認可送電事業者においては当該認可送電事業者の小売電気事業

業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に係る業務を営む部門を含む。第四十四条の十三第一項第八号において同じ。）に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

（業務委託の禁止の例外）

第四十四条の九 法第二十七条の十一の四第三項の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 「略」

又は発電事業に係る業務を営む部門を含む。第四十四条の十三第一項第八号において同じ。）に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

（業務委託の禁止の例外）

第四十四条の九 法第二十七条の十一の四第三項の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 「略」

三 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ 「略」

ロ 小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であつて、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき

ハ 「略」

(重要な役割を担う従業者)

第四十四条の十一 「略」

2 「略」

三 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ 「略」

ロ 小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であつて、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき

ハ 「略」

(重要な役割を担う従業者)

第四十四条の十一 「略」

2 「略」

3 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、

特定卸供給事業者の従業者であつて、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

4 同項第四号の経済産業省令で定める要件は、

第四十四条の三に定める要件に該当する者の従業者であつて、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

（経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止

〔新設〕

3 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、

第四十四条の三に定める要件に該当する者の従業者であつて、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

（経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止

行為)

第四十四条の十二 法第二十七条の十一の六第一
項第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係
を阻害するものとして経済産業省令で定める行
為は、送電事業者の特定関係事業者が行う、当
該送電事業者の信用力又は知名度を利用して、
その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電
事業者又は特定卸供給事業者に対する需要家、
取引先その他の利害関係者の評価を高めること
に資する広告、宣伝その他の営業行為とする。

(体制の整備等)

第四十四条の十三 法第二十七条の十二において

行為)

第四十四条の十二 法第二十七条の十一の六第一
項第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係
を阻害するものとして経済産業省令で定める行
為は、送電事業者の特定関係事業者が行う、当
該送電事業者の信用力又は知名度を利用して、
その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発
電事業者に対する需要家、取引先その他の利害
関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝
その他の営業行為とする。

(体制の整備等)

第四十四条の十三 法第二十七条の十二において

読み替えて準用する法第二十三条の四第一項の規定により送電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 次の表の上欄に掲げる業務の用に供する室は、それぞれ同表の下欄に掲げる業務の用に供する室と区分するものであること。

イ 〔略〕	
ロ 当該送電事業者 (認可送電事業者)	当該送電事業者の特 定関係事業者の業務

読み替えて準用する法第二十三条の四第一項の規定により送電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 次の表の上欄に掲げる業務の用に供する室は、それぞれ同表の下欄に掲げる業務の用に供する室と区分するものであること。

イ 〔略〕	
ロ 当該送電事業者 (認可送電事業者)	当該送電事業者の特 定関係事業者の業務

二 振替供給の業務を行う部門（以下この条に

に該当するものに 限る。この項の下 欄において同じ。 ）の振替供給の業 務その他その送電 事業の業務（非公 開情報を取り扱わ ない業務を除く。 ）	（当該送電事業者が その特定関係事業者 から受託する業務を 除く。）又はその小 売電気事業、発電事 業若しくは特定卸供 給事業に係る業務（ 振替供給の業務その 他その送電事業の業 務を行う部門が実施 する業務を除く。）

二 振替供給の業務を行う部門（以下この条に

に該当するものに 限る。この項の下 欄において同じ。 ）の振替供給の業 務その他その送電 事業の業務（非公 開情報を取り扱わ ない業務を除く。 ）	（当該送電事業者が その特定関係事業者 から受託する業務を 除く。）又はその小 売電気事業若しくは 発電事業に係る業務 （振替供給の業務そ の他その送電事業の 業務を行う部門が実 施する業務を除く。）

において「振替供給部門」という。）に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件（当該システムをその特定関係事業者（認可送電事業者にあつては当該認可送電事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に係る業務を営む部門を含む。第十二号において同じ。）を共用しない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。）を満たすことが確保されたものを構築するものであること。

イハ「略」

三七「略」

八 振替供給部門をして、振替供給の業務につ

において「振替供給部門」という。）に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件（当該システムをその特定関係事業者（認可送電事業者にあつては当該認可送電事業者の小売電気事業又は発電事業に係る業務を営む部門を含む。第十二号において同じ）を共用しない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。）を満たすことが確保されたものを構築するものであること。）

イハ「略」

三七「略」

八 振替供給部門をして、振替供給の業務につ

いて、当該送電事業者と小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容（この号及び次条において「取引及び連絡調整の経緯等」という。）を記録し、これを保存するものであること。ただし、その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるときは、この限りでない。

2
「略」

（準用）

第四十五条 第五条から第十一条まで、第十三条から第十六条まで、第四十条の二（第二項第三

いて、当該送電事業者と小売電気事業者又は発電事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容（この号及び次条において「取引及び連絡調整の経緯等」という。）を記録し、これを保存するものであること。ただし、その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるときは、この限りでない。

2
「略」

（準用）

第四十五条 第五条から第十一条まで、第十三条から第十六条まで、第四十条の二（第二項第三

号並びに第三項第一号ロ、ニ及びホを除く。）
 及び第四十条の三（第三項を除く。）の規定は
 送電事業者に準用する。この場合において、次
 の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる
 字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読
 み替えるものとする。

第五条		
法第七条第四	項	
法第二十七条	項	の七の二第四

号並びに第三項第一号ロ、ニ及びホを除く。）
 及び第四十条の三（第三項を除く。）の規定は
 送電事業者に準用する。この場合において、次
 の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる
 字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読
 み替えるものとする。

第五条		
法第七条第四	項	
法第二十七条		の十二におい て読み替えて 準用する法第 七条第四項

第六條第一	第六條	第六條の見出し
供給区域	法第八條第一項	供給区域
振替供給の相	法第二十七條の七の三第一項	振替供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者

第六條第一	第六條	第六條の見出し
供給区域	法第八條第一項	供給区域
振替供給の相	法第二十七條の十二において読み替えて準用する法第八條第一項	振替供給の相手方たる一般送配電事業者

項			
第七條の見出し		[略]	
供給区域		[略]	[略]
振替供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者		[略]	[略]

項			
第七條の見出し		[略]	
供給区域		[略]	[略]
振替供給の相手方たる一般送配電事業者		[略]	[略]

第三節の二 配電事業	2 〔略〕	〔略〕	第七条	
		〔略〕	項 法第八条第二	
		〔略〕	項 の七の三第二 法第二十七条	者

〔新設〕	2 〔略〕	〔略〕	第七条	
		〔略〕	項 法第八条第二	
		〔略〕	第八條第二項 の十二におい て準用する法 法第二十七条	

(配電事業の許可申請)

第四十五条の二 法第二十七条の十二の三第一項

の申請書は、様式第三十一の三の二によるものとする。

2 法第二十七条の十二の三第二項の事業計画書は、様式第三十一の三の三によるものとする。

3 法第二十七条の十二の三第二項の事業収支見積書は、事業開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度について、様式第三により作成するものとする。

4 法第二十七条の十二の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 配電事業の用に供する電気工作物の概要及

〔新設〕

び供給区域の境界を明示した地形図

二 送配電関係一覧図

三 電力潮流図

四 配電事業の用に供する変電所又は発電所の

主要設備の配置図

五 一般送配電事業者又は他の配電事業者にそ

の配電事業の用に供するための電気を供給す

る場合にあつては、その供給の相手方との契

約書の写し

六 他の者から配電事業の用に供するための電

気の供給を受ける場合にあつては、その供給

をする者との契約書の写し

七 主たる技術者の履歴書

八 様式第三十一の三の四の配電事業遂行体制

説明書

九 申請者が法人である場合にあつては、当該

申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業

年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役

員の履歴書

十 申請者が法人の発起人である場合にあつて

は、当該法人の定款及び役員となるべき者の

履歴書

十一 申請者が地方公共団体である場合にあつ

ては、当該申請者が配電事業を営むことにつ

いての議決に係る議会の会議録の写し

十二 配電事業の用に供する水力発電所を設置

する場合において、発電水力に関する水利使用について行政庁の許可又は登録を要するときは、その許可書又は登録書の写し（許可又は登録の申請をしている場合にあつては、その申請書の写し）

十三 申請者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該申請者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

十四 法第二十七条の十二の十一に規定する託送供給等約款の方針を記載した書面

十五 法第二十七条の十二の十二に規定する引継計画の要旨（一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者から譲り受け、

若しくは借り受ける見込みの電気工作物を配電事業の用に供しようとするときに限る）

十六 法第二十七条の十二の十二に規定する引

継計画を作成せず事業を行う場合又は他の配

電事業者又は特定送配電事業者から譲り受け

又は借り受ける見込みの電気工作物を配電

事業の用に供して事業を行う場合にあつては

、配電事業の休止又は廃止の際に行う一般送

配電事業者への託送供給等の業務の引継ぎに

関して一般送配電事業者と共同で作成する休

廃止時取決書

5

経済産業大臣は、法第二十七条の十二の二の

許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲

げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（配電事業者の振替供給の範囲）

第四十五条の二の二 法第二十七条の十二の十第

一項の経済産業省令で定める振替供給は、配電事業者（一般送配電事業者又は他の配電事業者と電氣的に接続していない場合を除く。）が行う次に掲げる振替供給とする。

一 小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気に係る振替供給であつて、当該振替供給を行う配電事業者の供給区域以外の地域における

〔新設〕

需要に応じて供給する電気に係るもの

二 法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給であつて、当該振替供給を行う配電事業者の供給区域以外の地域における同号ロに規定する非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者の需要又は第三条第一項各号に掲げる需要に応じて供給する電気に係るもの

(託送供給等約款において定めるべき事項)

第四十五条の二の三 法第二十七条の十二の十一
第一項の託送供給等約款は、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業及び特定送配電事業の

〔新設〕

用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る託送供給及び電力量調整供給に関し、振替供給又は接続供給及び電力量調整供給に関する次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、一般送配電事業者又は他の配電事業者と電氣的に接続していない配電事業者にあつては、第一号に掲げる事項について定めることを要しない。

一 振替供給に関する次に掲げる事項

イ 適用範囲

ロ 電気計器及び工事に関する費用の負担に

関する事項

ハ ロに掲げるもののほか、供給の相手方の

負担となるものがある場合にあつては、そ	の内容	ニ 契約の申込み方法並びに契約の更新及び	解除に関する事項	ホ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供	給電力量の計測方法	ヘ イからホまでに掲げるもののほか、供給	条件又は配電事業者及び供給の相手方の責 任に関する事項がある場合にあつては、そ	の内容	ト 有効期間を定める場合にあつては、その	期間	チ 実施期日

二 接続供給及び電力量調整供給に関する次に

掲げる事項

イ 適用範囲

ロ 料金

ハ 電気計器及び工事に関する費用の負担に

関する事項

ニ ロ及びハに掲げるもののほか、供給の相

手方の負担となるものがある場合にあつて

は、その内容

ホ 契約の申込み方法並びに契約の更新及び

解除に関する事項

ヘ 配電事業者が受電することとなる電気に

係る受電電力及び受電電力量の供給の相手

方による通知の方法	ト 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法	チ 供給の停止及び中止並びにこれらの解除に関する事項	リ 給電所における指令に関する事項	ヌ イからリまでに掲げるもののほか、供給条件又は配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容	ル 有効期間を定める場合にあつては、その期間	ヲ 実施期日

(託送供給等約款の届出)

第四十五条の二の四 法第二十七条の十二の十一

第一項の規定による託送供給等約款の届出をし

ようとする者は、その実施の日の三月前までに

様式第三十一の三の五の託送供給等約款届出

書に託送供給等約款及び次に掲げる書類を添え

て、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 料金が法第二十七条の十二の五第二項第五

号の供給区域の全部又は一部をその供給区域

の一部とする一般送配電事業者の託送供給等

に係る料金に比較して適正な水準となること

が確保されることの説明書及びその算定根拠

〔新設〕

二 供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2 法第二十七条の十二の十一第一項の規定により託送供給等約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の三月前までに、様式第三十一の三の六の託送供給等約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給等約款

三 前条第二号ロの事項を変更（消費税等相当

額のみの変更を除く。）しようとする場合に

あつては、前項第一号に掲げる書類

四 前条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ハ

若しくは二の事項を変更しようとする場合に

あつては、供給の相手方の負担となるものの

金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法

に関する説明書

（託送供給等約款以外の供給条件の承認の申請

）

第四十五条の二の五 法第二十七条の十二の十一

第二項ただし書の承認を受けようとする者は、

様式第三十一の三の七の託送供給特例承認申請

〔新設〕

書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由を記載した書類

二 料金その他の供給の相手方の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(託送供給等約款の公表)

第四十五条の二の六 法第二十七条の十二の十一
第四項の規定による託送供給等約款の公表は、その実施の日の三月前から、営業所及び事務所

〔新設〕

に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

2 配電事業者は、託送供給等約款の公表後速やかにその供給区域内の電気の使用及び事業を営む小売電気事業者に対して、その旨を通知しなければならない。

(引継計画の承認)

第四十五条の二の七 法第二十七条の十二の十二第一項の承認を受けようとする者は、様式第三十一の三の八の引継計画承認申請書に様式第三十一の三の九の引継計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。なお、経済産業

〔新設〕

大臣は、同項の承認を受けようとする者に対し、当該承認を受けようとする者が他の者に託送供給等業務を委託する場合における当該委託に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

（軽微な変更）

第四十五条の二の八 法第二十七条の十二の十二第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、市町村名、連絡先、電気工作物の数量その他の託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎに支障のない変更とする。

〔新設〕

（変更の承認）

第四十五条の二の九 法第二十七条の十二の十二

第一項の規定による引継計画の変更の承認を受けようとする者は、様式第三十一の三の十の引継計画変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更

前の引継計画

（変更の届出）

第四十五条の二の十 法第二十七条の十二の十二

第三項の規定による引継計画の変更の届出をし

〔新設〕

〔新設〕

ようとする者は、様式第三十一の三の十一の引
継計画変更届出書を経済産業大臣に提出しな
ければならない。

（事業の休止及び廃止の許可申請）

第四十五条の二の十一 法第二十七条の十二の十

三において準用する法第十四条第一項の許可を
受けようとする者は、様式第十四の事業休止（
廃止）許可申請書に次の各号に掲げる書類（事
業の全部を休止し、又は廃止する場合にあつて
は、第一号及び第五号の書類に限る。）を添え
て、経済産業大臣に提出しなければならない。
一 休止又は廃止を必要とする理由を記載した

「新設」

書類

- 二 配電事業の一部を休止し、又は廃止する場合にあつては、休止し、又は廃止する事業に係る供給区域の境界を明示した地形図
 - 三 休止し、又は廃止する配電事業に係る電気工作物の概要を記載した書類
 - 四 休止又は廃止の日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書
 - 五 一般送配電事業者、他の配電事業者又は配電事業を営もうとする者に対する託送供給等の業務の適正かつ円滑な引継ぎに関する事項を記載した休止又は廃止のための計画
 - 六 引継計画又は休廃止時取決書
-

七 休廃止時取決書の内容に変更がある場合に

あつては、その理由を記載した書類

2 経済産業大臣は、法第二十七条の十二の十三

において準用する法第十四条第一項の許可を受

けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類

のほか、必要と認める書類の提出を求めること

ができる。

(配電事業者の兼業制限の例外)

第四十五条の二の十二 法第二十七条の十二の十

三において準用する法第二十二條の二第一項た

だし書の認可を受けようとする者は、様式第三

十一の三の十二の配電事業者の兼業認可申請書

〔新設〕

に当該認可を受けようとする者が小売電気事業
、発電事業又は特定卸供給事業を営むことが特
に必要である理由を記載した書類を添えて、経
済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、法第二十七条の十二の十三
において準用する法第二十二條の二第一項ただ
し書の認可を受けようとする者に対し、前項の
書類のほか、必要と認める書類の提出を求める
ことができる。

（特定関係事業者に関する経済産業省令で定め
る要件）

第四十五條の二の十三 法第二十七條の十二の十

〔新設〕

三において準用する法第二十二條の三第一項本文の經濟産業省令で定める要件は、当該小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の親会社等（当該配電事業者に該当するものを除く。）に該当する者であることとする。

（配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外）

第四十五條の二の十四 法第二十七條の十二の十三において準用する法第二十二條の三第一項ただし書の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として經濟産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当す

〔新設〕

る場合とする。

一 配電事業者において、兼職（法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二条の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。）を行う者（以下この条において「兼職者」という。）が非公開情報（当該配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であつて、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいう。次条、第四十五条の二の二十及び第四十五条の二の二十四において同じ。）を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当該配電事

業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合

二 配電事業者の特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じている場合

（特定送配電等業務）

第四十五条の二の十五 法第二十七条の十二の十

〔新設〕

三において読み替えて準用する法第二十二條の
三第二項本文の電気供給事業者間の適正な競争
關係の確保のためその運営における中立性の確
保が特に必要な業務として經濟産業省令で定め
るものは、次の各号のいずれかに該当するもの
とする。

- 一 非公開情報入手することができる業務
- 二 託送供給及び電力量調整供給の業務その他
の変電及び配電に係る業務のうち、小売電気
事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を
及ぼし得るもの

(重要な役割を担う従業者)

第四十五条の二の十六 法第二十七条の十二の十

〔新設〕

三において準用する法第二十二条の三第二項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であつて、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

2 同項第二号の経済産業省令で定める要件は、発電事業者の従業者であつて、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

3 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給事業者の従業者であつて、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画

する管理的地位にあるものであることとする。

4 同項第四号の経済産業省令で定める要件は、

第四十五条の二の十三に定める要件に該当する者の従業者であつて、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

（適正な競争関係を阻害するおそれがない情報

）

第四十五条の二の十七 法第二十七条の十二の十

三において準用する法第二十三条第一項第一号

〔新設〕

の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定める情報は、次に掲げるものとする。

一 統計情報

二 匿名加工情報

（経済産業省令で定める配電事業者の禁止行為）

第四十五条の二の十八 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条第一項第三号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

〔新設〕

一 配電事業者（法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十二条の二第一項ただし書の認可を受けた配電事業者（本条及び第四十五条の二の二十四第一項第一号において「認可配電事業者」という。）を除く。次号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること。ただし、容易に視認できない場所に刻印し、又は表示する場合についてはこの限りではない。

二 配電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事

業者と同一であると誤認されるおそれのある商標を用いること。ただし、配電事業者がその特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのない商標と併せて用いる場合又は容易に視認できない場所に刻印し、若しくは表示する場合についてはこの限りではない。

三 配電事業者（認可配電事業者にあつては当該認可配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門。第四十五条の二の二十四第一項第八号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事

業者又は特定卸供給事業者（認可配電事業者
においては当該認可配電事業者の小売電気事
業、発電事業、又は特定卸供給事業に係る業
務を営む部門を含む。第四十五条の二の二十
四第一項第八号において同じ。）に対する需
要家、取引先その他の利害関係者の評価を高
めることに資する広告、宣伝その他の営業行
為を行うこと。

（配電事業者と特殊の関係のある者）

第四十五条の二の十九 法第二十七条の十二の十
三において読み替えて準用する法第二十三条第
二項の配電事業者と経済産業省令で定める特殊

〔新設〕

の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 配電事業者の特定関係事業者の子会社等（

当該配電業者に該当するものを除く。）

二 配電事業者の特定関係事業者の主要株主基

準値以上の数の議決権の保有者（当該配電事

業者に該当するものを除く。）

三 配電事業者の特定関係事業者の関連会社（

当該配電業者に該当するものを除く。）

（業務委託の禁止の例外）

第四十五条の二の二十 法第二十七条の十二の十

三において準用する法第二十三条第三項の電気

供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそ

〔新設〕

れない場合として経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合

二 受託者が、委託をしようとする配電事業者の子会社（当該配電事業者の特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（当該配電事業者を介在させることなく、その財務及び事業の方針の決定を支配するものに限る。）に該当するものを除く。）である場合

三 受託者が一般送配電事業者である場合であつて、委託をしようとする配電事業者において、当該一般送配電事業者が受託した業務で

知り得た他の電気供給事業者及び電気の使用
者に関する情報を当該業務の用に供する目的
以外の目的のために利用し、又は提供しない
ことを確保するための措置が講じられている
場合

四 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場
合のいずれにも該当しない場合

イ 非公開情報を取り扱う業務を委託する場
合

ロ 小売電気事業、発電事業又は特定卸供給
事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場
合であつて、受託者の裁量の余地がない業
務であることが明白でない業務を委託する

とき

ハ 受託者を公募することなく業務を委託する
ことが、当該委託に係る業務の性質その
他の事情に照らして、合理的な理由を欠く
場合

(業務受託の禁止の例外)

第四十五条の二十一 法第二十七条の十二の
十三において準用する法第二十三条第五項の電
気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するお
それがない場合として経済産業省令で定める場
合は、次に掲げる場合とする。

一 災害その他非常の場合において、やむを得

〔新設〕

ない一時的な受託としてする場合

二 業務を受託するか否かの判断及び受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることができるものでない場合

(重要な役割を担う従業者)

第四十五条の二の二十二 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の二第一項第一号の経済産業省令で定める要件は、小売電気事業者の従業者であつて、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的

〔新設〕

地位にあるものであることとする。

2|| 同項第二号の経済産業省令で定める要件は、
発電事業者の従業者であつて、発電事業の業務
の運営における重要な決定に参画する管理的地
位にあるものであることとする。

3|| 同項第三号の経済産業省令で定める要件は、
特定卸供給事業者の従業者であつて、特定卸供
給事業の業務の運営における重要な決定に参画
する管理的地位にあるものであることとする。

4|| 同項第四号の経済産業省令で定める要件は、
第四十五条の二の十三に定める要件に該当する
者の従業者であつて、その経営を実質的に支配
していると認められる小売電気事業者、発電事

業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるものであることとする。

(経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止行為)

第四十五条の二の二十三 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の三第一項第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、配電事業者の特定関係事業者が行う、当該配電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事

〔新設〕

業者又は特定卸供給事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為とする。

(体制の整備等)

第四十五条の二十四 法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の四第一項の規定により配電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件(その供給区域における需要家軒数が五万軒未満の配電事業者にあつては、第一号第二号及び第十一号から第十五号までに掲げ

〔新設〕

る要件を除く。）を満たすものでなければなら
ない

一 次の表の上欄に掲げる業務の用に供する室
は、それぞれ同表の下欄に掲げる業務の用に
供する室と区分するものであること。

イ 当該配電事業者（ 認可配電事業者に該 当するものを除く。 この項の下欄におい て同じ。）の業務	当該配電事業者の特 定関係事業者の業務 （当該配電事業者が その特定関係事業者 から受託する業務を 除く。）

ロ 当該配電事業者（認可配電事業者）に該当するものに限る。	当該配電事業者の特
この項の下欄において同じ。）の託送供給及び電力量調整供給の業務その他その配電事業の業務（非公開情報を取り扱わない業務を除く。）	（当該配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）又はその小売電気事業、発電事業若しくは特定卸供給事業に係る業務（託送供給及び電力量調整供給の業務その他その配電事業の業務を行う部門が実施

する業務を除く。）

二 託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門（以下この条において「託送供給等部門」という。）に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件（当該システムをその特定関係事業者（認可配電事業者にあつては当該認可配電事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に係る業務を営む部門を含む。第十二号において同じ。）と共用しない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。）を満たすことが確保されたものを構築するものであること。

イ 託送供給及び電力量調整供給の業務並びに再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであること。

ロ 必要に応じて区分された非公開情報ごとに、それぞれ当該区分された非公開情報を利用し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること。

と。

ハ 当該システムを使用して非公開情報を入力した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを保存するものであること。

三 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その配電事業の業務に関する情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いについて、これを適正なものとするために当該配電事業者の取締役、執行役及び従業員が遵守すべき規程を作成するものであること。

四 前号の規定により作成する規程を遵守させ

るため、当該配電事業者の取締役、執行役及び従業員に対し必要な研修を実施するものであること。

五 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その配電事業の業務に関する情報の管理責任者（次号及び第七号において「情報管理責任者」という。）を置くものであること。

六 情報管理責任者は、当該配電事業者の取締役又は執行役をもってこれに充てることとするものであること。

七 情報管理責任者をして、第三号の規定によ

り作成する規程が当該配電事業者の取締役、執行役及び従業員によって遵守されるよう、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その配電事業の業務に関する情報の取扱いを管理させるものであること。

八 託送供給等部門をして、託送供給及び電力量調整供給の業務について、当該配電事業者と小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容（この号及び次条において「取引及び連絡調整の経緯等」という。）を記録し、これを保存するものであること。ただし、その

取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるときは、この限りでない。

九 法令遵守責任者を置くものであること。

十 法令遵守責任者をして、託送供給及び電力量調整供給の業務その他その配電事業の業務が法令等に適合することを確保するための規程及び計画を整備し、及び運用すること並びにその業務執行の状況の監視（次条において「法令等を遵守するための体制の整備等」という。）を行わせるものであること。

十一 当該配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務その他その配電事業の業務の実施状況を監視する部門（以下この条において

「監視部門」という。）を託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門とは別に置くものであること。

十二 監視部門は、その特定関係事業者から独立した組織であること。

十三 監視部門をして、託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門にお

ける託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであること。

十四 監視部門をして、託送供給及び電力量調整供給の業務その他その配電事業の業務の運営及び内容について、法令等を遵守するものであるかどうかについて監視させるものであること。

十五 監視部門をして、前二号の規定により行わせた監視の結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告させるものであること。

2 前項第二号ハ及び第八号の規定による記録の

保存期間は、五年間とする。

(体制の整備等に関する報告)

第四十五条の二の二十五 法第二十七条の十二の
十三において準用する法第二十三条の四第二項
の規定による報告をしようとする者は、毎事業
年度経過後三月以内に、様式第二十六の三の体
制整備等報告書に、当該事業年度に係る法第二
十七条の十二の十三において準用する法第二十
三条の四第一項の規定の遵守のために講じた措
置及びその実施状況に関する事項として次に掲
げる事項（その供給区域における需要家軒数が

「新設」

五万軒未満の配電事業者にあつては、第一号、第二号及び第十号から第十三号までに掲げる事項を除く。）を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一 前条第一項第一号の規定により区分した室の配置

二 前条第一項第二号の規定により構築したシステムの概要

三 前条第一項第三号の規定により作成した規程

四 前条第一項第四号の規定により実施した研修の内容

五 前条第一項第五号、第六号、第九号、第十

一号及び第十二号の規定により整備した体制

六 前条第一項第七号の規定により実施した管

理の内容

七 前条第一項第八号の規定により記録した取

引及び連絡調整の経緯等の概要

八 前条第一項第十号の規定により作成した規

程及び計画並びに同号の規定により行つた監

視の結果

九 前条第一項第十号の規定により行つた監視

の結果、法令等を遵守するための体制の整備

等が適正でない場合において、当該体制の整

備等を是正するための措置を講じたときはそ

の内容、当該措置を講じなかったときはその

理由

十 前条第一項第十三号及び第十四号の規定により行つた監視の結果

十一 前条第一項第十三号の規定により行つた監視の結果、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正でない場合において、当該取扱いを是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかつたときはその理由

十二 前条第一項第十四号の規定により行つた監視の結果、記録した取引及び連絡調整の経緯等が、法令等の規定を遵守するものでない

場合において、取引及び連絡調整の方法を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかつたときはその理由

十三 前条第一項各号に掲げる措置のほか、法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十三条の四第一項の規定に基づき、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために講じたその他の措置がある場合には、その内容

(供給区域外に設置する電線路による供給の許可申請)

第四十五条の二の二十六 法第二十七条の十二の

〔新設〕

十三において準用する法第二十四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第二十七の供給区域外に設置する電線路による供給許可申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 供給を必要とする理由を記載した書類

二 供給の相手方との契約書の写し

三 料金の算出の根拠又は料金決定の方法に関する説明書

四 供給することにより一般送配電事業又は配電事業者に及ぼす影響に関する説明書

五 供給するために電気工作物を設置する場合にあつては、その電気工作物の概要並びにそ

の設置のために要する資金の額及び調達方法を記載した書類

六 送配電関係一覧図

2 経済産業大臣は、法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十四条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(準用)

第四十五条の二の二十七 第五条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第三十四条から第三十六条まで及び第四十条から第四十

〔新設〕

条の三までの規定は配電事業者に準用する。こ
 の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中
 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下
 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五 条		第六 条	
法第七 条第四 項		法第八 条第一 項	
法第二 十七 条 の十二 の六第 四項		法第二 十七 条 の十二 の七第 一項	

第八條	第七條	
法第九條第一項	法第八條第二項において準用する法第七條第四項	
法第二十七條の十二の十三において読み替えて準用す	法第二十七條の十二の七第二項において準用する法第二十七條の十二の六第四項	

	第九條第一 項第五号	第九條第一 項	
	送電關係一覽 図	法第九條第一 項	
	送配電關係一 覽図	法第二十七條 の十二の十三 において読み 替えて準用す る法第九條第 一項	る法第九條第 一項

第九條第二 項及び第三 項	第十條	
法第九條第二 項	法第十條第一 項	
法第二十七條 の十二の十三 において読み 替えて準用す る法第九條第 二項	法第二十七條 の十二の十三 において準用 する法第十條 第一項	

	第十條第一 項第十二号	第十條第一 項第十号	第十條第一 項第六号
書	様式第四の一 般送配電事業 遂行体制説明	業	一般送配電事 業者以外の者
制説明書	様式第三十一 の三の四の配 電事業遂行体 制説明書	配電事業	一般送配電事 業者又は配電 事業者以外の 者

第十三条	第十一条第一項第九号	第十一条
法第十三条第一項	様式第四の一 般送配電事業 遂行体制説明 書	法第十条第二項
法第二十七条 の十二の十三	様式第三十一 の三の四の配 電事業遂行体 制説明書	法第二十七条 の十二の十三 において準用 する法第十条 第二項

	第十四条	第十三条第一項第四号	
	法第十三条第一項	一般送配電事業	
法第二十七条の十二の十三において準用する法第十三条第一項		配電事業	において準用する法第十三条第一項

第三十六條	第三十五條	第十六條
第十九條、第	法第二十五條 第二項	法第十四條第 二項
第四十五條の	法第二十七條 の十二の十三 において準用 する法第二十 五條第二項	法第二十七條 の十二の十三 において準用 する法第十四 條第二項

	第四十条第 一項
二十条、第二 十二条、第二 十四条、第二 十七条、第二 十八条、第三 十一条、第三 十二条及び第 三十四条	法第二十六条 第三項
二の四、第四 十五条の二の 五及び第四十 五条の二の二 十六	法第二十七条 の十二の十三 において準用 する法第二十

	第四十条の 二第四項	
	法第二十六条 の三第一項	
六条第三項	法第二十七条 の十二の十三 において準用 する法第二十	六条の三第一 項

	第四十条の 三第一項
	法第二十六条 の三第一項
六条の三第一 項	法第二十七条 の十二の十三 において準用 する法第二十 六条の三第一 項

第四十五条の二の二十八
〔略〕

第四十五条の二
〔略〕

(供給地点の変更の届出)

第四十五条の三 法第二十七条の十三第七項の規定による供給地点の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の二十日前までに、様式第三十一の五の供給地点変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 「略」

(軽微な変更)

第四十五条の八 「略」

2 前項の規定は、次の各号に掲げる変更のいずれかに該当するものについては、適用しない。

一・二 「略」

(供給地点の変更の届出)

第四十五条の三 法第二十七条の十三第七項の規定による供給地点の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の五の供給地点変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 「略」

(軽微な変更)

第四十五条の八 「略」

2 前項の規定は、次の各号に掲げる変更のいずれかに該当するものについては、適用しない。

一・二 「略」

三 沖縄県及び離島等（沖縄県に属するものを除く。）の需要に応ずるために必要な供給能力の確保に関するもの

3
「略」

（変更登録の申請）

第四十五条の九 「略」

2 法第二十七条の十九第三項において準用する法第二十七条の十六第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 法第二十七条の十九第三項において読み替

三 沖縄県及び離島（沖縄県に属するものを除く。）の需要に応ずるために必要な供給能力の確保に関するもの

3
「略」

（変更登録の申請）

第四十五条の九 「略」

2 法第二十七条の十九第三項において準用する法第二十七条の十六第二項の経済産業省令で定める書類は、変更を必要とする理由を記載したものとする。

「新設」

「新設」

えて準用する法第二十七条の十八第一項第一

号及び第三号に該当しないことを誓約する書

面

3

〔略〕

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出

）

第四十五条の十四 法第二十七条の二十五第一項

の規定による事業の全部又は一部の休止又は廃

止の届出をしようとする者は、その実施の日の

二十日前までに、様式第三十一の十五の特定送

配電事業休止（廃止）届出書に次に掲げる書類

を添えて、経済産業大臣に提出しなければなら

3

〔略〕

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出

）

第四十五条の十四 法第二十七条の二十五第一項

の規定による事業の全部又は一部の休止又は廃

止の届出をしようとする者は、様式第三十一の

十五の特定送配電事業休止（廃止）届出書に次

に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出し

なければならない。ただし、事業の全部を休止

ない。ただし、事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあつては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

一・二 「略」

2 「略」

(発電事業の届出)

第四十五条の十九 「略」

2 法第二十七条の二十七第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・三 「略」

四 一般送配電事業者又は配電事業者にその一

し、又は廃止する場合にあつては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

一・二 「略」

2 「略」

(発電事業の届出)

第四十五条の十九 「略」

2 法第二十七条の二十七第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・三 「略」

四 一般送配電事業者にその一般送配電事業の

一般送配電事業又は配電事業の用に供するため
の電気を発電し、当該電気を供給することを
約している場合にあつては、その供給の相手
方及びその内容

3 法第二十七条の二十七第二項の経済産業省令
で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 一般送配電事業者又は配電事業者による一
般送配電事業又は配電事業の用に供するため
の電気を発電し、当該電気を供給することを
約している場合にあつては、その供給の相手
方との契約書の写し

三 「略」

用に供するための電気を発電し、当該電気を
供給することを約している場合にあつては、
その供給の相手方及びその内容

3 法第二十七条の二十七第二項の経済産業省令
で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 一般送配電事業者による一般送配電事業の
用に供するための電気を発電し、当該電気を
供給することを約している場合にあつては、
その供給の相手方との契約書の写し

三 「略」

4
「略」

第五節の二 特定卸供給事業

（特定卸供給事業の届出）

第四十五条の二十一の二 法第二十七の三十第一
項の規定による特定卸供給事業の届出をしよう
とする者は、様式第三十一の二十一の二の特定
卸供給事業届出書を経済産業大臣に提出しなけ
ればならない。

2 法第二十七条の三十第一項第六号の経済産業
省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号、電子メールアドレスその他の連

4
「略」

「新設」

「新設」

絡先

二 特定卸供給事業を行う地域

3 法第二十七条の三十第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 電気の集約の方法に関するもの

二 供給能力の確保に関するもの

三 一般送配電事業者及び配電事業者にその一般送配電事業及び配電事業の用に供するため
の電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し

四 届出者が推進機関の会員でない場合にあつては、当該届出者が推進機関に加入する手続をとつたことを証する書類

(変更の届出)

第四十五条の二十一の三 法第二十七条の三十第

七項の規定による同条第一項第三号又は第四号

に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は

その実施の日の三十日前までに、様式第三十

一の二十一の三の特定卸供給事業変更届出書を

経済産業大臣に提出しなければならない。

2

法第二十七条の三十第八項において準用する

同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次

に掲げるものとする。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 電気の集約の方法に関するもの

〔新設〕

三 供給能力の確保に関するもの

四 一般送配電事業者及び配電事業者にその一般送配電事業及び配電事業の用に供するため
の電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方との契約書の写し

(軽微な変更)

第四十五条の二十一の四 法第二十七条の三十第
八項において読み替えて準用する同条第三項の
経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げ
るもの以外のものとする。

一 変更後の他の者から集約することが見込ま
れる電力の合計値が、第四十五条の二十一の

〔新設〕

二第三項第二号に規定する書類に記載されて
いる他の者から集約することが見込まれる電
力の値の二分の一を下回る変更

二 供給の相手方の追加に係る変更（供給の相
手方の電気事業の種類を追加する場合に限
る。）

三 電気の集約方法の変更

四 電気の集約を行うために新たな電子情報処
理組織を追加する変更

五 電気の集約を行うために使用する電子情報
処理組織の主たる機能の変更

（氏名等の変更の届出）

第四十五条の二十一の五 法第二十七条の三十第

九項の規定による同条第一項第一号、第二号、

第五号又は第六号に掲げる事項の変更の届出を

しようとする者は、様式第三十一の二十一の四

の氏名等変更届出書を経済産業大臣に提出しな

ければならない。

（特定卸供給事業者の地位の承継の届出）

第四十五条の二十一の六 法第二十七条の三十二

において準用する法第二条の七第二項の規定に

よる地位の承継の届出をしようとする者は、様

式第三十一の二十一の五の特定卸供給事業承継

届出書を提出しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第四十五条の二十一の七 法第二十七条の三十二
において準用する法第二十七条の二十五第一項
の規定による事業の休止又は廃止の届出をしよ
うとする者は、その実施の日の三十日前までに
、様式第三十一の二十一の六の特定卸供給事業
休止（廃止）届出書に休止又は廃止を必要とす
る理由を記載した書類を添えて提出しなければ
ならない。

2 法第二十七条の三十二において準用する法第
二十七条の二十五第二項の規定による特定卸供
給事業者たる法人の解散の届出をしようとする

〔新設〕

者は、様式第三十一の二十一の七の解散届出書を提出しなければならない。

第五節の三 「略」

（賠償負担金の回収等）

第四十五条の二十一の八 一般送配電事業者（第四十五条の二十一の十第一項の通知を受けた者に限る。以下この条において同じ。）は、当該通知に従い、賠償負担金（次条第一項に規定する賠償負担金をいう。）をその接続供給の相手方又はその供給区域内に供給区域がある配電事

第五節の二 「略」

（賠償負担金の回収等）

第四十五条の二十一の二 一般送配電事業者（第四十五条の二十一の四第一項の通知を受けた一般送配電事業者に限る。次項において同じ。）は、当該通知に従い、賠償負担金（次条第一項に規定する賠償負担金をいう。）をその接続供給の相手方から回収しなければならない。

業者から回収しなければならない。

2 一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の十第一項の通知に従い、各原子力発電事業者（次条第一項に規定する原子力発電事業者をいう。）ごとに賠償負担金相当金（第四十五条の二十一の十第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）を払い渡さなければならない。

（賠償負担金の額の承認）

第四十五条の二十一の九 原子力発電事業（自らが維持し、及び運用する原子力発電工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業

2 一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の四第一項の通知に従い、各原子力発電事業者（次条第一項に規定する原子力発電事業者をいう。）ごとに賠償負担金相当金（第四十五条の二十一の四第一項第三号に規定する賠償負担金相当金をいう。）を払い渡さなければならない。

（賠償負担金の額の承認）

第四十五条の二十一の三 原子力発電事業（自らが維持し、及び運用する原子力発電工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送

又は特定送配電事業の用に供するための電気を
発電する事業をいう。以下この項及び第四十五
条の二十一の十二第三項第二号において同じ。

）を営む発電事業者（以下この条、次条及び第
四十五条の二十一の十二第一項において「原子
力発電事業者」という。）は、その運用する原
子力発電工作物及び廃止した原子力発電工作物
（旧原子力発電事業者（当該原子力発電事業者
が営む原子力発電事業に相当する事業を営んで
いた者をいう。以下この条において同じ。）が
廃止したものを含む。）（第三項及び第四十五
条の二十一の十二第一項において単に「原子力
発電工作物」という。）に係る原子力損害（原

配電事業の用に供するための電気を発電する事
業をいう。以下この項及び第四十五条の二十一
の六第三項第二号において同じ。）を営む発電
事業者（以下この条、次条及び第四十五条の二
十一の六第一項において「原子力発電事業者」
という。）は、その運用する原子力発電工作物
及び廃止した原子力発電工作物（旧原子力発電
事業者（当該原子力発電事業者が営む原子力発
電事業に相当する事業を営んでいた者をいう。
以下この条において同じ。）が廃止したものを
含む。）（第三項及び第四十五条の二十一の六
第一項において単に「原子力発電工作物」とい
う。）に係る原子力損害（原子力損害の賠償に

子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）第二条第二項に規定する原子力損害及びこれに相当するものをいう。）の賠償のために備えておくべきであつた資金であつて、旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に原価として算定することができなかったものを、一般送配電事業者（沖縄電力株式会社を除く。以下この条、次条、第四十五条の二十一の十二及び第四十五条の二十一の十三において同じ。）から回収しようとするときは、回収しようとする資金（以下この条及び次条において「賠償負担金」という。）の額について、五年ごとに、経済産業大臣の承認を受けな

関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）第二条第二項に規定する原子力損害及びこれに相当するものをいう。）の賠償のために備えておくべきであつた資金であつて、旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に原価として算定することができなかったものを、一般送配電事業者（沖縄電力株式会社を除く。以下この条、次条、第四十五条の二十一の六及び第四十五条の二十一の七において同じ。）が行う接続供給によつて回収しようとするときは、回収しようとする資金（以下この条及び次条において「賠償負担金」という。）の額について、五年ごとに、経済産業大臣の承認を受けな

ければならない。

2 前項の承認を受けようとする原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の八の賠償負担金承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 三 「略」

3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一・二 「略」

三 各一般送配電事業者ごとの回収すべき賠償負担金の額が、旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に発電した原子力電

ればならない。

2 前項の承認を受けようとする原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の二の賠償負担金承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 三 「略」

3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一・二 「略」

三 各一般送配電事業者ごとの回収すべき賠償負担金の額が、旧原子力発電事業者が平成二十三年三月三十一日以前に発電した原子力電

気（原子力発電工作物を用いて原子力を変換して得られる電気をいう。第四十五条の二十一の十二第三項第二号において同じ。）の供給に係る契約の内容に照らし、適正かつ明確に定められていること。

第四十五条の二十一の十 「略」

第五節の四 「略」

（廃炉円滑化負担金の回収等）

第四十五条の二十一の十一 一般送配電事業者（

第四十五条の二十一の十三第一項の通知を受け

気（原子力発電工作物を用いて原子力を変換して得られる電気をいう。第四十五条の二十一の六第三項第二号において同じ。）の供給に係る契約の内容に照らし、適正かつ明確に定められていること。

第四十五条の二十一の四 「略」

第五節の三 「略」

（廃炉円滑化負担金の回収等）

第四十五条の二十一の五 一般送配電事業者（第

四十五条の二十一の七第一項の通知を受けた一

た者に限る。以下この条において同じ。）は、当該通知に従い、廃炉円滑化負担金（次条第一項に規定する廃炉円滑化負担金をいう。）をその接続供給の相手方又はその供給区域内に供給区域がある配電事業者から回収しなければならない。

2 一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の十三第一項の通知に従い、各特定原子力発電事業者（次条第一項に規定する特定原子力発電事業者をいう。）ごとに廃炉円滑化負担金相当金（第四十五条の二十一の十三第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）を払い渡さなければならない。

一般送配電事業者に限る。次項において同じ。）は、当該通知に従い、廃炉円滑化負担金（次条第一項に規定する廃炉円滑化負担金をいう。）をその接続供給の相手方から回収しなければならない。

2 一般送配電事業者は、第四十五条の二十一の七第一項の通知に従い、各特定原子力発電事業者（次条第一項に規定する特定原子力発電事業者をいう。）ごとに廃炉円滑化負担金相当金（第四十五条の二十一の七第一項第三号に規定する廃炉円滑化負担金相当金をいう。）を払い渡さなければならない。

（廃炉円滑化負担金の額の承認）

第四十五条の二十一の十二 電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下この条において「会計規則」という。）第二十八条の二第一項若しくは第二十八条の三第一項の承認又は原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）第五条第三項ただし書の承認を受けた原子力発電事業者（以下この条及び次条において「特定原子力発電事業者」という。）は、当該承認に係る原子力発電工作物（特定原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和

（廃炉円滑化負担金の額の承認）

第四十五条の二十一の六 電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下この条において「会計規則」という。）第二十八条の二第一項若しくは第二十八条の三第一項の承認又は原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）第五条第三項ただし書の承認を受けた原子力発電事業者（以下この条及び次条において「特定原子力発電事業者」という。）は、当該承認に係る原子力発電工作物（特定原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三

三十二年法律第百六十六号)第六十四条の二第二項に規定する特定原子力施設をいう。)に係るものを除く。)の廃止を円滑に実施するために必要な資金を一般送配電事業者から回収しようとするときは、回収しようとする資金(以下この条及び次条において「廃炉円滑化負担金」という。)の額について、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする特定原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の九の廃炉円滑化負担金承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 「略」

十二年法律第百六十六号)第六十四条の二第一項に規定する特定原子力施設をいう。)に係るものを除く。)の廃止を円滑に実施するために必要な資金を一般送配電事業者が行う接続供給によつて回収しようとするときは、回収しようとする資金(以下この条及び次条において「廃炉円滑化負担金」という。)の額について、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする特定原子力発電事業者は、様式第三十一の二十一の三の廃炉円滑化負担金承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 「略」

3
「略」

第四十五条の二十一の十三 「略」

（構内の定義）

第四十五条の二十二 法第二十七条の三十三第一項第一号の経済産業省令で定める構内は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

（特定供給の許可申請）

第四十五条の二十三 法第二十七条の三十三第二項の申請書は、様式第三十一の二十二によるもの

3
「略」

第四十五条の二十一の七 「略」

（構内の定義）

第四十五条の二十二 法第二十七条の三十第一項第一号の経済産業省令で定める構内は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

（特定供給の許可申請）

第四十五条の二十三 法第二十七条の三十第二項の申請書は、様式第三十一の二十二によるもの

のとする。

2 法第二十七条の三十三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

3 法第二十七条の三十三第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

（密接な関係）

第四十五条の二十四 法第二十七条の三十三第三項第一号の経済産業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当するものとする

一・三 「略」

とする。

2 法第二十七条の三十第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

3 法第二十七条の三十第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

（密接な関係）

第四十五条の二十四 法第二十七条の三十第三項第一号の経済産業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・三 「略」

(特定供給の変更届出)

第四十五条の二十五 法第二十七条の三十三第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二十三の特定供給変更届出書にその変更に係る書類を添えて提出しなければならない。
い。

(特定供給の廃止届出)

第四十五条の二十六 法第二十七条の三十三第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二十四の特定供給廃止届出書を提出しなければならない。

(特定供給の変更届出)

第四十五条の二十五 法第二十七条の三十四第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二十三の特定供給変更届出書にその変更に係る書類を添えて提出しなければならない。
い。

(特定供給の廃止届出)

第四十五条の二十六 法第二十七条の三十五第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二十四の特定供給廃止届出書を提出しなければならない。

(特定自家用電気工作物設置者の届出)

第四十五条の二十八 「略」

2 法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 逆流防止装置（特定自家用電気工作物の発電に係る電気を、一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接又は一般送配電事業者若しくは配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に送電できないようにするための装置をいう。以下同じ。）の有無

(特定自家用電気工作物設置者の届出)

第四十五条の二十八 「略」

2 法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 逆流防止装置（特定自家用電気工作物の発電に係る電気を、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接又は一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に送電できないようにするための装置をいう。以下同じ。）の有無

3

法第二十八条の三第二項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。

一・二 「略」

三 当該届出が法第二十八条の三第二項第三号に係るものである場合 様式第三十一の二十八の特定自家用電気工作物が一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接又は一般送配電事業者若しくは配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続されている状態でなくなった場合の届出書

3

法第二十八条の三第二項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。

一・二 「略」

三 当該届出が法第二十八条の三第二項第三号に係るものである場合 様式第三十一の二十八の特定自家用電気工作物が一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接又は一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続されている状態でなくなった場合の届出書

(供給計画の届出)

第四十六条 法第二十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる事項について、同表の下欄に定める期間における計画を記載した様式第三十二の供給計画届出書を提出しなければならない。

小売電気事 業者	一・二 「略」	初年度以降
三 電気の取引 (振替供給、 接続供給、特	十年間	

(供給計画の届出)

第四十六条 法第二十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる事項について、同表の下欄に定める期間における計画を記載した様式第三十二の供給計画届出書を提出しなければならない。

小売電気事 業者	一・二 「略」	初年度以降
三 電気の取引 (振替供給、 接続供給、特	十年間	

一般送配電事業者			送電事業者	
一〇三	「略」	四〇〇 広域系統整備計画に関すること	五〇〇 電気の取引に関すること	一〇〇 使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路
初年度以降 十年間			「略」	初年度以降 十年間

一般送配電事業者			送電事業者	
一〇三	「略」	「新設」	四〇〇 電気の取引に関すること	一〇〇 使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所
初年度以降 十年間			「略」	初年度以降 十年間

配電事業者	
一 年度別の最 大電力の供給 に 関すること 二 年度別の電 力量の供給に 関すること 三 使用を開始	及び変電所に 関すること 二 広域系統整 備計画に 関すること
初年度以降 十年間	

「新設」	
「新設」	に 関すること
「新設」	

月別の電力量の	月別の最大電力の供給に関すること	し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に 四 電気の取引 関すること に 関すること
初年度	初年度及び 第二年度	

〔新設〕	〔新設〕	
〔新設〕	〔新設〕	

事業者	特定卸供給	〔略〕
供給に関するこ と	一 年度別の最 大電力の供給 に関すること 二 年度別の電 力量の供給に 関すること 三 電気の取引 に関すること	〔略〕
	初年度以降 十年間	〔略〕

	〔新設〕	〔略〕
	〔新設〕	〔略〕
	〔新設〕	〔略〕

2 前項の供給計画届出書には、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書	[略]		
	[略]	月別の電力量の供給に関すること	月別の最大電力の供給に関すること
	[略]	初年度	初年度及び第二年度

2 前項の供給計画届出書には、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書	[略]		
	[略]	[新設]	[新設]
	[略]	[新設]	[新設]

類を添付しなければならない。

〔略〕	配電事業者
〔略〕	一 様式第三十六の初年度及び第二年度における電気の取引に関する計画書 二 供給区域内において行う電気の供給に対する需要について記載した様式第三十三の供給区域需要電力量想定書 三 供給区域における周波数

類を添付しなければならない。

〔略〕	〔新設〕
〔略〕	〔新設〕

制御、需給調整その他の系
統安定化業務に必要となる
電源等の能力確保状況につ
いて記載した様式第三十三
の二の調整力確保計画書

四 供給区域における周波数
の標準周波数に比した変動
の割合について、前年度の
実績を記載した様式第三十
七の周波数滞在率実績表

五 様式第三十八の初年度、
第五年度及び第十年度の各
年度末における電力系統の

3・4 「略」 (あつせん及び仲裁に関する通知の方法) 第四十七条の五 令第二十六条、第二十七条第二項、第二十九条第二項及び第三十条(これらの	特定卸供給事業	「略」	状況を記載した書面
		「略」	
	様式第三十六の初年度及び第二年度における電気の取引に関する計画書		

3・4 「略」 (あつせん及び仲裁に関する通知の方法) 第四十七条の五 令第七条、第八条第二項、第十条第二項及び第十一条(これらの規定を令第十	「新設」	「略」	
	「新設」	「略」	

規定を令第三十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。

2 令第二十六条第一項の規定による通知をする場合には、同項の申請に係る申請書の写しを併せて送付しなければならない。

（名簿の記載事項）

第四十七条の六 令第二十八条の名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 三 「略」

（あっせん及び仲裁の状況の報告）

二条第二項において準用する場合を含む。）並びに第十二条第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。

2 令第七条第一項の規定による通知をする場合には、同項の申請に係る申請書の写しを併せて送付しなければならない。

（名簿の記載事項）

第四十七条の六 令第九条の名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 三 「略」

（あっせん及び仲裁の状況の報告）

第四十七條の七 令第三十四條の規定による報告は、国の会計年度の経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

一〇五 「略」

第二章の二 電気使用者情報の利用及び提供

（認定電気使用者情報利用者等協会の認定申請）

第四十七條の十の二 法第三十七條の四の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した

第四十七條の七 令第十五條の規定による報告は、国の会計年度の経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

一〇五 「略」

〔新設〕

〔新設〕

申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
い。

一 名称

二 事務所の所在の場所

三 役員の氏名及び会員の名称

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 定款

二 登記事項証明書

三 情報利用等適正化業務の実施の方法を記載した書類

四 情報利用等適正化業務を適確に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする

書類

五 最近の事業年度（申請の日の属する事業年

度に設立された法人にあつては、その設立の

時）における財産目録その他の財産的基礎を

有することを明らかにする書類

六 役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに

代わる書類

七 役員の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和

四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十

三に規定する旧氏をいう。）及び名を当該役

員の氏名に併せて前項の申請書に記載した場

合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及

び名を証するものでないときは、当該旧氏及

び名を証する書類

3

経済産業大臣は、第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(認定電気使用者情報利用者等協会への報告)

第四十七条の十の三

法第三十七条の八第一項の

経済産業省令で定める情報は、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害し、又は阻害するおそれがある情報とする。

(経済産業大臣による情報提供)

第四十七条の十の四

法第三十七条の十二の経済

〔新設〕

〔新設〕

産業省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 法に基づく報告書若しくは資料の求め又は
立入検査の結果及びその内容に関する事項

二 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基
づく処分に関する事項

三 電気使用者情報の利用及び提供に関する電
気供給事業者及び電気の利用者からの苦情並
びにその苦情の処理に関する事項

四 その他情報利用等適正化業務を適正に行う
ために経済産業大臣が必要と認める事項

（火力発電所の原動力）

（火力発電所の原動力）

第四十七条の十二 令第四十六条第三項の表第十
三号（二）の経済産業省令で定めるものは、ス
ターリングエンジン又はこれに準ずるものとす
る。

第四十八条の二 法第三十八条第三項第五号の主
務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに
該当することとする。

一 「略」

二 一般送配電事業者が離島等供給の用に供す
るため又はその供給する電気の電圧及び周波
数の値を一定の値に維持するため、当該一般
送配電事業者が維持し、及び運用するもので

第四十七条の十二 令第二十七条第三項の表第十
三号（二）の経済産業省令で定めるものは、ス
ターリングエンジン又はこれに準ずるものとす
る。

第四十八条の二 法第三十八条第三項第四号の主
務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに
該当することとする。

一 「略」

二 一般送配電事業者が離島供給の用に供する
ため又はその供給する電気の電圧及び周波数
の値を一定の値に維持するため、当該一般送
配電事業者が維持し、及び運用するものであ

あること。

(保安規程)

第五十条 法第四十二条第一項の保安規程は、次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに定めるものとする。

- 一 事業用電気工作物であつて、一般送配電事業、送電事業、配電事業又は発電事業（法第三十八条第三項第五号に掲げる事業に限る。

次項において同じ。）の用に供するもの

二 「略」

2
9 「略」

ること。

(保安規程)

第五十条 法第四十二条第一項の保安規程は、次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに定めるものとする。

- 一 事業用電気工作物であつて、一般送配電事業、送電事業又は発電事業（法第三十八条第三項第四号に掲げる事業に限る。次項において同じ。）の用に供するもの

二 「略」

2
9 「略」

(免状交付事務に係る委託契約書の記載事項)

第五十六条の二 令第三十七条第一号二の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 「略」

(免状交付事務に係る公示)

第五十六条の三 令第三十七条第二号の規定による公示は、次に掲げる事項を明らかにすることにより行うものとする。

一・二 「略」

(添付書類の省略)

第六十七条 法第四十七条第一項若しくは第二項

(免状交付事務に係る委託契約書の記載事項)

第五十六条の二 令第十八条第一号二の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 「略」

(免状交付事務に係る公示)

第五十六条の三 令第十八条第二号の規定による公示は、次に掲げる事項を明らかにすることにより行うものとする。

一・二 「略」

(添付書類の省略)

第六十七条 法第四十七条第一項若しくは第二項

の認可を受けようとする場合又は法第四十八条
第一項の規定による届出をしようとする場合に
おいて、その申請書又は届出書に添付すべき書
類のうち、経済産業大臣（令第四十六条第三項
の表第十六号の権限に係る事業用電気工作物に
係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督
部長。第七十条において同じ。）がその認可の
申請又は届出に係る事業用電気工作物の型式、
設計等から見て添付することを要しない旨の指
示をしたものについては、第六十三条第一項又
は前条第一項若しくは第二項の規定にかかわら
ず、添付することを要しない。

2

「略」

の認可を受けようとする場合又は法第四十八条
第一項の規定による届出をしようとする場合に
おいて、その申請書又は届出書に添付すべき書
類のうち、経済産業大臣（令第二十七条第三項
の表第十六号の権限に係る事業用電気工作物に
係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督
部長。第七十条において同じ。）がその認可の
申請又は届出に係る事業用電気工作物の型式、
設計等から見て添付することを要しない旨の指
示をしたものについては、第六十三条第一項又
は前条第一項若しくは第二項の規定にかかわら
ず、添付することを要しない。

2

「略」

第七十三条の六の二 法第五十一条第三項の原子力を原動力とする発電用の事業用電気工作物以外の事業用電気工作物であつて経済産業省令で定めるものは、火力発電設備及び燃料電池発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第四十六条第三項の表第十七号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2
「略」

第七十三条の六の二 法第五十一条第三項の原子力を原動力とする発電用の事業用電気工作物以外の事業用電気工作物であつて経済産業省令で定めるものは、火力発電設備及び燃料電池発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第二十七条第三項の表第十七号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2
「略」

第九十四条の五の二 法第五十五条第四項の原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外の電気工作物であつて経済産業省令で定めるものは、火力発電設備、燃料電池発電設備及び風力発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第四十六条第三項の表第二十一号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2
「略」

（売買取引数量等の公表）

第九十四条の五の二 法第五十五条第四項の原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外の電気工作物であつて経済産業省令で定めるものは、火力発電設備、燃料電池発電設備及び風力発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第二十七条第三項の表第二十一号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2
「略」

（売買取引数量等の公表）

第三百三十二条の八 「略」

2 法第九十九条の五の「売買取引の数量及び価格」とは、次の表の上欄に掲げる市場の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

一 時間前市場	「略」
一 翌日市場における 売買取引に係る電力 の受渡しが行われる 特定の時間帯と同一 の時間帯における売	「略」

第三百三十二条の八 「略」

2 法第九十九条の五の「売買取引の数量及び価格」とは、次の表の上欄に掲げる市場の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

一 時間前市場	「略」
一 スポット市場にお ける売買取引に係る 電力の受渡しが行わ れる特定の時間帯と 同一の時間帯におけ	「略」

	買取引の数量
[略]	二 [略]
[略]	[略]

3

[略]

(特定計量の定義)

第百三十二条の十四 法第百三条の二第一項の経

済産業省令で定める計量は、次の各号のいずれ

にも該当するものとする。

- 一 電気計器（計量法（平成四年法律第五十一号）第七十二条第一項の検定証印又は同法第

	る売買取引の数量
[略]	二 [略]
[略]	[略]

3

[略]

[新設]

九十六条第一項（同法第百一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の表示

（以下「検定証印等」という。）が付されて
いるもの（検定証印等の有効期間を経過して
いないものに限る。）を除く。）を使用する
計量

二 電力量その他の電気に係る物象の状態の量
（計量法第二条第一項に規定するものをい
う。以下同じ。）を増加させ、又は減少させ
る機器の種類を特定してする計量

三 特定した機器の種類定格消費電力が五百
キロワット未満であること又は出力電力が五
百キロワット未満であることが見込まれる計

量（電力の取引又は証明（計量法第二条第二項に規定する取引又は証明をいう。以下同じ。）において、電力の上限が五百キロワット未満となる措置を講じている場合又は計量に関する知見に基づいて十分に検討され、その内容が公表されている場合を含む。）

（事業の届出）

第百三十二条の十五 法第百三条の二第一項の規定による届出をしようとする者は、当該特定計量の実施予定日の三十日前までに、様式第八十三の十二の特定計量届出書に、様式第八十三の十三及び第八十三の十四による説明書を添えて

〔新設〕

、経済産業大臣に提出しなければならない。

（変更の届出）

第三百三十二条の十六 法第三百三条の二第一項の規定による変更の届出をしようとする者は、当該変更に係る事項について、変更の予定年月日の十日前までに、様式第八十三の十五の特定計量変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。特定計量に使用する電気計器の型名を追加しようとする者は、変更の予定年月日の三十日前までに、様式第八十三の十五の特定計量変更届出書に、様式第八十三の十三及び様式第八十三の十四による説明書を添えて、経済産業

〔新設〕

大臣に提出しなければならない。

（特定計量に係る基準）

第三百三十二条の十七 法第三百三条の二第二項の経

済産業省令で定める基準は、次条から第三百三十

二条の二十一まで及び第三百三十二条の二十三に

定めるところによる。

（特定計量に使用する電気計器に係る基準）

第三百三十二条の十八 特定計量に使用する電気計

器は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 その誤差が、適正な計量の実施を確保する

〔新設〕

〔新設〕

ために必要と認められる範囲を超えないこと。

二 製造事業者名又は当該製造事業者の登録商標（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二条第五項の登録商標をいう。）、製造年、型名、製造番号、定格値その他電気計器を特定するために必要な事項が、その見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、表記されていること。ただし、その見やすい箇所に表記することが困難なときは、その近傍に表記し、又は必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができるようにする等の代替的な措置

置が講じられていること。

三 計量した電力量その他の物象の状態の量の

値を確認するための機能を有するものである

こと。

四 計量する機能の不正な変更を防止するため

の措置（特定計量を行う者による計量する機

能の不正な変更を防止するための対応を含

む。）が講じられていること。

五 計量する機能がその使用環境上想定し得る

電流、電圧、周波数、温度の変化その他内外

からの作用及び使用場所の状況の影響を容易

に受けない性能を有するものであつて、安全

性その他適正な計量の実施を確保するために

必要な性能を有するものであること。

六 次に掲げる基準に適合する者により、第一

号及び第五号に掲げる基準への適合性を確認
するための検査が電気計器の通常の使用状態
に応じて適切に行われ、かつ、当該検査に関
する記録が適切に作成され、及び保存されて
いること。

イ 第一号及び第五号に掲げる基準への適合
性を適切に確認することができる検査に関
する知識を有する者であること

ロ 第一号及び第五号に掲げる基準への適合
性を適切に確認することができる検査設備
を所有し、又は利用できる者であること

ハ その製造事業者が自ら検査を行う場合に
あつては、その検査の実施において適正な
体制を有する者であること

七 その構造、使用条件、使用状況等に応じて
第一号から第五号までに掲げる基準に適合
する機能を維持するために必要な点検、取替
えその他の措置が講じられていること。

（特定計量をする者に係る基準）

第一百三十二条の十九 特定計量に係る取引又は証
明をしようとする者は、その相手方に対し、書
面の交付その他の適切な方法により、次に掲げ
る事項（その内容を変更しようとする場合にあ

〔新設〕

つては、当該変更しようとする事項に限る。」

について説明を行うこととする。ただし、第十

一号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに応じ

ることができる時間帯については、特定計量を

する者が、特定計量に係る取引又は証明の媒介

、取次ぎ又は代理（以下この号において「媒介

等」という。）を業として行う者（以下この号

において「媒介業者等」という。）の業務の方

法についての苦情及び問合せを処理することと

している場合は、この限りでない。

一 当該特定計量に係る取引又は証明をしよう

とする者の氏名又は名称

二 当該媒介業者等が当該特定計量に係る取引

又は証明の媒介等を行う場合にあつては、その旨及び当該媒介業者等の氏名又は名称

三 検定証印等が付されているもの（検定証印等の有効期間を経過していないものに限る。

）を使用する計量ではなく、電気事業法第百

三条の二第一項に規定する特定計量をする旨

四 特定計量をする電力量その他の物象の状態の量の種類

五 使用する電気計器の一般的な名称、製造事業者名、製造年、型名、製造番号その他使用する電気計器を特定するために必要な事項

六 前条第一号の誤差の範囲並びに当該誤差の範囲が計量法第七十一条第一項第二号の経済

産業省令で定める検定公差を超える場合には
その旨及びその誤差が電力の取引又は証明に
及ぼす影響（軽微なものを除く。）

七 前条第三号の機能の概要

八 前条第六号の検査を行った者の名称

九 前条第七号の措置

十 当該特定計量に係る取引又は証明をしよう
とする者の電話番号、電子メールアドレス等
その他の連絡先並びに苦情及び問合せに応じ
ることができる時間帯

十一 媒介業者等が、当該特定計量に係る取引
又は証明の媒介等を行う場合にあつては、当
該媒介業者等の電話番号、電子メールアドレス

ス等その他の連絡先並びに苦情及び問合せに
応じることができる時間帯

十二 適正な計量の実施の確保のために特定計
量に係る取引又は証明の相手方が遵守し、又
は留意すべき事項があるときは、その内容

十三 電気計器の工事、維持及び運用に関する
費用、その位置で計量をすることにより発生
する費用の負担その他の特定計量に係る取引
又は証明の相手方の負担となるものがある場
合にあつては、その内容

十四 特定計量に係る取引又は証明の実施期間
十五 その他その特定計量をするに当たり必要
な事項

第三百三十二条の二十 特定計量をする者は、特定

〔新設〕

計量に係る取引又は証明の相手方からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理することとする。また、苦情の内容及び苦情処理に関する記録を、その記載の日から少なくとも二年間保存することとする。

第三百三十二条の二十一 特定計量をする者は、次

〔新設〕

に掲げる事項を記載した台帳を作成し、これを特定計量の終了する日から少なくとも二年間保存することとする。

一 特定計量に使用する電気計器の設置の場所

-
- 二 第三百三十二条の十四第二号の機器の種類
 - 三 第三百三十二条の十四第三号に掲げる計量に該当している旨
 - 四 使用する電気計器の一般的な名称、製造事業者名、製造年、型名、製造番号その他使用する電気計器を特定するために必要な事項
 - 五 特定計量の開始の日
 - 六 第三百三十二条の十八条第七号の措置
 - 七 特定計量に使用する電気計器の所有者の氏名又は名称
 - 八 特定計量に係る取引又は証明の相手方の氏名又は名称その他の特定計量を適切に実施するための管理に必要な事項
-

(電磁的方法による保存)

第百三十二条の二十二 第百三十二条の二十一各

号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され

当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機

器を用いて直ちに表示されることができるよう

にして保存されるときは、当該記録の保存をも

つて当該事項が記載された台帳の保存に代える

ことができる。

〔新設〕

第百三十二条の二十三 特定計量をする者は、計

量した電力量その他の物象の状態の量に関する

記録の保存、サイバーセキュリティの確保その

〔新設〕

他の特定計量の適正な実施に関し必要な措置を講じることとする。

(立入検査の身分証明書)

第百三十三条 法第百七条第十一項の証明書は、様式第八十四によるものとする。

第百三十三条の二 法第百七条第十七項において準用する同条第十五項の証明書は、様式第八十四の二によるものとする。

別表第三(第六十三条、第六十六条、第七十八条関係)

(立入検査の身分証明書)

第百三十三条 法第百七条第九項の証明書は、様式第八十四によるものとする。

第百三十三条の二 法第百七条第十五項において準用する同条第十三項の証明書は、様式第八十四の二によるものとする。

別表第三(第六十三条、第六十六条、第七十八条関係)

電気工 作物の 種類		記載すべき事項	
事項		一般記載	設備別記
工事に係るもの 工事の内容 容に關係 あるもの に限る。		認可の申 請又は届 出に係る 關係あるもの に限る。	添付書類（認 可の申請に係 る工事、届出 に係る工事又 は使用前自己 確認の内容に 關係あるもの に限る。）

電気工 作物の 種類		記載すべき事項	
事項		一般記載	設備別記
工事に係るもの 工事の内容 容に關係 あるもの に限る。		認可の申 請又は届 出に係る 關係あるもの に限る。	添付書類（認 可の申請に係 る工事、届出 に係る工事又 は使用前自己 確認の内容に 關係あるもの に限る。）

一 発										
電 所										
1 発電										
所の名										
称及び										
位置（										
都道府										
県郡市										
区町村										
字を記										
載する										
こと。										
）										
2 発電										
送電関係一覧										
図										
事業用電気工										
作物が電気の										
円滑な供給を										
確保するため										
技術上適切な										
ものであるこ										
との説明書（										
電圧十七万ボ										
ルト以上の電										
力系統に係る										

一 発										
電 所										
1 発電										
所の名										
称及び										
位置（										
都道府										
県郡市										
区町村										
字を記										
載する										
こと。										
）										
2 発電										
送電関係一覧										
図										
事業用電気工										
作物が電気の										
円滑な供給を										
確保するため										
技術上適切な										
ものであるこ										
との説明書（										
電圧十七万ボ										
ルト以上の電										
力系統に係る										

所の出	力（水	力発電	所の場	合は、	常時出	力及び	常時せ	ん頭出	力を付	記する	こと。	～及び

事業用電気工	作物であつて	、一般送配電	事業又は配電	事業の用に供	されるものに	係る場合に限	る。）	特定対象事業	に係るものに	あつては、特	定対象事業実	施区域内の主

所の出	力（水	力発電	所の場	合は、	常時出	力及び	常時せ	ん頭出	力を付	記する	こと。	～及び

事業用電気工	作物であつて	、一般送配電	事業の用に供	されるものに	係る場合に限	る。）	特定対象事業	に係るものに	あつては、特	定対象事業実	施区域内の主

周波数	3 水力	発電所	の場合	は、使	用水量	、有効	落差及	び理論	水力（	それぞ	れ最大	、常時

要工作物及び	主要仮設備の	配置図（水力	発電所の場合	は、減水区間	の長さも併せ	て記載するこ	と。）	特定対象事業	に係るものに	あつては、そ	の特定対象事	業に係る法第

周波数	3 水力	発電所	の場合	は、使	用水量	、有効	落差及	び理論	水力（	それぞ	れ最大	、常時

要工作物及び	主要仮設備の	配置図（水力	発電所の場合	は、減水区間	の長さも併せ	て記載するこ	と。）	特定対象事業	に係るものに	あつては、そ	の特定対象事	業に係る法第

及び常	時せん	頭の別	に記載	するこ	と。)	4 特定	対象事	業に係	るもの	にあつ	ては、	その特

四十六条の十	七第二項の規	定による通知	に係る評価書	に従っている	環境の保全の	ための措置に	関する説明書	環境影響評価	法第二条第三	項に規定する	第二種事業（	特定対象事業

及び常	時せん	頭の別	に記載	するこ	と。)	4 特定	対象事	業に係	るもの	にあつ	ては、	その特

四十六条の十	七第二項の規	定による通知	に係る評価書	に従っている	環境の保全の	ための措置に	関する説明書	環境影響評価	法第二条第三	項に規定する	第二種事業（	特定対象事業

定対象	事業に	係る法	第四十	六条の	第十七第	二項の	規定に	よる通	知に係	る評価	書に従	ってい

を除く。）に	係るものにあ	つては、同法	第四条第三項	第二号（同条	第四項及び同	法第二十九条	第二項におい	て準用する場	合を含む。）	の措置に関す	る説明書	大気汚染防止

定対象	事業に	係る法	第四十	六条の	第十七第	二項の	規定に	よる通	知に係	る評価	書に従	ってい

を除く。）に	係るものにあ	つては、同法	第四条第三項	第二号（同条	第四項及び同	法第二十九条	第二項におい	て準用する場	合を含む。）	の措置に関す	る説明書	大気汚染防止

る環境	の保全	のため	の措置	5 環境	影響評	価法第	二条第	三項に	規定す	る第二	種事業	(特定

法第二条第二	項のばい煙発	生施設を設置	する場合は、	ばい煙（大気	汚染防止法第	二条第一項に	規定するもの	をいう。以下	同じ。）に関	する説明書	大気汚染防止	法第二条第十

る環境	の保全	のため	の措置	5 環境	影響評	価法第	二条第	三項に	規定す	る第二	種事業	(特定

法第二条第二	項のばい煙発	生施設を設置	する場合は、	ばい煙（大気	汚染防止法第	二条第一項に	規定するもの	をいう。以下	同じ。）に関	する説明書	大気汚染防止	法第二条第十

対象事	業を除	く。)	に係る	ものに	あつて	は、同	法第四	条第三	項第二	号(同	条第四	項及び

三項の水銀排	出施設を設置	する場合は、	水銀等(同条	第十二項に規	定するものを	いう。以下同	じ。)に關す	る説明書	騒音規制法(	昭和四十三年	法律第九十八	号)第三条第

対象事	業を除	く。)	に係る	ものに	あつて	は、同	法第四	条第三	項第二	号(同	条第四	項及び

三項の水銀排	出施設を設置	する場合は、	水銀等(同条	第十二項に規	定するものを	いう。以下同	じ。)に關す	る説明書	騒音規制法(	昭和四十三年	法律第九十八	号)第三条第

同法第	二十九	条第二	項にお	いて準	用する	場合を	含む。	の措	置がと	られた	もので	ある旨

一項の規定に	より指定され	た地域内に同	法第二条第一	項の特定施設	を設置する場	合は、騒音に	関する説明書	水質汚濁防止	法第五条第三	項に規定する	有害物質貯蔵	指定施設を設

同法第	二十九	条第二	項にお	いて準	用する	場合を	含む。	の措	置がと	られた	もので	ある旨

一項の規定に	より指定され	た地域内に同	法第二条第一	項の特定施設	を設置する場	合は、騒音に	関する説明書	水質汚濁防止	法第五条第三	項に規定する	有害物質貯蔵	指定施設を設

置する場合は、有害物質貯蔵指定施設に関する説明書振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設

置する場合は、有害物質貯蔵指定施設に関する説明書振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設

を設置する場 合は、振動に 関する説明書 ダイオキシ ン 類対策特別措 置法（平成十 一年法律第百 五号）第二条 第二項の特定 施設を設置す る場合は、ダ イオキシ ン類 に関する説明

を設置する場 合は、振動に 関する説明書 ダイオキシ ン 類対策特別措 置法（平成十 一年法律第百 五号）第二条 第二項の特定 施設を設置す る場合は、ダ イオキシ ン類 に関する説明

急傾斜地崩壊
危険区域内に
おいて行う制
限工事に係る
場合は、当該
区域内の急傾
斜地（急傾斜
地の崩壊によ
る災害の防止
に関する法律
第二条第一項
に規定するも

急傾斜地崩壊
危険区域内に
おいて行う制
限工事に係る
場合は、当該
区域内の急傾
斜地（急傾斜
地の崩壊によ
る災害の防止
に関する法律
第二条第一項
に規定するも

のをいう。以	下同じ。）の	崩壊の防止措	置に関する説	明書	発電所の概要	を明示した地	形図（水力発	電所の場合は	、縮尺五万分	の一以上の地	形図）	主要設備の配

のをいう。以	下同じ。）の	崩壊の防止措	置に関する説	明書	発電所の概要	を明示した地	形図（水力発	電所の場合は	、縮尺五万分	の一以上の地	形図）	主要設備の配

置の状況を明	示した平面図	及び断面図（	水力発電所の	場合は、各設	備の主要寸法	を記載するこ	と。）	単線結線図（	接地線（計器	用変成器を除	く。）につい	ては電線の種

置の状況を明	示した平面図	及び断面図（	水力発電所の	場合は、各設	備の主要寸法	を記載するこ	と。）	単線結線図（	接地線（計器	用変成器を除	く。）につい	ては電線の種

略 〔 〕 （ 七 ） （ 一 ）			類、太さ及び 接地の種類も 併せて記載す ること。） 新技術の内容 を十分に説明 した書類 〔略〕
略 〔 〕 （ 七 ） （ 一 ）			類、太さ及び 接地の種類も 併せて記載す ること。） 新技術の内容 を十分に説明 した書類 〔略〕

二 変										
電 所										1 変電
所の出	2 変電	～	こと。	載する	字を記	区町村	県郡市	都道府	位置（	称及び

送電関係一覧										
図										事業用電気工
事業用電気工	力系統に係る	ルト以上の電	電圧十七万ボ	との説明書（	ものであるこ	技術上適切な	確保するため	円滑な供給を	作物が電気の	事業用電気工

二 変										
電 所										1 変電
所の出	2 変電	～	こと。	載する	字を記	区町村	県郡市	都道府	位置（	称及び

送電関係一覧										
図										事業用電気工
事業用電気工	力系統に係る	ルト以上の電	電圧十七万ボ	との説明書（	ものであるこ	技術上適切な	確保するため	円滑な供給を	作物が電気の	事業用電気工

力及び	周波数

作物であつて	、一般送配電	事業又は配電	事業の用に供	されるものに	係る場合に限	る。）	急傾斜地崩壊	危険区域内に	おいて行う制	限工事に係る	場合は、当該	区域内の急傾

力及び	周波数

作物であつて	、一般送配電	事業の用に供	されるものに	係る場合に限	る。）	急傾斜地崩壊	危険区域内に	おいて行う制	限工事に係る	場合は、当該	区域内の急傾

斜地の崩壊の防止措置に関する説明書	主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図	単線結線図（接地線（計器用変成器を除く。）については、電線の種類、太さ及

び接地の種類	も併せて記載	すること。）	新技術の内容	を十分に説明	した書類	電磁誘導電圧	計算書（電圧	十七万ボルト	以上（受電所	にあつては十	万ボルト以上	）の電力系統

路 (	電 線	三 送	略」 (　　) (九
名 称 及	線 路 の	1 送 電	
			略」
事 業 用 電 気 工	図	送 電 関 係 一 覧	に係る中性点 接地装置の工 事を含む場合 に限る。) 略」

路 (	電 線	三 送	略」 (　　) (九
名 称 及	線 路 の	1 送 電	
			略」
事 業 用 電 気 工	図	送 電 関 係 一 覧	に係る中性点 接地装置の工 事を含む場合 に限る。) 略」

電線	路と	一体	的に	工事	が行	われ	る送	電線	引出	口の	遮断	器（
び区間	2 送電	線路の	電圧（	設計電	圧と異	なる場	合は、	設計電	圧を付	記する	こと。	）

作物が電気の	円滑な供給を	確保するため	技術上適切な	ものであるこ	との説明書（	電圧十七万ボ	ルト以上の電	力系統に係る	事業用電気工	作物であつて	、一般送配電	事業又は配電

電線	路と	一体	的に	工事	が行	われ	る送	電線	引出	口の	遮断	器（
び区間	2 送電	線路の	電圧（	設計電	圧と異	なる場	合は、	設計電	圧を付	記する	こと。	）

作物が電気の	円滑な供給を	確保するため	技術上適切な	ものであるこ	との説明書（	電圧十七万ボ	ルト以上の電	力系統に係る	事業用電気工	作物であつて	、一般送配電	事業の用に供

需	設	と	気	に	続	る	め	も	を	く	ゝ	含
要	備	電	的	接	す	た	の	の	除	。	を	

事業の用に供	されるものに	係る場合に限	る。ゝ	急傾斜地崩壊	危険区域内に	おいて行う制	限工事に係る	場合は、当該	区域内の急傾	斜地の崩壊の	防止措置に関	する説明書

需	設	と	気	に	続	る	め	も	を	く	ゝ	含
要	備	電	的	接	す	た	の	の	除	。	を	

されるものに	係る場合に限	る。ゝ	急傾斜地崩壊	危険区域内に	おいて行う制	限工事に係る	場合は、当該	区域内の急傾	斜地の崩壊の	防止措置に関	する説明書

む。	以下	この	項に	おい	て同	じ。	～

送電線路の経	路及び開閉所	の位置並びに	その送電線路	の維持のため	の保安通信設	備の通信経路	を明示した縮	尺二十万分の	一以上の地形	図	気候及び立地	条件について

む。	以下	この	項に	おい	て同	じ。	～

送電線路の経	路及び開閉所	の位置並びに	その送電線路	の維持のため	の保安通信設	備の通信経路	を明示した縮	尺二十万分の	一以上の地形	図	気候及び立地	条件について

略	)	・	(一	(一	
				略	
			略		の説明書（地 中電線路及び 開閉所に係る ものを除く。) 新技術の内容 を十分に説明 した書類
略	)	・	(一	(一	
				略	
			略		の説明書（地 中電線路及び 開閉所に係る ものを除く。) 新技術の内容 を十分に説明 した書類

備考 表中の「」は注記である。		「略
		「略
		「略
		「略
		「略
		「略
		「略
		「略

様式第三、様式第五から様式第十一まで、様式第十三から様式第十五まで及び様式第二十三を次のように改める。

様式第3（第4条、第6条、第10条、第11条、第15条、第41条、第45条の2関係）

事業収支見積書

収益及び費用

項 目	年 度	備 考
託 送 収 益		
事業者間精算収益		
電 灯 料		
想定需要（百万kWh）		
単位（円／kWh）		
電 力 料		
想定需要（百万kWh）		
単位（円／kWh）		
その他の収益		
当期経常収益合計		
送 電 費		
変 電 費		
配 電 費		
その他の費用		
当期経常費用合計		
法 人 税 等		
当 期 純 利 益		

キャッシュ・フロー

項 目	年 度	備 考
営業活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出		
固定資産の売却による収入		
その他の増減額		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入金 の 増 減 額		
社 債 の 増 減 額		
株式の発行による収入		
配 当 金 の 支 払 額		
その他の増減額		
現金及び現金同等物の増減額		
現金及び現金同等物の期首残高		

現金及び現金同等物の期末残高	

- 備考
- 1 電灯料及び電力料については法第2条第1項第8号イに定める最終保障供給及び同号ロに定める離島等供給に係る収益に限る。
 - 2 法人税等には、法人税等調整額を含むこと。
 - 3 受取利息及び受取配当金については投資活動によるキャッシュ・フローに、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローに含めること。
 - 4 送電事業者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者への振替供給によって得た収益を事業者間精算収益により整理すること。
 - 5 該当事項のない欄は、省略すること。
 - 6 備考欄には、事業収支見積書の作成にあたり設定した仮定や算定方法等、各財務数値の計上根拠に係る説明を記載すること。
 - 7 毎事業年度の全ての金額を、1枚で記載すること。
 - 8 記載すべき金額は百万円単位、想定需要は百万 kWh をもって表示すること。
 - 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 5（第 5 条関係）

事業開始届出書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第 7 条第 4 項（同法第 8 条第 2 項において準用する同法第 7 条第 4 項）（同法第 27 条の 12 において読み替えて準用する同法第 7 条第 4 項）（同法第 27 条の 12 において準用する同法第 8 条第 2 項において準用する同法第 7 条第 4 項）又は第 27 条の 12 の 6 第 4 項（同法第 27 条の 12 の 7 第 2 項において準用する第 27 条の 12 の 6）の規定により、次のとおり事業を開始したので届け出ます。

事業開始年月日	
事業の内容	

- 備考 1 事業の内容は、電気事業法第 7 条第 2 項（同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）（同法第 27 条の 12 において読み替えて準用する同法第 7 条第 2 項（同法第 27 条の 12 において準用する同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。））又は第 27 条の 12 の 6 第 2 項（同法第 27 条の 12 の 7 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により供給区域（振替供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者）を区分して法第 7 条第 1 項（同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）（同法第 27 条の 12 において読み替えて準用する同法第 7 条第 1 項（同法第 27 条の 12 において準用する同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。））又は第 27 条の 12 の 6 第 1 項（同法第 27 条の 12 の 7 第 2 項において準用する場合を含む。）の指定があった場合に限り、記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 6 （第 6 条関係）

供給区域変更許可申請書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第 8 条第 1 項又は同法第 27 条の 12 の 7 第 1 項の規定により、次のとおり供給区域の増加（減少）の許可を受けたいので申請します。

増加（減少）しようとする区域（都道府県郡市区町村字を記載すること。）	
変 更 予 定 年 月	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第7（第9条関係）

電気工作物変更届出書

年 月 日

殿

住所

商号

代表者の役職氏名

電気事業法第9条第1項（同法第9条第2項）（同法第 条の において読み替えて準用する同法第9条第1項）（同法第 条の において読み替えて準用する同法第9条第2項）（同法第 条の の において読み替えて準用する同法第9条第1項）（同法第 条の の において読み替えて準用する同法第9条第2項）の規定により、次のとおり電気工作物の変更をしたい（変更をした）ので届け出ます。

一般送配電事業（送電事業）（配電事業）の用に供する電気工作物		変 更 前	変 更 後	備 考
送電用の電気工作物	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）			
	電 気 方 式			
	設 置 の 方 法			
	回 線 数			
	周 波 数			
	電 圧			
配電用の電気工作物	電 気 方 式			
	周 波 数			
	電 圧			
変電用の電気工作物	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）			
	周 波 数			
	出 力			
発電用の電気工作物	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）			
	原 動 力 の 種 類			
	周 波 数			
	出 力			

- 備考 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
- 2 送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載すること。
- 3 送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。
- 4 該当事項のない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 8（第 9 条関係）

氏名等変更届出書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第 9 条第 2 項（同法第 27 条の 12 において読み替えて準用する同法第 9 条第 2 項）（同法第 27 条の 12 の 13 において読み替えて準用する同法第 9 条第 2 項）の規定により、次のとおり変更したので届け出ます。

変 更 事 項		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		
電話番号、電子メールアドレスその他 の 連 絡 先		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 9（第 10 条関係）

事業譲渡譲受認可申請書

年 月 日

殿

譲渡人住所
商号
代表者の役職氏名
譲受人住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第 10 条第 1 項（同法第 27 条の 12 において準用する同法第 10 条第 1 項）
（同法第 27 条の 12 の 13 において準用する同法第 10 条第 1 項）の規定により、次のとお
り一般送配電事業（送電事業）（配電事業）の全部の譲渡し及び譲受けの認可を受けたい
ので申請します。

譲 渡 予 定 年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 10（第 11 条関係）

合併認可申請書

年 月 日

殿

合併する法人の住所
商号
代表者の役職氏名
合併する法人の住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第 10 条第 2 項（同法第 27 条の 12 において準用する同法第 10 条第 2 項）
（同法第 27 条の 12 の 13 において準用する同法第 10 条第 2 項）の規定により、次のとおり法人の合併の認可を受けたいので申請します。

合併後存続（合併により設立）	住 所	
する法人の商号	商 号	
合 併 予 定 年 月 日		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 11（第 11 条関係）

分割認可申請書

年 月 日

殿

分割する法人の住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第 10 条第 2 項（同法第 27 条の 12 において準用する同法第 10 条第 2 項）
（同法第 27 条の 12 の 13 において準用する同法第 10 条第 2 項）の規定により、次のとおり法人の分割の認可を受けたいので申請します。

分割により一般送配電事業（送電事業）（配電事業）の全部を承継する法人の商号	住 所	
	商 号	
分 割 予 定 年 月 日		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 13（第 13 条関係）

設備譲渡等届出書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第 13 条第 1 項（同法第 27 条の 12 において準用する同法第 13 条第 1 項）
（同法第 27 条の 12 の 13 において準用する同法第 13 条第 1 項）の規定により、次のとお
り設備の譲渡し（設備を所有権以外の権利の目的とすること）を行いたいので届け出ま
す。

所有権以外の権利の種類	
譲渡しの相手方（所有権以外の権利を取得すべき者）の氏名（名称）及び住所	
譲り渡そうとする（所有権以外の権利の目的としようとする）設備の概要及びその帳簿価額	
譲渡しの期日（所有権以外の権利の存続期間）	

備考 1 該当事項のない欄は、省略すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 14（第 15 条関係）

事業休止（廃止）許可申請書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第 14 条第 1 項（同法第 27 条の 12 において準用する同法第 14 条第 1 項）
（同法第 27 条の 12 の 13 において準用する同法第 14 条第 1 項）の規定により、次のとおり一般送配電事業（送電事業）（配電事業）の全部（一部）の休止（廃止）の許可を受けたいので申請します。

休止の予定年月日及び予定 期間（廃止予定年月日）	
休止（廃止）しようとする 事業の内容	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 15（第 16 条関係）

解散認可申請書

年 月 日

殿

住所

商号

代表者の役職氏名

電気事業法第 14 条第 2 項（同法第 27 条の 12 において準用する同法第 14 条第 2 項）
（同法第 27 条の 12 の 13 において準用する同法第 14 条第 2 項）の規定により、次のとおり法人の解散の決議（総社員の同意）の認可を受けたいので申請します。

解 散 予 定 年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 23（第 28 条関係）

最終保障供給特例承認申請書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	
実施期日及び実施期間	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第二十三の次に次の様式を加える。

様式第 23 の 2 （第 29 条の 2 関係）

指定区域指定申請書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第 20 条の 2 第 1 項の規定により、指定区域の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

指定区域の申請を行う区域 (都道府県郡市区町村字を記載すること。)						
指定区域供給開始の予定年月日						
地方公共団体、その託送供給等約款により電気の供給を受けることとなる者、指定区域内の電気の使用者その他の関係者に対する指定区域の申請を行う旨やその概要についての説明会の開催その他の方法による説明の実施実績及び指定までの工事計画						
最大需要電力が見込まれる月及び時間帯	月	時～	時	備考		
最大需要電力の見込み	kW					
供給能力の確保の見込み	kW			備考		
供給能力の内訳	(1) 自社電源					
	確保する電源の出力の見込み		kW			
	自社電源による供給能力の確保の見込み		kW			
	電源の名称・所在地・原動力の種類等					
	名称	所在地	原動力の種類	運転開始日	出力	供給能力の確保の見込み

(2) 相対契約						
確保する契約電力の見込み			kW			
相対契約による供給能力の確保の見込み			kW			
契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等						
事業者名	事業者の所在地	契約締結日	契約期間	契約電力	供給能力の確保の見込み	備考
(3) その他						
最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる値		kW		備考		

備考 1 最大需要電力とは、当面見込まれる離島等供給の相手方の電気の需要の最大値をいう。

2 「最大需要電力が見込まれる月及び時間帯」及び「最大需要電力の見込み」の「備考」の欄には、これらをどのように見込んだかの説明を記載すること。

3 「供給能力の確保の見込み」の欄には、最大需要電力が見込まれる時間帯における当該最大需要電力の見込みに応ずるための供給能力の確保の見込みを記載すること。

4 他の電気事業者に対して電気を供給する見込みがあることその他の理由により、「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値と、その内訳の合計値（「自社電源による供給能力の確保の見込み」、「相対契約による供給能力の確保の見込み」及び「最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる値」の合計値）が一致しない場合には、「供給能力の確保の見込み」の「備考」の欄にその理由を記載すること。

5 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の「原動力の種類」の欄には、水力、火力、新エネルギー又はその他の別を記載することとし、火力と記載するに当たっては、燃料電池発電設備を含み、廃棄物を除くものとする。また、火力と記載する場合には石炭、LNG、石油、LPG、その他ガス、歴青質混合物の別を、水力と

記載する場合には一般と揚水の別を、新エネルギー等と記載する場合には風力、太陽光、地熱、バイオマス、廃棄物の別を記載すること。

- 6 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の「運転開始日」の欄にこの申請書の提出日より先の日を記載する場合には、当該欄に当該電源の工事着工日も記載すること。
- 7 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の欄において、太陽電池発電設備又は風力発電設備を供給能力として見込んでいる場合及び「出力」の欄と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値が一致しない場合には、「備考」の欄にこれらの供給能力の確保の見込みの考え方を記載すること。
- 8 「契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等」の欄において、太陽電池発電設備又は風力発電設備を供給能力として見込んでいる場合及び「契約電力」の欄と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値が一致しない場合には、「備考」の欄にこれらの供給能力の確保の見込みの考え方を記載すること。
- 9 「最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる値」の欄には、デマンド・レスポンスなど、(1)～(2)に該当しないものを記載すること。
- 10 「その他」の「備考」の欄には、最大需要電力が見込まれる時間帯において、その値を供給能力に相当する能力として見込むこととした理由を記載すること。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二十四から様式第二十六まで及び様式第二十六の三から様式第二十八までを次のように改める。

様式第 24（第 31 条関係）

離島等供給に係る約款届出書

年 月 日

殿

住所

商号

代表者の役職氏名

電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、別紙のとおり離島等供給に係る約款を定めたので届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 25（第 31 条関係）

離島等供給約款変更届出書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり離島等供給約款を変更したいので
届け出ます。

変 更 の 内 容	
実 施 期 日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 26（第 32 条関係）

離島等供給特例承認申請書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	
実施期日及び実施期間	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 26 の 3（第 33 条の 16 関係）

体制整備報告書

年 月 日

殿

住所

商号

代表者の役職氏名

電気事業法第 23 条の 4 第 2 項（同法第 27 条の 12 において準用する同法第 23 条の 4 第 2 項）（同法第 27 条の 12 の 13 において準用する同法第 23 条の 4 第 2 項）の規定により、別紙のとおり同条第 1 項（同法第 27 条の 12 において読み替えて準用する同法第 23 条の 4 第 1 項）（同法第 27 条の 12 の 13 において準用する同法第 23 条の 4 第 1 項）の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 27（第 34 条関係）

供給区域外に設置する電線路による供給許可申請書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第 24 条第 1 項（同法第 27 条の 12 の 13 において準用する同法第 24 条第 1 項）の規定により、次のとおり供給区域外に設置する電線路による供給の許可を受けたいので申請します。

		備 考
供 給 場 所		
供 給 電 力 及 び 供 給 電 力 量		
料 金 そ の 他 の 供 給 条 件		
供 給 開 始 予 定 年 月 日		

- 備考 1 供給場所が属する発電所、変電所、送電線路又は配電線路の名称を備考欄に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 28（第 35 条関係）

裁定申請書

年 月 日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第 25 条第 2 項（法第 27 条の 12 の 13 において準用する同法第 25 条第 2 項）
（同法第 32 条第 2 項又は同法第 41 条第 2 項において準用する同法第 25 条第 2 項）の規定
により、次のとおり裁定を申請します。

相手方	住 所	
	氏名（名称及び代表者の氏名）	
裁 定 を 求 め る 事 項		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第三十一の三を次のように改める。

様式第 31 の 3 （第 45 条関係）

振替供給関係変更許可申請書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第 27 条の 12 において読み替えて準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり振替供給の相手方たる一般送配電事業者又は配電事業者の増加（減少）の許可を受けたいので申請します。

増加（減少）しようとする供給の相手方	氏名（名称）	
	住 所	
変 更 予 定 年 月		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第三十一の三の次に次の十一様式を加える。

様式第 31 の 3 の 2 （第 45 条の 2 関係）

配電事業許可申請書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第 27 条の 12 の 3 の規定により、次のとおり配電事業の許可を受けたいので申請します。

				備 考	
主たる営業所	名	称			
	所	在 地			
その他の営業所	名	称			
	所	在 地			
供給区域（都道府県郡市区町村字を記載すること。）					
配電事業の用に供する電気工作物	送電用及び配電用の電気工作物	設置の場所	区 間		
			経 由 する 発 電 所 又 は 変 電 所 の 名 称		
			経過地（都道府県郡市区町村を記載すること。）		
		電 気 方 式			
		設 置 の 方 法			
		回 線 数			
		周 波 数			
		電 圧			
	変電用の電気工作物	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）			
		周 波 数			
		出 力			
	電 発				

		設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）	
		原 動 力 の 種 類	
		周 波 数	
		出 力	

- 備考
- 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
 - 2 送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載すること。
 - 3 送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。
 - 4 該当事項のない欄は、省略すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

事業計画書

- 1 事業開始予定年月日
- 2 配電事業の開始の日以降 10 年内の日を含む毎年度における用途別の需要見込み及び供給の計画
- 3 所要資金の額及びその調達方法
- 4 事業開始後当面の間、一般送配電事業者による託送供給等の業務を委託する場合にあつては、将来的に自ら託送供給等の業務を行う計画
- 5 地方公共団体、その託送供給等約款により電気の供給を受けることとなる者、供給区域内の電気の使用者その他の関係者に対する配電事業を営もうとする旨やその事業概要についての説明会の開催その他の方法による説明の実施実績及び許可後に行う実施計画
- 6 譲り受け、又は借り受ける見込みの電気工作物の概要
 - (1) 配電事業の用に供する送配電線路
 - 送配電線路の名称
 - こう長及び回線数
 - 電線の種類、太さ及び 1 回線当たりの条数
 - 送配電容量
 - 開閉所の位置（都道府県郡市区町村を記載すること。）
 - (2) 配電事業の用に供する変電所
 - 変電所の名称
 - 変圧器の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数
 - 周波数変換機器又は整流機器の種類、容量又は出力、電圧、相、周波数及び台数
 - (3) 電気事業の用に供する発電所
 - イ 発電所の名称
 - ロ 原動力設備
 - (イ) 水力設備
 - 取水する河川又は湖沼の名称及び放水する河川又は湖沼の名称
 - 取水する河川又は湖沼の流域面積（当該発電所に係る部分に限る。）
 - 取水口の位置（都道府県郡市区町村字番地を記載すること。）
 - 放水口の位置（都道府県郡市区町村字番地を記載すること。）
 - ダムの位置（都道府県郡市区町村字番地を記載すること。）
 - 有効落差（最大、常時及び常時せん頭の別に記載すること。）
 - 使用水量（最大、常時及び常時せん頭の別に記載すること。）
 - 揚水式発電所の場合は、揚水量及び揚程
 - 引水方法

ダムの種類、高さ、頂長及び堤体の面積

導水路の種類、こう長及びこう配

ヘッドタンク又はサージタンクの種類

水圧管路の条数、長さ、最大内径及び最小内径

放水路の種類、こう長及びこう配

貯水池又は調整池の全容量、有効容量、設計洪水流量、利用水深、常時満水位、計画最高水位及び年間総流入量

水車の種類、出力、回転数及び台数

揚水式発電所における揚水用のポンプの種類、入力、回転数及び台数

(ロ) 汽力を原動力とする設備

蒸気タービンの種類、出力、回転数及び台数

ボイラーの種類、蒸発量及び台数

燃料の種類及び標準発熱量

(ハ) ガスタービンを原動力とする設備

ガスタービンの種類、出力、回転数及び台数

燃料の種類及び標準発熱量

(ニ) 内燃力を原動力とする設備

内燃機関の種類、出力、回転数及び台数

燃料の種類及び標準発熱量

(ホ) 原子力設備

原子炉の型式、熱出力及び基数

燃料の種類、初期濃縮度、燃焼率及び装荷量

原子炉圧力容器の種類、圧力、温度及び台数

蒸気発生器の種類、容量、圧力、温度及び台数

原子炉の制御方式

原子炉格納施設の種類及び圧力

蒸気タービンの種類、出力、主蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、再熱蒸気

止め弁の入口の圧力及び温度、回転数並びに台数

ハ 電気設備

発電機の種類、容量、電圧、相、周波数、回転数及び台数

変圧機の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数

周波数変換機器又は整流機器の種類、容量又は出力、電圧、相、周波数及び台数

7 工事の概要

(1) 配電事業の用に供する送配電線路

送配電線路の名称

こう長及び回線数

電線の種類、太さ及び1回線当たりの条数

送配電容量

開閉所の位置（都道府県郡市区町村を記載すること。）

(2) 配電事業の用に供する変電所

変電所の名称

変圧器の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数

周波数変換機器又は整流機器の種類、容量又は出力、電圧、相、周波数及び台数

(3) 電気事業の用に供する発電所

イ 発電所の名称

ロ 原動力設備

(イ) 水力設備

取水する河川又は湖沼の名称及び放水する河川又は湖沼の名称

取水する河川又は湖沼の流域面積（当該発電所に係る部分に限る。）

取水口の位置（都道府県郡市区町村字番地を記載すること。）

放水口の位置（都道府県郡市区町村字番地を記載すること。）

ダムの位置（都道府県郡市区町村字番地を記載すること。）

有効落差（最大、常時及び常時せん頭の別に記載すること。）

使用水量（最大、常時及び常時せん頭の別に記載すること。）

揚水式発電所の場合は、揚水量及び揚程

引水方法

ダムの種類、高さ、頂長及び堤体の面積

導水路の種類、こう長及びこう配

ヘッドタンク又はサージタンクの種類

水圧管路の条数、長さ、最大内径及び最小内径

放水路の種類、こう長及びこう配

貯水池又は調整池の全容量、有効容量、設計洪水流量、利用水深、常時満水位、計画最高水位及び年間総流入量

水車の種類、出力、回転数及び台数

揚水式発電所における揚水用のポンプの種類、入力、回転数及び台数

(ロ) 汽力を原動力とする設備

蒸気タービンの種類、出力、回転数及び台数

ボイラーの種類、蒸発量及び台数

燃料の種類及び標準発熱量

(ハ) ガスタービンを原動力とする設備

ガスタービンの種類、出力、回転数及び台数

燃料の種類及び標準発熱量

(ニ) 内燃力を原動力とする設備

内燃機関の種類、出力、回転数及び台数

燃料の種類及び標準発熱量

(ホ) 原子力設備

原子炉の型式、熱出力及び基数

燃料の種類、初期濃縮度、燃焼率及び装荷量

原子炉圧力容器の種類、圧力、温度及び台数

蒸気発生器の種類、容量、圧力、温度及び台数

原子炉の制御方式

原子炉格納施設の種類及び圧力

蒸気タービンの種類、出力、主蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、再熱蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、回転数並びに台数

ハ 電気設備

発電機の種類、容量、電圧、相、周波数、回転数及び台数

変圧機の種類、容量、電圧、相、周波数及び台数

周波数変換機器又は整流機器の種類、容量又は出力、電圧、相、周波数及び台数

8 工事の工程

9 工事費の概要

10 公益的な費用の処理方法

11 上記 6～10 それぞれに関する一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者との具体的な協議事項及び協議状況

- 備考
- 1 譲り受け、又は借り受ける見込みの電気工作物の概要及び工事の概要は、主要設備について記載すること。
 - 2 工事の工程は、送配電線路、変電所又は発電所に係る場合に限り、記載すること。
 - 3 工事費の概算は、電気事業会計規則（昭和 40 年通商産業省令第 57 号）の別表第 1 の勘定科目の分類により記載すること。
 - 4 該当事項のない項目は、省略すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 31 の 3 の 4（第 45 条の 2 関係）

配電事業遂行体制説明書

1. 配電事業を遂行する責任者
2. 配電事業を遂行する体制の概要
3. 組織図

備考 1 配電事業を遂行する体制の概要には、災害その他の事由により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための他の電気事業者、地方公共団体、その他の関係者との連携に関する体制、一般送配電事業者その他の者への委託関係、セキュリティ管理及び個人情報の保護の実施体制を含めて記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 31 の 3 の 5 （第 45 条の 2 の 4 関係）

託送供給等約款届出書

年 月 日

殿

住所

商号

代表者の役職氏名

電気事業法第 27 条の 12 の 11 第 1 項の規定により、別紙のとおり託送供給等約款を定めたので届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 31 の 3 の 6 （第 45 条の 2 の 4 関係）

託送供給等約款変更届出書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第 27 条の 12 の 11 第 1 項の規定により、次のとおり託送供給等約款を変更
したいので届け出ます。

変 更 の 内 容	
実 施 期 日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 31 の 3 の 7 （第 45 条の 2 の 5 関係）

託送供給等特例承認申請書

年 月 日

殿

住所

商号

代表者の役職氏名

電気事業法第 27 条の 12 の 11 第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			振替供給・接続供給・電力量調整供給	備 考
供給の 相手方	氏 名 （ 名 称 ）			
	住 所			
	受 給 場 所	受 電 場 所		
		供 給 場 所		
供 給 電 力				
供 給 電 圧				
電 気 方 式 及 び 周 波 数				
料金その他の供給条件の内容				
供給開始年月日及び有効期間				

備考 1 受電場所及び供給場所が属する発電所、変電所、送電線路又は配電線路の名称を備考欄に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 31 の 3 の 8（第 45 条の 2 の 7 関係）

引継計画承認申請書

年 月 日

殿

住所

商号

代表者の役職氏名

電気事業法第 27 条の 12 の 12 第 1 項の規定により、別紙引継計画の案のとおり引継計画の承認を受けたいので申請します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

引継計画

- 1 引継計画を共同で作成した者
- 2 引継開始予定年月日
- 3 電気工作物の引継ぎに関する事項
 - (1) 譲り受け、又は借り受けた電気工作物の概要
 - (2) 電気工作物やその情報等の引継ぎ方法
 - (3) 電気工作物の維持・運用方法
- 4 託送供給等業務の引継ぎに関する事項
 - (1) 引継ぐ託送供給等業務の内容及び引継ぎ方法
 - (2) 災害その他の事由による事故により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための措置と引継ぎ方法
 - (3) 保安上の責任主体や責任分担
 - (4) 個人情報保護の実施体制及び個人情報保護に係る業務の引継ぎ方法
- 5 譲り受け、又は借り受けた電気工作物の譲受価格若しくは借受価格に関する事項
 - (1) 譲受価格又は借受価格の総額
 - (2) 公益的費用の単価又は額
 - (3) 供給区域の発電及び需要に関する情報
 - (4) 譲受価格又は借受価格の算定期間
 - (5) 譲受価格又は借受価格の算定方法
 - (6) 譲受価格又は借受価格の算定に当たって用いた想定値と実績値の差の取扱い
 - (7) 配電事業者による効率化の成果等の取扱い
- 6 配電事業の休廃止、譲渡し又は供給区域の変更（供給区域の減少に限る。）時における一般送配電事業者等に対する電気工作物の譲渡し又は返却及び託送供給等の業務の引継ぎに関する事項
 - (1) 電気工作物やその情報等の引継ぎ方法
 - (2) 供給区域内の地方公共団体、電気の使用者、その託送供給等約款により電気の供給を受けている者その他の関係者に対する説明の方法
 - (3) 原状回復方法の内容
 - (4) 休廃止に備えた積立金の積立て方法及び取崩し方法
 - (5) 積立金の積立てを行えない場合の対応方法
 - (6) 一般送配電事業者が配電事業者の設備管理状況等を確認する方法
 - (7) 第三者への電気工作物の譲渡し・貸与の取扱い
- 7 供給区域内の地方公共団体、電気の使用者、その託送供給等約款により電気の供給を受けている者その他の関係者に対する配電事業を営もうとする旨やその事業概要について

ての説明会の開催その他の方法による説明の実績

- 備考
- 1 譲り受け、又は借り受けた電気工作物の概要は、主要設備について記載すること。
 - 2 該当事項のない項目は、省略すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

様式第 31 の 3 の 10（第 45 条の 2 の 9 関係）

引継計画変更承認申請書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

次のとおり引継計画の変更の承認を受けたいので、電気事業法第 27 条の 12 の 12 第 1 項の規定により申請します。

変 更 の 内 容	
変 更 年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 31 の 3 の 11（第 45 条の 2 の 10 関係）

引継計画変更届出書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第 27 条の 12 の 12 第 3 項の規定により、次のとおり引継計画を変更したので届け出ます。

変 更 事 項		
変 更 の 内 容	変更前	変更後
変 更 年 月 日		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 31 の 3 の 12（第 45 条の 2 の 12 関係）

配電事業者の兼業認可申請書

年 月 日

殿

住所
商号
代表者の役職氏名

電気事業法第 27 条の 12 の 13 において準用する同法第 22 条の 2 第 1 項ただし書の規定により、次のとおり配電事業者の兼業の認可を受けたいので申請します。

兼業の開始予定年月日	
兼業しようとする事業の内容	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第三十一の四を次のように改める。

様式第 31 の 4 （第 45 条の 2 の 28 関係）

特定送配電事業届出書

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第 27 条の 13 第 1 項の規定により、次のとおり特定送配電事業を営みたいので届け出ます。

					備 考	
主 たる 営 業 所		名 称				
		所 在 地				
そ の 他 の 営 業 所		名 称				
		所 在 地				
供 給 地 点						
特定送配電事業の用に供する電気工作物	送電用の電気工作物	設置の場所	区 間			
			経 由 する 変 電 所 又 は 発 電 所 の 名 称			
			経過地（都道府県郡市区町村を記載すること。）			
		電 気 方 式				
		設 置 の 方 法				
		回 線 数				
		周 波 数				
		電 圧				
		こ う 長				
		送 電 容 量				
	配電用の電気工作物	電 気 方 式				
		周 波 数				
		電 圧				
		こ う 長				
		送 電 容 量				

電気工作物	変電用の	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）	
		周波数	
		出力	
電気工作物	発電用の	設置の場所（都道府県郡市区町村を記載すること。）	
		原動力の種類	
		周波数	
		出力	
事業開始の予定年月日			
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先			
託送供給の相手方及び内容			

- 備考
- 1 供給地点の欄には、都道府県郡市区町村字番地住居番号を記載すること。
 - 2 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
 - 3 送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載すること。
 - 4 送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。
 - 5 該当事項のない欄は、省略すること。
 - 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第三十一の十七を次のように改める。

様式第 31 の 17（第 45 条の 19 関係）

発電事業届出書

年 月 日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり発電事業を営みたいので、電気事業法第 27 条の 27 第 1 項の規定により届け
出ます。

										備考
主たる営業所				名称						
				所在地						
その他の営業所				名称						
				所在地						
	発電所の名称	設置の場所 （都道府県 市区町村を 記載すること。）	原動 力の 種類	周波 数	出力	特定発 電用電 気工作 物の出 力	特定発 電用電 気工作 物の接 続最大 電力	供給 の相 手方	供給の 内容	
発電事業の用に供する発 電用の電気工作物										
専ら自己の消費の用に供する発電 用の電気工作物										
事業開始の予定年月日										
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先										

- 備考 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
- 2 一般送配電事業者又は配電事業者にその一般送配電事業又は配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、

その供給の相手方及びその内容を記載すること。

3 該当事項のない欄は、省略すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

様式第三十一の二十一の三中「様式第31の21の3」を「様式第31の21の9」に、「第45条の21の6関係」を「第45条の21の12関係」に、「第45条の21の6第1項」を「第45条の21の12第1項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式を様式第三十一の二十一の九とする。

様式第三十一の二十一の二中「様式第31の21の2」を「様式第31の21の8」に、「第45条の21の3関係」を「第45条の21の9関係」に、「第45条の21の3第1項」を「第45条の21の9第1項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式を様式第三十一の二十一の八とし、様式第三十一の二十一の次に次の六様式を加える。

様式第 31 の 21 の 2（第 45 条の 21 の 2 関係）

特定卸供給事業届出書

年 月 日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第 27 条の 30 第 1 項の規定により、次のとおり特定卸供給事業を営みたいので届け出ます。

			備考
主たる営業所	名称		
	所在地		
その他の営業所	名称		
	所在地		
事業を行う地域（都道府県を記載すること）			
その行う特定卸供給事業以外の電気事業 ライセンス			
電子情報処理組織の使用の有無		有 無	
	内訳		集約方法
供給能力	契約容量の合計（10 ³ kW）		
	設備容量の合計（10 ³ kW）		
特定卸供給の相手方	供給の相手方・市場等の名称	該当する電気事業	契約内容の詳細
事業開始の予定年月日			
電話番号			
電子メールアドレス			
その他の連絡先			

- 備考 1 供給に当たって電子情報処理組織を使用する場合は、「特定卸供給事業に係るサイバーセキュリティ確保の指針」の「サイバーセキュリティ確保の観点から望ましい行為」の実施状況の詳細を添付すること。
- 2 一般送配電事業者又は配電事業者による一般送配電事業又は配電事業の用に供

するための電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方及びその内容を記載すること。

- 3 「契約容量の合計」の欄については、下位のアグリゲーター等との契約により、供給又は運用を約している容量の合計を記載すること。容量を問わない契約の場合は、供給可能と見込まれる電力の見込みを記入するとともに、別紙にその詳細を示すこと。
- 4 参考様式の事業実施体制図において、下位のアグリゲーター等の供給能力や事業エリア、リソースの種類を記載すること。
- 5 該当事項のない欄は、省略すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 31 の 21 の 3（第 45 条の 21 の 3）

特定卸供給事業変更届出書

年 月 日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第 27 条の 30 第 7 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を変更したいので、次のとおり届け出ます。

	変更前			変更後			備考
	電子情報処理組織の使用の有無			電子情報処理組織の使用の有無			
	有 無			有 無			
	他の電気事業ライセンス			他の電気事業ライセンス			
	契約容量の合計（10 ³ kW）	設備容量の合計（10 ³ kW）	事業を行う地域（都道府県を記載すること）	契約容量の合計（10 ³ kW）	設備容量の合計（10 ³ kW）	事業を行う地域（都道府県を記載すること）	
供給能力に関する事項							
	供給の相手方・市場等の名称	該当する電気事業	契約内容	供給の相手方・市場等の名称	該当する電気事業	契約内容	
供給の相手方に関する事項							
変更予定年月日							
電子情報処理組織の主たる機能の変更の有無				有 無			

備考 様式第 31 の 21 の 2 の備考 1 から 6 までと同様とすること。

様式第 31 の 21 の 4（第 45 条の 21 の 5）

氏名等変更届出書

年 月 日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第 27 条の 30 第 9 項の規定により、次のとおり変更したので届け出ます。

変 更 事 項		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 31 の 21 の 5（第 45 条の 21 の 6）

特定卸供給事業承継届出書

年 月 日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第 27 条の 32 において準用する同法第 2 条の 7 第 2 項の規定により、次のとおり特定卸供給事業者の地位を承継したので届け出ます。

承 継 年 月 日	
被 承 継 者	
承継した特定卸供給事業の届出年月日	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 31 の 21 の 6（第 45 条の 21 の 7 の関係）

特定卸供給事業休止（廃止）届出書

年 月 日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり特定卸供給事業を休止（廃止）するので、電気事業法第 27 条の 32 において準用する同法第 27 条の 25 第 1 項の規定により届け出ます。

休 止 年 月 日 及 び 予 定 期 間 （廃止年月日）	
特定卸供給事業の届出年月日	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 31 の 21 の 7（第 45 条の 21 の 7 の関係）

解散届出書

年 月 日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり法人を解散したので、電気事業法第 27 条の 32 において準用する同法第 27 条の 25 第 2 項の規定により届け出ます。

解 散 年 月 日	
特 定 卸 供 給 事 業 の 届 出 年 月 日	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第三十一の二十二から様式第三十一の二十四まで、様式第三十二、様式第三十六、様式第八十四及び様式第八十四の二を次のように改める。

様式第 31 の 22（第 45 条の 23 関係）

特定供給許可申請書

年 月 日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第 27 条の 33 第 1 項の規定により、次のとおり特定供給の許可を受けたいので申請します。

供給の 相手方	氏 名 （ 名 称 ）		備 考
	住 所		
	供 給 場 所		
供給する電力及び電力量			
供給開始予定年月日			
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先			

- 備考 1 供給場所が属する発電所、変電所、送電線路若しくは配電線路又は需要設備を設置する事業場の名称を備考欄に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 31 の 23（第 45 条の 25 関係）

特定供給変更届出書

年 月 日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第 27 条の 33 第 4 項の規定により、次のとおり特定供給の許可に係る事項の変更をしたので届け出ます。

変 更 の 内 容	
変 更 し た 年 月 日	
特 定 供 給 の 許 可 年 月 日	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 31 の 24（第 45 条の 26 関係）

特定供給廃止届出書

年 月 日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第 27 条の 33 第 5 項の規定により、次のとおり特定供給を廃止したので届け
出ます。

廃 止 年 月 日	
特 定 供 給 の 許 可 年 月 日	
電話番号、電子メールアドレス その他の連絡先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

殿

住所
氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法第29条第1項の規定により 年度の供給計画を別紙のとおり届け出ます。

備考 1 別紙は、次の第1表から第8表までの様式によること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第1表														
年度別の最大電力供給計画表														
(単位：10 ³ kW)														
項目			年度	前年度 (参考)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
供給電力	保有電源	水力発電所(送電端)												
		火力発電所(送電端)												
		原子力発電所(送電端)												
		新エネルギー等発電所(送電端)												
		合計(送電端)												
	調達分	発電事業者												
		特定卸供給事業者												
		一般送配電事業者												
		配電事業者												
		小売電気事業者												
		その他	取引所											
			その他											
	調達先未定													
	合計(送電端)													
	【エリア】小売電気事業者(供給力合計)													
	【エリア】発電事業者(余力合計)													
	【エリア】特定卸供給事業者(余力合計)													
	一般送配電事業者(補正)													
	エリア外供給力(再掲)													
【エリア】合計(送電端)														
需要電力(送電端)														
ひっ迫時需要抑制電力(送電端)		小売電気事業者												
		一般送配電事業者												
供給予備力(送電端)														
供給予備率(%)														
調整力確保量														
調整力(%)														
年度末 電源構成	水力発電所	一般												
		揚水												
	火力発電所	石炭												
		L N G												
		石油												
		L P G												
		その他ガス												
		歴青質混合物												
	原子力発電所													
	新エネルギー等発電所													
		風力												
		太陽光												
		地熱												
		バイオマス												
		廃棄物												
その他														
合計														

第2表

年度別の電力量供給計画表

(単位：10⁶kWh)

項目				年度	前年度 (参考)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
供給電力量	保有電源	水 力 発 電 所 (送 電 端)															
		火 力 発 電 所 (送 電 端)															
		原 子 力 発 電 所 (送 電 端)															
		新エネルギー等発電所(送電端)															
		合 計 (送 電 端)															
	調達分	発 電 事 業 者															
		特 定 卸 供 給 事 業 者															
		一 般 送 配 電 事 業 者															
		配 電 事 業 者															
		小 売 電 気 事 業 者															
		そ の 他	取 引 所														
	そ の 他																
	調 達 先 未 定																
	揚 水 式 発 電 所 の 揚 水 用 動 力 量																
	合 計 (送 電 端)																
【エリア】小売電気事業者(供給電力量合計)																	
一 般 送 配 電 事 業 者 (補 正)																	
【 エ リ ア 】 合 計 (送 電 端)																	
需 要 電 力 量 (送 電 端)																	
送電端 電力量	水 力	発 電 所															
		一 般															
			揚 水														
	火 力	発 電 所															
		石 炭															
			L N G														
			石 油														
		L P G															
		そ の 他 ガ ス															
		歴 青 質 混 合 物															
		原 子 力 発 電 所															
	新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 所																
		風 力															
		太 陽 光															
		地 熱															
		バ イ オ マ ス															
		廃 棄 物															
		そ の 他															
合 計																	
非 化 石 電 源 比 率 (%)																	

第3表

月別の最大電力供給計画表
年度

(単位：10³kW)

月別			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
項目			月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
供給電力	保有電源	水 力 発 電 所（送電端）												
		火 力 発 電 所（送電端）												
		原 子 力 発 電 所（送電端）												
		新エネルギー等発電所(送電端)												
		合 計（送電端）												
	調達分	発 電 事 業 者												
		特 定 卸 供 給 事 業 者												
		一 般 送 配 電 事 業 者												
		配 電 事 業 者												
		小 売 電 気 事 業 者												
		そ の 他	取 引 所											
			そ の 他											
		調 達 先 未 定												
		合 計（送電端）												
		【エリア】小売電気事業者(供給力合計)												
	【エリア】発電事業者(余力合計)													
	【エリア】特定卸供給事業者(余力合計)													
	一 般 送 配 電 事 業 者（補正）													
	エ リ ア 外 供 給 力（再掲）													
	【 エ リ ア 】 合 計（送電端）													
需 要 電 力（送電端）														
ひっ迫時需要抑制電力 (送電端)		小 売 電 気 事 業 者												
		一 般 送 配 電 事 業 者												
供 給 予 備 力（送電端）														
供 給 予 備 率（％）														
調 整 力 確 保 量														
調 整 力（％）														

第4表

月別の電力量供給計画表

(単位：10⁶kWh)

項目			月別	4	5	6	7	8	9	上期計	10	11	12	1	2	3	下期計	年度計	
			月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
供給電力量	保有電源	水 力 発 電 所（ 送 電 端 ）																	
		火 力 発 電 所（ 送 電 端 ）																	
		原 子 力 発 電 所（ 送 電 端 ）																	
		新エネルギー等発電所(送電端)																	
		合 計 （ 送 電 端 ）																	
	調達分	発 電 事 業 者																	
		特 定 卸 供 給 事 業 者																	
		一 般 送 配 電 事 業 者																	
		配 電 事 業 者																	
		小 売 電 気 事 業 者																	
		そ の 他	取 引 所																
			そ の 他																
	調 達 先 未 定																		
	揚水式発電所の揚水用動力量																		
	合 計 （ 送 電 端 ）																		
【エリア】小売電気事業者(供給電力量合計)																			
一 般 送 配 電 事 業 者（ 補 正 ）																			
【 エ リ ア 】 合 計（ 送 電 端 ）																			
需 要 電 力 量（ 送 電 端 ）																			

第5表

発電所の開発等についての計画書

区分	名称 及び 設備番号	所在地	種類	最大出力 (kW)	年間可能発電電力量(10 ⁶ kWh) 又は所内率(%) (うち小売電気事業の用に供するための 年間想定発電電力量(10 ⁶ kWh))	着工年 月	使用開始 年月
工 事 中							
着 工 準 備 中							
そ の 他							

第6の1表

主要送電線路の整備計画表

区分	名称	区間	電圧 (kV)	こう長 (km)	回線数	電 線 の 種 類 及 び 太 さ (mm ²)	着工 年月	使用 開始 年月	設 置 又 は 変 更 を 必 要 と す る 理 由
工 事 中									
着 工 準 備 中									
そ の 他									

第6の2表

主要変電所の整備計画書

区分	名称	所在地	増加出力 (MVA)	変圧器				その他の設備 (名称、容量)	着工年月	使用開始年月	設置又は変更を する理由
				相数	電圧 (kV)	容量 (MVA)	台数				
工事中											
着工準備中											
その他											

第6の3表

広域系統整備計画

計画名称	工事内容	着工年月	使用開始年月

第7表

発電所の開発等についての長期計画書

名称及び 設備番号	所在地	種類	最大出力 (kW)	着工年月	使用開始年月

第8表

電気の取引に関する計画書

区分	事業者	エリア	項目	年度										備考
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
受電（調達）	発電事業者		最大受給電力(10 ³ kW)											
			年間受給電力量(10 ⁶ kWh)											
			最大受給電力(10 ³ kW)											
			年間受給電力量(10 ⁶ kWh)											
		小計	最大受給電力(10 ³ kW)											
			年間受給電力量(10 ⁶ kWh)											
	特定卸供給事業者		最大受給電力(10 ³ kW)											
			年間受給電力量(10 ⁶ kWh)											
			最大受給電力(10 ³ kW)											
			年間受給電力量(10 ⁶ kWh)											
		小計	最大受給電力(10 ³ kW)											
			年間受給電力量(10 ⁶ kWh)											
	一般送配電事業者		最大受給電力(10 ³ kW)											
			年間受給電力量(10 ⁶ kWh)											
			最大受給電力(10 ³ kW)											
			年間受給電力量(10 ⁶ kWh)											
		小計	最大受給電力(10 ³ kW)											
			年間受給電力量(10 ⁶ kWh)											
	配電事業者		最大受給電力(10 ³ kW)											
			年間受給電力量(10 ⁶ kWh)											
			最大受給電力(10 ³ kW)											
			年間受給電力量(10 ⁶ kWh)											
		小計	最大受給電力(10 ³ kW)											
			年間受給電力量(10 ⁶ kWh)											
	小売電気事業者		最大受給電力(10 ³ kW)											
			年間受給電力量(10 ⁶ kWh)											
			最大受給電力(10 ³ kW)											
			年間受給電力量(10 ⁶ kWh)											
		小計	最大受給電力(10 ³ kW)											
			年間受給電力量(10 ⁶ kWh)											
	その他		最大受給電力(10 ³ kW)											
			年間受給電力量(10 ⁶ kWh)											
			最大受給電力(10 ³ kW)											
			年間受給電力量(10 ⁶ kWh)											
		小計	最大受給電力(10 ³ kW)											
			年間受給電力量(10 ⁶ kWh)											
	合計		最大受給電力(10 ³ kW)											
			年間受給電力量(10 ⁶ kWh)											

区分		事業者	エリア	項目	年度										備考	
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
送電（販売）	発電事業者			最大電力(10 ³ kW)												
				年間電力量(10 ⁶ kWh)												
				最大電力(10 ³ kW)												
				年間電力量(10 ⁶ kWh)												
		小計		最大電力(10 ³ kW)												
				年間電力量(10 ⁶ kWh)												
	特定卸供給事業者			最大電力(10 ³ kW)												
				年間電力量(10 ⁶ kWh)												
				最大電力(10 ³ kW)												
				年間電力量(10 ⁶ kWh)												
		小計		最大電力(10 ³ kW)												
				年間電力量(10 ⁶ kWh)												
	一般送配電事業者			最大電力(10 ³ kW)												
				年間電力量(10 ⁶ kWh)												
				最大電力(10 ³ kW)												
				年間電力量(10 ⁶ kWh)												
		小計		最大電力(10 ³ kW)												
				年間電力量(10 ⁶ kWh)												
	配電事業者			最大電力(10 ³ kW)												
				年間電力量(10 ⁶ kWh)												
				最大電力(10 ³ kW)												
				年間電力量(10 ⁶ kWh)												
		小計		最大電力(10 ³ kW)												
				年間電力量(10 ⁶ kWh)												
	小売電気事業者			最大電力(10 ³ kW)												
				年間電力量(10 ⁶ kWh)												
				最大電力(10 ³ kW)												
				年間電力量(10 ⁶ kWh)												
		小計		最大電力(10 ³ kW)												
				年間電力量(10 ⁶ kWh)												
	その他			最大電力(10 ³ kW)												
				年間電力量(10 ⁶ kWh)												
				最大電力(10 ³ kW)												
				年間電力量(10 ⁶ kWh)												
		小計		最大電力(10 ³ kW)												
				年間電力量(10 ⁶ kWh)												
	合計				最大電力(10 ³ kW)											
					年間電力量(10 ⁶ kWh)											

		電気の取引に関する計画書																	
		年度																	
区分	事業者	エリア	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年度計	
受電（調達）	発電事業者		最大受給電力(10 ³ kW)																
			受給電力量(10 ⁶ kWh)																
			最大受給電力(10 ³ kW)																
			受給電力量(10 ⁶ kWh)																
		小計	最大受給電力(10 ³ kW)																
			受給電力量(10 ⁶ kWh)																
	特定卸供給事業者		最大受給電力(10 ³ kW)																
			受給電力量(10 ⁶ kWh)																
			最大受給電力(10 ³ kW)																
			受給電力量(10 ⁶ kWh)																
		小計	最大受給電力(10 ³ kW)																
			受給電力量(10 ⁶ kWh)																
	一般送配電事業者		最大受給電力(10 ³ kW)																
			受給電力量(10 ⁶ kWh)																
			最大受給電力(10 ³ kW)																
			受給電力量(10 ⁶ kWh)																
		小計	最大受給電力(10 ³ kW)																
			受給電力量(10 ⁶ kWh)																
	配電事業者		最大受給電力(10 ³ kW)																
			受給電力量(10 ⁶ kWh)																
			最大受給電力(10 ³ kW)																
			受給電力量(10 ⁶ kWh)																
		小計	最大受給電力(10 ³ kW)																
			受給電力量(10 ⁶ kWh)																
	小売電気事業者		最大受給電力(10 ³ kW)																
			受給電力量(10 ⁶ kWh)																
			最大受給電力(10 ³ kW)																
			受給電力量(10 ⁶ kWh)																
		小計	最大受給電力(10 ³ kW)																
			受給電力量(10 ⁶ kWh)																
	その他		最大受給電力(10 ³ kW)																
			受給電力量(10 ⁶ kWh)																
		最大受給電力(10 ³ kW)																	
		受給電力量(10 ⁶ kWh)																	
小計		最大受給電力(10 ³ kW)																	
		受給電力量(10 ⁶ kWh)																	
合計	最大受給電力(10 ³ kW)																		
	受給電力量(10 ⁶ kWh)																		

区分		事業者	エリア	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年度計	
送電（販売）	発電事業者			最大電力(10 ³ kW)							/							/		
				電力量(10 ⁶ kWh)																
				最大電力(10 ³ kW)							/								/	
				電力量(10 ⁶ kWh)																
		小計		最大電力(10 ³ kW)							/								/	
				電力量(10 ⁶ kWh)																
	特定卸供給事業者			最大電力(10 ³ kW)							/								/	
				電力量(10 ⁶ kWh)																
				最大電力(10 ³ kW)							/								/	
				電力量(10 ⁶ kWh)																
		小計		最大電力(10 ³ kW)							/								/	
				電力量(10 ⁶ kWh)																
	一般送配電事業者			最大電力(10 ³ kW)							/								/	
				電力量(10 ⁶ kWh)																
				最大電力(10 ³ kW)							/								/	
				電力量(10 ⁶ kWh)																
		小計		最大電力(10 ³ kW)							/								/	
				電力量(10 ⁶ kWh)																
	配電事業者			最大電力(10 ³ kW)							/								/	
				電力量(10 ⁶ kWh)																
				最大電力(10 ³ kW)							/								/	
				電力量(10 ⁶ kWh)																
		小計		最大電力(10 ³ kW)							/								/	
				電力量(10 ⁶ kWh)																
	小売電気事業者			最大電力(10 ³ kW)							/								/	
				電力量(10 ⁶ kWh)																
				最大電力(10 ³ kW)							/								/	
				電力量(10 ⁶ kWh)																
		小計		最大電力(10 ³ kW)							/								/	
				電力量(10 ⁶ kWh)																
	その他			最大電力(10 ³ kW)							/								/	
				電力量(10 ⁶ kWh)																
				最大電力(10 ³ kW)							/								/	
				電力量(10 ⁶ kWh)																
		小計		最大電力(10 ³ kW)							/								/	
				電力量(10 ⁶ kWh)																
	合計		最大電力(10 ³ kW)								/								/	
			電力量(10 ⁶ kWh)																	

表面

		第		号		
電気事業法第107条の規定による立入検査証						
写真		職名				
		氏名				
				年	月	日生
				年	月	日発行
				発行者		印

電気事業法抜粋

(立入検査)

第107条 主務大臣は、第39条、第40条、第47条、第49条及び第50条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力発電工作物を設置する者又はボイラー等（原子力発電工作物に係るものに限る。）の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、原子力発電工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、第22条の3から第23条の3まで、第27条の11の3から第27条の11の6まで又は第27条の12の13において準用する第22条の3、第23条（第4項を除く。）、第23条の2若しくは第23条の3の規定の施行に必要な限度において、その職員に、一般送配電事業者の特定関係事業者、送電事業者の特定関係事業者又は配電事業者の特定関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 経済産業大臣は、第1項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者、自家用電気工作物の保守点検を行つた事業者又はボイラー等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用電気工作物の設置の場所（当該一般用電気工作物が小出力発電設備以外のものである場合にあっては、居住の用に供されているものを除く。）に立ち入り、一般用電気工作物を検査させることができる。ただし、居住の用に供されている場所に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

6 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、推進機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 経済産業大臣は、第37条の4から第37条の12までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、認定電気使用者情報利用者等協会の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

8 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録安全管理審査機関又は登録調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

9 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関又は卸電力取引所の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

10 経済産業大臣は、第103条の2の規定の施行に必要な限度において、その職員に、届出者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

11 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第117条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十二 第107条第1項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第119条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人、役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

四 第107条第6項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第119条の4 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした認定電気使用者情報利用者等協会、指定試験機関又は卸電力取引所の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

五 第107条第7項又は第9項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第120条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

九 第51条第3項、第54条若しくは第55条第4項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）又は第107条第2項から第5項まで、第8項若しくは第10項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

様式第 84 の 2（第 133 条の 2 関係）

表面

		第	号
電気事業法第 107 条の規定による立入検査証			
写真		独立行政法人製品評価技術基盤機構	
押出 スタ ンプ		氏名	
		年 月 日生	
		年 月 日発行	
		発行者 印	

裏面

電気事業法抜粋
第 107 条
4 経済産業大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者、自家用電気工作物の保守点検を行つた事業者又はボイラー等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用電気工作物の設置の場所（当該一般用電気工作物が小出力発電設備以外のものである場合にあっては、居住の用に供されているものを除く。）に立ち入り、一般用電気工作物を検査させることができる。ただし、居住の用に供されている場所に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
13 経済産業大臣は、前項の規定により推進機関に立入検査を行わせる場合には、推進機関に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。
14 推進機関は、前項の指示に従つて第十二項に規定する立入検査を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。
15 第十二項の規定により立入検査をする推進機関の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
16 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（次項、次条及び第百二十七条において「機構」という。）に、第四項（ボイラー等の溶接をする者に係る部分を除く。）又は第五項の規定による立入検査を行わせることができる。
17 第十三項から第十五項までの規定は、機構の行う立入検査に準用する。
第 120 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。
九 第五十一条第三項、第五十四条若しくは第五十五条第四項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）又は第百七条第二項から第五項まで、第八項若しくは第十項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(電気関係報告規則の一部改正)

第二条 電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(定義) 第一条 「略」 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	(定義) 第一条 「略」 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「略」

二 「インバランス」とは、次に掲げるものをいう。

イ 一般送配電事業者又は配電事業者が小売供給を行う事業を営む他の者から受電した電気の量と当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する電気の量との三十分を単位とした差

ロ 一般送配電事業者又は配電事業者が非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該非電気事業用電気工作物の発電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十

一 「略」

二 「インバランス」とは、次に掲げるものをいう。

イ 一般送配電事業者が小売供給を行う事業を営む他の者から受電した電気の量と当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する電気の量との三十分を単位とした差

ロ 一般送配電事業者が非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該非電気事業用電気工作物の発電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした

分を単位とした差

ハ 一般送配電事業者又は配電事業者が発電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該発電用の電気工作物の発電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差

ニ 一般送配電事業者又は配電事業者が特定

卸供給を行う事業を営む他の者から受電した電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差

三十三 〔略〕

差

ハ 一般送配電事業者が発電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該発電用の電気工作物の発電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差

〔新設〕

三十三 〔略〕

(定期報告)

第二条 次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。

報告書	名	「略」
報告対象	者	「略」
様式番号	号	「略」
報告期限	限	「略」
報告先		「略」

(定期報告)

第二条 次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。

報告書	名	「略」
報告対象	者	「略」
様式番号	号	「略」
報告期限	限	「略」
報告先		「略」

掲げる	事業を	営む者	にあつ	ては、	毎四半	期の最	終月の	末日か	ら二月	ゝを経	過する	日

掲げる	事業を	営む者	にあつ	ては、	毎四半	期の最	終月の	末日か	ら二月	ゝを経	過する	日

市町	十一	月報	取引	関係	供給	定卸	十特	「略
電事業者	一般送配			事業者	及び配電	電事業者	一般送配	「略」
十二の	様式第				三	十二の	様式第	「略
日	六月末					十五日	翌々月	「略
業大臣	経済産					業大臣	経済産	「略

設	「新	月報	取引	関係	供給	定卸	十特	「略
「	「新設					電事業者	一般送配	「略」
設	「新				三	十二の	様式第	「略
設	「新					十五日	翌々月	「略
設	「新					業大臣	経済産	「略

十三	年報 需要 村別 市町	十二	年報 発電 村別
法第百三	電事業者 特定送配 業者及び	一般送配 電事業者 配電事	電事業者 特定送配 業者及び 配電事
様式第	五	十二の 様式第	四
五月末		日 六月末	
経済産		業大臣 経済産	

「新	設	「新	
「新設	」	「新設	
「新	設	「新	
「新	設	「新	
「新	設	「新	

特 定	計 量	関 係	取 引	年 報
条の二第	一項の特	定計量を	する者	
十二の	六			
日				
業大臣				

(事故報告)

第三条 電気事業者（法第三十八条第三項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この条において同じ。）又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下

設				
」				
設				
設				
設				

(事故報告)

第三条 電気事業者（法第三十八条第三項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この条において同じ。）又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下

この項において同じ。）に關して、自家用電氣工作物を設置する者にあつては自家用電氣工作物（鐵道營業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鐵道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電氣工作物であつて、發電所、變電所又は送電線路（電氣鐵道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（變電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力發電工作物を除く。以下この項において同じ。）に關して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる

この項において同じ。）に關して、自家用電氣工作物を設置する者にあつては自家用電氣工作物（鐵道營業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鐵道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電氣工作物であつて、發電所、變電所又は送電線路（電氣鐵道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（變電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力發電工作物を除く。以下この項において同じ。）に關して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる

者に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

事故				
報告先				電気事 業者
				自家用 電気工
				作物を 設置す る者

者に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

事故				
報告先				電気事 業者
				自家用 電気工
				作物を 設置す る者

一〇十	「略」	十一 一般送配電事業者の一般送配電事業の用に供する電気工作物、配電事業者の配電事業の用に供する電気工作物又は特定送配電事業者の特定送配電事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続されている電圧三千ボルト以上の自家用電気工作物の破損又は自家用電気工作物の誤操作若しくは自家用電気工作物を操作し
	「略」	
	「略」	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

一〇十	「略」	十一 一般送配電事業者の一般送配電事業の用に供する電気工作物又は特定送配電事業者の特定送配電事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続されている電圧三千ボルト以上の自家用電気工作物の破損又は自家用電気工作物の誤操作若しくは自家用電気工作物を操作しないことにより一般送配電事業者又は特定送配電
	「略」	
	「略」	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

の名称 表番号及び当該表	報告対象者	報告期限	別表（第二条関係）	2 〔略〕	十二・十三 〔略〕	ないことにより一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者に供給支障を発生させた事故

の名称 表番号及び当該表	報告対象者	報告期限	別表（第二条関係）	2 〔略〕	十二・十三 〔略〕	事業者に供給支障を発生させた事故

〔略〕	第五表 電気事業者の契約状況	第四表 インバランス発生実績	〔略〕
〔略〕	一般送配電事業者及び配電事業者	一般送配電事業者及び配電事業者	〔略〕
〔略〕	翌々月末日	翌々月末日	〔略〕

〔略〕	第五表 電気事業者の契約状況	第四表 インバランス発生実績	〔略〕
〔略〕	一般送配電事業者	一般送配電事業者	〔略〕
〔略〕	翌々月末日	翌々月末日	〔略〕

備考 表中の「」は注記である。

様式第二第一表を次のように改める。

住 所	
電気事業者の名称及び代表者の氏名	
連絡先担当者氏名	
電 話 番 号	
電子メールアドレス	

【電気事業者区分】	○を記入
小 売 電 気 事 業 者	
一 般 送 配 電 事 業 者	
送 電 事 業 者	
配 電 事 業 者	
特 定 送 配 電 事 業 者	
発 電 事 業 者	
特 定 卸 供 給 事 業 者	

第1表 発受電月報（全電気事業者の総括表）

年 月 分	事業者名

種別				発電所数	最大出力 (kW)	電力量 (10 ³ kWh)	
供 給 力	自 社 発 電	水 力 発 電 所	一 般				
			揚 水 式				
			計				
		火 力 発 電 所	石 炭				
			L N G				
			石 油				
			L P G				
			その他ガス				
			歴青質混合物				
			そ の 他				
		計					
		原 子 力 発 電 所					
		新エネルギー等 発 電 所	風 力				
			太 陽 光				
	地 熱						
バイオマス	〇		〇	〇			
廃 棄 物	〇		〇	〇			
計							
そ の 他							
計							
他 社 送 受 電 電 力 量 の 差 引 合 計							
自 社 余 剰 計							
揚 水 式 発 電 所 の 揚 水 用 動 力							
発 受 電 計							
自 家 消 費 計							
送 電 端 供 給 力							
需 要 電 力 量							

- 備考 1 自社発電の火力発電所の発電所数、最大出力及び電力量の欄には、火力発電所で2種類以上の燃料を混焼している場合には、主要な燃料の欄にこれらを計上すること。
- 2 自社発電の新エネルギー等発電所の計の発電所数及び最大出力の欄には、風力、太陽光及び地熱の発電所数及び最大出力の合計を記載する。また、バイオマス及び廃棄物の発電所数及び最大出力の欄には、専ら又は主として使用する燃料がバイオマス及び廃棄物の場合には、自社発電の火力発電所の欄に記載する発電所数及び最大出力のうち、バイオマス及び廃棄物に係る発電所数及び最大出力を〔 〕を付して再掲すること。
- 3 自社発電の新エネルギー等発電所の計の電力量の欄には、風力、太陽光及び地熱の電力量の合計を記載する。また、バイオマス及び廃棄物の電力量の欄には、自社発電の火力発電所の電力量の欄に記載する電力量のうち、バイオマス及び廃棄物に係る電力量を〔 〕を付して再掲すること。
- 4 他社送受電電力量の差引合計の欄には、第4表の差引電力量の合計の値を記載すること。
- 5 自社余剰計の欄には、自社の自家用電気工作物で発電した電気のうち電気事業の用に供した電力量の合計値を記載すること。
- 6 自家消費計の欄には、自社発電の欄に記載した電力量のうち自家消費及び特定供給に使用した電力量の合計値を記載すること。
- 7 発受電計の欄には、自社発電、他社送受電電力量の差引合計、自社余剰計及び揚水式発電所の揚水用動力の欄に記載した電力量の合計値を記載すること。
- 8 送電端供給力の欄には、発受電計の欄に記載した電力量から自家消費計の欄に記載した電力量を差し引いた電力量を記載すること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第三第一表を次のように改める。

様式第3（第2条関係）

経済産業大臣 殿

住 所	
電気事業者の名称及び代表者の氏名	
連絡先担当者氏名	
電 話 番 号	
電子メールアドレス	

【電気事業者区分】	○を記入
一般送配電事業者	
送電事業者	
配電事業者	
特定送配電事業者	
発電事業者	

第1表 設備資金報（設備別工事資金実績）

（単位：百万円）

年度・ 年度第 四半期（ 年 月 日から 年 月 日まで）

事業者名

工 <

備考 1 2種類以上の燃料を混焼している発電所の場合は、発電機ごとに主要な燃料を定め、主要な燃料の欄に計上すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第八中「イ」を「イ」に改める。

様式第十二の三の次に次の三様式を加える。

様式第 1 2 の 4 （第 2 条関係）

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所	
電気事業者の名称及び代表者の氏名	
連絡先担当者氏名	
電 話 番 号	
電子メールアドレス	

【電気事業者区分】	○を記入
一般送配電事業者	
配 電 事 業 者	
特定送配電事業者	

市町村別発電年報

年度分

事業者名

年月	都道府県名	市区町村名	電源種別	契約地点数	最大受電電力 (kW)	逆潮流量 (10 ³ kWh)	備考

- 備考
- 1

市町村別及び電源種別に各年月分の実績値を記載すること。
- 2

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 1 2 の 5 （第 2 条関係）

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所	
電気事業者の名称 及び代表者の氏名	
連絡先担当者氏名	
電 話 番 号	
電子メールアドレス	

【電気事業者区分】	○を記入
一般送配電事業者	
配電事業者	
特定送配電事業者	

市町村別需要年報

年度分

事業者名

年月	都道府県名	市区町村名	小売電気事業者名	特別高圧需要電力量 (10 ³ kWh)	高圧需要電力量 (10 ³ kWh)	低圧需要電力量 (10 ³ kWh)	需要電力量計 (10 ³ kWh)	備考

- 備考
- 1

市町村別及び小売電気事業者別に各年月分の実績値を記載すること。
- 2

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 12 の 6（第 2 条関係）

特定計量関係取引年報
年度

年 月 日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

1．特定計量における取引等に係る事項

型名	製造事業者名	精度階級	取引規模（kW）	取引件数（件）

2．検査主体の適切性の維持

3．使用している電気計器の運用状況

4. 苦情の件数及びその対応状況

業務 フロー	苦情の内容	件数 (件)	改善措置の内容
営業・ 契約	不適切な営業活動		
	契約内容の不満		
	クーリングオフできない		
	工事の不良		
	その他（ ）		
運用・ 決済	計量値の不信		
	制御の問題		
	誤請求		
	その他（ ）		
サポ- ート・ 解約	不誠実な問合わせ対応		
	技術的な不具合		
	解約ができない		
	高額な解約手数料		
	その他（ ）		
その他			

5. 電気計器等の異常（故障等）の件数及びその対応状況

件数（件）	改善措置の内容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(電気事業会計規則の一部改正)

第三条 電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(会計の原則) 第一条 一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者及び発電事業者(以下「電気事業者」という。)は、次の各号の原則によつてその会計を整理しなければならない。	(会計の原則) 第一条 一般送配電事業者、送電事業者及び発電事業者(以下「電気事業者」という。)は、次の各号の原則によつてその会計を整理しなければならない。

一〇四 〔略〕

（電気事業固定資産勘定）

第四条 一般送配電事業、送電事業、配電事業及び発電事業（以下「電気事業」という。）の用に引き続き供するために建設、購入その他の事由によつて取得した土地、建物、構築物、機械装置、リース資産その他の資産は、電気事業固定資産勘定をもつて整理しなければならない。

（工事費負担金）

第十条 電気事業法（以下「法」という。）
第十条
八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同

一〇四 〔略〕

（電気事業固定資産勘定）

第四条 一般送配電事業、送電事業及び発電事業（以下「電気事業」という。）の用に引き続き供するために建設、購入その他の事由によつて取得した土地、建物、構築物、機械装置、リース資産その他の資産は、電気事業固定資産勘定をもつて整理しなければならない。

（工事費負担金）

第十条 電気事業法（以下「法」という。）
第十条
八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同

条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの、法第二十条第一項の規定により届け出られた最終保障供給約款又は法第二十一条第一項の規定により届け出られた離島等供給約款の定めるところによつて器具、機械その他の用品の工事費を負担するために電気使用者が提供した金銭、資材その他の財産上の利益（以下「工事費負担金」という。）を充当して電気事業固定資産を建設した場合は、当該工事費負担金に相当する金額は、工事費負担金勘定をもつて整理しなければならない。

条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの、法第二十条第一項の規定により届け出られた最終保障供給約款又は法第二十一条第一項の規定により届け出られた離島供給約款の定めるところによつて器具、機械その他の用品の工事費を負担するために電気使用者が提供した金銭、資材その他の財産上の利益（以下「工事費負担金」という。）を充当して電気事業固定資産を建設した場合は、当該工事費負担金に相当する金額は、工事費負担金勘定をもつて整理しなければならない。

第二十八条の四 対象発電事業者に係る原子力廃止関連仮勘定は、当該対象発電事業者が前条第一項の承認を受けた日から当該日以後初めて一般送配電事業者（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の十三第一項の通知を受けた者に限る。）が当該承認に係る廃炉円滑化負担金（同令第四十条の二十一の十二第一項に規定する廃炉円滑化負担金をいう。）を回収するため法第十八条第一項の認可を受け、又は同条第五項の規定により託送供給等約款の届出をして託送供給等約

第二十八条の四 対象発電事業者に係る原子力廃止関連仮勘定は、当該対象発電事業者が前条第一項の承認を受けた日から当該日以後初めて一般送配電事業者（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十五条の二十一の七第一項の通知を受けた者に限る。）が当該承認に係る廃炉円滑化負担金（同令第四十五条の二十一の六第一項に規定する廃炉円滑化負担金をいう。）を回収するため法第十八条第一項の認可を受け、又は同条第五項の規定により託送供給等約款の届出をして託送供給等約款を

款を変更する日の属する月の翌月から十年間均等償却するものとして算定した額を償却することとする。

附 則

1 ～ 3 「略」

4 特定分割取引は、吸収分割会社（電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）の施行の日から電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の施行の日までの間に、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。第八号において「平成二十六年改正法」と

変更する日の属する月の翌月から十年間均等償却するものとして算定した額を償却することとする。

附 則

1 ～ 3 「略」

4 特定分割取引は、吸収分割会社（電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）の施行の日から電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の施行の日までの間に、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。第八号において「平成二十六年改正法」と

いう。)第一条による改正前の電気事業法第二
条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は
同項第四号に規定する卸電気事業者であつた者
を当事者とする会社法(平成十七年法律第八十
六号)第七百五十七条の規定に基づく吸収分割
をする会社をいう。以下この項において同じ。

―と吸収分割承継会社(吸収分割会社がその事
業に関して有する権利義務の全部又は一部を当
該吸収分割会社から承継する会社であつて、小
売電気事業、一般送配電事業、送電事業又は発
電事業のいずれかを営む当該吸収分割会社の完
全子会社(当該吸収分割会社がその設立の日か
ら引き続き発行済株式の全部を有する株式会社

いう。)第一条による改正前の電気事業法第二
条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は
同項第四号に規定する卸電気事業者であつた者
を当事者とする会社法(平成十七年法律第八十
六号)第七百五十七条の規定に基づく吸収分割
をする会社をいう。以下この項において同じ。

―と吸収分割承継会社(吸収分割会社がその事
業に関して有する権利義務の全部又は一部を当
該吸収分割会社から承継する会社であつて、小
売電気事業、一般送配電事業、送電事業又は発
電事業のいずれかを営む当該吸収分割会社の完
全子会社(当該吸収分割会社がその設立の日か
ら引き続き発行済株式の全部を有する株式会社

をいう。）をいう。以下この項において同じ。
）との間における当該吸収分割をする日の前日
まで当該吸収分割会社の部門（小売電気事業、
一般送配電事業、送電事業又は発電事業に係る
業務を営む部門に限る。）間で行われていた役
務の提供と同一又は類似の内容の取引（以下こ
の項において「旧部門間取引」という。）（吸
収分割会社がその事業に関して有する権利義務
の全部又は一部を二以上の吸収分割承継会社
に承継させた場合は、それぞれの吸収分割承継会
社相互間における旧部門間取引を含む。）であ
って、次の各号に掲げるいずれかの取引に該当
するものをいう。

をいう。）をいう。以下この項において同じ。
）との間における当該吸収分割をする日の前日
まで当該吸収分割会社の部門（小売電気事業、
一般送配電事業、送電事業又は発電事業に係る
業務を営む部門に限る。）間で行われていた役
務の提供と同一又は類似の内容の取引（以下こ
の項において「旧部門間取引」という。）（吸
収分割会社がその事業に関して有する権利義務
の全部又は一部を二以上の吸収分割承継会社
に承継させた場合は、それぞれの吸収分割承継会
社相互間における旧部門間取引を含む。）であ
って、次の各号に掲げるいずれかの取引に該当
するものをいう。

一・二 「略」

三 離島等供給に係る業務のうち、離島等供給約款に基づき行う電気の使用者ととの契約の締結、使用電力量の計量又は料金の算定若しくは回収に係る業務を確実に履行するために必要な取引

四〇六 「略」

七 旧特定契約（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）附則第三条第一項に規定する旧特定契約をいう。）に係る業務を確実に履行するために必要な取引

一・二 「略」

三 離島供給に係る業務のうち、離島供給約款に基づき行う電気の使用者ととの契約の締結、使用電力量の計量又は料金の算定若しくは回収に係る業務を確実に履行するために必要な取引

四〇六 「略」

七 旧特定契約（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）この号において「再エネ特措法改正法」という。）附則第三条第一項に規定する旧特定契約をいう。）に係る業務を確実に履行

するために必要な取引

八・九 「略」

5ゝ7 「略」

8 別表第一（電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成三十一年経済産業省令第三十四号）により加えた部分に限る。）及び第三項から前項までの規定は、令和六年三月三十一日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

資産

(1) 固定資産

八・九 「略」

5ゝ7 「略」

8 別表第一（電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成三十一年経済産業省令第三十四号）により加えた部分に限る。）及び第三項から前項までの規定は、平成三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

資産

(1) 固定資産

科 目	項	備 考
(I) 電 気 事業固定 資産		各項ごとに物品帳簿原価及び工事帳簿原価の別に区分して整理する。
[留]	[留]	[留]
貸付設備		「配電設備」に整理されるもの及び「配電設備」以外の設備で配電事業の用に供するため配電事業者に対して貸し付けるものを除く。 該当する他の電気事業固定資産の項に準じて整理す

科 目	項	備 考
(I) 電 気 事業固定 資産		各項ごとに物品帳簿原価及び工事帳簿原価の別に区分して整理する。
[留]	[留]	[留]
貸付設備		「配電設備」に整理されるものを除く。該当する他の電気事業固定資産の項に準じて整理する。

		る。
[略]	[略]	[略]

(2) 流動資産

科目	項	備考
[略]	[略]	[略]
売掛金		「電気事業営業収益」及び「附帯事業営業収益」の各科目に整理されるべき収益並びに再エネ特措法賦課金並びに再生可能エネルギー電気

[略]	[略]	[略]

(2) 流動資産

科目	項	備考
[略]	[略]	[略]
売掛金		「電気事業営業収益」及び「附帯事業営業収益」の各科目に整理されるべき収益並びに再エネ特措法賦課金並びに再生可能エネルギー電気事業者による再生可

	<u>の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第36条第1項の規定により請求することができる賦課金をいう。以下同じ。）の未収分を整理する。</u>	
[盗]	[盗]	
地帯間	<u>一般送配電事業者又は配電</u>	
販売電	<u>事業者が、他の一般送配電</u>	
力料	<u>事業者又は配電事業者と締結する一般送配電事業又は</u>	
	<u>配電事業の用に供するため</u>	
	<u>能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条第1項の規定により請求することができる賦課金をいう。以下同じ。）の未収分を整理する。</u>	
[盗]	[盗]	
地帯間	<u>一般送配電事業者間におけ</u>	
販売電	<u>る一般送配電事業の用に供</u>	
力料	<u>するための電気の受給契約</u>	
	<u>（以下「地帯間電力融通契約」という。）によつて販</u>	

	の電気の受給契約（以下「地帯間電力融通契約」という。）によつて販売した電気の料金の未収分を整理する。		売した電気の料金の未収分を整理する。
他社販	地帯間販売電力料以外で、	他社販	地帯間販売電力料以外で、
売電力	小売電気事業者、一般送配	売電力	小売電気事業者、一般送配
料	電事業者、 <u>送電事業者</u> 、 <u>配電事業者</u> 、 <u>発電事業者</u> 、 <u>みなし小売電気事業者</u> （電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」とい	料	電事業者、 <u>送電事業者</u> 、 <u>発電事業者</u> 、 <u>みなし小売電気事業者</u> （電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第2条

	う。) 附則第2条第2項に規定するみなし小売電気事業者をいう。以下同じ。) 及びみなし登録特定送配電事業者 (改正法附則第4条第2項に規定するみなし登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。) に対して販売した電気 (事業の用に供するための電気に限る。) の料金 (「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。) 、小売電気事	第2項に規定するみなし小売電気事業者をいう。以下同じ。) 及びみなし登録特定送配電事業者 (改正法附則第4条第2項に規定するみなし登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。) に対して販売した電気 (事業の用に供するための電気に限る。) の料金 (「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。) 、小売電気事業者、一般送配電事

業者、一般送配電事業者、 みなし小売電気事業者、 みなし登録特定送配電事業者 及び需要家に対して販売し た非化石証書の代金、卸電 力取引所を介して販売した 電気の料金及び非化石証書 の代金、非電気事業用電気 工作物を設置する者に対し て販売した電気の料金（「 接続供給託送収益」に整理 されているものを除く。） 、新エネルギー等電気相当	業者、みなし小売電気事業 者、みなし登録特定送配電 事業者及び需要家に対して 販売した非化石証書の代金 、卸電力取引所を介して販 売した電気の料金及び非化 石証書の代金、非電気事業 用電気工作物を設置する者 に対して販売した電気の料 金（「接続供給託送収益」 に整理されているものを除 く。） 、新エネルギー等電 気相当量（ <u>電気事業者によ</u>

	相当量（<u>再生可能エネルギー</u>の<u>電気の利用の促進に関する特別措置法</u>附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第5条の規定に基づき義務履行に充てるものの量を含む。）をいう。以下同じ。）の売買契約（以	<u>電気事業者による再生可能エネルギーの供給に関する法律</u>（平成27年法律第108号）附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第5条の規定に基づき義務履行に充てるものの量を含む。）をいう。以下同

	下「他社電気相当量売買契約」という。) によつて販売した新エネルギー等電気相当量の代金及び法第2条第1項第15号の2に規定する特定卸供給を行う事業を営む者との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得る調整金の未収分を整理する。		じ。) の売買契約 (以下「他社電気相当量売買契約」という。) によつて販売した新エネルギー等電気相当量の代金及び法第2条第1項第7号ロに掲げる特定卸供給を行う事業を営む者 (以下「特定卸供給事業者」という。) との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得る調整金の未収分を整理する。

	[並]	[並]		[並]	[並]
諸未収入金		「売掛金」に整理される未収金以外の未収金を整理する。契約期間が1年を超えるものを除く。	諸未収入金		「売掛金」に整理される未収金以外の未収金を整理する。契約期間が1年を超えるものを除く。
	[並]	[並]		[並]	[並]
調整交付金	調整交付金（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の2第1項の規定により交付される交付金をいう。以下同じ。）の未収分を整理する。		再エネ	再エネ特措法交付金（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第28条第1項の規定により交付される交付金をいう。以下同じ。）の未収分を整理する。	
			特措法		
交付金			交付金		

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

負債
(5) 流動負債

科目	項	備考
[略]	[略]	[略]
買掛金		通常の営業取引により発生した未払金を整理する。
	[略]	[略]
	接続供	接続供給及び電力量調整供給

[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

負債
(5) 流動負債

科目	項	備考
[略]	[略]	[略]
買掛金		通常の営業取引により発生した未払金を整理する。
	[略]	[略]
	接続供	接続供給及び電力量調整供給

	給 託 送	の対価並びに配電事業に係る
	料	<u>譲受価格・借受価格等の定期</u>
		<u>支払額の未払分を整理する。</u>
	[㍿]	[㍿]
[㍿]	[㍿]	[㍿]
預り金		他から預かった現金、手形、 小切手及び有価証券を整理す る。
	[㍿]	[㍿]
保証金		託送供給等約款、特定小売供 給約款（改正法附則第18条第 1 項に規定する特定小売供給 約款をいう。以下同じ。）
	給 託 送	の対価の未払分を整理する。
	料	
	[㍿]	[㍿]
[㍿]	[㍿]	[㍿]
預り金		他から預かった現金、手形、 小切手及び有価証券を整理す る。
	[㍿]	[㍿]
保証金		託送供給等約款、特定小売供 給約款（改正法附則第18条第 1 項に規定する特定小売供給 約款をいう。以下同じ。）

		最終保障供給約款、 <u>離島等供給約款</u> 及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の定めるところによる保証金を整理する。
	[略]	[略]
関係会社 短期債務	[略]	[略]
	[略]	[略]
預り金	関係会社から預かった託送供給等約款、特定小売供給約款、最終保障供給約款、 <u>離島等供給約款</u> 及び交渉により合意	最終保障供給約款、 <u>離島供給約款</u> 及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の定めるところによる保証金を整理する。
	[略]	[略]
	[略]	[略]
関係会社 短期債務	[略]	[略]
	[略]	[略]
預り金	関係会社から預かった託送供給等約款、特定小売供給約款、最終保障供給約款、 <u>離島供給約款</u> 及び交渉により合意	最終保障供給約款、 <u>離島供給約款</u> 及び交渉により合意

		した料金その他の供給条件によ る小売供給契約の定めるところ による保証金を除く。
	[密]	[密]
[密]	[密]	[密]
雑流動負 債		上記の各科目に該当しない流 動負債を整理する。
	[密]	[密]
再エネ		<u>再生可能エネルギー電気の利</u>
特措法		<u>用の促進に関する特別措置法</u>
賦課金		第31条第1項の規定により納
回収金		付する義務を負う納付金の支 払いに充てるため、需要家が
		た料金その他の供給条件によ る小売供給契約の定めるところ による保証金を除く。
	[密]	[密]
[密]	[密]	[密]
雑流動負 債		上記の各科目に該当しない流 動負債を整理する。
	[密]	[密]
再エネ		<u>電気事業者による再生可能エ</u>
特措法		<u>ネルギー電気の調達に関する</u>
賦課金		<u>特別措置法</u> 第31条第1項の規
回収金		定により納付する義務を負う 納付金の支払いに充てるため

ら回収する再エネ特措法賦課金を整理する。		
	[略]	[略]
費用		
(10) 営業費用		
科目	項	備考
(I) 電気事業営業費用	[略]	[略]

、需要家から回収する再エネ特措法賦課金を整理する。		
	[略]	[略]
費用		
(10) 営業費用		
科目	項	備考
(I) 電気事業営業費用	[略]	[略]

他社購入	他社購入
電力料	電力料
地帯間電力融通契約以外の契約によって購入した電気 の料金、他社電気相当量売 買契約によって購入した新 エネルギー等電気相当量の 代金並びに事業者が電気の 販売に応じて使用する非化 石証書及び仲介により販売 する非化石証書に関する費 用を「他社購入電源費」、 「他社購入送電費」及び「 非化石証書購入費」に区分 して整理する。ただし、「	地帯間電力融通契約以外の契約によって購入した電気 の料金、他社電気相当量売 買契約によって購入した新 エネルギー等電気相当量の 代金並びに事業者が電気の 販売に応じて使用する非化 石証書及び仲介により販売 する非化石証書に関する費 用を「他社購入電源費」、 「他社購入送電費」及び「 非化石証書購入費」に区分 して整理する。ただし、「

	他社購入電源費」及び「他社購入送電費」に区分し難いもの並びに「他社購入電源費」及び「非化石証書購入費」に区分することが適当でないものは、「他社購入電源費」に整理することができる。	
他社購入電源費	他社購入電源費	他社購入電源費
	地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金のうち電源に係る料金（ <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第</u>	他社購入電源費
	地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金のうち電源に係る料金（ <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特</u>	他社購入電源費

接続供給及び電力量調整供給			接続供給及び電力量調整供給		
託送料			託送料		
			接続供給及び電力量調整供給 の対価として支払った <u>金額並</u> <u>びに配電事業に係る譲受価格</u> ・借受価格等の定期支払額を <u>支払った額（一般送配電事業</u> <u>者においては定期支払額が負</u> <u>の値になるときに配電事業者</u> <u>に支払った額を含む。）</u> を整 理する。		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
収益			収益		
(16) 営業収益			(16) 営業収益		

科 目	項	備 考
(I) 電 気事業営 業収益 電灯料		調査決定の完了した金額を計 上する。
	定 額 電	特定小売供給 (改正法附則第 16条第 1 項)に規定する特定小 売供給をいう。以下同じ。) 及 び <u>離島等供給</u> に係る需要家 料金及び電灯料金 (小型機器 料金を含む。) に区分して整
	灯	

科 目	項	備 考
(I) 電 気事業営 業収益 電灯料		調査決定の完了した金額を計 上する。
	定 額 電	特定小売供給 (改正法附則第1 6条第 1 項)に規定する特定小売 供給をいう。以下同じ。) 及び <u>離島供給</u> に係る需要家料金及 び電灯料金 (小型機器料金を 含む。) に区分して整理す
	灯	

	理する。		る。
従 量 電	特定小売供給及び <u>離島等供給</u>	従 量 電	特定小売供給及び <u>離島供給</u> に
灯 A（又	に係る最低料金及び電力量料	灯 A（又	に係る最低料金及び電力量料
は 従 量	金に区分して整理する。電力	は 従 量	金に区分して整理する。電力量
電灯 A 及	量料金(は電力量料金単価別に	電灯 A 及	料金は電力量料金単価別に区
てB)	区分して整理する。	てB)	分して整理する。
従 量 電	特定小売供給及び <u>離島等供給</u>	従 量 電	特定小売供給及び <u>離島供給</u> に
灯B	に係る基本料金及び電力量料	灯B	に係る基本料金及び電力量料
	金に区分して整理する。電力		金に区分して整理する。電力量
	量料金は電力量料金単価別に		料金は電力量料金単価別に区
	区分して整理する。		分して整理する。
[盗]	[盗]	[盗]	[盗]
(何)	上記の各項に該当しない特定	(何)	上記の各項に該当しない特定

		小売供給約款、最終保障供給約款、 <u>離島等供給約款</u> 及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の電灯料金を、その料金種類別に項を設けて整理する。ただし、類似するものについては、一つの種類として整理できる。
電力料	[略]	[略]
	[略]	[略]
	(何)	一般送配電事業者及びみなし
		小売供給約款、最終保障供給約款、 <u>離島供給約款</u> 及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の電灯料金を、その料金種類別に項を設けて整理する。ただし、類似するものについては、一つの種類として整理できる。
電力料	[略]	[略]
	[略]	[略]
	(何)	一般送配電事業者及びみなし

	小売電気事業者にあつては、上記の各項に該当しない特定小売供給約款、最終保障供給約款、<u>離島等供給約款</u>及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の電力料金を、その料金種類別に項を設けて整理する。ただし、類似するものについては、一つの種類として整理することができる。発電事業者にあつては、特定供給による電力料金を整理する。		小売電気事業者にあつては、上記の各項に該当しない特定小売供給約款、最終保障供給約款、<u>離島供給約款</u>及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の電力料金を、その料金種類別に項を設けて整理する。ただし、類似するものについては、一つの種類として整理することができる。発電事業者にあつては、特定供給による電力料金を整理する。	

		般送配電事業者、みなし小売電氣事業者、みなし登録特定送配電事業者及び需要家に対して販売した非化石証書の代金、卸電力取引所を介して販売した電氣の料金及び非化石証書の代金、非電氣事業用電氣工作物を設置する者に対して販売した電氣の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、新エネルギー等電氣相当量の代金及び<u>法第2条第1項第15号</u>	
		、みなし小売電氣事業者、みなし登録特定送配電事業者及び需要家に対して販売した非化石証書の代金、卸電力取引所を介して販売した電氣の料金及び非化石証書の代金、非電氣事業用電氣工作物を設置する者に対して販売した電氣の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、新エネルギー等電氣相当量の代金及び<u>特定卸供給事業者との間に締結した契約</u>	

	<u>2に規定する特定卸供給を行う事業を営む者との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得た調整金を「他社販売電源料」及び「非化石証書販売収益」に区分することが適当</u>	に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得た調整金を「他社販売電源料」、「他社販売送電料」及び「非化石証書販売収益」に区分して整理する。ただし、「他社販売電源料」及び「他社販売送電料」並びに「他社販売電源料」及び「非化石証書販売収益」に区分することが適当でないものは、「他社販売電源料」に整理することができる。

	でないものは、「他社販売電源料」に整理することができる。
他社販	「地帯間販売電力料」以外で
売電源	、小売電気事業者、一般送配
料	電事業者、送電事業者、 <u>配電事業者</u> 、 <u>発電事業者</u> 、 <u>みなし</u>
	小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して
	販売した電気（事業の用に供
	するための電気に限る。）の
	料金（「接続供給託送収益」
	に整理されているものを除

	他社販
	「地帯間販売電力料」以外で
	、小売電気事業者、一般送配
	電事業者、送電事業者、 <u>発電事業者</u> 、 <u>みなし小売電気事業</u>
	者及びみなし登録特定送配電
	事業者に対して販売した電気
	（事業の用に供するための電
	気に限る。）の料金（「接続
	供給託送収益」に整理されて
	いるものを除く。）、「卸電力

		く。) 、卸電力取引所を介して販売した電気及び非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）のうち電源に係る料金、事業者又は事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金及び <u>法第2条第1項第15号の2に規定する特定卸供給を行う事業を営む者との間に締結した契約に基</u>
		取引所を介して販売した電気及び非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）のうち電源に係る料金、事業者又は事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金及び <u>特定卸供給事業者との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得た調整金を整理</u>

	づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得た調整金を整理する。	する。
他 社 販	「地帯間販売電力料」以外で	「地帯間販売電力料」以外で
売 送 電	、小売電気事業者、一般送配	、小売電気事業者、一般送配
料	電事業者、 <u>送電事業者</u> 、 <u>配電事業者</u> 、 <u>発電事業者</u> 、 <u>みなし</u>	電事業者、 <u>送電事業者</u> 、 <u>発電事業者</u> 、 <u>みなし</u>
	小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して	及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した電気（
	販売した電気（事業の用に供	事業の用に供するための電気
	するための電気に限る。）の	に限る。）の料金（「接続供給託送収益」
	料金（「接続供給託送収益」	に整理されているものを除
	に整理されているものを除	るものを除く。） <u>、卸電力取</u>

		く。) 、卸電力取引所を介して販売した電気及び非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）のうち送電に係る料金を整理する。	
	[並]	[並]	
託送収益		「事業者間精算収益」に整理されるものを除く。	託送収益
接続供給託送		<u>一般送配電事業者又は配電事業者が接続供給によつて得た</u>	接続供給託送
		引所を介して販売した電気及び非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）のうち送電に係る料金を整理する。	
	[並]	[並]	
託送収益		「事業者間精算収益」に整理されるものを除く。	託送収益
接続供給託送		<u>一般送配電事業者が接続供給によつて得た収益を基準接続</u>	接続供給託送

収益	収益を基準接続供給収益（送配電関連設備の利用に係るものとして得た収益をいう。） 、<u>インバランスの供給に係る収益、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の回収に係る収益並びに配電事業に係る譲受価格・借受価格等の定期支払額を受け取った額（配電事業者においては定期支払額が負の値になるときに一般送配電事業者から受け取った額を含む）</u>。ただし、<u>賠償負担金及び</u>
収益	供給収益（送配電関連設備の利用に係るものとして得た収益をいう。） 、<u>インバランス、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の供給に係る収益に区分して整理する。</u>

<u>廃炉円滑化負担金の回収に係る収益を含む場合はそれを除く。）に区分して整理する。</u>			
[望]	[望]	[望]	[望]
電気事業	[望]	[望]	[望]
雑収益		上記の各科目に該当しない収益で電気事業の運営に伴って通常発生するものを整理し、各項ごとに特定分割取引収益及びその他に区分して整理する。「財務収益」の各科目に該当するものを除く。	
[望]	[望]	[望]	[望]
電気事業	[望]	[望]	[望]
雑収益		上記の各科目に該当しない収益で電気事業の運営に伴って通常発生するものを整理し、各項ごとに特定分割取引収益及びその他に区分して整理する。「財務収益」の各科目に該当するものを除く。	

[略]	[略]	[略]	[略]
<u>広域系</u>	<u>法第28条の40第1項第5号</u>	[新設]	[新設]
<u>統整備</u>	<u>の2の規定により交付され</u>		
<u>交付金</u>	<u>る交付金を整理する。</u>		
災害等	<u>法第28条の40第2項第1</u>	災害等	<u>法第28条の40第2項の規定によ</u>
扶助交	<u>号の規定により交付される交</u>	扶助交	<u>り交付される交付金を整理す</u>
付金	付金を整理する。ただし、そ	付金	る。ただし、その交付額が重
	の交付額が重大なものを除		大なものを除く。
	く。		
<u>供給促</u>	<u>再生可能エネルギー電気の利</u>	[新設]	[新設]
<u>進交付</u>	<u>用の促進に関する特別措置法</u>		
<u>金</u>	<u>第2条の2第2項に規定する</u>		
	<u>供給促進交付金を整理する。</u>		

	系統設置交付金 再生可能エネルギー電気の利 用の促進に関する特別措置法 第28条第1項に規定する系統 設置交付金を整理する。	
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
別表第2（第3条関係）		
第14表		
電灯料及び電力料明細表		
[略]		
（記載注意）		
1 特定小売供給約款、最終保障供給約款及び <u>離</u>		
	[新設] [新設]	
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
別表第2（第3条関係）		
第14表		
電灯料及び電力料明細表		
[略]		
（記載注意）		
1 特定小売供給約款、最終保障供給約款及び <u>離</u>		

島等供給約款に基づき販売したもののみ記載す

ること。

2・3 [留]

付表 [留]

第15表

託送収益明細表

年 月 日から

年 月 日まで

事業者名 (単位 千円)

[留]	[留]

島供給約款に基づき販売したもののみ記載する

こと。

2・3 [留]

付表 [留]

第15表

託送収益明細表

年 月 日から

年 月 日まで

事業者名 (単位 千円)

[留]	[留]

接続供給託送収益		
[留]		
<u>賠償負担金の回収に係る収益</u>		
<u>廃炉円滑化負担金の回収に係る収益</u>		
<u>配電事業に係る譲受価格・借受価格等の定期支払額</u>		
その他託送収益		

接続供給託送収益		
[留]		
<u>賠償負担金相当金</u>		
<u>廃炉円滑化負担金相当金</u>		
[新設]		
その他託送収益		

第17表

再エネ特措法賦課金等明細表

[罫]

(記載注意)

1 [罫]

2 再エネ特措法買取費は、再生可能エネルギー

電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23

年法律第108号）第2条第5項に規定する特定

契約に基づく再生可能エネルギー電気の調達に

関して、当該調達に要した費用の総額（調整交

付金を控除する前の金額）を記載すること。

第17表

再エネ特措法賦課金等明細表

[罫]

(記載注意)

1 [罫]

2 再エネ特措法買取費は、電気事業者による再

生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置

法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規

定する特定契約に基づく再生可能エネルギー電

気の調達に關して、当該調達に要した費用の総

額（再エネ特措法交付金を控除する前の金額）

を記載すること。

備考 表中の「」は注記である。

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第三(第四条関係) [略]	別表第三(第四条関係) [略]

備考 一 この表において「電気」とは、一般送配電事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。）又は配電事業者（同項第十一号の三に規定する配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。 二 「略」	備考 一 この表において「電気」とは、一般送配電事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。 二 「略」
備考 表中の「」は注記である。	

（発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第五条 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（耐震性の確保） 第四条の二 電気工作物（液化ガス設備（液化ガスの貯蔵、輸送、気化等を行う設備及びこれに附属する設備をいう。以下同じ。）を除く。）は、その電気工作物が発電事業の用に供される場合にあつては、これに作用する地震力による	（耐震性の確保） 第四条の二 電気工作物（液化ガス設備（液化ガスの貯蔵、輸送、気化等を行う設備及びこれに附属する設備をいう。以下同じ。）を除く。）は、その電気工作物が発電事業の用に供される場合にあつては、これに作用する地震力による

損壊により一般送配電事業者又は配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼすことがないように耐震性を有するものでなければならない。

損壊により一般送配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼすことがないように耐震性を有するものでなければならない。

備考 表中の「」は注記である。

(電気設備に関する技術基準を定める省令の一部改正)

第六条 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

（サイバーセキュリティの確保）

第十五条の二 電気工作物（一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供するものに限る。）の運転を管理する電子計算機は、当該電気工作物が人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれ及び一般送配電事業又は配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保しなければならない。

（サイバーセキュリティの確保）

第十五条の二 電気工作物（一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業及び発電事業の用に供するものに限る。）の運転を管理する電子計算機は、当該電気工作物が人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれ及び一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保しなければならない。

(電気設備による供給支障の防止)

第十八条 高圧又は特別高圧の電気設備は、その損壞により一般送配電事業者又は配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないように施設しなければならない。

2 高圧又は特別高圧の電気設備は、その電気設備が一般送配電事業又は配電事業の用に供される場合にあっては、その電気設備の損壞によりその一般送配電事業又は配電事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないように施設しなければならない。

(電気設備による供給支障の防止)

第十八条 高圧又は特別高圧の電気設備は、その損壞により一般送配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないように施設しなければならない。

2 高圧又は特別高圧の電気設備は、その電気設備が一般送配電事業の用に供される場合にあっては、その電気設備の損壞によりその一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないように施設しなければならない。

（発変電設備等の損傷による供給支障の防止）

第四十四条 発電機、燃料電池又は常用電源として用いる蓄電池には、当該電気機械器具を著しく損壊するおそれがあり、又は一般送配電事業若しくは配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがある異常が当該電気機械器具に生じた場合に自動的にこれを電路から遮断する装置を施設しなければならない。

2 特別高圧の変圧器又は調相設備には、当該電気機械器具を著しく損壊するおそれがあり、又は一般送配電事業若しくは配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがある異常が当該電気機械器具に生じた場合に自動的にこ

（発変電設備等の損傷による供給支障の防止）

第四十四条 発電機、燃料電池又は常用電源として用いる蓄電池には、当該電気機械器具を著しく損壊するおそれがあり、又は一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがある異常が当該電気機械器具に生じた場合に自動的にこれを電路から遮断する装置を施設しなければならない。

2 特別高圧の変圧器又は調相設備には、当該電気機械器具を著しく損壊するおそれがあり、又は一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがある異常が当該電気機械器具に生じた場合に自動的にこれを電路から遮断

れを電路から遮断する装置の施設その他の適切な措置を講じなければならない。

（常時監視をしない発電所等の施設）

第四十六条 異常が生じた場合に人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えるおそれがないよう、異常の状態に応じた制御が必要となる発電所、又は一般送配電事業若しくは配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、異常を早期に発見する必要がある発電所であつて、発電所の運転に必要な知識及び技能を有する者が当該発電所又はこれと同一の構内において常時監視をしないものは、施設

する装置の施設その他の適切な措置を講じなければならない。

（常時監視をしない発電所等の施設）

第四十六条 異常が生じた場合に人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えるおそれがないよう、異常の状態に応じた制御が必要となる発電所、又は一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、異常を早期に発見する必要がある発電所であつて、発電所の運転に必要な知識及び技能を有する者が当該発電所又はこれと同一の構内において常時監視をしないものは、施設してはならない。

してはならない。ただし、発電所の運転に必要な知識及び技能を有する者による当該発電所又はこれと同一の構内における常時監視と同等な監視を確実に行う発電所であつて、異常が生じた場合に安全かつ確実に停止することができる措置を講じている場合は、この限りでない。

2
「略」

（特別高圧架空電線路の供給支障の防止）

第四十八条 使用電圧が十七万ボルト以上の特別高圧架空電線路は、市街地その他人家の密集する地域に施設してはならない。ただし、当該地域からの火災による当該電線路の損壊によつて

ただし、発電所の運転に必要な知識及び技能を有する者による当該発電所又はこれと同一の構内における常時監視と同等な監視を確実に行う発電所であつて、異常が生じた場合に安全かつ確実に停止することができる措置を講じている場合は、この限りでない。

2
「略」

（特別高圧架空電線路の供給支障の防止）

第四十八条 使用電圧が十七万ボルト以上の特別高圧架空電線路は、市街地その他人家の密集する地域に施設してはならない。ただし、当該地域からの火災による当該電線路の損壊によつて

一般送配電事業又は配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。

2 使用電圧が十七万ボルト以上の特別高压架空電線と建造物との水平距離は、当該建造物からの火災による当該電線の損壊等によって一般送配電事業又は配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、三メートル以上としなければならない。

3 使用電圧が十七万ボルト以上の特別高压架空電線が、建造物、道路、歩道橋その他の工作物の下方に施設されるとき相互の水平離隔距離は、当該工作物の倒壊等による当該電線の損壊

一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。

2 使用電圧が十七万ボルト以上の特別高压架空電線と建造物との水平距離は、当該建造物からの火災による当該電線の損壊等によって一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、三メートル以上としなければならない。

3 使用電圧が十七万ボルト以上の特別高压架空電線が、建造物、道路、歩道橋その他の工作物の下方に施設されるとき相互の水平離隔距離は、当該工作物の倒壊等による当該電線の損壊

によつて一般送配電事業又は配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、三メートル以上としなければならない。

(電力保安通信設備の施設)

第五十条 発電所、変電所、開閉所、給電所（電力系統の運用に関する指令を行う所をいう。）

、技術員駐在所その他の箇所であつて、一般送配電事業又は配電事業に係る電気の供給に対する著しい支障を防ぎ、かつ、保安を確保するために必要なものの相互間には、電力保安通信用電話設備を施設しなければならない。

2
「略」

によつて一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、三メートル以上としなければならない。

(電力保安通信設備の施設)

第五十条 発電所、変電所、開閉所、給電所（電力系統の運用に関する指令を行う所をいう。）

、技術員駐在所その他の箇所であつて、一般送配電事業に係る電気の供給に対する著しい支障を防ぎ、かつ、保安を確保するために必要なものの相互間には、電力保安通信用電話設備を施設しなければならない。

2
「略」

備考 表中の「」は注記である。

（沖縄振興開発金融公庫の貸付金を借り入れた兼業会社及び分割等会社の公告手続に関する省令の廃止）

第七条 沖縄振興開発金融公庫の貸付金を借り入れた兼業会社及び分割等会社の公告手続に関する省令（平成十四年経済産業省令第七十三号）は、廃止する。

（電気事業託送供給等収支計算規則の一部改正）

第八条 電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の点線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	目次 第一章～第三章 「略」 第四章 配電事業者に係る託送供給等収支の整理等（第十条―第十三条） 附則 （託送供給等収支の整理等） 第二条 一般送配電事業者（以下「事業者」という。）は、法第二十二條第一項の規定により、一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務（以下この条において「託送供給
改正前	目次 第一章～第三章 「略」 「新設」 附則 （託送供給等収支の整理等） 第二条 一般送配電事業者（以下「事業者」という。）は、法第二十二條第一項の規定により、一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務（以下「託送供給等の業務」とい

等の業務」という。)に関する会計を整理しようとするときは、当該事業者が行う託送供給等の業務に係る収益、費用及び固定資産について、別表第一に掲げる基準に基づき、様式第一に整理しなければならない。

2
「略」

(証明書)

第三条 事業者は、様式第一が別表第一に掲げる基準又は前条第二項の規定により届け出た基準に基づいて適正に作成されていることについての公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外

う。)に関する会計を整理しようとするときは、当該事業者が行う託送供給等の業務に係る収益、費用及び固定資産について、別表第一に掲げる基準に基づき、様式第一に整理しなければならない。

2
「略」

(証明書)

第三条 事業者は、様式第一が別表第一に掲げる基準又は前条第二項の規定により届け出た基準に基づいて適正に作成されていることについての公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外

国公認会計士を含む。第七条及び第十一条において同じ。）又は監査法人による証明書を得なければならぬ。

第四条・第五条 「略」

（振替供給等収支の整理等）

第六条 送電事業者は、法第二十七条の十二において読み替えて準用する法第二十二条第一項の規定により、送電事業の業務その他変電及び送電に係る業務（以下この条及び別表第二において「振替供給等の業務」という。）に関する会計を整理しようとするときは、当該送電事業者

国公認会計士を含む。第七条において同じ。）又は監査法人による証明書を得なければならぬ。

第四条・第五条 「略」

（振替供給等収支の整理等）

第六条 送電事業者は、法第二十七条の十二において読み替えて準用する法第二十二条第一項の規定により、送電事業の業務その他変電及び送電に係る業務（以下「振替供給等の業務」という。）に関する会計を整理しようとするときは、当該送電事業者が行う振替供給等の業務に係

が行う振替供給等の業務に係る収益、費用及び固定資産について、別表第二に掲げる基準に基づき、様式第二に整理しなければならない。

2
「略」

第七条～第九条 「略」

第四章 配電事業者に係る託送供給等収支の整理等

理等

(託送供給等収支の整理等)

第十条 配電事業者は、法第二十七条の十二の十

三において読み替えて準用する法第二十二條第

る収益、費用及び固定資産について、別表第二に掲げる基準に基づき、様式第二に整理しなければならない。

2
「略」

第七条～第九条 「略」

「新設」

「新設」

一項の規定により、配電事業の業務その他の変電及び配電に係る業務（以下この条において「託送供給等の業務」という。）に関する会計を整理しようとするときは、当該配電事業者が行う託送供給等の業務に係る収益、費用及び固定資産について、別表第三に掲げる基準に基づき、様式第三に整理しなければならない。

2|| 前項の場合において、配電事業者の实情に応じた基準により、託送供給等の業務に関する会計を整理することが適当である場合であつて、当該配電事業者が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、当該基準により様式第三に整理することができる。この場合に

において、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

（証明書）

第十一条 配電事業者は、様式第三が別表第三に掲げる基準又は前条第二項の規定により届け出た基準に基づいて適正に作成されていることについての公認会計士又は監査法人による証明書を
得なければならない。

（収支計算書の公表等）

第十二条 配電事業者は、当該配電事業者の事業年度経過後四月以内に法第二十七条の十二の十

〔新設〕

〔新設〕

三において準用する法第二十二條第二項の規定による公表をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に同項の規定による公表をすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に公表をしなければならない。

2|| 配電事業者が法第二十七條の十二の十三において準用する法第二十二條第二項の規定により公表すべき書類は、様式第三とし、配電事業の業務を行う場所における公衆の見やすい箇所への掲示その他の適切な方法により公表するものとする。

3|| 配電事業者は、第一項の規定により公表を行

う場合は、前条に規定する証明書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(公表方法の特例)

第十三条 配電事業者が前条第二項の書類を公表することにより、特定の電気の供給を受ける者に係る電気の購入価額が一般に判明する場合その他当該特定の電気の供給を受ける者の権利利益を害することになる場合には、当該配電事業者は、同項の規定にかかわらず、公表すべき書類に記載すべき情報のうち当該要因となる部分については、公表しないことができる。この場合において、当該配電事業者は、公表しない部

〔新設〕

分を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならぬ。

別表第 1 (第 2 条関係)

事業者に係る託送供給等収支配分基準

1. 発生の主な原因を勘案して、電灯料、電力料、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）、他社販売電源料、託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電気事業雑収益、遅収加算料金及び社内取引収益を、一般送配電事業等の業務に関する部門（以下「送配電部門」という。）の収益に整理すること。

別表第 1 (第 2 条関係)

事業者に係る託送供給等収支配分基準

1. 発生の主な原因を勘案して、電灯料、電力料、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）、他社販売電源料、託送収益（電源線に係る収益を除く。）、使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分、事業者間精算収益、電気事業雑収益、遅収加算料金及び社内取引収益を、一般送配電事業等の業務に関する部門（以下「送配電部門」という。）の

収益に整理すること。

2.

- (1) 発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、非化石証書購入費、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、一般管理費、

2.

- (1) 発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、非化石証書購入費、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、一般管理費、

接続供給託送料、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。

(2) [望]

3. 一般送配電事業以外の事業を営む事業者は、

1. で整理された収益及び2. で整理された費用のうち、次に掲げるものを、それぞれ社内取引項目として、送配電部門の収益及び費用に整理し、様式第1第1表により社内取引明細表を作成すること。

(1) 事業者の送配電部門以外の部門（以下「送配電外部部門」という。）が送配電部門の設備

使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。

(2) [望]

3. 一般送配電事業以外の事業を営む事業者は、

1. で整理された収益及び2. で整理された費用のうち、次に掲げるものを、それぞれ社内取引項目として、送配電部門の収益及び費用に整理し、様式第1第1表により社内取引明細表を作成すること。

(1) 事業者の送配電部門以外の部門（以下「送配電外部部門」という。）が送配電部門の設備

等を利用した場合に発生すると考えられる社内取引に係る収益として、次に掲げるものを整理すること。

① [留]

[留N]

② 電気事業雑収益相当額取引収益（次の額の合計額をいう。）

- イ 接続検討料相当額取引収益（接続検討料を基に算定した額をいう。）

等を利用した場合に発生すると考えられる社内取引に係る収益として、次に掲げるものを整理すること。

① [留]

② 使用済燃料再処理等既発電料受取契約締

結分相当額取引収益（託送算定規則におい

て使用済燃料再処理等既発電料受取契約締

結分として整理される収益に相当する額を

いう。）

③ 電気事業雑収益相当額取引収益（次の額の合計額をいう。）

- イ 接続検討料相当額取引収益（接続検討料を基に算定した額をいう。）

[並N]

ロ 契約超過金等相当額取引収益（契約超過金等を基に算定した額をいう。）

(2) 送配電部門が送配電外部部門の設備等を利用した場合に発生すると考えられる社内取引に係る費用として、次に掲げるものを整理すること。

①～③ [並]

[並N]

ロ 変更賦課金相当額取引収益（変更賦課

金を基に算定した額をいう。）

ロ 契約超過金等相当額取引収益（契約超過金等を基に算定した額をいう。）

(2) 送配電部門が送配電外部部門の設備等を利用した場合に発生すると考えられる社内取引に係る費用として、次に掲げるものを整理すること。

①～③ [並]

④ 使用済燃料再処理等既発電費相当額取引

費用（託送算定規則において使用済燃料再

処理等既発電費として整理される費用に相

当する額をいう。）

[註 文]

④ 消耗品費用（社内取引に係るものに限る。）

⑤ 最終保障供給対応取引費用（基準託送供給料金に相当する額を除く。）

別表第 2（第 6 条関係）

送電事業者に係る振替供給等収支配分基準

1. 電気事業営業収益のうち、次に掲げるものを

⑤ 使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結相当額取引費用（託送算定規則において使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分として整理される費用に相当する額をいう。）

⑥ 消耗品費用（社内取引に係るものに限る。）

⑦ 最終保障供給対応取引費用（基準託送供給料金に相当する額を除く。）

別表第 2（第 6 条関係）

送電事業者に係る振替供給等収支配分基準

1. 電気事業営業収益のうち、次に掲げるものを

、振替供給等の業務に関する部門（以下「送変電部門」という。）の収益に整理すること。

(1)・(2) [望]

(3) 電気事業雑収益（次の額の合計額をいう。）

① 接続検討料収益

② [望]

[望]

、振替供給等の業務に関する部門（以下「送変電部門」という。）の収益に整理すること。

(1)・(2) [望]

(3) 電気事業雑収益（次の額の合計額をいう。）

① 接続検討料収益及び変更賦課金収益

② [望]

(4) 遅収加算料金（当該額に料金収入比（電気

事業営業収益（電気事業雑収益（1. (3)①に

整理された額を除く。）及び遅収加算料金を

除く。）の合計額に占める1. に定めるところ

により送変電部門の収益として整理された

額（電気事業雑収益（1. (3)①に整理された

額を除く。）及び遅収加算料金を除く。）の合計額の割合をいう。以下この別表において同じ。）を乗じて得た額に限る。）

2. 電気事業営業費用のうち、送変電部門に係る費用を、次の方法により抽出することにより整理すること。

(1) [望]

(2) (1)で整理された一般管理費を、次の方法により水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費及び販売費（以下「7部門」という。）に配分することにより整理し、様式第2第1表により部門共通費用帰属明細表を作成すること。

2. 電気事業営業費用のうち、送変電部門に係る費用を、次の方法により抽出することにより整理すること。

(1) [望]

(2) (1)で整理された一般管理費を、次の方法により水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費及び販売費（以下「7部門」という。）に配分することにより整理し、様式第2第1表により部門共通費用帰属明細表を作成すること。

① [蜜]

② ①の整理により難しい費用を、別表第4に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

(3)・(4) [蜜]

(5) 販売費 ((2)により整理されたものを含む。
) から、次の方法により、送電費及び変電費を抽出することにより送変電部門の費用に整理すること。

① [蜜]

② ①の整理により難しい費用を、別表第4に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

① [蜜]

② ①の整理により難しい費用を、別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

(3)・(4) [蜜]

(5) 販売費 ((2)により整理されたものを含む。
) から、次の方法により、送電費及び変電費を抽出することにより送変電部門の費用に整理すること。

① [蜜]

② ①の整理により難しい費用を、別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

(6) [罫]

- (7) その他に整理された費用のうち、事業税（当該額に料金収入比（電気事業営業収益（電気事業雑収益（1. (3)①に整理された額を除く。）の合計額に占める1. に定めるところにより送変電部門の収益として整理された額（電気事業雑収益（1. (3)①に整理された額を除く。）の合計額の割合をいう。以下この別表において同じ。）を乗じて得た額に限る。以下この(7)における開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）について同じ。）
、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を、送変電部門の費用に整理すること

(6) [罫]

- (7) その他に整理された費用のうち、事業税（当該額に料金収入比を乗じて得た額に限る。以下この(7)における開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）について同じ。）
、
開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を、送変電部門の費用に整理すること。

。

別表第3（第10条関係）

[新設]

配電事業者に係る託送供給等収支配分基準

1. 電気事業営業収益のうち、配電事業の業務その他変電及び配電に係る業務に関する部門（以下「配電部門」という。）の収益を、次の方法により抽出することにより整理すること。なお
 - 、配電事業者の供給区域が複数の地域に分かれている場合であつて、その地域（託送収支計算書を公表する日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、電気事業法第27条の12の11第1項の規定により託送供給等約款が適用され

る地域を異なる託送供給等約款が適用される地域と併合する変更を行う場合には、当該併合後の地域。以下同じ。）ごとの譲渡価格等（法第27条の12の12の規定による引継計画に定めた対象設備を譲渡又は貸与する場合の価格をいう。以下同じ。）が定められている配電事業者にあつては、当該複数の地域ごとに整理すること。

(1) 発生の主な原因を勘案して、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）、他社販売電源料、託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電気事業雑収益及び社内取引収益に整理すること。

(2) (1)で整理された電気事業営業収益のうち、

次に掲げるものを、配電部門の収益に整理す
ること。

① 地帯間販売電源料（配電部門が販売した
電気の料金に限る）

② 地帯間販売送電料

③ 他社販売電源料（配電部門が販売した電
気の料金に限る）

④ 託送収益

⑤ 事業者間精算収益

⑥ 電気事業雑収益（次の額の合計額をいう

る。）

イ 接続検討料収益及び発電設備の系統連

系に伴い不可避免的に提供するサービスに係る料金を申し受けることによる収益

ロ 契約超過金収益、違約金収益、延滞利息収益（小売電気事業に係る料金又は託

送供給等に係る料金の支払期日経過後に

発生する利息に係る収益をいう。）、臨

時工事費収益、諸工料収益、検査料収益

及び諸弁償代収益（電気工作物等の設備

の賠償に伴い受領した収益をいう。）（

以下「契約超過金収益等」と総称する。

）のうち、託送供給等約款に基づき收受

した収益

ハ 電気事業雑収益（イに掲げるもの及び

契約超過金収益等を除く。）に費用比（電気事業営業費用（事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を除く。）の合計額に占める2.及び3.に定めるところにより配電部門の費用として整理された額（事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を除く。）の合計額の割合をいう。以下この別表において同じ。）を乗じて得た額

⑦ 社内取引収益（3.に定めるところにより配電部門の収益として整理された額）

2. 電気事業営業費用のうち、配電部門に係る費用を、次の方法により抽出することにより整理

すること。なお、配電事業者の供給区域が複数の地域に分かれている場合であつて、その地域ごとの譲渡価格等が定められている配電事業者にあつては、当該複数の地域ごとに整理すること。

(1) 電気事業営業費用について、発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、非化石証書購入費、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料

及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料、社内取引費用及びその他に整理すること。

(2) (1)で整理された一般管理費を、次の方法により水力発電費、火力発電費、新エネルギー発電費、送電費、変電費、配電費及び販売費（以下「7部門」という。）に配分することにより整理し、様式第3第1表により部門共通費用帰属明細表を作成すること。

① 一般管理費を、営業費用項目ごとに、發生の主な原因に応じて、可能な限り7部門

に直課すること。

② ①の整理により難い費用を、別表第4に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

(3) 水力発電費 ((2)により整理されたものを含む。)、火力発電費 ((2)により整理されたものを含む。) 及び新エネルギー等発電費 ((2)により整理されたものを含む。) (以下「水力・火力・新エネルギー等発電費」という。)のうち配電部門に係る費用は、それぞれ、次の方法により抽出することにより整理すること。

① 水力・火力・新エネルギー等発電費は、

営業費用項目ごとに、発生の主な原因に
応じて、可能な限り配電部門に係る費用又は
配電部門以外の費用に直課すること。

② ①の整理により難しい費用は、別表第5.
に定める活動帰属基準又は配賦基準により
、営業費用項目ごとに整理すること。

(4) 地帯間購入電源費（配電部門が購入した電
気の料金に限る。）を配電部門の費用に整理
すること。

(5) 地帯間購入送電費を配電部門の費用に整理
すること。

(6) 他社購入電源費（配電部門が購入した電気
の料金に限る。）を配電部門の費用に整理す

ること。

(7) 他社購入送電費を、配電部門の費用に整理
すること。

(8) 非化石証書購入費（配電部門が電気の販売
に応じて使用する非化石証書に関する費用に
限る。）を配電部門の費用に整理すること。

(9) 送電費（(2)により整理されたものを含む。
）を、配電部門の費用に整理すること。

(10) 変電費（(2)により整理されたものを含む。
）を、配電部門の費用に整理すること。

(11) 配電費（(2)により整理されたものを含む。
）を、配電部門の費用に整理すること。

(12) 販売費（(2)により整理されたものを含む。

）から、次の方法により、給電設備に係る費用（以下「給電費用」という。）、調定及び集金に係る費用（以下「販売需要家費用」という。）並びにその他販売費用（以下「一般販売費用」という。）に整理し、給電費用から、配電事業に係る費用（以下「ネットワーク給電費用」という。）を抽出することにより整理し、販売需要家費用から、配電事業に係る費用（以下「ネットワーク販売需要費用」という。）を抽出することにより整理し、一般販売費用から、配電事業に係る費用（以下「ネットワーク一般販売費用」という。）を抽出することにより整理すること。

① 販売費を、営業費用項目ごとに、発生の
主な原因に応じて、可能な限り給電費用、
販売需要家費用及び一般販売費用に直課す
ること。

② ①の整理により難しい費用を、別表第4に
定める活動帰属基準又は配賦基準により、
営業費用項目ごとに給電費用、販売需要家
費用及び一般販売費用に整理すること。

③ ①及び②により整理された給電費用、販
売需要家費用及び一般販売費用については
、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に
応じて、給電費用はネットワーク給電費用
又は給電費用のうちネットワーク給電費用

以外の費用（以下「非ネットワーク給電費用」という。）に、販売需要家費用はネットワーク販売需要家費用又は販売需要家費用のうちネットワーク販売需要家費用以外の費用（以下「非ネットワーク販売需要家費用」という。）に、一般販売費用はネットワーク一般販売費用又は一般販売費用のうちネットワーク一般販売費用以外の費用（以下「非ネットワーク一般販売費用」という。）に、それぞれ可能な限り、直課すること。

- ④ ③の整理により難しい費用については、別表第4. に定める活動帰属基準又は配賦基

準により、営業費用項目ごとに、給電費用はネットワーク給電費用又は非ネットワーク給電費用に、販売需要家費用はネットワーク販売需要家費用又は非ネットワーク販売需要家費用に、一般販売費用はネットワーク一般販売費用又は非ネットワーク一般販売費用に、それぞれ配分することにより整理すること。

- ⑤ ③及び④により整理されたネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を配電部門の費用に整理すること。

- (13) 接続供給託送料を配電部門の費用に整理す

ること。

(14) 社内取引費用（3. に定めるところにより配電部門の費用として整理された額）を、配電部門の費用に整理すること。

(15) その他に整理された費用のうち、電源開発促進税、事業税（当該額に料金収入比（電気事業営業収益（電気事業雑収益（1. (2)⑥イに整理された額及び契約超過金収益等を除く。）の合計額に占める1. (2)に定めるところにより配電部門の収益として整理された額（電気事業雑収益（1. (2)⑥イ及びロに整理された額を除く。）の合計額の割合をいう。以下この別表において同じ。）を乗じて得た額

に限る。以下この(15)における開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）について同じ。）、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を、配電部門の費用に整理すること。

3. 配電事業以外の事業を営む配電事業者は、1
で整理された収益及び2. で整理された費用のうち、次に掲げるものを、それぞれ社内取引項目として、配電部門の収益及び費用に整理し、
様式第3第2表により社内取引明細表を作成すること。なお、配電事業者の供給区域が複数の地域に分かれている場合であつて、その地域ごとの譲渡価格等が定められている配電事業者

にあつては、当該複数の地域ごとに整理すること。

(1) 配電事業者の配電部門以外の部門（以下「配電外部部門」という。）が配電部門の設備等を利用した場合に発生すると考えられる社内取引に係る収益として、次に掲げるものを整理すること。

① 基準託送供給料金相当額等取引収益（次の額の合計額をいう。）

イ 基準託送供給料金に相当する額（基準託送供給料金を基に算定した額をいう。

）

ロ インバランス対応相当額取引収益

ハ インバランスの供給相当額取引収益

② 電気事業雑収益相当額取引収益（次の額の合計額をいう。）

イ 接続検討料相当額取引収益（接続検討料を基に算定した額をいう。）

ロ 契約超過金等相当額取引収益（契約超過金等を基に算定した額をいう。）

(2) 配電部門が配電外部門の設備等を利用した場合に発生すると考えられる社内取引に係る費用として、次に掲げるものを整理すること

① 託送収益等取引費用（次の額の合計額をいう。）

イ インバランス対応相当額取引費用

ロ インバランスの買取相当額取引費用

② アンシラリーサービス取引費用（託送算
定規則において自社アンシラリーサービス
費として整理される発電費用相当額をいう

）

③ 振替損失調整額取引費用（振替損失雷力
量の調整に要した費用をいう。）

④ 消耗品費用（社内取引に係るものに限る
）

4. 2. 及び3. の規定により配電部門の費用と
して整理された水力発電費、火力発電費、新エ
ネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費、

販売費、一般管理費及びその他の費用について
、様式第3第3表により設備別費用明細表を作
成すること。なお、配電事業者の供給区域が複
数の地域に分かれている場合であって、その地
域ごとの譲渡価格等が定められている配電事業
者にあつては、当該複数の地域ごとに整理する
こと。

5. 次に掲げる収益又は費用を、それぞれ次の比
率又は方法により、配電部門の収益又は費用に
整理すること。なお、配電事業者の供給区域が
複数の地域に分かれている場合であって、その
地域ごとの譲渡価格等が定められている配電事
業者にあつては、当該複数の地域ごとに整理す

ること。

(1) 財務収益 料金収入比

(2) 事業外収益（固定資産売却益を除く。）

料金収入比

(3) 固定資産売却益 発生 of 主な原因に於いて

直課。ただし、これにより難い場合に於いて

は、固定資産帳簿価額比（電気事業固定資産

（リース資産及び資産除去債務相当資産を除

く。）の帳簿価額の合計額に占める 7. に定

めるところにより抽出された配電部門に係る

電気事業固定資産（リース資産及び資産除去

債務相当資産を除く。）の帳簿価額の合計額

の割合をいう。以下この別表において同じ。

）

(4) 特別利益 発生の主な原因に応じて直課。

ただし、これにより難い場合にあつては、料

金収入比

(5) 財務費用（電気事業に係るもの（支払利息を除く。）に限る。） 固定資産帳簿価額比

(6) 支払利息（電気事業に係るものに限る。）

電気事業固定資産（リース資産及び資産除

去債務相当資産を除く。）の帳簿価額の合計

額に占める7. に定めるところにより抽出さ

れた配電部門に係る電気事業固定資産（電源

線に係るもの並びにリース資産及び資産除去

債務相当資産を除く）の帳簿価額の合計額の

割合

(7) 事業外費用（固定資産売却損を除く。）

費用比

(8) 固定資産売却損 発生の主な原因に応じて

直課。ただし、これにより難しい場合にあつて

は、固定資産帳簿価額比

(9) 特別損失 発生の主な原因に応じて直課。

ただし、これにより難しい場合にあつては、費

用比

(10) 法人税等 法定実効税率を用いて算定する

こと。ただし、零を下回る場合にあつては零

とすること。

6. 1. から3. まで及び5. により整理された

配電部門の収益及び費用を基に、様式第3第4
表により配電部門収支計算書を作成すること。
なお、配電事業者の供給区域が複数の地域に分
かれている場合であって、その地域ごとの譲渡
価格等が定められている配電事業者にあつては
、当該複数の地域ごとに整理すること。

7. 電気事業固定資産のうち、配電部門に係る固
定資産を、次の方法により抽出することにより
整理すること。なお、配電事業者の供給区域が
複数の地域に分かれている場合であって、その
地域ごとの譲渡価格等が定められている配電事
業者にあつては、当該複数の地域ごとに整理す
ること。

- (1) 発生の主な原因を勘案して、配電部門に係る固定資産（電源線及び附帯事業と共用するもの（附帯事業に係る部分に限る。）を除く。）を、水力発電設備、火力発電設備、新エネルギー等発電設備、送電設備、変電設備、配電設備及び業務設備並びにこれらの建設仮勘定に分配することにより整理し、様式第3第5表により固定資産明細表を作成すること
- 二
- (2) 業務設備及びその建設仮勘定に係る帳簿価額から、2. (2)、(3)及び(9)から(12)までの規定に準じて水力発電設備、火力発電設備、新エネルギー等発電設備、送電費、変電費、配電

費、ネットワーク給電費用、ネットワーク需
要家費用及びネットワーク一般販売費に対応
する固定資産を抽出することにより整理し、
様式第3第6表により共用固定資産帰属明細
表を作成すること。

8. 6. の規定により作成された配電部門収支計
算書を基に、次に掲げるものをインバランス取
引に係る営業収益及び営業費用として整理し、
様式第3第7表によりインバランス収支計算書
を作成すること。なお、配電事業者の供給区域
が複数の地域に分かれている場合であつて、そ
の地域ごとの譲渡価格等が定められている配電
事業者にあつては、当該複数の地域ごとに整理

すること。

(1) インバランス取引に係る営業収益は、次の額の合計額である。

① 地帯間販売電源料（電気の周波数の値の維持等に係るものを除く。）

② 他社販売電源料（インバランス対応に係るものに限る。）

③ 託送収益（インバランス供給に係るものに限る。）

④ 社内取引収益のうち、インバランス対応相当額取引収益及びインバランスの供給相当額取引収益の合計額

(2) インバランス取引に係る営業費用は、次の

額の合計額である。

① 地帯間購入電源費（電気の周波数の値の維持等に係るものを除く。）

② 他社購入電源費（インバランス対応及び買取りに係るものに限る。）

③ 社内取引費用のうち、インバランス対応相当額取引費用及びインバランスの買取相当額取引費用の合計額

別表第4表

活動帰属基準、配賦基準分類表

費用等の	一般管理費	販売費

別表第3表

活動帰属基準、配賦基準分類表

費用等の	一般管理費	販売費

項目					
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
諸費	―	直課された各部門人員数比	―	同上	
<u>貸倒損</u>	＝	＝	<u>直課された貸倒損</u>	＝	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

項目					
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
諸費	―	直課された各部門人員数比	―	同上	
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

別表第5表

活動帰属基準、配賦基準分類表

<u>費用等の項目</u>	<u>水力・火力・新エネルギー等発電費</u>	
	<u>活動帰属基準</u>	<u>配賦基準</u>
<u>役員給与</u>	上	<u>直課された人員数比</u>
<u>給料手当</u>	上	<u>同上</u>
<u>給料手当</u>	上	<u>同上</u>
<u>振替額（</u>		

[新設]

<u>貸方)</u>		
<u>退職給与</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>
<u>金</u>		
<u>厚生費</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>
<u>雑給</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>
<u>消耗品費</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>
<u>修繕費</u>	<u>発電設備の認可</u> <u>出力比</u>	<u>上</u>
<u>水利使用</u> <u>料</u>	<u>上</u>	<u>発電設備の認可出力</u> <u>比</u>
<u>補償費</u>	<u>上</u>	<u>発電設備の箇所数比</u>
<u>貸借料</u>	<u>上</u>	<u>発電設備の認可出力</u> <u>比</u>

<u>委託費</u>	＝	<u>発電設備の認可出力</u> 比
<u>損害保険</u>	＝	<u>発電設備の箇所数比</u>
<u>料</u>		
<u>普及開発</u>	＝	<u>発電設備の帳簿原価</u> 比
<u>関係費</u>		
<u>養成費</u>	＝	同上
<u>研究費</u>	＝	同上
<u>諸費</u>	＝	同上
<u>固定資産</u>	<u>発電設備の帳簿</u>	
<u>税</u>	<u>価額比</u>	
<u>雑税</u>	＝	<u>発電設備の帳簿原価</u> 比

<u>減価償却</u>	<u>発電設備の帳簿</u>	<u>上</u>
<u>費</u>	<u>価額比</u>	
<u>固定資産</u>	<u>同上</u>	<u>上</u>
<u>除却費</u>		
<u>共有設備</u>	<u>上</u>	<u>発電設備の帳簿原価</u>
<u>費等分担</u>		<u>比</u>
<u>額</u>		
<u>共有設備</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>
<u>費等分担</u>		
<u>額（貸方</u>		
<u>）</u>		
<u>建設分担</u>	<u>発電設備の帳簿</u>	<u>上</u>
<u>関連費振</u>	<u>原価比</u>	

<u>替額（貸方）</u>		
<u>附帯事業</u>	上	<u>発電設備の帳簿原価</u>
<u>営業費用</u>	比	
<u>分担関連</u>		
<u>費振替額</u>		
<u>（貸方）</u>		
備考 表中の「」は注記である。		

様式第一第一表及び第二表を次のように改める。

様式第1(第2条関係)
第1表

社 内 取 引 明 細 表

年 月 日から
年 月 日まで

1 社内取引収益及び費用明細表

(単位 百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
託送収益等取引費用		基準託送供給料金相当額等取引収益	
アンシラリーサービス取引費用		電気事業雑収益相当額取引収益	
振替損失調整額取引費用			
消耗品費用（社内取引に係るものに限る。）			
最終保障供給対応取引費用（基準託送供給料金に相当する額を除く。）			
合 計		合 計	

(記載注意)

必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項を脚注として記載すること。

2 項目別明細表

(1) 基準託送供給料金相当額等取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
標準接続送電サービス料金相当額取引収益	
時間帯別接続送電サービス料金相当額取引収益	
臨時接続送電サービス料金相当額取引収益	
予備送電サービス料金相当額取引収益	
夜間最大電力発生時の割引相当額取引収益	△
近接性評価割引相当額取引収益	△
インバランス対応相当額取引収益	
インバランスの供給相当額取引収益	
合 計	

(記載注意)

必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(2) 電気事業雑収益相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
接続検討料相当額取引収益	
契約超過金等相当額取引収益	
合 計	

(記載注意)

- 1 接続検討料相当額取引収益は、接続検討料に、事業者における送配電外部部門から当年度中に接続検討依頼を受けた件数を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(3) 託送収益等取引費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
インバランス対応相当額取引費用	
インバランスの買取相当額取引費用	
合 計	

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(4) アンシラリーサービス取引費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
アンシラリーサービス取引費用	

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(5) 振替損失調整額取引費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
振替損失調整額取引費用	

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(6) 消耗品費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
消耗品費用 (社内取引に係るものに限る。)	

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(7) 最終保障供給対応取引費用

(単位 百万円)

種類及び名称	金 額
最終保障供給対応取引費用 (基準託送供給料金に相当する額を除く。)	

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

設 備 別 費 用 明 細 表

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 百万円)

	水力発電費	火力発電費	新エネルギー等 発電費	送 電 費	変 電 費	配 電 費	販 売 費	一般管理費	その他の費用	合 計
役 員 給 与										
給 料 手 当										
給 料 手 当 振 替 額 (貸 方)										
退 職 給 与 金										
厚 生 費										
委 託 検 針 費										
委 託 集 金 費										
雑 給										
燃 料 費										
廃 棄 物 処 理 費										
消 耗 品 費										
修 繕 費										
水 利 使 用 料										
補 償 費										
賃 借 料										
託 送 料										
事 業 者 間 精 算 費										
委 託 費										
損 害 保 険 料										
普 及 開 発 関 係 費										
養 成 費										
研 究 費										
諸 費										
貸 倒 損										
固 定 資 産 税										
雑 税										
減 価 償 却 費										
固 定 資 産 除 却 費										
共 有 設 備 費 等 分 担 額										
共 有 設 備 費 等 分 担 額 (貸 方)										
地 帯 間 購 入 電 源 費										
地 帯 間 購 入 送 電 費										
他 社 購 入 電 源 費										
他 社 購 入 送 電 費										
非 化 石 証 書 購 入 費										
建 設 分 担 関 連 費 振 替 額 (貸 方)										
附 帯 事 業 営 業 費 用 分 担 関 連 費 振 替 額 (貸 方)										
接 統 供 給 託 送 料										
賠 償 負 担 金 相 当 金										
廃 炉 円 滑 化 負 担 金 相 当 金										
廃 炉 等 負 担 金										
電 源 開 発 促 進 税										
事 業 税										
開 発 費										
開 発 費 償 却										
電 力 費 振 替 勘 定 (貸 方)										
社 内 取 引 費 用										
合 計										

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

様式第二第三表を次のように改める。

送 変 電 部 門 収 支 計 算 書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 千円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
営業費用 送電費 変電費 他社購入送電費 事業税 開発費 開発費償却 電力費振替勘定（貸方） 営業利益（又は営業損失） 営業外費用 財務費用 （株式交付費） （株式交付費償却） （社債発行費） （社債発行費償却） 事業外費用 特別損失 税引前送変電部門当期純利益 （又は税引前送変電部門当期純損失） 法人税等 送変電部門当期純利益 （又は送変電部門当期純損失）	△	営業収益 他社販売送電料 託送収益 電気事業雑収益 営業外収益 財務収益 （預金利息） 事業外収益 特別利益	

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- (1) 送変電部門収支計算書の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。）
- (2) 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）
- (3) 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送変電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

様式第二の次に次の一様式を加える。

様式第3(第10条関係)
第1表

部門共通費用帰属明細表

年月日から
年月日まで

(単位 千円)

	発電費	送電費	変電費	配電費	販売費	合計
役員給与						
給料手当						
給料手当振替額(貸方)						
退職給与						
厚生						
雑給						
消耗品費						
修繕費						
補償費						
賃借料						
委託費						
損害保険料						
普及開発関係費						
養成費						
研究費						
諸費						
固定資産税						
雑税						
減価償却費						
固定資産除却費						
建設分担関連費振替額(貸方)						
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)						
合計						

(記載注意)

- 1 一般管理費から整理された配電部門の費用のみを記載すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

社 内 取 引 明 細 表

年 月 日から
年 月 日まで

1 社内取引収益及び費用明細表

(単位 千円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
託送収益等取引費用		基準託送供給料金相当額等取引収益	
アンシラリーサービス取引費用		電気事業雑収益相当額取引収益	
振替損失調整額取引費用			
消耗品費用（社内取引に係るものに限る。）			
合 計		合 計	

(記載注意)

必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項を脚注として記載すること。

2 項目別明細表

(1) 基準託送供給料金相当額等取引収益

(単位 千円)

種類及び名称	金 額
標準接続送電サービス料金相当額取引収益	
時間帯別接続送電サービス料金相当額取引収益	
臨時接続送電サービス料金相当額取引収益	
予備送電サービス料金相当額取引収益	
夜間最大電力発生時の割引相当額取引収益	△
近接性評価割引相当額取引収益	△
インバランス対応相当額取引収益	
インバランスの供給相当額取引収益	
合 計	

(記載注意)

必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(2) 電気事業雑収益相当額取引収益

(単位 千円)

種類及び名称	金 額
接続検討料相当額取引収益	
契約超過金等相当額取引収益	
合 計	

(記載注意)

- 1 接続検討料相当額取引収益は、接続検討料に、事業者における配電外部部門から当年度中に接続検討依頼を受けた件数を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(3) 託送収益等取引費用

(単位 千円)

種類及び名称	金 額
インバランス対応相当額取引費用	
インバランスの買取相当額取引費用	
合 計	

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(4) アンシラリーサービス取引費用

(単位 千円)

種類及び名称	金 額
アンシラリーサービス取引費用	

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(5) 振替損失調整額取引費用

(単位 千円)

種類及び名称	金 額

振替損失調整額取引費用	

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(6) 消耗品費用		(単位 千円)
種類及び名称		金 額
消耗品費用 (社内取引に係るものに限る。)		

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第3表

設備別費用明細表

年月日から
年月日まで

(単位 千円)

	水力発電費	火力発電費	新エネルギー等 発電費	送電費	変電費	配電費	販売費	一般管理費	その他の費用	合計
役員給与										
給料手当振替額（貸方）										
退職給与金										
厚生費										
委託検針費										
委託集金費										
雑給										
燃料費										
廃棄物処理費										
消耗品費										
修繕費										
水利使用料										
補償費										
貸借料										
託送料										
事業者間精算費										
委託費										
損害保険料										
普及開発関係費										
養成費										
研究費										
諸費										
貸倒損										
固定資産税										
雑税										
減価償却費										
固定資産除却費										
共有設備費等分担額										
共有設備費等分担額（貸方）										
地帯間購入電源費										
地帯間購入送電費										
他社購入電源費										
他社購入送電費										
非化石証書購入費										
建設分担関連費振替額（貸方）										
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）										
接続供給託送料										
電源開発促進税										
事業税										
開発費										
開発費償却										
電力費振替勘定（貸方）										
社内取引費用										
合計										

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第4表

配電部門収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 千円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用		営業収益	
水力発電費		地帯間販売電源料	
火力発電費		地帯間販売送電料	
新エネルギー等発電費		他社販売電源料	
地帯間購入電源費		(インバランス対応取引収益)	
地帯間購入送電費		託送収益	
他社購入電源費		接続供給託送収益	
(インバランス対応取引費用)		(インバランスの供給に係る収益)	
(インバランスの買取りに係る費用)		その他託送収益	
他社購入送電費		事業者間精算収益	
非化石証書購入費		電気事業雑収益	
送電費		社内取引収益	
変電費		(インバランス対応相当額取引収益)	
配電費		(インバランスの供給相当額取引収益)	
販売費			
一般管理費			
接続供給託送料			
(電気事業法施行規則第45条の21の8第1項に係る費用)			
(電気事業法施行規則第45条の21の11第1項に係る費用)			
電源開発促進税			
事業税			
開発費			
開発費償却			
電力費振替勘定(貸方)			
社内取引費用			
(インバランス対応相当額取引費用)			
(インバランスの買取相当額取引費用)			
営業利益(又は営業損失)			
営業外費用		営業外収益	
財務費用		財務収益	
(株式交付費)		(預金利息)	
(株式交付費償却)			
(社債発行費)			
(社債発行費償却)			
事業外費用		事業外収益	
特別損失		特別利益	
税引前配電部門当期純利益(又は税引前配電部門当期純損失)			
法人税等			
配電部門当期純利益(又は配電部門当期純損失)			

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

1 配電部門収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)

2 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)

3 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

固 定 資 産 明 細 表

年 月 日から
年 月 日まで

電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

(単位 千円)

区 分	期首残高				期中増減額			期末残高			
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	帳簿原価 増減額	工事費負担 金等増減額	減価償却累 計額増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額
水力発電設備											
土地											
建物											
構築物											
機械装置											
備品											
リース資産											
資産除去債務 相当資産											
無形固定資産											
火力発電設備											
土地											
建物											
構築物											
機械装置											
備品											
リース資産											
資産除去債務 相当資産											
無形固定資産											
新エネルギー等発電設備											
土地											
建物											
構築物											
機械装置											
備品											
リース資産											
資産除去債務 相当資産											
無形固定資産											
送電設備											
土地											
建物											
構築物											

	機械装置											
	備品											
	リース資産											
	資産除去債務 相当資産											
	無形固定資産											
変電設備												
	土地											
	建物											
	構築物											
	機械装置											
	備品											
	リース資産											
	資産除去債務 相当資産											
	無形固定資産											
配電設備												
	土地											
	建物											
	構築物											
	機械装置											
	備品											
	リース資産											
	資産除去債務 相当資産											
	無形固定資産											
業務設備												
	土地											
	建物											
	構築物											
	機械装置											
	備品											
	リース資産											
	資産除去債務 相当資産											
	無形固定資産											
建設仮勘定												
	水力発電設備											
	火力発電設備											

新エネルギー等発電設備											
送電設備											
変電設備											
配電設備											
業務設備											
合 計											

(記載注意)

- 1 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
 - (1) 固定資産明細表の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。）
 - (2) 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）
 - (3) 償却年数又は残存簿価の変更（軽微なものを除く。）をしたときは、その旨
 - (4) 送電設備及び変電設備に係る期中帳簿原価増減額のうち主たるものについては、主要件名別帳簿原価期中増減明細として期中増加額及び期中減少額
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

共 用 固 定 資 産 帰 属 明 細 表

(1) 電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 千円)

	摘要	帳簿価額		帰属基準
		期首残高	期末残高	
業務設備	発電費対応分 送電費対応分 変電費対応分 配電費対応分 ネットワーク給電費用対応分 ネットワーク需要家費用対応分 ネットワーク一般販売費用対応分			
建設仮勘定				
	業務設備 発電費対応分 送電費対応分 変電費対応分 配電費対応分 ネットワーク給電費用対応分 ネットワーク需要家費用対応分 ネットワーク一般販売費用対応分			
合 計				

(記載注意)

- 1 期首残高の帳簿価額には、この省令の規定により公表された最近の期末残高の値を記載すること。
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(2) 業務設備に係る固定資産明細表

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 千円)

区分	期首残高				期中増減額			期末残高			
	帳簿原価	工事費負担金等	減価償却累計額	帳簿価額	帳簿原価増減額	工事費負担金等増減額	減価償却累計額増減額	帳簿原価	工事費負担金等	減価償却累計額	帳簿価額
業務設備											
建設仮勘定											
	業務設備										
合 計											

インバランス収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 千円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
営業費用		営業収益	
地帯間購入電源費		地帯間販売電源料	
他社購入電源費		他社販売電源料	
(インバランス対応取引費用)		(インバランス対応取引収益)	
(インバランスの買取りに係る費用)		託送収益	
社内取引費用		接続供給託送収益	
(インバランス対応相当額取引費用)		(インバランスの供給に係る収益)	
(インバランスの買取相当額取引費用)		(インバランスリスク料に係る収益)	
営業利益 (又は営業損失)		社内取引収益	
		(インバランス対応相当額取引収益)	
		(インバランスの供給相当額取引収益)	
		(インバランスリスク料相当額取引収益)	

(記載注意)

- 1 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
- (1) インバランス収支計算書の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。）
 - (2) 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）
 - (3) 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項
 - (4) インバランスの供給に係る電力量（kWh）及びインバランスの買取りに係る電力量（kWh）
 - (5) インバランスに係る債権の貸倒損及び貸倒損引当から貸倒損引当戻入を控除した額
- 2 インバランスリスク料に係る収益は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第13条の3の3第2号に掲げる額を記載すること。

- 注1 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。
- 2 営業収益の額が千億円を超える事業者は、「（単位 千円）」を「（単位 百万円）」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。

(広域的運営推進機関に関する省令の一部改正)

第九条 広域的運営推進機関に関する省令(平成二十六年経済産業省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(会員が脱退することができる場合) 第二条 法第二十八条の十二第二項第十二号の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	(会員が脱退することができる場合) 第二条 法第二十八条の十二第二項第九号の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二条の七第一項の規定による承継（小売電気事業の譲渡し又は小売電気事業者たる法人の分割に係るものに限る。）により小売電気事業者の地位を失う場合

二 法第十条第一項の規定による認可（一般送配電事業の全部の譲渡しに係るものに限る。

）又は同条第二項の規定による認可（一般送配電事業者たる法人の分割に係るものに限る。）を受ける場合

三 法第二十七条の十二において準用する法第十条第一項の規定による認可（送電事業の全部の譲渡しに係るものに限る。）又は同条第二項の規定による認可（送電事業者たる法人

一 法第二条の七第一項の承継（小売電気事業の譲渡し又は小売電気事業者たる法人の分割に係るものに限る。）により小売電気事業者の地位を失う場合

二 法第十条第一項の認可（一般送配電事業の全部の譲渡しに係るものに限る。）又は同条第二項の認可（一般送配電事業者たる法人の分割に係るものに限る。）を受ける場合

三 法第二十七条の十二において準用する法第十条第一項の認可（送電事業の全部の譲渡しに係るものに限る。）又は同条第二項の認可（送電事業者たる法人の分割に係るものに限

の分割に係るものに限る。)を受ける場合

四 法第二十七条の十二の十三において準用す

る法第十条第一項の規定による認可(配電事

業の全部の譲渡しに係るものに限る。)又は

同条第二項の規定による認可(配電事業者た

る法人の分割に係るものに限る。)を受ける

場合

五 法第二十七条の二十四第一項の規定による

承継(特定送配電事業の譲渡し又は特定送配

電事業者たる法人の分割に係るものに限る。

一)により特定送配電事業者の地位を失う場合

六 法第二十七条の二十九において準用する法

第二条の七第一項本文の規定による承継(発

る。)を受ける場合

〔新設〕

四 法第二十七条の二十四第一項の承継(特定

送配電事業の譲渡し又は特定送配電事業者た

る法人の分割に係るものに限る。)により特

定送配電事業者の地位を失う場合

五 法第二十七条の二十九において準用する法

第二条の七第一項本文の承継(発電事業の譲

電事業の譲渡し又は発電事業者たる法人の分割に係るものに限る。）により発電事業者の地位を失う場合

七|| 法第二十七条の三十二において準用する法

第二条の七第一項本文の規定による承継（特定卸供給事業の譲渡し又は特定卸供給事業者たる法人の分割に係るものに限る。）により
|| 特定卸供給事業者の地位を失う場合 ||

（送配電等業務指針）

第十三条 法第二十八条の四十五第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

渡し又は発電事業者たる法人の分割に係るものに限る。）により発電事業者の地位を失う場合

〔新設〕

（送配電等業務指針）

第十三条 法第二十八条の四十五第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 送電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項

二 発電用の電気工作物と配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項

三 受電用の設備と一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項

四 「略」

五 一般送配電事業者、送電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路の運用に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、一般送配電事

一 送電事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項

「新設」

二 受電用の設備と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項

三 「略」

四 一般送配電事業者又は送電事業者が維持し、及び運用する電線路の運用に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、一般送配電事

業者、送電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路に関する情報の公開に関する事項その他送配電等業務の実施に関する事項

(送配電等業務指針の認可の申請)

第十四条 推進機関は、法第二十八条の四十六第一項前段の規定による送配電等業務指針の認可を受けようとするときは、様式第十二の送配電等業務指針認可申請書に送配電等業務指針を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 推進機関は、法第二十八条の四十六第一項後

業者が維持し、及び運用する電線路に関する情報の公開に関する事項その他送配電等業務の実施に関する事項

(送配電等業務指針の認可の申請)

第十四条 推進機関は、法第二十八条の四十六第一項前段の認可を受けようとするときは、様式第十二の送配電等業務指針認可申請書に送配電等業務指針を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 推進機関は、法第二十八条の四十六第一項後

段の規定による送配電等業務指針の変更の認可を受けようとするときは、様式第十三の送配電等業務指針変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 推進機関は、法第二十八条の四十六第一項後段の規定による送配電等業務指針の変更の認可を受けたときは、当該変更後の送配電等業務指針を経済産業大臣に提出しなければならない。

(立入検査の結果の報告)

第十八条 推進機関は、法第一百七条第十四項の規定による報告をしようとするときは、様式第十八の立入検査結果報告書を経済産業大臣に提出

段の変更の認可を受けようとするときは、様式第十三の送配電等業務指針変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 推進機関は、法第二十八条の四十六第一項後段の変更の認可を受けたときは、当該変更後の送配電等業務指針を経済産業大臣に提出しなければならない。

(立入検査の結果の報告)

第十八条 推進機関は、法第一百七条第十二項の規定による報告をしようとするときは、様式第十八の立入検査結果報告書を経済産業大臣に提出

しなければならない。

(立入検査の身分証明書)

第十九条 法第百七条第十五項の証明書は、様式第十九によるものとする。

しなければならない。

(立入検査の身分証明書)

第十九条 法第百七条第十三項の証明書は、様式第十九によるものとする。

備考 表中の「」は注記である。

様式第十八及び様式第十九を次のように改める。

様式第18（第18条関係）

立入検査結果報告書

年 月 日

経済産業大臣殿

広域的運営推進機関

理事長

住 所

電気事業法第107条第14項の規定に基づき、立入検査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 立入検査を受けた電気事業者の氏名及び住所（当該電気事業者が法人である場合にあっては、その名称、住所及びその代表者の氏名）
- 2 立入検査の場所
- 3 立入検査を行った年月日
- 4 立入検査を行った結果
- 5 備考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

表面

第 号	
電気事業法第 107 条第 15 項の規定による立入検査証	
写 真	押 出 ス タ ン プ 広域的運営推進機関 氏名 年 月 日生 年 月 日発行 発行者 印

裏面

電気事業法（抜粋）
第 107 条
2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
12 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、推進機関に、第 2 項の規定による立入検査（次に掲げる事項を調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。
一 第 28 条の 43 の規定による情報の提供が適正に行われていること。
二 第 28 条の 44 第 1 項の規定による指示を受けた推進機関の会員がその指示に係る措置をとっていること。
第 120 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。
九 第 51 条第 3 項、第 54 条若しくは第 55 条第 4 項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）又は第 107 条第 2 項から第 5 項まで、第 8 項若しくは第 10 項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

（広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十条 広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成二十七年経済産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（勘定区分） 第二条 「略」 2 推進機関は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し、それぞれについて貸借対照表勘	（勘定区分） 第二条 「略」 2 推進機関は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し、それぞれについて貸借対照表勘

定及び損益勘定を設けて経理するものとする。

一 「略」

二 電気事業法（以下「法」という。）第二十八
八条の四十第一項第八号の二に掲げる業務

三 法第二十八号の四十第一項第八号の三に掲
げる業務

四 法第二十八号の四十第二項第一号に掲げる
業務

五 法第二十八号の四十第二項第二号に掲げる
業務

六 前各号に掲げる業務以外の業務

3
「略」

定及び損益勘定を設けて経理するものとする。

一 「略」

二 電気事業法（以下「法」という。）第二十
八条の四十第二項の規定に基づき行う業務

「新設」

「新設」

「新設」

三 前二号に掲げる業務以外の業務

3
「略」

(事業計画)

第十条 法第二十八条の四十九の規定による事業計画には、法第二十八条の四十第一項各号に掲げる業務及び同条第二項に掲げる業務に関する計画を記載しなければならない。

(事業報告書)

第十二条 法第二十八条の五十第一項の規定による事業報告書には、第十条の事業計画の実施の結果を記載しなければならない。

(決算報告書)

第十三条 法第二十八条の五十第一項の規定によ

(事業計画)

第十条 法第二十八条の四十九の事業計画には、法第二十八条の四十第一項各号に掲げる業務及び同条第二項の業務に関する計画を記載しなければならない。

(事業報告書)

第十二条 法第二十八条の五十第一項の事業報告書には、第十条の事業計画の実施の結果を記載しなければならない。

(決算報告書)

第十三条 法第二十八条の五十第一項の決算報告

る決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の規定による決算報告書には、第四条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

(収入支出決算書)

第十四条 前条第一項の規定による収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の事項を記載しなければならない。

一・二 「略」

書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の決算報告書には、第四条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

(収入支出決算書)

第十四条 前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の事項を記載しなければならない。

一・二 「略」

(債務に関する計算書)

第十五条 第十三条第一項の規定による債務に関する計算書には、第七条の規定により負担した債務の金額を事項ごとに示さなければならない。

(書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)

第十六条 電気事業法施行令(以下「令」という。)第八条第三項の規定に基づき、電磁的方法(次条に規定する方法をいう。以下この条において同じ。)により令第八条第二項の書面に記載すべき事項を提供しようとする者は、あら

(債務に関する計算書)

第十五条 第十三条第一項の債務に関する計算書には、第七条の規定により負担した債務の金額を事項ごとに示さなければならない。

〔新設〕

かじめ、当該事項の提供の相手方に対し、次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備え

られたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

ニ ファイルへの記録の方式

(電磁的方法)

第十七条 令第八条第三項に規定する電子情報処

理組織を使用する方法その他の情報通信の技術
を利用する方法であつて経済産業省令で定める
ものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ
又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者
の使用に係る電子計算機とを接続する電気
通信回線を通じて送信し、受信者の使用に
係る電子計算機に備えられたファイルに記
録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えら

〔新設〕

れたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二||
磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2||
前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（機関債の種類）

第十八条 令第十三条第二項第一号に規定する経

済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 機関債の利率

二 機関債の償還の方法及び期限

三 利息支払の方法及び期限

四 機関債の債券を発行するときは、その旨

五 法第二十八条の五十二第六項の規定により

機関債の発行に関する事務の委託を受ける者を定めたときは、その名称及び住所

（余裕金の運用方法）

〔新設〕

第十九条 法第二十八条の五十四第三号に規定する経済産業省令で定める方法は、金銭の信託（元本の損失を補てんする契約があるものに限る。）とする。 （会計規程） 第二十条 「略」 2 推進機関は、前項の規定による会計規程を定めようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	〔新設〕 （会計規程） 第十六条 「略」 2 推進機関は、前項の会計規程を定めようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

備考 表中の「」は注記である。

（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部改正）

第十一条 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） 第一条 [略]	（定義） 第一条 [略]

3 認定事業者（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第二条第五項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）の求めに応じて、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者又は一般送配電事業者、配電事業者若しくは特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気特措法第十八条第一項に規定する再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約を締結している小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該認定事業者が維持し、及び運用する認

3 認定事業者（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再エネ特措法」という。）第二条第五項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）の求めに応じて、一般送配電事業者、特定送配電事業者又は一般送配電事業者若しくは特定送配電事業者と再エネ特措法第十八条第一項に規定する再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約を締結している小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備（再エネ特措法第二条第五項に規定する

定発電設備（再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する認定発電設備をいう。第二十九条において同じ。）の発電に係る電気の量の見込みを設定しているときは、その設定された電気の量の見込みは、当該認定事業者が一般送配電事業者に対してあらかじめ申し出た電気の量とみなす。

（営業費の算定）

第四条 一般送配電事業者は、営業費として、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、廃棄物処理費、消耗品費（そ

認定発電設備をいう。第二十九条において同じ。）の発電に係る電気の量の見込みを設定しているときは、その設定された電気の量の見込みは、当該認定事業者が一般送配電事業者に対してあらかじめ申し出た電気の量とみなす。

（営業費の算定）

第四条 一般送配電事業者は、営業費として、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、廃棄物処理費、消耗品費（そ

の一般送配電事業等を行うために当該一般送配電事業者が使用する電気に係る費用を含む。以下同じ。）、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費、他社購入送電費、非化石証書購入費、振替損失調整額（一般送配電事業者の供給区域内において小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五

の一般送配電事業等を行うために当該一般送配電事業者が使用する電気に係る費用を含む。以下同じ。）、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費、他社購入送電費、非化石証書購入費、振替損失調整額（一般送配電事業者の供給区域内において小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五

号口に掲げる接続供給に係る電気であつて、当該一般送配電事業者の供給区域以外の地域において維持し、及び運用されている発電用の電気工作物の発電に係るものを当該一般送配電事業者が受電する場合に発生する振替損失電力量の調整に要する費用をいう。以下同じ。）、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、法人税等及び自社アンシラリーサービス費（アンシラリーサービス費（電気の周波数の値の維持、第一条第二項第

号口に掲げる接続供給に係る電気であつて、当該一般送配電事業者の供給区域以外の地域において維持し、及び運用されている発電用の電気工作物の発電に係るものを当該一般送配電事業者が受電する場合に発生する振替損失電力量の調整に要する費用をいう。以下同じ。）、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、法人税等及び自社アンシラリーサービス費（アンシラリーサービス費（電気の周波数の値の維持、第一条第二項第

二号イからニまでに規定する電気の供給、送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整及び揚水式発電設備における揚水運転、電気の電圧の値の維持並びにその発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備の維持等（第二十条第一項において「電気の周波数の値の維持等」という。）であつて離島等以外の供給区域に係るものに係る費用をいう。）のうち、当該用に供するための電気の調達に係る費用（第九条第三項において「他社アンシラリーサービス費」という。）に相当するものを除いたものを

二号イからニまでに規定する電気の供給、送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整及び揚水式発電設備における揚水運転、電気の電圧の値の維持並びにその発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備の維持等（第二十条第一項において「電気の周波数の値の維持等」という。）であつて離島等以外の供給区域に係るものに係る費用をいう。）のうち、当該用に供するための電気の調達に係る費用（第九条第三項において「他社アンシラリーサービス費」という。）に相当するものを除いたものをい

いう。以下同じ。）であつて一般送配電事業等に係るものの額の合計額を算定しなければならない。

2 一般送配電事業者は、前項の規定により算定した合計額のほか、営業費として、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の額を算定しなければならない。

う。以下同じ。）であつて一般送配電事業等に係るものの額の合計額を算定しなければならない。

2 一般送配電事業者は、前項の規定により算定した合計額のほか、営業費として、使用済燃料再処理等既発電費（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）附則第三条第一項の規定により積み立てるべきこととされた金銭に係る利息

3

「略」

4

次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に定める方法により算定した額とする。

一 二 「略」

三 廃棄物処理費、消耗品費、補償費、賃借料

、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産除却費、共有設備費等

3

「略」

4

次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に定める方法により算定した額とする。

一 二 「略」

三 使用済燃料再処理等既発電費、廃棄物処理

費、消耗品費、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、

に相当する額を除く。以下同じ。）
、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の額を算定しなければならない。

分担額、共有設備費等分担額（貸方）、振替
損失調整額、開発費、開発費償却、電力費振
替勘定（貸方）、株式交付費、社債発行費及
び自社アンシラリーサービス費 実績値及び
供給計画等を基に算定した額の原価算定期間
における合計額

四〇七 「略」

八 地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他
社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を
除く。）、他社購入送電費、非化石証書購入
費、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金
相当金 供給計画等を基に算定した額の原価

固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有
設備費等分担額（貸方）、振替損失調整額、
開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方
）、株式交付費、社債発行費及び自社アンシ
ラリーサービス費 実績値及び供給計画等を
基に算定した額の原価算定期間における合計
額

四〇七 「略」

八 地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他
社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を
除く。）、他社購入送電費、非化石証書購入
費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締
結分、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担

算定期間における合計額

九〇十一 「略」

（控除収益の算定）

第七条 一般送配電事業者は、控除収益として、遅収加算料金、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料、他社販売電源料、託送収益（接続供給託送収益を除く。以下同じ。）、事業者間精算収益、電灯料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電気事業雑

金相当金 供給計画等を基に算定した額の原価
算定期間における合計額

九〇十一 「略」

（控除収益の算定）

第七条 一般送配電事業者は、控除収益として、遅収加算料金、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料、他社販売電源料、託送収益（接続供給託送収益を除く。以下同じ。）、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電気事業雑収益

収益及び預金利息であつて一般送配電事業等に
係るものの額の合計額を算定しなければならない
い。

「削る」

2| 一般送配電事業者は、前項に規定する控除収
益項目について、様式第一第四表及び様式第二
第五表により、控除収益総括表及び控除収益明
細表を作成しなければならない。

3| 第一項に規定する控除収益項目の額は、別表
第一第一表により分類し、実績値及び供給計画

及び預金利息であつて一般送配電事業等に係る
ものの額の合計額を算定しなければならない。

2|| 一般送配電事業者は、前項の規定により算定
した合計額のほか、控除収益として、使用済燃
料再処理等既発電料受取契約締結分の額を算定
しなければならない。

3| 一般送配電事業者は、前二項に規定する控除
収益項目について、様式第一第四表及び様式第
二第五表により、控除収益総括表及び控除収益
明細表を作成しなければならない。

4| 第一項及び第二項に規定する控除収益項目の
額は、別表第一第一表により分類し、実績値及

等を基に算定した額の原価算定期間における合計額とする。

（原価等の整理）

第八条 一般送配電事業者は、第四条第一項及び第二項に規定する営業費項目、第五条第一項に規定する電気事業報酬及び前条第一項及び第二項に規定する控除収益項目（以下「期間原価等項目」という。）のうち、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、廃棄物処理費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、

び供給計画等を基に算定した額の原価算定期間における合計額とする。

（原価等の整理）

第八条 一般送配電事業者は、第四条第一項及び第二項に規定する営業費項目、第五条第一項に規定する電気事業報酬及び前条第一項及び第二項に規定する控除収益項目（以下「期間原価等項目」という。）のうち、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、廃棄物処理費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、

委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担額、共有設備費等分担額（貸方）、附帯事業営業費用分担額、開発費振替額（貸方）、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等並びに電気事業報酬（以下「基礎原価等項目」という。）として第四條又は第五條の規定により算定された額を、基礎原価等項目ごとに、發生の主要原因に依り、次の各号に掲げる部門に配分することにより整理しなければならない。ただし、第四條の

委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担額、共有設備費等分担額（貸方）、開発費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担額、開発費振替額（貸方）、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等並びに電気事業報酬（以下「基礎原価等項目」という。）として第四條又は第五條の規定により算定された額を、基礎原価等項目ごとに、發生の主な原因に応じて、次の各号に掲げる部門に配分することにより整理しなければならない。ただし、第四條の

規定により減価償却費として算定された額のうち電源線に係るもの並びに託送料として算定された額のうち電源線に係る減価償却費に相当する額及び電気事業報酬に相当する額（以下「電源線に係る費用」という。）については、電源線省令に規定するところにより、配分することにより整理しなければならない。

一〇三 「略」

四 送電費（特定小売料金算定規則第二十一条第一項第五号に規定する送電費をいう。以下同じ。）

五 変電費（特定小売料金算定規則第二十一条第一項第六号に規定する変電費をいう。以下

規定により減価償却費として算定された額のうち電源線に係るもの並びに託送料として算定された額のうち電源線に係る減価償却費に相当する額及び電気事業報酬に相当する額（以下「電源線に係る費用」という。）については、電源線省令に規定するところにより、配分することにより整理しなければならない。

一〇三 「略」

四 送電費（特定小売料金算定規則第六条第一項第五号に規定する送電費をいう。以下同じ。）

五 変電費（特定小売料金算定規則第六条第一項第六号に規定する変電費をいう。以下同

同じ。)

六 配電費（特定小売料金算定規則第二十一条
第一項第七号に規定する配電費をいう。以下

同じ。）

七・八 「略」

2ゝ4 「略」

（基準託送供給料金に係る原価等の整理）

第九条 一般送配電事業者は、前条第四項の規定により七部門に整理された第一次整理原価を、次の各号に掲げる方法により整理しなければならない。

一 水力発電費、火力発電費及び新エネルギー

じ。)

六 配電費（特定小売料金算定規則第六条第一
項第七号に規定する配電費をいう。以下同

じ。)

七・八 「略」

2ゝ4 「略」

（基準託送供給料金に係る原価等の整理）

第九条 一般送配電事業者は、前条第四項の規定により七部門に整理された第一次整理原価を、次の各号に掲げる方法により整理しなければならない。

一 水力発電費、火力発電費及び新エネルギー

等発電費の部門の第一次整理原価（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）にあつては、特定小売料金算定規則第二十一条第四項第一号の規定により、離島等供給費に整理されたものをいう。）を、それぞれ、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第三表に規定する基準により、離島供給に係る第一次整理原価（以下「離島供給費」という。）及び指定区域供給に係る第一次整理原価（以下「指定区域供給費」という。）に整理しなければならない。

二〇四 「略」

五 販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原

等発電費の部門の第一次整理原価を、それぞれ、基礎原価等項目ごとに、離島供給に係る第一次整理原価（特定小売料金算定規則第六条第四項第一号の規定により、離島供給費に整理されたものをいう。第三項において「離島供給費」という。）に整理しなければならない。

二〇四 「略」

五 販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原

価等項目ごとに、別表第二に規定する基準により、離島供給費、指定区域供給費及び非離島等供給費に整理し、それぞれに整理された販売費の第一次整理原価を、給電設備に係る第一次整理原価（沖縄電力にあつては、特定小売料金算定規則第二十一条第四項第二号の規定により、離島等供給費に整理されたもの及び同項第三号の規定により、ネットワーク給電費に整理されたものをいう。以下「給電費」という。）調定及び集金に係る第一次整理原価（沖縄電力にあつては、同項第二号の規定により、離島等供給費に整理されたもの及び同項第四号の規定により、ネットワーク

価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に規定する基準により、給電設備に係る第一次整理原価（特定小売料金算定規則第六条第四項第二号の規定により、離島供給費に整理されたもの及び同項第三号の規定により、ネットワーク給電費に整理されたものをいう。以下「給電費」という。）販売需要家費（同項第二号の規定により、離島供給費に整理されたもの及び同項第四号の規定により、ネットワーク需要家費に整理されたものであつて、調定及び集金に係る第一次整理原価をいう。以下同じ。）及び一般販売費（同項第二号の規定により、離島供給費に整理されたも

ク需要家費に整理されたものをいう。以下「販売需要家費」という。）並びにその他販売費（沖縄電力にあつては、同項第二号の規定により、離島等供給費に整理されたもの及び同項第五号の規定により、ネットワーク一般販売費に整理されたものをいう。以下「一般販売費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

2
「略」

3 一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、購入販売電源項目（地帯間購入電源費、地帯間購入送電費（電源線に係る費用に限る。））、他社購入電源費、他社購入送電費（電源線に係

の及び同項第五号の規定により、ネットワーク一般販売費に整理されたものをいう。以下「一般販売費」に配分することにより整理しなければならない。

2
「略」

3 一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、購入販売電源項目（地帯間購入電源費、地帯間購入送電費（電源線に係る費用に限る。））、他社購入電源費、他社購入送電費（電源線に係

る費用に限る。）、非化石証書購入費、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料（電源線に係る費用に相当する収益（以下「電源線に係る収益」という。）に限る。）及び他社販売電源料をいう。以下同じ。）として、第四条又は第七条の規定により算定された額を、発生の主な原因に应じて、離島供給費、指定区域供給費及び他社アンシラリーサービス費に配分することにより整理し、第二次整理原価として、離島供給費及び指定区域供給費に整理された原価に第一項第一号又は前項の規定により離島供給費及び指定区域供給費に整理された第一次整理原価を加えて得た額を、基礎原価等項目及び購入販売電

る費用に限る。）、非化石証書購入費、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料（電源線に係る費用に相当する収益（以下「電源線に係る収益」という。）に限る。）及び他社販売電源料をいう。以下同じ。）として、第四条又は第七条の規定により算定された額を、発生の主な原因に应じて、離島供給費及び他社アンシラリーサービス費に配分することにより整理し、第二次整理原価として、離島供給費に整理された原価に第一項第一号又は前項の規定により離島供給費に整理された第一次整理原価を加えて得た額を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、総離島供給費に整理し、他社アンシラリー

源項目ごとに、総離島等供給費に整理し、他社
アンシラリーサービス費に整理された原価に自
社アンシラリーサービス費を加えて得た額を、
自社アンシラリーサービス費及び購入販売電源
項目ごとに総アンシラリーサービス費に整理し
なければならない。

4
「略」

第十条 一般送配電事業者は、送配電関連費とし
て、基礎原価等項目、自社アンシラリーサービ
ス費、購入販売電源項目及び購入販売送電項目
ごとに、前条第三項の規定により総離島等供給
費及び総アンシラリーサービス費に整理された

サービス費に整理された原価に自社アンシラリ
ーサービス費を加えて得た額を、自社アンシラ
リーサービス費及び購入販売電源項目ごとに総
アンシラリーサービス費に整理しなければならない。

4
「略」

第十条 一般送配電事業者は、送配電関連費とし
て、基礎原価等項目、自社アンシラリーサービ
ス費、購入販売電源項目及び購入販売送電項目
ごとに、前条第三項の規定により総離島供給費
及び総アンシラリーサービス費に整理された第

第二次整理原価、同条第四項の規定により総送電費に整理された第二次整理原価、同条第一項第二号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された第一次整理原価、同条第一項第四号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された第一次整理原価、同条第一項第三号及び第五号又は第二項の規定により需要家費（販売需要家費及び配電需要家費をいう。以下同じ。）に整理された第一次整理原価、同条第一項第五号又は第二項の規定により給電費に整理された第一次整理原価並びに同条第一項第五号又は第二項の規定により一般販売費に整理された第

二次整理原価、同条第四項の規定により総送電費に整理された第二次整理原価、同条第一項第二号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された第一次整理原価、同条第一項第四号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された第一次整理原価、同条第一項第三号及び第五号又は第二項の規定により需要家費（販売需要家費及び配電需要家費をいう。以下同じ。）に整理された第一次整理原価、同条第一項第五号又は第二項の規定により給電費に整理された第一次整理原価並びに同条第一項第五号又は第二項の規定により一般販売費に整理された第

一次整理原価を整理し、様式第四により、送配電関連費整理表を作成しなければならない。

第十一条 一般送配電事業者は、前条の規定により整理された送配電関連費（需要家費及び一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、基礎原価等項目、自社アンシラリーサービス費、購入販売電源項目及び購入販売送電項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電関連費（以下「送配電関連固定費」という。）及び販売電力量によって変動する送配電関連費（以下「送配電関連可変費」という。）に配分することにより整

次整理原価を整理し、様式第四により、送配電関連費整理表を作成しなければならない。

第十一条 一般送配電事業者は、前条の規定により整理された送配電関連費（需要家費及び一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、基礎原価等項目、自社アンシラリーサービス費、購入販売電源項目及び購入販売送電項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電関連費（以下「送配電関連固定費」という。）及び販売電力量によって変動する送配電関連費（以下「送配電関連可変費」という。）に配分することにより整

理し、需要家費と併せて、様式第五により、送配電関連費明細表を作成しなければならない。

一 役員給与（総離島等供給費であつて、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第三項に規定するばい煙処理施設に係る送配電関連費（以下この項において「環境対策費」という。）を除く。）、退職給与金（環境対策費を除く。）、厚生費（環境対策費を除く。）、水利使用料、補償費（環境対策費を除く。）、賃借料（環境対策費を除く。）、損害保険料（環境対策費を除く。）、普及開発関係費（環境対策費を除く。）、研究費（環境対策費を除く。）、固定資産税

理し、需要家費と併せて、様式第五により、送配電関連費明細表を作成しなければならない。

一 役員給与（総離島供給費であつて、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第三項に規定するばい煙処理施設に係る送配電関連費（以下この項において「環境対策費」という。）を除く。）、退職給与金（環境対策費を除く。）、厚生費（環境対策費を除く。）、水利使用料、補償費（環境対策費を除く。）、賃借料（環境対策費を除く。）、損害保険料（環境対策費を除く。）、普及開発関係費（環境対策費を除く。）、研究費（環境対策費を除く。）、固定資産税（環

（環境対策費を除く。）、雑税（環境対策費を除く。）、減価償却費（環境対策費を除く。）、固定資産除却費（環境対策費を除く。）、共有設備費等分担額（環境対策費を除く。）、共有設備費等分担額（貸方）（環境対策費を除く。）、開発費（環境対策費を除く。）、開発費償却（環境対策費を除く。）、株式交付費（環境対策費を除く。）、株式交付費償却（環境対策費を除く。）、社債発行費（環境対策費を除く。）、社債発行費償却（環境対策費を除く。）、法人税等（環境対策費を除く。）及び電気事業報酬（環境対策費を除く。）にあつては、送配電関連固定費を除く。）

環境対策費を除く。）、雑税（環境対策費を除く。）、減価償却費（環境対策費を除く。）、固定資産除却費（環境対策費を除く。）、共有設備費等分担額（環境対策費を除く。）、共有設備費等分担額（貸方）（環境対策費を除く。）、開発費（環境対策費を除く。）、開発費償却（環境対策費を除く。）、株式交付費（環境対策費を除く。）、株式交付費償却（環境対策費を除く。）、社債発行費（環境対策費を除く。）、社債発行費償却（環境対策費を除く。）、法人税等（環境対策費を除く。）及び電気事業報酬（環境対策費を除く。）にあつては、送配電関連固定費を除く。）

定費		
二・三 「略」		
2・3 「略」		
(需要家費等の整理)		
第十三条 「略」		
2 一般送配電事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電関連費の額を、同表の中欄に掲げる値又は割合により、三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならぬ。		
一 第十一条第一項	前条第五項	固有固定

二・三 「略」		
2・3 「略」		
(需要家費等の整理)		
第十三条 「略」		
2 一般送配電事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電関連費の額を、同表の中欄に掲げる値又は割合により、三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならぬ。		
一 第十一条第一項	前条第五項	固有固定

二・三 〔略〕	又は第三項の規定 により整理された 総離島等供給費、 総アンシラリーサ ービス費、総送電 費、受電用変電サ ービス費及び給電 費ごとの送配電関 連固定費のそれぞ れの合計額	第一号の規 定により算 定された値	費
〔略〕			

二・三 〔略〕	又は第三項の規定 により整理された 総離島供給費、総 アンシラリーサー ビス費、総送電費 、受電用変電サー ビス費及び給電費 ごとの送配電関連 固定費のそれぞれ の合計額	第一号の規 定により算 定された値	費
〔略〕			

五・六 「略」	四 第十一条第一項 又は第三項の規定 により整理された 総離島等供給費、 総アンシラリーサ ービス費、総送電 費、受電用変電サ ービス費及び給電 費ごとの送配電関 連可変費のそれぞ れの合計額	前条第四項 第五号の規 定により算 定された割 合	固有可変 費
「略」			

五・六 「略」	四 第十一条第一項 又は第三項の規定 により整理された 総離島供給費、総 アンシラリーサー ービス費、総送電 費、受電用変電サ ービス費及び給電 費ごとの送配電関 連可変費のそれぞ れの合計額	前条第四項 第五号の規 定により算 定された割 合	固有可変 費
「略」			

七 〔略〕	〔略〕	〔略〕	第十五条 一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、<u>第四条の規定により賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金として算定された額の合計額を送配電関連可変費に整理しなければ</u>ならない。	2 〔略〕

七 〔略〕	〔略〕	〔略〕	第十五条 一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、<u>第四条又は第七条の規定により使用済燃料再処理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金及び使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分として算定された額の合計額を送配電関連可変費に整理しなければ</u>ならない。	2 〔略〕

第十六条 一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、第七条の規定により託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電灯料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）及び電力料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）として算定された額を送配電関連費に整理しなければならない。

2・3 「略」

第十九条 一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、第七条の規定により電気事業雑収益と

第十六条 一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、第七条の規定により託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）及び電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）として算定された額を送配電関連費に整理しなければならない。

2・3 「略」

第十九条 一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、第七条の規定により電気事業雑収益と

して算定された額のうち、系統接続に係る検討に際して発生する検討料（自らが行う電気の供給（一般送配電事業等に係るものを除く。以下この項において同じ。）に係る当該検討料に相当する額を含む。）に係る収益（以下「接続検討料収益」という。）に係るものを送配電関連固定費として整理しなければならない。

して算定された額のうち、系統接続に係る検討に際して発生する検討料（自らが行う電気の供給（一般送配電事業等に係るものを除く。以下この項において同じ。）に係る当該検討料に相当する額を含む。）に係る収益（以下「接続検討料収益」という。）に係るものを送配電関連固定費として、連系統使用の変更に係る賦課金（自らが行う電気の供給に係る当該賦課金に相当する額を含む。）に係る収益（以下「変更賦課金収益」という。）に係るものを送配電関連可変費として、それぞれ整理しなければならない。

第二十条 一般送配電事業者は、第六条第一項の規定により算定された追加事業報酬の額に、第九条第三項の規定により総離島等供給費及び総アンシラリーサービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四項の規定により総送電費に整理された電気事業報酬の額、同条第一項第二号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第一項第四号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された電気事業報酬の額並びに同条第一項第五号又は第二項の規定により給電費に整理された電

第二十条 一般送配電事業者は、第六条第一項の規定により算定された追加事業報酬の額に、第九条第三項の規定により総離島供給費及び総アンシラリーサービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第四項の規定により総送電費に整理された電気事業報酬の額、同条第一項第二号又は第二項の規定により受電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に整理された電気事業報酬の額、同条第一項第四号又は第二項の規定により低圧配電費及び高圧配電費に整理された電気事業報酬の額並びに同条第一項第五号又は第二項の規定により給電費に整理された電気

気事業報酬の額の合計額の第五条第一項の規定により算定された電気事業報酬の額に占める割合を乗じて得た額を、送配電関連費として整理しなければならない。

2 一般送配電事業者は、送配電関連固定費及び送配電関連可変費として、前項の規定により送配電関連費に整理された追加事業報酬の額を、第十一条第一項又は第三項の規定により整理された総離島等供給費、総アンシラリーサービス費、総送電費、受電用変電サービス費、配電用変電サービス費、低圧配電費、高圧配電費及び給電費ごとの電気事業報酬の額の送配電関連固定費の合計額又は送配電関連可変費の合計額の

事業報酬の額の合計額の第五条第一項の規定により算定された電気事業報酬の額に占める割合を乗じて得た額を、送配電関連費として整理しなければならない。

2 一般送配電事業者は、送配電関連固定費及び送配電関連可変費として、前項の規定により送配電関連費に整理された追加事業報酬の額を、第十一条第一項又は第三項の規定により整理された総離島供給費、総アンシラリーサービス費、総送電費、受電用変電サービス費、配電用変電サービス費、低圧配電費、高圧配電費及び給電費ごとの電気事業報酬の額の送配電関連固定費の合計額又は送配電関連可変費の合計額のこ

これらの合計額の合計額に占める割合により配分することにより整理しなければならない。

3ゝ8 「略」

第二十一条 一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、第七条の規定により遅収加算料金、電気事業雑収益（接続検討料収益を除く。）及び預金利息（次条第一項において「追加項目」という。）として算定された額を、それぞれ、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一 第十三条から第十八条までの規定により整

これらの合計額の合計額に占める割合により配分することにより整理しなければならない。

3ゝ8 「略」

第二十一条 一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、第七条の規定により遅収加算料金、電気事業雑収益（接続検討料収益及び変更賦課金収益を除く。）及び預金利息（次条第一項において「追加項目」という。）として算定された額を、それぞれ、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一 第十三条から第十八条までの規定により整

理された送配電関連固定費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの自社アンシラリーサービス費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）、他社購入送電費、非化石証書購入費、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料及び他社販売電源料（以下「購入販売項目」という。）並びに期間原価等項目のうちの電源開発促進税、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力

理された送配電関連固定費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの自社アンシラリーサービス費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）、他社購入送電費、非化石証書購入費、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料及び他社販売電源料（以下「購入販売項目」という。）並びに期間原価等項目のうちの電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離

料（離島等供給に係るもの）に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）及び振替損失調整額として第四条又は第七条の規定により算定された額の合計額に占める割合 送配電関連固定費

二 第十三条から第十八条までの規定により整理された送配電関連可変費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、電源開発促進税、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（

島供給に係るもの）に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島供給に係るもの）に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、振替損失調整額及び使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分として第四条又は第七条の規定により算定された額の合計額に占める割合 送配電関連固定費

二 第十三条から第十八条までの規定により整理された送配電関連可変費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、賠償負担

離島等供給に係るものに限る、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島等供給に係るもの限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）及び振替損失調整額として第四条又は第七条の規定により算定された額の合計額に占める割合 送配電関連可変費

三 第十三条から第十八条までの規定により整理された需要家費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、電源開発促進税、賠償

金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るもの限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島供給に係るもの限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、振替損失調整額及び使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分として第四条又は第七条の規定により算定された額の合計額に占める割合 送配電関連可変費

三 第十三条から第十八条までの規定により整理された需要家費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、電源開発促進税、使用済

負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島等供給に係るもの）に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）電力料（離島等供給に係るもの）に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）及び振替損失調整額として第四条又は第七条の規定により算定された額の合計額に占める割合 需要家費

2・3
「略」

燃料再処理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るもの）に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）電力料（離島供給に係るもの）に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、振替損失調整額及び使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分として第四条又は第七条の規定により算定された額の合計額に占める割合 需要家費

2・3
「略」

第二十二條 一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、第四條の規定により事業税及び電力費振替勘定（貸方）として算定された額を、それぞれ、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならぬ。

一 第十三條から前條までの規定により整理された送配電関連固定費の合計額の第八條に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、電源開発促進税、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金

第二十二條 一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、第四條の規定により事業税及び電力費振替勘定（貸方）として算定された額を、それぞれ、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならぬ。

一 第十三條から前條までの規定により整理された送配電関連固定費の合計額の第八條に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送収益、

に相当する額を除く。）、電力料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、振替損失調整額、接続検討料収益及び追加項目として第四条又は第七条の規定により算定された額並びに第六条の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合 送配電関連固定費

二 第十三条から前条までの規定により整理された送配電関連可変費の合計額の第八条に規

事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、振替損失調整額、接続検討料収益、変更賦課金収益、使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分及び追加項目として第四条又は第七条の規定により算定された額並びに第六条の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合 送配電関連固定費

二 第十三条から前条までの規定により整理された送配電関連可変費の合計額の第八条に規

定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうち、購入販売項目、電源開発促進税、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、振替損失調整額、接続検討料収益及び追加項目として第四条又は第七条の規定により算定された額並びに第六条の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合　送配電関連可変費

定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうち、購入販売項目、電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、振替損失調整額、接続検討料収益、変更賦課金収益、使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分及び追加項目として第四条又は第七条の規定により算定された額並びに

三 第十三条から前条までの規定により整理さ

れた需要家費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、電源開発促進税、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島等供給に係るもの）に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島等供給に係るもの）に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、振替損失調整額、接続検討料収

第六条の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合 送配電関連可変費

三 第十三条から前条までの規定により整理さ

れた需要家費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費、電費支払契約締結分、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るもの）に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島供給に係るもの）に限り、基

益及び追加項目として第四条又は第七条の規定により算定された額並びに第六条の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合 需要家費

2
「略」

第二十六条 「略」

2 第三条から前条までの規定は、基準託送供給料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる

準託送供給料金に相当する額を除く。）、振替損失調整額、接続検討料収益、変更賦課金収益、使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分及び追加項目として第四条又は第七条の規定により算定された額並びに第六条の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合 需要家費

2
「略」

第二十六条 「略」

2 第三条から前条までの規定は、基準託送供給料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	〔削る〕
〔略〕	〔削る〕
〔略〕	〔削る〕

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	第十五条第一項
〔略〕	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分
〔略〕	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分のうち額が変動するものの

		第十九条第一項	[略]
[削る]		接続検討料収益 「という。」	[略]
[削る]		接続検討料 収益「とい う。」（額 が変動する 場合に限 る。）	[略]

		第十九条第一項	[略]
変更賦課金収益 「という。」		接続検討料収益 「という。」	[略]
変更賦課金 収益「とい う。」（額		接続検討料 収益「とい う。」（額 が変動する 場合に限 る。）	[略]

[略]	
[略]	
[略]	

(変動額認可料金の算定)

第二十六条の三 「略」

2 一般送配電事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第八の二

[略]	
[略]	
[略]	が変動する 場合に限 る。）

(変動額認可料金の算定)

第二十六条の三 「略」

2 一般送配電事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第八の二

により特別変動額総括表を作成しなければならない。
ない。

一 一般送配電事業者は、賠償負担金相当金の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の十第一項の規定により通知された額を基に算定した賠償負担金相当金の変動額を整理しなければならない。

二 一般送配電事業者は、廃炉円滑化負担金相当金の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の十三第一項の規定により通知された額を基に算定した廃炉円滑化負担金相当金の変動額を整理しなければならない。

三 「略」

により特別変動額総括表を作成しなければならない。
ない。

一 一般送配電事業者は、賠償負担金相当金の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の四第一項の規定により通知された額を基に算定した賠償負担金相当金の変動額を整理しなければならない。

二 一般送配電事業者は、廃炉円滑化負担金相当金の変動額として、施行規則第四十五条の二十一の七第一項の規定により通知された額を基に算定した廃炉円滑化負担金相当金の変動額を整理しなければならない。

三 「略」

第二十七条 インバランス料金は、第一号に掲げる額に第二号又は第三号に掲げる値を乗じて得た額に第四号に掲げる額を加えて得た額（第五号において「基準インバランス料金」という。）に同号に掲げる額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合にあつては、零）として設定しなければならない。ただし、当該額が経済産業大臣が定める額を上回る場合にあつては、当該経済産業大臣が定める額とする。

一 「略」

二 次のイに掲げる価格（当該価格が次のロに

第二十七条 インバランス料金は、第一号に掲げる額に第二号又は第三号に掲げる値を乗じて得た額に第四号に掲げる額を加えて得た額（第五号において「基準インバランス料金」という。）に同号に掲げる額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合にあつては、零）として設定しなければならない。ただし、当該額が経済産業大臣が定める額を上回る場合にあつては、当該経済産業大臣が定める額とする。

一 「略」

二 次のイに掲げる価格（当該価格が次のロに

掲げる価格を上回る場合にあっては当該口に掲げる価格とする。〕を前号イに掲げる卸電力取引市場における売買取引の価格で除して得た値（次号において「インバランス料金算定係数」という。）として卸電力取引所が公表する値

イ 翌日市場において行われた三十分を単位とする電力の買入に係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の第一条第二項第二号イからニまでに係る電気の供給の量を合計した量並びに一般送配電事業者が設定する認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る

掲げる価格を上回る場合にあっては当該口に掲げる価格とする。〕を前号イに掲げる卸電力取引市場における売買取引の価格で除して得た値（次号において「インバランス料金算定係数」という。）として卸電力取引所が公表する値

イ 翌日市場において行われた三十分を単位とする電力の買入に係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の第一条第二項第二号イからニまでに係る電気の供給の量を合計した量並びに一般送配電事業者が設定する認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る

電気の量の見込みから当該認定設備の発電に係る電気の量を除いた量（小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が当該認定発電設備を特定して再生可能エネルギー電気
特措法第十八条第一項に規定する再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約に基づき電気の供給を受ける場合を除く。）

（次号において「インバランス供給量」という。）を加えた数量の電力の買入れに係る入札（以下この号において「買入入札」という。）並びに翌日市場において行われた同一の時間帯における電力の売渡しに係る入札数量に同一の時間帯における全ての

電気の量の見込みから当該認定設備の発電に係る電気の量を除いた量（小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が当該認定発電設備を特定して再エネ特措法第十八条第一項に規定する再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約に基づき電気の供給を受ける場合を除く。）（次号において「インバランス供給量」という。）を加えた数量の電力の買入れに係る入札（以下この号において「買入入札」という。）並びに翌日市場において行われた同一の時間帯における電力の売渡しに係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者

一般送配電事業者の同項第二号イからニまでに係る電気の買取りの量を合計した量（次号において「インバランス買取量」という。）を加えた数量の電力の売渡しに係る入札（以下この号において「売渡入札」という。）が当該翌日市場において行われたものと仮定した場合における当該翌日市場における売買取引の価格

ロ 「略」

三 「略」

四 各月において、その月の初日から末日までにおける次のイに掲げる価格から同一の時間帯における次のロに掲げる価格を控除して得

の同項第二号イからニまでに係る電気の買取りの量を合計した量（次号において「インバランス買取量」という。）を加えた数量の電力の売渡しに係る入札（以下この号において「売渡入札」という。）が当該翌日市場において行われたものと仮定した場合における当該翌日市場における売買取引の価格

ロ 「略」

三 「略」

四 各月において、その月の初日から末日までにおける次のイに掲げる価格から同一の時間帯における次のロに掲げる価格を控除して得

た額の中央値として卸電力取引所が公表する額（沖縄電力に係るものについては、零）

イ・ロ [略]

五 [略]

2 [略]

3 前二項の規定にかかわらず、一般送配電事業者が、再生可能エネルギー電気特措法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備（同条第三項第一号及び第二号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換するものに限る。）の出力の抑制を要請した場合において、当該一般送配電事業者が第一条第二項第二号イからニ

た額の中央値として卸電力取引所が公表する額（沖縄電力株式会社に係るものについては、零）

イ・ロ [略]

五 [略]

2 [略]

3 前二項の規定にかかわらず、一般送配電事業者が、再エネ特措法第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備（同条第四項第一号及び第二号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換するものに限る。）の出力の抑制を要請した場合において、当該一般送配電事業者が第一条第二項第二号イからニまでに係る電気の

までに係る電気の買取りを行うときは、インバランス料金は、経済産業大臣が定める額としなければならない。

4・5 「略」

6 前五項の規定にかかわらず、卸電力取引所の業務規程に規定する翌日取引の停止に係る基準に該当した一般送配電事業者の供給区域（以下この項及び次項において「停止基準該当区域」という。）における次の各号に掲げる時間帯のインバランス料金は、それぞれ当該各号に定める額としなければならない。ただし、停止基準該当区域が沖縄電力の供給区域であるときは、当該基準に該当したときから、当該供給区域に

買取りを行うときは、インバランス料金は、経済産業大臣が定める額としなければならない。

4・5 「略」

6 前五項の規定にかかわらず、卸電力取引所の業務規程に規定する翌日取引の停止に係る基準に該当した一般送配電事業者の供給区域（以下この項及び次項において「停止基準該当区域」という。）における次の各号に掲げる時間帯のインバランス料金は、それぞれ当該各号に定める額としなければならない。ただし、停止基準該当区域が沖縄電力株式会社の供給区域であるときは、当該基準に該当したときから、当該供

おける電力に係る取引が翌日市場において行われるものと仮定した場合に卸電力取引所の業務規程で定めるところにより当該翌日市場における売買取引が再開されることとなる日までの間、当該供給区域におけるインバランス料金は、第一項第一号イに掲げる卸電力取引市場における売買取引における価格とする。

一・二 〔略〕

7 〔略〕

第二十八条 離島等におけるインバランス料金（電気の供給に係るものに限る。）は、前条の規定にかかわらず、第九条第三項の規定により総

給区域における電力に係る取引が翌日市場において行われるものと仮定した場合に卸電力取引所の業務規程で定めるところにより当該翌日市場における売買取引が再開されることとなる日までの間、当該供給区域におけるインバランス料金は、第一項第一号イに掲げる卸電力取引市場における売買取引における価格とする。

一・二 〔略〕

7 〔略〕

第二十八条 離島等におけるインバランス料金（電気の供給に係るものに限る。）は、前条の規定にかかわらず、第九条第三項の規定により総離

離島等供給費に整理された額から電気の周波数の値の維持等であつて離島等に係るものに係る費用に相当する額を控除して得た額を離島等における販売電力量で除して得た額として設定しなければならない。

2 離島等におけるインバランス料金（電気の買取りに係るものに限る。）は、前条の規定にかかわらず、電灯料（離島等供給に係るものに限る）、基準託送供給料金に相当する額を除く。）及び電力料（離島等供給に係るもの限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）の合計額を離島等における販売電力量で除して得た額として設定しなければならない。

島供給費に整理された額から電気の周波数の値の維持等であつて離島に係るものに係る費用に相当する額を控除して得た額を離島における販売電力量で除して得た額として設定しなければならない。

2 離島におけるインバランス料金（電気の買取りに係るものに限る。）は、前条の規定にかかわらず、電灯料（離島供給に係るもの限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）及び電力料（離島供給に係るもの限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）の合計額を離島における販売電力量で除して得た額として設定しなければならない。

第二十九条 認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者が当該認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定している場合におけるインバランス料金（第一条第二項第二号ハに掲げるものに限る。）は、前二条の規定にかかわらず、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十三条の三の四に規定する回避可能費用単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額として設定しなければならない。

第二十九条 認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者が当該認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定している場合におけるインバランス料金（第一条第二項第二号ハに掲げるものに限る。）は、前二条の規定にかかわらず、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第二十二条第一項に規定する回避可能費用単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額として設定しなければならない。

(届出料金に関する準用)

第三十条 「略」

2 「略」

3 第三条から第二十六条まで及び第二十七条から前条までの規定は、法第十八条第四項の規定により変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(届出料金に関する準用)

第三十条 「略」

2 「略」

3 第三条から第二十六条まで及び第二十七条から前条までの規定は、法第十八条第四項の規定により変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	〔略〕	〔削る〕	〔略〕
	〔略〕	〔削る〕	〔略〕
	〔略〕	〔削る〕	〔略〕

	〔略〕	第十五条第一項	〔略〕
	〔略〕	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	〔略〕
	〔略〕	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分のうち額が変動するものの	〔略〕

第十九条第 一項	
「という。」	接続検討料収益
「削る」	接続検討料
	収益」とい う。（額 が変動する 場合に限 る。）

第十九条第 一項	
「という。」	接続検討料収益
「という。」	接続検討料
	収益」とい う。（額 が変動する 場合に限 る。）

[略]	[略]	[略]

別表第 1 (第 4 条、第 5 条、第 7 条関係)

第 1 表

期間原価等項目分類表

期間原価等 項目	内訳及び明細項 目	備考
[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]

別表第 1 (第 4 条、第 5 条、第 7 条関係)

第 1 表

期間原価等項目分類表

期間原価等 項目	内訳及び明細項 目	備考
[略]	[略]	[略]

[削る]	[削る]		
	[削る]		
	[削る]		
[削る]			

<u>使用済燃料</u> <u>再処理等既</u> <u>発電費</u>	<u>使用済燃料再処</u>	
	<u>理等既発電費</u>	
	<u>再処理等費引当</u>	
	<u>再処理等引当金</u> <u>取崩し（貸方）</u>	
<u>使用済燃料</u> <u>再処理等既</u> <u>発電費支払</u> <u>契約締結分</u>		

[略]	[略]	[略]
[略]		

別表第 2 (第 8 条、第 9 条関係)

第 1 表

一般管理費等、変電費及び販売費の整理の基準

1. [略]

[略]	[略]	[略]
<u>使用済燃料</u> <u>再処理等既</u> <u>発電料受取</u> <u>契約締結分</u>		

別表第 2 (第 8 条、第 9 条関係)

第 1 表

一般管理費等、変電費及び販売費の整理の基準

1. [略]

2. [並]

3. 販売費の離島供給費、指定区域供給費及び非離島等供給費への整理の基準

(1) 基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに離島供給費、指定区域供給費又は非離島等供給費に直課すること。

(2) (1)の整理により難しい基礎原価等項目ごとの額を、第3表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。

4. 離島供給費、指定区域供給費及び非離島等供給費へ整理された販売費の給電費、販

2. [並]

[繰]

3. 販売費の給電費、販売需要家費及び一般販売費への整理の基準

売需要家費及び一般販売費への整理の基準 (1)・(2) [審]	
<u>5. 水力・火力・新エネルギー等発電費の離島供給費及び指定区域供給費への整理の基準</u> <u>(1) 基礎原価等項目ごとの額のうち発生の主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに離島供給費又は指定区域供給費に直課すること。</u> <u>(2) (1)の整理により難しい基礎原価等項目ごとの額を、第3表に定める活動帰属基準又は配賦基準を用いて整理すること。</u>	

(1)・(2) [審] [添審]	

第2表

活動帰属基準、配賦基準分類表

	一般管理費 等 (第 1 表 1. (2)関係)	変電費 (第 1 表 2. (2) 関係)	販売費 (第 1 表 <u>4</u> .(2) 関係)	
	活動 帰属 基準	配 賦 基準	活動 帰属 基準	配 賦 基準

第2表

活動帰属基準、配賦基準分類表

	一般管理 費等（第 1表1. (2)関係）	変電費（第 1表2. (2) 関係）	販売費（ 第1表 <u>3</u> .(2)関係 ）
	活動 帰属 基準	配 賦 基準	活動 帰属 基準

<u>電費 (第1表5)</u>			
<u>.(2)関</u>			
<u>係)</u>			
	<u>活動帰</u>	<u>配賦基</u>	<u>活動帰属</u>
	<u>属基準</u>	<u>進</u>	<u>基準</u>
<u>役員給与</u>	<u>上</u>	<u>直課さ</u>	<u>直課され</u>
		<u>れた人</u>	<u>た人員数</u>
		<u>員数比</u>	<u>比</u>
<u>給料手当</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>	<u>同上</u>
<u>給料手当</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>	<u>上</u>
<u>振替額 (</u>			
<u>貸方)</u>			
<u>退職給与</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>	<u>同上</u>

<u>金</u>				
<u>委託集金</u> <u>費</u>			<u>契約口数</u> <u>比</u>	<u>上</u>
<u>厚生費</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>	<u>直課され</u> <u>た人員数</u> <u>比</u>	<u>上</u>
<u>雑給</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>	<u>同上</u>	<u>上</u>
<u>消耗品費</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>	<u>同上</u>	<u>上</u>
<u>修繕費</u>	<u>発電設</u> <u>備の認</u> <u>可出力</u> <u>比</u>	<u>上</u>	<u>業務用建</u> <u>物床面積</u> <u>比（建物</u> <u>について</u> <u>は、自己</u>	<u>上</u>

			<u>所有物件 及び賃借 物件とす る。)</u>	
<u>水利使用 料</u>	<u>＝</u>	<u>発電設 備の認 可出力 比</u>		
<u>補償費</u>	<u>＝</u>	<u>発電設 備の箇 所数比</u>	<u>＝</u>	<u>直課され た人員数 比</u>
<u>賃借料</u>	<u>＝</u>	<u>発電設 備の認</u>	<u>業務用建 物床面積</u>	<u>＝</u>

		<u>可出力</u> <u>比</u>	<u>比（建物</u> <u>について</u> <u>は、賃借</u> <u>物件に限</u> <u>る。）</u>	
<u>託送料</u>				
<u>事業者間</u> <u>精算費</u>				
<u>委託費</u>	<u>上</u>	<u>発電設</u> <u>備の認</u> <u>可出力</u> <u>比</u>	<u>上</u>	<u>業務用建</u> <u>物床面積</u> <u>比（建物</u> <u>について</u> <u>は、自己</u>

				<u>所有物件 及び賃借 物件とす る。)</u>
<u>損害保険</u>	<u>上</u>	<u>発電設 備の箇 所数比</u>	<u>上</u>	<u>直課され た人員数 比</u>
<u>料</u>				
<u>普及開発</u>	<u>上</u>	<u>発電設 備の帳 簿原価 比</u>	<u>契約口数 比</u>	<u>上</u>
<u>関係費</u>				
<u>養成費</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>	<u>直課され た人員数</u>	<u>上</u>

			<u>比</u>	
<u>研究費</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>	<u>上</u>	<u>直課され</u> <u>た人員数</u> <u>比</u>
<u>諸費</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>
<u>貸倒損</u>			<u>契約口数</u> <u>比</u>	<u>上</u>
<u>固定資産</u> <u>税</u>	<u>発電設</u> <u>備の帳</u> <u>簿価額</u> <u>比</u>	<u>上</u>	<u>業務用建</u> <u>物床面積</u> <u>比（建物</u> <u>について</u> <u>は、自己</u> <u>所有物件</u>	<u>上</u>

			<u>に限る。</u>	
			<u>）</u>	
<u>雄税</u>	<u>＝</u>	<u>発電設備の帳簿原価比</u>	<u>＝</u>	<u>直課された人員数</u> <u>比</u>
<u>減価償却費</u>	<u>発電設備の帳簿原価比</u>	<u>＝</u>	<u>業務用建物床面積比（建物について、自己所有物件に限る。</u>	<u>＝</u>

			＝	
<u>固定資産</u>	<u>同上</u>	＝	<u>同上</u>	＝
<u>除却費</u>				
<u>共有設備</u>	＝	<u>発電設</u>		
<u>費等分担</u>		<u>備の帳</u>		
<u>額</u>		<u>簿原価</u>		
		比		
<u>共有設備</u>	＝	<u>同上</u>		
<u>費等分担</u>				
<u>額（貸方</u>				
<u>）</u>				
<u>建設分担</u>	<u>発電設</u>	＝	＝	<u>直課され</u>
<u>関連費振</u>	<u>備の帳</u>			<u>た人員数</u>

<u>替額（貸 方）</u>	<u>簿原価 比</u>			<u>比</u>
<u>附帯事業</u>	<u>上</u>	<u>発電設 備の帳 簿原価 比</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>
<u>営業費用</u>				
<u>分担関連</u>				
<u>費振替額</u>		<u>比</u>		
<u>（貸方）</u>				
<u>開発費</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>	<u>上</u>	<u>研究費比</u>
<u>開発費償 却</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>
<u>株式交付 費</u>	<u>発電設 備の帳 簿原価</u>	<u>上</u>	<u>上</u>	<u>直課され た人員数 比</u>

	<u>比</u>			
<u>株式交付</u>	<u>同上</u>	<u>上</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>
<u>費償却</u>				
<u>社債発行</u>	<u>同上</u>	<u>上</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>
<u>費</u>				
<u>社債発行</u>	<u>同上</u>	<u>上</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>
<u>費償却</u>				
<u>法人税等</u>	<u>上</u>	<u>発電設</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>
		<u>備の帳</u>		
		<u>簿原価</u>		
		<u>比</u>		
<u>電気事業</u>	<u>上</u>	<u>発電設</u>	<u>上</u>	<u>同上</u>
<u>報酬</u>		<u>備の帳</u>		

備考 表中の「」は注記である。		
	正	録 録

様式第一第一表を次のように改める。

様式第 1 (第 4 条から第 7 条まで関係)

第 1 表

営業費総括表			(単位：千円)
項 目	金 額	備 考	
役員給与			
給料手当			
給料手当振替額 (貸方)			
退職給与金			
厚生費			
委託検針費			
委託集金費			
雑給			
燃料費			

廃棄物処理費	
消耗品費	
修繕費	
水利使用料	
補償費	
賃借料	
託送料	
事業者間精算費	
委託費	
損害保険料	
普及開発関係費	
養成費	
研究費	

諸費		＜	＞
貸倒損			
固定資産税			
雑税			
減価償却費			
固定資産除却費			
共有設備費等分担額			
共有設備費等分担額（貸方）			
地帯間購入電源費			
地帯間購入送電費			
他社購入電源費		（	）
他社購入送電費			

非化石証書購入費	
振替損失調整額	
建設分担保連費振替額 (貸方)	
附帯事業営業費用分担保連費振替額 (貸方)	
電源開発促進税	
事業税	
開発費	
開発費償却	
電力費振替勘定 (貸方)	
株式交付費	
株式交付費償却	
社債発行費	
社債発行費償却	

法人税等			
自社アンシラリーサービス費			
賠償負担金担当金			
廃炉円滑化負担金担当金			
合 計			

原価算定期間を、 年 月から 年 月までの 年として算定した。

(記載注意)

- 1 給料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円／月）を、備考欄に記載すること。
- 2 事業者間精算費、地帯間購入電源費、他社購入電源費、非化石証書購入費及び振替損失調整額の購入電力量（10⁶kWh）を、備考欄に記載すること。
- 3 諸費の上段＜ ＞内には寄付金に係る費用を、下段＜ ＞内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 4 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

[主な項目の内訳]

(1) 燃料費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
火力燃料費	石炭費		
	燃料油費		
	ガス費		
	その他		
	小 計		
新エネルギー等燃料費			
合 計			
火力燃料重油換算消費量 (10 ³ kl)			
火力燃料重油換算単価 (円／kl)			
火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)			

火力燃料kWh当たり単価（発電端円／kWh）		
新エネルギー等燃料重油換算消費量（10 ³ kl）		
新エネルギー等燃料重油換算単価（円／kl）		
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量（発電端10 ⁶ kWh）		
新エネルギー等燃料kWh当たり単価（発電端円／kWh）		

<参考> 主要燃料消費数量、消費価格

項 目	数量・価格	備 考
石炭（10 ³ t）		
重油（10 ³ kl）		
原油（10 ³ kl）		
L N G（10 ³ t）		
石炭（円／t）		
重油（円／kl）		

平均消費価格			
	原油 (円／kl)		
	L N G (円／t)		

(2) 修繕費

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
普通修繕費		
取替修繕費		
合 計		

(3) 減価償却費

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
水力発電設備		
火力発電設備		
新エネルギー等発電設備		

送電設備			
変電設備			
配電設備			
業務設備			
合 計			

様式第一第四表を次のように改める。

第 4 表

控除収益総括表			(単位：千円)
項 目	金 額	備 考	
遅収加算料金			
地帯間販売電源料			
地帯間販売送電料	()		
他社販売電源料			
託送収益	()		
事業者間精算収益			
電灯料 (離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)			
電力料 (離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)			
電気事業雑収益			

預金利息			
合	計		

原価算定期間を、 年 月から 年 月までの 年として算定した。

(記載注意)

1 地帯間販売電源料、他社販売電源料及び事業者間精算収益の販売電力量（10⁶kWh）を、備考欄に記載すること。

2 地帯間販売送電料及び託送収益の（ ）内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

注 1 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

2 記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬、追加事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。

3 火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。

様式第二第一表を次のように改める。

様式第 2 (第 4 条から第 7 条まで関係)

第 1 表

営業費明細表			(単位：千円)
項 目	金 額	原価算定期間計	備 考
役員給与			
給料手当			
給料手当振替額 (貸方)			
退職給与金			
厚生費			
委託検針費			
委託集金費			
雑給			
燃料費			

廃棄物処理費			
消耗品費			
修繕費			
水利使用料			
補償費			
賃借料			
託送料			
事業者間精算費			
委託費			
損害保険料			
普及開発関係費			
養成費			
研究費			

諸費		＜	＞	＜	＞
貸倒損					
固定資産税					
雑税					
減価償却費					
固定資産除却費					
共有設備費等分担額					
共有設備費等分担額（貸方）					
地帯間購入電源費					
地帯間購入送電費					
他社購入電源費		（	）	（	）
他社購入送電費					

非化石証書購入費		
振替損失調整額		
建設分担保連費振替額 (貸方)		
附帯事業営業費用分担保連費振替額 (貸方)		
電源開発促進税		
事業税		
開発費		
開発費償却		
電力費振替勘定 (貸方)		
株式交付費		
株式交付費償却		
社債発行費		
社債発行費償却		

法人税等				
自社アンシラリーサービス費				
賠償負担金相当金				
廃炉円滑化負担金相当金				
合 計				

原価算定期間を、 年 月から 年 月までの 年として算定した。

(記載注意)

- 1 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 2 諸費の上段＜ ＞内には寄付金に係る費用を、下段＜ ＞内には団体費に係る費用を内数として記載すること。

3 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

(1) 第4条第4項第1号関係

[役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及

び雑給] (単位：千円)

項 目	前年度実績	年 度	原価算定期間計	備 考
役員給与				
基準賃金				
基準外賃金				
諸給与金				
控除口(貸方)				
附帯事業振替額				
給料手当				
小 計				

給料手当振替額（貸方）				
退職給与金	引当金増加額			
	実払額			
	年金保険料			
	小 計			
厚生費	法定厚生費			
	一般厚生費			
	小 計			
委託検針費				
委託集金費				
雑給				
合 計				
平均経費人員（人）				

平均基準賃金 (円／月)							

(2) 第4条第4項第2号関係

[燃料費]

項 目	年 度			原価算定期間計			備考
	消費量 10 ³ kl (10 ³ t、 10 ⁶ Nm ³)	単 価 円／kl (円／t、 円／10 ³ Nm ³)	金額 千円	消費量 10 ³ kl (10 ³ t、 10 ⁶ Nm ³)	単 価 円／kl (円／t、 円／10 ³ Nm ³)	金額 千円	
	火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)						
	火力燃料重油換算 消費量 (10 ³ kl)						
	石炭費						
火							

力 燃 料 費	燃料油費						
	ガス費						
	歴青質混合物費						
	助燃費						
	蒸気料						
	運炭費						
	小計 (重油換算)						
新 エ ネ ル ギ ー	燃料費算定に必要な新エネルギー発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)						
	新エネルギー等燃料 重油換算消費量 (10 ³ k1)						
ー							

等 燃 料 費	バイオマス燃料費								
	廃棄物燃料費								
	助燃費								
	蒸気料								
	運搬費								
小計 (重油換算)									
合	計								

(3) 第4条第4項第3号関係

[廃棄物処理費]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績			年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度			
火力廃棄物処理費						
新エネルギー等廃棄物処						

理費									
合 計									

[消耗品費]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績				年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均			
潤滑油脂費							
雑消耗品費							
合 計							

[補償費]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績				年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均			
定期的補償費							
臨時的補償費							

損害賠償費							
合 計							

[賃借料]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績				年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均			
借地借家料							
道路占用料							
水面使用料							
線路使用料							
設備賃借料							
電柱敷地料							
線下補償料							
機械賃借料							

雜賃借料								
合 計								

[託送料]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績				年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均			
託送料							

[事業者間精算費]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績				年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均			
事業者間精算費	電 力 量 (10 ⁶ kWh)						
	料 金 計						

[委託費]

(単位：千円)

	至 近 実 績		原価算定	

項 目					年度	期 間 計	備 考
	年度	年度	年度	平均			
委託運転費							
雑委託費							
合 計							

[損害保険料]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績				年度	原価算定期 間 計	備 考
	年度	年度	年度	平均			
水力関係							
火力関係							
新エネルギー等関係							
その他							
合 計							

[普及開発関係費]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績				年度	原価算定期間計	備考
	年度	年度	年度	平均			
販売関係普及開発関係費							
一般普及開発関係費							
合 計							

[養成費]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績				年度	原価算定期間計	備考
	年度	年度	年度	平均			
研修施設運営費							
その他養成費							
合 計							

[研究費]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績				年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均			
社内研究費							
委託研究費							
合 計							

[諸費]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績				年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均			
通信運搬費							
旅費							
寄付金							
団体費							

その他諸費								
合 計								

[貸倒損]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績				年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均			
貸倒損引当額							
貸倒損発生額							
合 計							

[固定資産除却費]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績				年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均			
水力 発電 設備	除却損						
	除却費用						

火力 発電 設備	除却損								
	除却費用								
新エ ネルギー 等 発電 設備	除却損								
	除却費用								
送電 設備	除却損								
	除却費用								
変電 設備	除却損								
	除却費用								
配電 設備	除却損								
	除却費用								
業務 設備	除却損								

	除却費用								
合計	除却損								
	除却費用								

[共有設備費等分担額及び共有設備費等分担額（貸方）]
 (単位：千円)

項 目	至 近 実 績			年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度			
共有設備費等 分担額	(何)					
	小 計					
共有設備費等 分担額 (貸方)	(何)					
	小 計					
合 計	計					

(記載注意)

(何) の欄には、共有設備について種類別に整理すること。

[振替損失調整額] (単位：千円)

項 目	至 近 実 績				年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均			
振替損失調整額	電 力 量 (10 ⁶ kWh)						
	料 金 計						

[開発費及び開発費償却] (単位：千円)

項 目	至 近 実 績				年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度	年度			
開発費							
開発費償却							
合 計							

[電力費振替勘定 (貸方)]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績			年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度			
建設工事用						
附帯事業用						
合 計						

[株式交付費及び社債発行費]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績			年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度			
株式交付費						
社債発行費						
合 計						

[自社アンシラリーサービス費]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績					年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度	年度	平均			
自社アンシラリーサービス費								

(4) 第4条第4項第4号関係

[修繕費]

(単位：千円)

項 目		至 近 実 績				年度	原価算定期間計		備考
		年度	年度	年度	平均修繕費率 (%)		年度	平均修繕費率 (%)	
水力発電設備	平均帳簿原価								
	修繕費								
火力発電設備	平均帳簿原価								
	修繕費								
新エネルギー	平均帳簿原価								

(記載注意)

送電設備、配電設備及び業務設備の修繕費の（ ）内には、取替修繕費を内数として記載すること。

(5) 第4条第4項第5号関係

[水利使用料]

(単位：千円)

項 目	年 度	原価算定期間計	備 考
水利使用料			

(6) 第4条第4項第6号関係

[減価償却費]

(単位：千円)

項 目	年 度		原価算定期間計	備 考
	普通償却費			
水力 発電 設備	特別償却費			
	試運転償却費			
火力	普通償却費			

発電設備	特別償却費		
	試運転償却費		
新エネルギー発電設備	普通償却費		
	特別償却費		
	試運転償却費		
送電設備	普通償却費		
	特別償却費		
変電設備	普通償却費		
	特別償却費		
配電設備	普通償却費		
	特別償却費		
業務設備	普通償却費		

	特別償却費			
合計	普通償却費			
	特別償却費			
	試運転償却費			

(7) 第4条第4項第7号関係

[固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税]

(単位：千円)

項 目	年 度	原価算定期間計	備 考
固定資産税			
雑税			
電源開発促進税			
事業税			
合 計			

(8) 第4条第4項第8号関係

[地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費、他社購入送電費及び非化石証書購入

費] (単位：千円)

項 目		年 度	原価算定期間計	備 考
地帯間購入電力料	地帯間購入電源費	料金計		
	地帯間購入送電費	料金計		
	電力量 (10 ⁶ kWh)			
	他社購入電源費	料金計	() ()	
他社購入電力料	他社購入送電費	料金計		
	他社購入電源費及び他社購入送電費に係る電力量 (10 ⁶ kWh)			
	非化石証書購入費	料金計		
	非化石証書購入費に係る電力			

	量 (10 ⁶ kWh)			

(記載注意)

他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

[賠償負担金相当金]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績			年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度			
賠償負担金相当金						

[廃炉円滑化負担金相当金]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績			年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度			
廃炉円滑化負担金相当金						

(9) 第 4 条第 4 項第 9 号関係

[建設分担関連費振替額（貸方）及び附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）]（単位：千円）

項 目	至 近 実 績				年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均振替率（％）			
建設分担 関連費振 替額（貸 方）	総工事資 金						
		振替額					
附帯事業 営業費用 分担関連 費振替額 （貸方）	附帯事業 営業費用						
		振替額					

(10) 第4条第4項第10号関係

[株式交付費償却及び社債発行費償却]

(単位：千円)

項 目	対象交付（発行）費用	年 度	原価算定期間計	備 考
株式交付費償却				

社債発行費償却				
合 計				

(11) 第4条第4項第11号関係

[法人税等]

(単位：千円)

項 目		年 度	原価算定期間計	備 考
法人税等	法人税			
	地方法人税			
	法人税割			
合 計				

様式第二第五表を次のように改める。

第 5 表

控除収益明細表 (単位：千円)

項 目	年 度	原価算定期間計	備 考
遅収加算料金			
地帯間販売電源料			
地帯間販売送電料			
他社販売電源料			
託送収益			
事業者間精算収益			
電灯料 (離島等供給に係るものに限 り、基準託送供給料金に相当する額 を除く。)			
電力料 (離島等供給に係るものに限 り、基準託送供給料金に相当する額 を除く。)			

電気事業雑収益				
預金利息				
合 計				

《項目別明細表》

第 7 条 第 1 項 関 係

[遅収加算料金]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績				年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均遅収率 (%)			
遅収加算料金							

[地帯間販売電源料及び地帯間販売送電料]

(単位：千円)

項 目		年 度	原価算定期間計	備 考
地帯間販売電	地帯間販売電源料	料金計		
	地帯間販売送電料	料金計		

力料						
	電力量 (10 ⁶ kWh)					

[他社販売電源料] (単位：千円)

項 目		年 度	原価算定期間計	備 考
他社販売電源料	電力量 (10 ⁶ kWh)			
	料 金 計			

[託送収益] (単位：千円)

項 目	年 度	原価算定期間計	備 考
その他託送収益			

[事業者間精算収益] (単位：千円)

項 目	至 近 実 績				年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均			
事業者	電	力	量				

間精算 収益	(10 ⁶ kWh)							
	料 金 計							

[電灯料]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績				年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均			
電灯料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）							

[電力料]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績				年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均			
電力料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に							

相当する額を除く。									
)									

[電気事業雑収益]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績				年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均			
契約超過金							
違約金							
諸貸付料							
受託運転益							
器具販売益							
受託工事益							
広告料							
供給雑収							

雑口									
合 計									

[預金利息]

(単位：千円)

項 目	至 近 実 績				適用 金利 (%)	年度	原価算定 期 間 計	備考
	年度	年度	年度	平均残高 率 (%)				
(何)								
合 計								

(記載注意)

(何) の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第四及び様式第五を次のように改める。

様式第 4 (第10条関係)

送配電関連費整理表

(単位：千円)

	総離島等供給費			総アンソング リ－サ－ビ ス費	総 送 電 費	受電 用変 電サ ービ ス費	配電 用変 電サ ービ ス費	低 圧 配 電 費	高 圧 配 電 費	需 要 家 電 費	給 電 費	一 般 販 売 費	合 計	帰属方法別 (%)		
	水力 発電 費分	火力 発電 費分	新エネ ルギー 等発電 費分											直 課	活動 帰属 基準	配 賦 基 準
役員給与																
給料手当																
給料手当振替額 (貸方)																
退職給与金																
厚生費																
委託検針費																

普及開発関係費																			
養成費																			
研究費																			
諸費																			
貸倒損																			
固定資産税																			
雑税																			
減価償却費																			
固定資産除却費																			
共有設備費等分 担額																			
共有設備費等分 担額（貸方）																			
地帯間購入電源																			

ーサービス費	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
地帯間販売電源 料																
地帯間販売送電 料（電源線に係 る収益に限る。 ）																
地帯間販売送電 料（電源線に係 る収益を除く。 ）																
他社販売電源料																
合計																

（記載注意）

1 帰属方法別の欄には、各項目ごとに、別表第2において定める「直課」、「活動帰属基準」、「配賦基準」を基に合計の「直課」、「活動帰属基準」、「配賦基準」による整理の比率をそれぞれ記載すること。

2 自社アンシラリーサービス費の欄には、第4条第1項で自社アンシラリーサービス費に整理された金額を記載すること。

3 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第5 (第11条関係)

送配電関連費明細表 (単位：千円)

	総離島等供給費															総アンシラリーサービス費	総送電費	受電用変電サービス費	配電用変電サービス費	高圧配電費	低圧配電費	給電費	需要家費	合
	水力発電費分					火力発電費分					新エネルギー等発電費分													
	計		計			計		計			計		計			計		計			計			
	固定	可変		固定	可変		固定	可変		固定	可変		固定	可変		固定	可変		固定	可変		固定	可変	
役員給与																								

[illegible]

様式第七を次のように改める。

様式第 7 (第24条関係)

送配電関連費三需要種別計算表

(単位：千円)

需要種別	固定費			可変費			需要家費			合計		
	計			計			計			計		
		固有	追加		固有	追加		固有	追加		固有	追加
特別高压需要						< >						
高 圧 需 要						< >						
低 圧 需 要						< >						

(記載注意)

1 固有の欄には第13条第2項で整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費を、追加の欄には第23条で整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費を記載すること。

2 特別高压需要、高压需要及び低压需要の< >内には、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金として第15条第2項で整理された追加可変費を内数として記載すること。

3 その他は、様式第1の注2と同様とすること。

（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の一部改正）

第十二条 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）、電気事業法（以下「法」とい	第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）、電気事業法（以下「法」とい

う。）、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下「施行規則」という。

）、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下「会計規則」という。）及

び電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号。以下「電源線省令」という。）において使用する用語の例による。

2

〔略〕

う。）、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下「施行規則」という。

）、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下「会計規則」という。）

電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号。以下「電源線省令」という。）及び一般送配電事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十八号。以下「振替費用算定省令」という。）において使用する用語の例による。

2

〔略〕

(営業費の算定)

第三条 事業者は、営業費として、役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、使用済燃料再処理等抛出金発電費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費(特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。)、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、原子力発電施設解体費、共有設備費

(営業費の算定)

第三条 事業者は、営業費として、役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、使用済燃料再処理等抛出金発電費、使用済燃料再処理等既発電費(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第四十号)による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律(平成十七年法律第四十八号)附則第三条第一項の規定により積み立てるべきこととされた金銭に係

等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第十六条の規定により一般送配電事業者及び配電事業者が認定事業者（再生可能エネルギー電気特措法第二条第五項に規定する認定事業者をいう。）より調達する電気の代金のうち、再生可能エネルギー電気特措法第十七条第一項各号に掲げる方法により供給する電気に係るものを除く。以下この条、第六条、第八条及び第二十条において同じ。）、非化石証書購入費、建

る利息に相当する額を除く。以下同じ。）、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費（特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、原子力発電施設解体費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、電気事業者による再生可

設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、原子力廃止関連仮勘定償却費、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等（以下「営業費項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一第一表及び様式第二第一表により営業費総括表及び営業費明細表を作成しなければならない。

能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再エネ特措法」という。）第十六条の規定により一般送配電事業者が認定事業者（再エネ特措法第二条第五項に規定する認定事業者をいう。）より調達する電気の代金のうち、再エネ特措法第十七条第一項各号に掲げる方法により供給する電気に係るものを除く。以下この条、第六条、第八条、第十六条及び第二十四条において同じ。）、他社購入送電費、非化石証書購入費、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、原子力廃止関連仮勘定償却費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一・二 「略」

三 使用済燃料再処理等拠出金発電費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費

締結分、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等（以下「営業費項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一第一表及び様式第二第一表により営業費総括表及び営業費明細表を作成しなければならない。

2 次の各号に掲げる営業費項目の額は、別表第一第一表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一・二 「略」

三 使用済燃料再処理等拠出金発電費、使用済燃料再処理等既発電費、廃棄物処理費、特定

、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産除却費、原子力発電施設解体費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、原子力廃止関連仮勘定償却費、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費及び社債発行費 実績値及び供給計画等を基に算定した額

四〇七 「略」

八 他社購入電源費及び非化石証書購入費 供

放射性廃棄物処分費、消耗品費、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産除却費、原子力発電施設解体費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、原子力廃止関連仮勘定償却費、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費及び社債発行費 実績値及び供給計画等を基に算定した額

四〇七 「略」

八 地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他

給計画等を基に算定した額

九〇十一 「略」

(事業報酬の算定)

第四条 「略」

2 「略」

3 前項の規定にかかわらず、事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の全部若しくは一部の譲渡しがあり、又は事業者について分割（小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を承継させるもの

社購入電源費、他社購入送電費、非化石証書

購入費及び使用済燃料再処理等既発電費支払

契約締結分 供給計画等を基に算定した額

九〇十一 「略」

(事業報酬の算定)

第四条 「略」

2 「略」

3 前項の規定にかかわらず、事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の全部若しくは一部の譲渡しがあり、又は事業者について分割（小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を承継させるもの

に限る。)があつた場合における電気事業報酬の額は、別表第一第一表により分類し、第一号に掲げる額から第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額(事業者の営む一般送配電事業の全部の譲渡し又は事業者についての分割(一般送配電事業の全部を承継させるものに限る。))がないときは前項第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額)を減じて得た額に、第三号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 事業者及び特別関係事業者(事業の譲渡し又は分割により事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部

に限る。)があつた場合における電気事業報酬の額は、別表第一第一表により分類し、第一号に掲げる額から第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額(事業者の営む一般送配電事業の全部の譲渡し又は事業者についての分割(一般送配電事業の全部を承継させるものに限る。))がないときは前項第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額)を減じて得た額に、第三号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 事業者及び特別関係事業者(事業の譲渡し又は分割により事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部

を譲り受け、又は承継した者（当該譲り受け、又は承継した小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むことを目的として設立されたものに限る。）及び当該者又は事業者を子会社とする会社であつて、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営まない者をいう。以下同じ。）のレートベースの額の合計額に、第五項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額

二
〔略〕

三
〔略〕

を譲り受け、又は承継した者（当該譲り受け、又は承継した小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むことを目的として設立されたものに限る。）及び当該者又は事業者を子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする会社であつて、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営まない者をいう。以下同じ。）のレートベースの額の合計額に、第五項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額

二
〔略〕

三
〔略〕

(控除収益の算定)

第五条 事業者は、控除収益として、他社販売電源料（再生可能エネルギー電気特措法第十七条第一項各号に掲げる方法により供給する電気の料金を除く。第六条、第八条及び第二十一条において同じ。）、託送収益（接続供給託送収益を除く。以下同じ。）、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益（以下「控除収益項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一第四表及び様式第二第五表により控除収益総括表及び控除収

(控除収益の算定)

第五条 事業者は、控除収益として、遅収加算料金、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料、他社販売電源料（再エネ特措法第十七条第一項各号に掲げる方法により供給する電気の料金を除く。第六条、第八条、第十六条及び第二十四条において同じ。）、他社販売送電料、託送収益（接続供給託送収益を除く。以下同じ。）、事業者間精算収益、電気事業雑収益、預金利息、使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当

益明細表を作成しなければならない。

2
「略」

（原価等の整理）

第六条 事業者（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）を除く。以下この款において同じ。）は、第三条第一項に規定する営業費項目、第四条第一項に規定する電気事業報酬及び前条第一項に規定する控除収益項目（以下「期間原価等項目」という。）のうち、役員給与、

収益（以下「控除収益項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一第四表及び様式第二第五表により控除収益総括表及び控除収益明細表を作成しなければならない。

2
「略」

（原価等の整理）

第六条 事業者（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）を除く。以下この款において同じ。）は、第三条第一項に規定する営業費項目、第四条第一項に規定する電気事業報酬及び前条第一項に規定する控除収益項目（以下「期間原価等項目」という。）のうち、役員給与、

給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託集金費、雑給、燃料費、使用済燃料再処理等抛出金発電費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、原子力発電施設解体費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、開発費、開発費償却、株式交付

給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、使用済燃料再処理等抛出金発電費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、原子力発電施設解体費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）

費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、法人税等及び電気事業報酬（以下「基礎原価等項目」という。）として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を、基礎原価等項目ごとに、次の各号に掲げる部門に、発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理しなければならない。

貸方）、開発費、開発費償却、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却、法人税等及び電気事業報酬（以下「基礎原価等項目」という。）として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を、基礎原価等項目ごとに、次の各号に掲げる部門に、発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理しなければならない。ただし、一の発電所内に存する発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備に係る基礎原価等項目については、当該発電所ごとの当該発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比

一 水力発電費

二 火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費

を用いて発電費、送電費、変電費及び配電費に
配分し、前節の規定により減価償却費として算
定された額のうち電源線に係るもの並びに託送
料として算定された額のうち電源線に係る減価
償却費に相当する額及び電気事業報酬に相当す
る額（以下「電源線に係る費用」という。）に
ついては、電源線省令に規定するところにより
、配分することにより整理しなければならな
い。

一 水力発電費（水力発電所内に存する送電設
備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等
項目を除く。以下同じ。）

二 火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費

をいう。以下同じ。）

三 原子力発電費

四 新エネルギー等発電費

〔削る〕

〔削る〕

をいい、火力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等項目を除く。以下同じ。）

三 原子力発電費（原子力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等項目を除く。以下同じ。）

四 新エネルギー等発電費（新エネルギー等発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等項目を除く。以下同じ。）

五 送電費（発電所内に存する送電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。）

六 変電費（発電所内に存する変電設備に係る

「削る」

五・六 「略」

2 事業者は、前項の規定により同項第六号に掲げる部門に整理された基礎原価等項目を、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、同項第一号から第五号までに掲げる部門にそれぞれ配分することにより整理しなければならない。
い。

基礎原価等項目を含む。以下同じ。）

七 配電費（発電所に存する配電設備に係る

基礎原価等項目を含む。以下同じ。）

八・九 「略」

2 事業者は、前項の規定により同項第九号に掲げる部門に整理された基礎原価等項目を、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、同項第一号から第八号までに掲げる部門にそれぞれ配分することにより整理しなければならない。
い。ただし、前節の規定により電気事業報酬として算定された額のうち、電源線に係るものについては、電源線省令に規定するところにより配分することにより整理しなければならない。

3 事業者は、第一次整理原価として、第一項の規定により同項第一号から第五号までに掲げる部門に整理された基礎原価等項目及び前項又は第五項の規定により第一項第一号から第五号までに掲げる部門に整理された、同項第六号に整理された基礎原価等項目を合計することにより、様式第三により部門整理表を作成しなければならない。

4 事業者は、前項の規定により各部門に整理された第一次整理原価について、販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、給電設備に係る第一次整理原価（以下「給電費

3 事業者は、第一次整理原価として、第一項の規定により同項第一号から第八号までに掲げる部門に整理された基礎原価等項目及び前項又は第五項の規定により第一項第一号から第八号までに掲げる部門に整理された、同項第九号に整理された基礎原価等項目を合計することにより、様式第三により八部門整理表を作成しなければならない。

4 事業者は、前項の規定により八部門に整理された第一次整理原価を、次の各号に掲げる方法により整理し、様式第四により販売費整理表を作成しなければならない。

「という。）、調定及び集金に係る第一次整理原価（以下「需要家費」という。）並びにその他販売費（以下「一般販売費」という。）に配分することにより整理し、様式第四により販売費整理表を作成しなければならない。

「削る」

一 水力発電費、火力発電費及び新エネルギー発電費（以下「水力・火力・新エネルギー等発電費」という。）の部門の第一次整理原価を、それぞれ、基礎原価等項目ごとに、別表第二第三表及び第四表に掲げる基準により、離島供給に係る第一次整理原価（以下「離島供給費」という。）及び離島供給費以外の第一次整理原価（以下「非離島供給費」とい

う。）に整理し、非離島供給費に整理された水力・火力・新エネルギー等発電費の部門の第一次整理原価を、発生的主要原因に応じて、電気の周波数の値の維持、接続供給及び電力量調整供給、送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整及び揚水式発電設備における揚水運転、電気の電圧の値の維持並びにその発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備の維持（以下「電気の周波数の値の維持等」という。）であつて離島以外の指定旧供給区域に係るものに係る第一次整

「削る」

理原価（以下「アンシラリーサービス費」という。）及びアンシラリーサービス費以外の第一次整理原価（以下「非アンシラリーサービス費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

二 販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表、第二表及び第四表に掲げる基準により、離島供給費及び非離島供給費に整理し、離島供給費及び非離島供給費に整理された販売費の部門の第一次整理原価を、給電設備に係る第一次整理原価（以下「給電費」という。）、調定及び集金に係る第一次整理原価（以下「需要家費」

〔削る〕

〔削る〕

という。）並びにその他販売費（以下「一般販売費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

三 前号の規定により非離島供給費のうちの給電費に整理された第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、一般送配電事業等に係る第一次整理原価（以下「ネットワーク給電費」という。）とネットワーク給電費以外の第一次整理原価（以下「非ネットワーク給電費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

四 第二号の規定により非離島供給費のうちの

「削る」

需要家費に整理された第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、一般送配電事業等に係る第一次整理原価（以下「ネットワーク需要家費」という。）とネットワーク需要家費以外の第一次整理原価（以下「非ネットワーク需要家費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

五 第二号の規定により非離島供給費のうちの一般販売費に整理された第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、一般送配電事業等に係る第一次整理原価（以下「ネットワーク

5

〔略〕

6

事業者は、期間原価等項目のうち、購入販売

電源項目（他社購入電源費（原子力廃止関連仮

勘定償却費を除く。第八条において同じ。）

非化石証書購入費及び他社販売電源料（原子力

廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。

第八条において同じ。）をいう。以下この款に

おいて同じ。）として、第三条又は前条の規定

により算定された額を、発生の主な原因及び発

5

〔略〕

6

事業者は、期間原価等項目のうち、購入販売

電源項目（地帯間購入電源費、地帯間購入送電

費（電源線に係る費用に限る。）

源費（原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。第

八条において同じ。）

、他社購入送電費（電源

線に係る費用に限る。第八条において同じ。）

、非化石証書購入費、地帯間販売電源料、地帯
間販売送電料（電源線に係る費用に相当する収

ク一般販売費」という。）とネットワーク一
般販売費以外の第一次整理原価（以下「非ネ
ットワーク一般販売費」という。）に配分す
ることにより整理しなければならない。

電原動力の種別を勘案して、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費及び原子力発電費に配分することにより整理し、第二次整理原価として、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費及び原子力発電費に整理される額に、それぞれ、第三項の規定により水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費及び原子力発電費に整理された第一次整理原価を加えて得た額を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、総水力発電費、総火力発電費、総新エネルギー等発電費及び総原子力発電費に整理しなければならない。

益（以下「電源線に係る収益」という。）に限る。）、他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。第八条において同じ。）及び他社販売送電料（電源線に係る収益に限る。第八条において同じ。）をいう。以下この款において同じ。）として、第三条又は前条の規定により算定された額を、発生の主な原因及び発電原動力の種別を勘案して、水力発電費のうちの離島供給費、火力発電費のうちの離島供給費、新エネルギー等発電費のうちの離島供給費、アンシラリーサービス費、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費、新

エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費及び原子力発電費に配分することにより整理し、第二次整理原価として、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費及び原子力発電費に整理される額に、それぞれ、第四項第一号又は前項の規定により水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費及び新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費に整理された第一次整理原価並びに第三項の規定により原子力発電費に整理され

た第一次整理原価を加えて得た額を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごと（水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費及び新エネルギー等発電費のうちの総非アンシラリーサービス費については、非アンシラリーサービス費及び購入販売電源項目ごと）に、水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電費のうちの総非アンシラリーサービス費及び総原子力発電費に整理しなければならぬ。

第七条 事業者は、送配電非関連費として、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、前条第六項の規定により総水力発電費、総火力発電費、総新エネルギー等発電費及び総原子力発電費に整理された第二次整理原価、同条第四項の規定により給電費、需要家費及び一般販売費に整理された第一次整理原価を整理しなければならない。

第七条 事業者は、送配電非関連費として、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、前条第六項の規定により水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電費のうちの総非アンシラリーサービス費及び総原子力発電費に整理された第二次整理原価、同条第四項第三号の規定により非ネットワーク給電費に整理された第一次整理原価、同条第四号の規定により非ネットワーク需要家費に整理された第一次整理原価並びに同項第五号の規定により非ネットワーク一般販売費として整理された第一次整理原価を整理しなければならない。

第八条 事業者は、前条の規定により整理された送配電非関連費（需要家費及び一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、販売電力量にかかわらず

い。ただし、水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費及び新エネルギー等発電費のうちの総非アンシラリーサービス費に整理された第二次整理原価については、非アンシラリーサービス費及び購入販売電源項目ごとに整理しなければならない。

第八条 事業者は、前条の規定により整理された送配電非関連費（非ネットワーク需要家費及び非ネットワーク一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、非アンシラリーサービス費、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごと

必要な送配電非関連費（以下「送配電非関連固定費」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費（以下「送配電非関連可変費」という。）に配分することにより整理し、様式第五により送配電非関連費明細表を作成しなければならない。ただし、火力発電費であつて、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第三項に規定するばい煙処理施設に係る送配電非関連費（以下「環境対策費」という。）については、送配電非関連可変費に配分することにより整理しなければならない。

に、次の各号に掲げる基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費（以下「送配電非関連固定費」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費（以下「送配電非関連可変費」という。）に配分することにより整理し、様式第五により送配電非関連費明細表を作成しなければならない。ただし、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費であつて、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第三項に規定するばい煙処理施設に係る送配電非関連費（以下「環境対策費」という。）については、送配電非関連可変費に配分することにより整理しなければならない。

一 「略」

二 給料手当、給料手当振替額（貸方）、雑給
、消耗品費、修繕費、委託費、養成費、諸費
、他社購入電源費、建設分担関連費振替額（
貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額
（貸方）及び他社販売電源料にあつては、送
配電非関連固定費又は送配電非関連可変費

三 「略」

一 「略」

二 給料手当、給料手当振替額（貸方）、雑給
、消耗品費、修繕費、託送料、委託費、養成
費、諸費、他社購入電源費、他社購入送電費
、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業
営業費用分担関連費振替額（貸方）、他社販
売電源料、他社販売送電料、水力発電費のう
ちの非アンシラリーサービス費、火力発電費
のうちの非アンシラリーサービス費及び新エ
ネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサ
ービス費にあつては、送配電非関連固定費又
は送配電非関連可変費

三 「略」

第十条 事業者は、第七条の規定により整理された需要家費の合計額、第八条第一項又は第三項の規定により整理された送配電非関連費ごとの送配電非関連固定費の合計額及び送配電非関連可変費の合計額を、それぞれ、次項に定めるところにより、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理しなければならない。

2 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなけ

第十条 事業者は、第七条の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額、第八条第一項又は第三項の規定により整理された送配電非関連費ごとの送配電非関連固定費の合計額及び送配電非関連可変費の合計額を、それぞれ、次項に定めるところにより、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理しなければならない。

2 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなけ

ればならない。

一 第八条	前条第五項の規
	固有固定費
第一項又	定により算定
は第三項	された値
の規定に	
より整理	
された総	
水力発電	
費、総火	
力発電費	
、総新エ	
ネルギー	

ればならない。

一 第八条	前条第五項の規
	固有固定費
第一項又	定により算定さ
は第三項	れた値
の規定に	
より整理	
された水	
力発電費	
のうちの	
総非アン	
シラリー	
サービス	

等発電費	、総原子	力発電費	及び給電	費ごとの	送配電非	関連固定	費のそれ	ぞれの合	計額

費、火力	発電費の	うちの総	非アンシ	ラリーサ	ービス費	、新エネ	ルギー等	発電費の	うちの総	非アンシ	ラリーサ	ービス費

二 第八 条	
前 条 第 四 項 第 四	
固 有 可 変 費	

二 第八 条	額 の 合 計 の そ れ ぞ 連 固 定 費 配 電 非 関 ご と の 送 ク 給 電 費 ツ ト ワ ー 及 び 非 ネ 力 発 電 費 、 総 原 子
前 条 第 四 項 第 四	
固 有 可 変 費	

第一項又	号の規定により
は第三項	算定された割合
の規定に	
より整理	
された総	
水力発電	
費、総火	
力発電費	
、総新エ	
ネルギー	
等発電費	
、総原子	
力発電費	

第一項又	号の規定により
は第三項	算定された割合
の規定に	
より整理	
された水	
力発電費	
のうちの	
総非アン	
シラリー	
サービス	
費、火力	
発電費の	
うちの総	

及び給電	費ごとの	送配電非	関連可変	費のそれ	ぞれの合	計額

非アンシ	ラリース	ービス費	、新エネ	ルギー等	発電費の	うちの総	非アンシ	ラリース	ービス費	、総原子	力発電費	及び非ネ

三 第七條	
の規定に より整理 された需	
前条第六項の規 定により算定さ れた割合	
費 固有需 要家	

三 第七條	額 れの合 計 のそれ ぞ 連可変 費 配電非 関 ごとの 送 ク給電 費 ツ ト ワ ー
の規定に より整理 された非	
前条第六項の規 定により算定さ れた割合	
要家費 ト ワ ー ク 需 要 家 費	

「削る」	要家費の 合計額

第十二条 事業者は、送配電非関連費として、期間原価等項目のうちの託送収益（電源線に係る収益に限る。）として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を整理しなければならない。 2 事業者は、前項の規定により整理された送配電非関連費を、当該事業者の実情に応じて設定	ネットワ ーク需要 家費の合 計額

した基準であつて、あらかじめ経済産業大臣に届け出た基準により、送配電非関連固定費、送配電非関連可変費及び非ネットワーク需要家費に配分することにより整理しなければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

3 事業者は、非特定需要及び特定需要ごとに、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一 前項の規	第九条第五項の	追加固定費

三 前項の規 定により整	二 前項の規 定により整 理された送 配電非関連 可変費の額	定により整 理された送 配電非関連 固定費の額
第九条第六項の 規定により算定	第九条第四項第 四号の規定によ り算定された割 合	規定により算定 された値
追加非ネット ワーク需要家	追加可変費	

「削る」

理された非	された割合	費
ネットワー		
ク需要家費		
の額		

第十三条 事業者は、原価算定期間における当該

事業者の指定旧供給区域内において小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに接続供給に係る電気であつて、当該事業者の指定旧供給区域以外の地域において維持し、及び運用されている発電用の電気工作物の発電に係るものを当該事業者が

受電する場合に発生する振替損失電力量の調整に要する費用（以下「振替損失調整額」という。）並びに当該事業者がその一般送配電事業等を行うために使用する電気に係る費用を算定し、送配電非関連可変費に控除する額として整理しなければならない。

2 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連可変費を、非特定需要及び特定需要ごとに、同表中欄に掲げる割合及び値により配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

前項の規定に	第九条第四項第	追加可変費

第十二条 事業者は、送配電非関連固定費、送配電非関連可変費及び需要家費として、第六条第四項又は同条第五項の規定により整理された一般販売費を、第十条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額のこれらの合計額の合計額に占める割合により、配分することにより整理しなければならない。

より整理され	四号の規定によ
た送配電非関	り算定された割
連可変費の額	合

第十四条 事業者は、送配電非関連固定費、送配電非関連可変費及び非ネットワーク需要家費として、第六条第四項第五号又は同条第五項の規定により整理された非ネットワーク一般販売費を、第十条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額のこれらの合計額の合計額に占める割合により、配分

2 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により配分し、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一 〔略〕	二 〔略〕	三 前項の規定により整理された
〔略〕	〔略〕	追加需要家
〔略〕	〔略〕	費

することにより整理しなければならない。

2 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により配分し、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一 〔略〕	二 〔略〕	三 前項の規定により整理された
〔略〕	〔略〕	追加非ネツ
〔略〕	〔略〕	トワーク需

〔削る〕		り整理さ	れた需要	家費の額
		非特定需要及び	特定需要ごとの	需要家費の当該
	額に占める割合	需要家費の合計		

第十五条 事業者は、原価算定期間における自らの供給に係る接続検討料（期間原価等項目のうち電気事業雑収益として前節の規定により算定された額のうち、系統接続に係る検討に際し発		り整理さ	れた非ネ	ットワー	ク需要家	費の額
		非特定需要及び	特定需要ごとの	非ネットワーク	需要家費の当該	非ネットワーク
	額に占める割合	需要家費の合計				
						要家費

第十三条

〔削る〕

生ずる検討料をいう。以下同じ。）に相当する額（以下「接続検討料相当額」という。）及び自らの供給に係る変更賦課金（連系線使用の変更に係る賦課金をいう。以下同じ。）に相当する額（以下「変更賦課金相当額」という。）を算定し、接続検討料相当額を送配電非関連固定費に、変更賦課金相当額を送配電非関連可変費に加える額として整理しなければならない。

第十六条 事業者は、期間原価等項目のうち、第

五条の規定により遅収加算料金、電気事業雑収益（接続検討料収益及び変更賦課金収益を除く。）及び預金利息（以下「第一次追加項目」

という。)として算定された額を、第十条から第十四条までの規定により整理された送配電非関連費の合計額の、第六条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費、他社購入送電費、非化石証書購入費、地帯間、他社購入送電費、他社販売電源料及び他社販売送電料(以下「購入販売項目」という。)、期間原価等項目のうちの使用済燃料再処理等既発電費、原子力廃止関連仮勘定償却費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、電源開発促進税、託送収益、事業者間精算収益及び使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分として第三

事業者は、期間原価等項目のうち、第五条の規定により電気事業雑収益及び預金利息（以下「第一次追加項目」という。）として算定された額を、次の各号に掲げる割合により、当該各

条又は第五条の規定により算定された額並びに総電気事業報酬額（第四条第二項第一号又は同条第三項第一号の規定により算定された額をいう。以下同じ。）から電気事業報酬の額を控除した額（特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）がいる場合にあつては、零とする。以下同じ。）の合計額に占める割合により、送配電非関連費に配分することにより整理しなければならない。

2 | 事業者は、前項の規定により送配電非関連費に整理された第一次追加項目を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一 第十条から第十二条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額の第十条から第十二条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連固定費

二 第十条から第十二条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第十条から第十二条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額、送配電非関連可

一 第十条から第十四条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額の第十条から第十四条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連固定費

二 第十条から第十四条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第十条から第十四条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額、送配電非関連可

変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額
に占める割合 送配電非関連可変費

三 第十条から第十二条までの規定により整理
された需要家費の合計額の第十条から第十二
条までの規定により整理された送配電非関連
固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計
額及び需要家費の合計額の合計額に占める割
合 需要家費

2| 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関
連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、
非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに

変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の
合計額の合計額に占める割合 送配電非関連
可変費

三 第十条から第十四条までの規定により整理
された非ネットワーク需要家費の合計額の第
十条から第十四条までの規定により整理され
た送配電非関連固定費の合計額、送配電非関
連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家
費の合計額の合計額に占める割合 非ネット
ワーク需要家費

3| 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関
連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、
非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに

配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならぬ。

一 前項第 一 号の規 定により 整理され た送配電 非関連固 定費の合 計額	第十條から第十 二條までの規定 により整理され た非特定需要及 び特定需要ごと の送配電非関連 固定費の当該送 配電非関連固定 費の合計額に占 める割合	追加固定費

配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならぬ。

一 前條及 び前項第 一 号の規 定により 整理され た送配電 非関連固 定費の合 計額	第十條から第十 四條までの規定 により整理され た非特定需要及 び特定需要ごと の送配電非関連 固定費の当該送 配電非関連固定 費の合計額に占 める割合	追加固定費

三 前項第	二 前項第
第十條から第十	第十條から第十
追加需要家	追加可変費
	二 号の規 定により 整理され た送配電 非関連可 変費の合 計額 配電非関連可変 費の合計額に占 める割合

三 前項第	二 前条及
第十條から第十	第十條から第十
追加非ネツ	追加可変費
	二 号の規 定により 整理され た送配電 非関連可 変費の合 計額 配電非関連可変 費の合計額に占 める割合

第十四条 「削る」	三号の規	定により	整理され	た需要家	費の合計	額
	二条までの規	定により整理さ	れた非特定需要	及び特定需要ご	との需要家費の	当該需要家費の
	費				合計額に占める	割合

第十七条 事業者は、期間原価等項目のうち、第 三条の規定により事業税及び電力費振替勘定（	三号の規	定により	整理され	た非ネッ	トワー	需要家費	の合計額
	四条までの規定	により整理され	た非特定需要及	び特定需要ごと	の非ネットワー	ク需要家費の当	該非ネットワー
	トワーク需	要家費				ク需要家費の合	計額に占める割

貸方）（以下「第二次追加項目」という。）として算定された額を、第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連費の合計額の第六条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、使用済燃料再処理等既発電費、原子力廃止関連仮勘定償却費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、電源開発促進税、託送収益、事業者間精算収益、遅収加算料金、電気事業雑収益（接続検討料収益及び変更賦課金収益を除く。）、預金利息、使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益として第三条又は第五条の規定によ

事業者は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により事業税及び電力費振替勘定（貸方）（以下「第二次追加項目」という。）として算定された額を、次の各号に掲げる割合により、

り算定された額、総電気事業報酬額から電気事業報酬の額を控除した額並びに託送料金算定規則第六条第二項又は旧託送料金算定規則第六条第二項の規定により算定された追加事業報酬の額（特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）がいる場合にあつては、零とする。以下同じ。）の合計額に占める割合により、送配電非関連費に配分することにより整理しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により送配電非関連費に整理された第二次追加項目を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一 第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額の第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連固定費

二 第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額に占める

一 第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額の第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額に占める割合 送配電非関連固定費

二 第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額に

割合 送配電非関連可変費

三 第十条から前条までの規定により整理された需要家費の合計額の第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び需要家費の合計額の合計額に占める割合 需要家費

2| 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならぬ。

占める割合 送配電非関連可変費

三 第十条から前条までの規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額の第十条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合 非ネットワーク需要家費

3| 事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、非特定需要及び特定需要それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならぬ。

一 〔略〕	二 〔略〕	三 前項第 三号の規 定により 整理され た需要家 費の合計 額
〔略〕	〔略〕	第十条から前条 までの規定によ り整理された非 特定需要及び特 定需要ごとの需 要家費の当該需 要家費の合計額 に占める割合
〔略〕	〔略〕	追加需要家 費

一 〔略〕	二 〔略〕	三 前項第 三号の規 定により 整理され た非ネッ トワーク 需要家費 の合計額
〔略〕	〔略〕	第十条から前条 までの規定によ り整理された非特 定需要及び特定 需要ごとの非ネ ットワーク需要 家費の当該非ネ ットワーク需要
〔略〕	〔略〕	追加非ネッ トワーク需 要家費

			第十五条 事業者は、送配電非関連費のうちの総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費として、第十一条から前条までの規定により整理された送配電非関連費のうちの追加固定費、追加可変費及び追加需要家費の合計額を、非特定需要及び特定需要ごとに整理しなければならない。	第十六条 事業者は、次の各号に掲げる費用を、

	家費の合計額に 占める割合		第十八条 事業者は、送配電非関連費のうちの総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費として、第十一条から前条までの規定により整理された送配電非関連費のうちの追加固定費、追加可変費及び追加非ネットワーク需要家費の合計額を、非特定需要及び特定需要ごとに整理しなければならない。	第十九条 事業者は、次の各号に掲げる費用を、

それぞれ当該各号に定める費用に整理し、特定需要について、様式第七により送配電非関連費及び送配電関連費等計算表を作成しなければならない。

一 第十条の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費並びに前条の規定により整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費 送配電非関連費

二 特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額（その小売電気事業等を行うために当該事業者が使用する電気（特定需要に応ずるものに限る。）に係る

それぞれ当該各号に定める費用に整理し、特定需要について、様式第七により送配電非関連費及び送配電関連費計算表を作成しなければならない。

一 第十条の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有非ネットワーク需要家費並びに前条の規定により整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費 送配電非関連費

二 特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額（その小売電気事業等を行うために当該事業者が使用する電気（特定需要に応ずるものに限る。）に係る

託送供給に要する費用に相当する額を含む。

以下同じ。）として、特別関係事業者（一般

送配電事業者であるものに限る。）が法第十

八条第一項の認可の申請をした託送供給等約

款又は特別関係事業者（一般送配電事業者で

あるものに限る。）が同項の認可を受けた託

送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の

規定による変更の届出があったとき、又は法

第十九条第二項の規定による変更があったと

きは、その変更後のもの）に基づき算定した

額 送配電関連費

託送供給に要する費用に相当する額を含み、

特別関係事業者（一般送配電事業者であるも

のに限る。）がいる場合にあつては、特定需

要に応ずる電気の供給に係る接続供給託送料

の合計額）として、当該事業者が法第十八条

第一項の認可の申請をした託送供給等約款又

は当該事業者若しくは特別関係事業者（一般

送配電事業者であるものに限る。）が同項の

認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若

しくは第八項の規定による変更の届出があつ

たとき、又は法第十九条第二項の規定による

変更があったときは、その変更後のもの）に

基づき算定した額 送配電関連費

三 特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供

給に要する費用に相当する額として、配電事

業者が法第二十七条の十二の十一第一項の規

定による届出をした託送供給等約款（同項の

規定による変更の届出があつたときは、当該

届出がされたもの）に基づき算定した額 配

電関連費

第十七条 事業者は、総固定費、総可変費、総需

要家費及び総送配電関連費として、第十条の規

定により整理された固有固定費、固有可変費及

び固有需要家費に、第十五条の規定により整理

された総追加固定費、総追加可変費及び総追加

〔新設〕

第二十条 事業者は、総固定費、総可変費、総需

要家費及び総送配電関連費として、第十条の規

定により整理された固有固定費、固有可変費及

び固有非ネットワーク需要家費に、第十八条の

規定により整理された総追加固定費、総追加可

需要家費をそれぞれ加えて得た額、前条第二号の規定により整理された送配電関連費並びに前条第三号の規定により整理された配電関連費を整理しなければならない。

2|| 事業者の指定旧供給区域が複数の供給区域に分かれている場合、送配電関連費及び配電関連費の整理にあたっては、当該複数の供給区域ごとに整理しなければならない。

(供給区域別料金の決定等)

第十八条 [略]

2 [略]

変費及び総追加非ネットワーク需要家費をそれぞれ加えて得た額並びに前条第二号の規定により整理された送配電関連費を整理しなければならない。

〔新設〕

(料金の決定等)

第二十一条 [略]

2 [略]

3 事業者の指定旧供給区域が複数の供給区域に

分かれている場合にあつては、当該複数の供給

区域ごとの送配電関連費及び配電関連費の差異

を勘案して供給区域ごとに料金を設定しなけれ

ばならない。ただし、合理的な理由がある場合

には、配電事業者の供給区域にあつては、特別

関係事業者（一般送配電事業者であるものに限

る。）の供給区域と同額の料金を設定すること

ができる。

4 事業者は、第二項で定めた基準（前項ただし

書きに規定する合理的な理由がある場合にあつ

ては、当該理由を含む。以下この項において同

じ。）を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出

〔新設〕

3 事業者は、前項で定めた基準を、あらかじめ

、経済産業大臣に届け出なければならない。こ

の場合においては、経済産業大臣は、当該基準

を公表しなければならない。

なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

5|
5|7|
「略」

（燃料費等の変動額認可料金の算定）

第十九条 事業者は、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（第三十七条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規

4|
5|6|
「略」

（燃料費等の変動額認可料金の算定）

第二十二條 事業者は、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（第四十条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規

定による改正前の法（以下「旧法」という。）

第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金を当該料金（これらの規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつては、当該変更後の特定小売供給約款を届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金）を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間内に次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき（社会的経済的事情の変動により、改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定

定による改正前の法（以下「旧法」という。）

第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金を当該料金（これらの規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつては、当該変更後の特定小売供給約款を届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金）を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間内に次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき（社会的経済的事情の変動により、改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定

により供給計画等を基に算定した数量の変更に
伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が
見込まれるときに限る。）は、第二条から前条
までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変
更しようとする特定小売供給約款で設定する料
金を算定することができる。

一 燃料費の変動額（社会的経済的事情の変動
による改正法附則第十八条第一項の認可を受
けた特定小売供給約款で設定した料金を算定
した際に第三条第二項第二号の規定により供
給計画等を基に算定した数量の変更に起因す
る変動額（以下「外生的燃料費等変動相当額
」という。）に限る。以下この条及び第三十

により供給計画等を基に算定した数量の変更に
伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が
見込まれるときに限る。）は、第二条から前条
までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変
更しようとする特定小売供給約款で設定する料
金を算定することができる。

一 燃料費の変動額（社会的経済的事情の変動
による改正法附則第十八条第一項の認可を受
けた特定小売供給約款で設定した料金を算定
した際に第三条第二項第二号の規定により供
給計画等を基に算定した数量の変更に起因す
る変動額（以下「外生的燃料費等変動相当額
」という。）に限る。以下この条及び第三十

四条において同じ。）

二 使用済燃料再処理等抛出金発電費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十四条において同じ。）

三 特定放射性廃棄物処分費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十四条において同じ。）

四 他社購入電源費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十四条において同じ。）

五 他社販売電源料の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十四条において同じ。）

七条において同じ。）

二 使用済燃料再処理等抛出金発電費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十七条において同じ。）

三 特定放射性廃棄物処分費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十七条において同じ。）

四 他社購入電源費の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十七条において同じ。）

五 他社販売電源料の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十七条において同じ。）

六 事業税の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十四条において同じ。）

2 事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第九により特別変動額総括表を作成しなければならない。

一 事業者は、燃料費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号及びこの号の規定により算定された額（第三十七条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給

六 事業税の変動額（外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第三十七条において同じ。）

2 事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第九により特別変動額総括表を作成しなければならない。

一 事業者は、燃料費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号及びこの号の規定により算定された額（第四十条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約

約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつては、第三十七条第二項第一号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額（同条第一項第一号に規定する石油石炭税変動相当額をいう。以下この項及び第三十四条第二項において同じ。）を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならぬ。

二 「略」

三 事業者は、他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定し

款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつては、第四十条第二項第一号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額（同条第一項第一号に規定する石油石炭税変動相当額をいう。以下この項及び第三十七条第二項において同じ。）を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならぬ。

二 「略」

三 事業者は、他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定し

た際に第三条第二項第八号及びこの号の規定により算定された額（第三十七条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつては、第三十七条第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

四 事業者は、他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条第二項及びこの号の規定により

た際に第三条第二項第八号及びこの号の規定により算定された額（第四十条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつては、第四十条第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

四 事業者は、他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条第二項及びこの号の規定により

算定された額（第三十七条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつては、第三十七条第二項第四号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

五 「略」

3ゝ5 「略」

6 料金は、特定需要の前項の規定により整理された特別変動可変費と、特定小売供給約款で設

算定された額（第四十条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た事業者にあつては、第四十条第二項第四号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

五 「略」

3ゝ5 「略」

6 料金は、特定需要の前項の規定により整理された特別変動可変費と、特定小売供給約款で設

定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第二十条第五項（第三十七条の二の規定により準用する場合を含む。第三十七条第六項において同じ。）又は同項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特別変動可変費並びに第四項の規定により整理された特別

定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第二十三条第五項（第四十条の二の規定により準用する場合を含む。第四十条第六項において同じ。）又は同項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特別変動可変費並びに第四項の規定により整理された特別

変動可変費、第二十条第三項（第三十七条の二）の規定により準用する場合を含む。第三十七条第七項において同じ。）の規定により整理された特殊変動費又は第三十七条第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8・9 「略」

10 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収

変動可変費、第二十三条第三項（第四十条の二）の規定により準用する場合を含む。第四十条第七項において同じ。）の規定により整理された特殊変動費又は第四十条第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8・9 「略」

10 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収

入及びこの項、第二十条第九項（第三十七条の二の規定により準用する場合を含む。第三十七条第十項において同じ。）又は同項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならぬ。

11 事業者は、第六項に規定する特別変動可変費

入及びこの項、第二十三条第九項（第四十条の二の規定により準用する場合を含む。第四十条第十項において同じ。）又は同項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならぬ。

11 事業者は、第六項に規定する特別変動可変費

と、前項の規定により算定した特定小売供給約
款で設定した料金を算定した際に第二条第一項
の規定により定められた原価算定期間における
特定需要の料金収入及びこの項、第二十条第十
項（第三十七条の二の規定により準用する場合
を含む。第三十七条第十一項において同じ。）

又は同項の規定により算定した当該原価算定期
間における特定需要の料金収入の変動分を基に
算定した当該原価算定期間における特定需要の
料金収入の変動分を整理し、様式第十三第一表
により特別変動可変費と料金収入の変動分の比
較表を作成しなければならない。

と、前項の規定により算定した特定小売供給約
款で設定した料金を算定した際に第二条第一項
の規定により定められた原価算定期間における
特定需要の料金収入及びこの項、第二十三条第
十項（第四十条の二の規定により準用する場合
を含む。第四十条第十一項において同じ。）又

は同項の規定により算定した当該原価算定期間
における特定需要の料金収入の変動分を基に算
定した当該原価算定期間における特定需要の料
金収入の変動分を整理し、様式第十三第一表に
より特別変動可変費と料金収入の変動分の比較
表を作成しなければならない。

(送配電関連費等の変動額認可料金の算定)

第二十条 事業者は、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第十八条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一 第十六条第二号の規定により算定された送

(送配電関連費等の変動額認可料金の算定)

第二十三条 事業者は、特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）がいる場合において、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第二十一条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一 第十九条第二号の規定により算定された送

配電関連費の変動額

二 第十六条第三号の規定により算定された配

電関連費の変動額

三 「略」

2 事業者は、前項に規定する変動額について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得る方法により整理した変動額（以下この条において「特殊変動額」という。）を算定し、様式第十四により特殊変動額総括表を作成しなければならぬ。

一 特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要に应ずる電気の供給に係る接続供給託送料の合計額を、特別関係事業者（

配電関連費の変動額

「新設」

二 「略」

2 事業者は、前項に規定する変動額について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得る方法により整理した変動額（以下この条において「特殊変動額」という。）を算定し、様式第十四により特殊変動額総括表を作成しなければならぬ。

一 特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要に应ずる電気の供給に係る接続供給託送料の合計額を、特別関係事業者（

一般送配電事業者であるものに限る。」が法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき算定した額及び配電事業者が法第二十七条の十二の十一第一項の規定による届出をした託送供給等約款（同項の規定による変更の届出があつたときは、当該届出がされたもの）に基づき算定した額

二 特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第十六条第二号の規定により算定された送配電関連費の額及び同条第三号の規定に

一般送配電事業者であるものに限る。」が法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき算定した額

二 特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第十九条第二号の規定により算定された送配電関連費の額

より算定された配電関連費の額

三 「略」

3 事業者は、前項の規定により算定された特殊変動額のうち同項第一号及び第二号に係る部分を送配電関連費及び配電関連費に配分し、並びに同項第三号に係る部分を送配電非関連費に配分し、送配電非関連費に整理された特殊変動額を、送配電非関連固定費に整理し、送配電非関連固定費に整理された特殊変動額を、非特定需要及び特定需要ごとに特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第五項の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより

三 「略」

3 事業者は、前項の規定により算定された特殊変動額のうち同項第一号及び第二号に係る部分を送配電関連費に配分し、並びに同項第三号に係る部分を送配電非関連費に配分し、送配電非関連費に整理された特殊変動額を、送配電非関連固定費に整理し、送配電非関連固定費に整理された特殊変動額を、非特定需要及び特定需要ごとに特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第五項の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより追加固定費に整

追加固定費に整理し、送配電関連費及び配電関連費に整理された特殊変動額及び追加固定費に整理された特殊変動額を送配電関連費及び配電関連費に配分し、特殊変動費として整理しなければならない。

4 事業者は、送配電関連費、配電関連費及び送配電非関連費について、前項の規定により整理された特殊変動費を基に、特定需要について、様式第十五により特殊送配電関連費等計算表を作成し、様式第十六により特殊原価等集計表を作成しなければならない。

5 料金は、特定需要の前項の規定により整理された特殊変動費と、特定小売供給約款で設定し

理し、送配電関連費に整理された特殊変動額及び追加固定費に整理された特殊変動額を、送配電関連費に配分し、特殊変動費として整理しなければならない。

4 事業者は、送配電関連費及び送配電非関連費について、前項の規定により整理された特殊変動費を基に、特定需要について、様式第十五により特殊送配電関連費等計算表を作成し、様式第十六により特殊原価等集計表を作成しなければならない。

5 料金は、特定需要の前項の規定により整理された特殊変動費と、特定小売供給約款で設定し

た料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項（第三十七条の二の規定により準用する場合を含む。）、第十九条第六項又は第三十七条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

6 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特殊変動費並びに第三項（第三十七条の二の規定により準用する場合を含む。）の規定により整理された

た料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項（第四十条の二の規定により準用する場合を含む。）、第二十二条第六項又は第四十条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

6 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特殊変動費並びに第三項（第四十条の二の規定により準用する場合を含む。）の規定により整理された特

特殊変動費、第十九条第四項の規定により整理された特別変動可変費及び第三十七条第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電氣の使用形態、電氣の使用期間、電氣の計量方法等による特殊変動費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合には、配電事業者の供給区域にあつては、一般送配電事業者の供給区域と同額の料金を設定することができる。

7 事業者は、前項で定めた基準（前項ただし書きに規定する合理的な理由がある場合にあつては、当該理由を含む。以下この項において同

殊変動費、第二十二條第四項の規定により整理された特別変動可変費及び第四十條第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電氣の使用形態、電氣の使用期間、電氣の計量方法等による特殊変動費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

7 事業者は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準

じ。を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならぬ。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

8
「略」

9 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項（第三十七条の二の規定により準用する場合を含む。）、第十九条第十項又は第三十七条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定

を公表しなければならない。

8
「略」

9 事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項（第四十条の二の規定により準用する場合を含む。）、第二十二条第十項又は第四十条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需

需要の料金収入の変動分を、第六項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

10 事業者は、第三項の規定により整理された特殊変動費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項（第三十七條の二の規定により準用する場合を含む。）

）、第十九条第十一項又は第三十七條第十一項

要の料金収入の変動分を、第六項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

10 事業者は、第三項の規定により整理された特殊変動費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項（第四十條の二の規定により準用する場合を含む。）

）、第二十二條第十一項又は第四十條第十一項の

の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を整理し、様式第十七第一表により特殊変動費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

（原価等の整理）

第二十一条 沖縄電力は、期間原価等項目のうち、基礎原価等項目として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を、基礎原価等項目ごとに、次の各号に掲げる部門に発生的主要原因を勘案して、配分することに

規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を整理し、様式第十七第一表により特殊変動費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

（原価等の整理）

第二十四条 沖縄電力は、期間原価等項目のうち、基礎原価等項目として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を、基礎原価等項目ごとに、次の各号に掲げる部門に発生的主要原因を勘案して、配分することに

より整理しなければならない。ただし、一の発電所内に存する発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備に係る基礎原価等項目については、当該発電所ごとの当該発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電費、送電費、変電費及び配電費に配分することにより整理しなければならない。

一 水力発電費（水力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等

項目を除く。以下同じ。）

二 火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいい、火力発電所内に存する送電設備、変

より整理しなければならない。ただし、一の発電所内に存する発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備に係る基礎原価等項目については、当該発電所ごとの当該発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電費、送電費、変電費及び配電費に配分することにより整理しなければならない。

一 水力発電費

二 火力発電費

電設備及び配電設備に係る基礎原価等項目を除く。以下同じ。）

三| 原子力発電費（原子力発電所に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等項目を除く。以下同じ。）

四| 新エネルギー等発電費（新エネルギー等発電所に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る基礎原価等項目を除く。以下同じ。）

五| 送電費（発電所に存する送電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。）

六| 変電費（発電所に存する変電設備に係る基礎原価等項目を含む。以下同じ。）

三| 原子力発電費

四| 新エネルギー等発電費

五| 送電費

六| 変電費

七| 配電費（発電所内に存する配電設備に係る

基礎原価等項目を含む。以下同じ。）

八・九 「略」

2 「略」

3 沖縄電力は、第一次整理原価として、第一項の規定により同項第一号から第八号までに掲げる部門に整理された基礎原価等項目及び前項又は第五項の規定により第一項第一号から第八号までに掲げる部門に整理された、同項第九号に整理された基礎原価等項目を合計することにより、様式第三により部門整理表を作成しなければならない。

4 沖縄電力は、前項の規定により八部門に整理

七| 配電費

八・九 「略」

2 「略」

3 沖縄電力は、第一次整理原価として、第一項の規定により同項第一号から第八号までに掲げる部門に整理された基礎原価等項目及び前項又は第五項の規定により第一項第一号から第八号までに掲げる部門に整理された、同項第九号に整理された基礎原価等項目を合計することにより、様式第三により八部門整理表を作成しなければならない。

4 沖縄電力は、前項の規定により八部門に整理

された第一次整理原価を、次の各号に掲げる方法により整理し、様式第四の二により販売費整理表を作成しなければならない。

一 水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電費（以下「水力・火力・新エネルギー等発電費」という。）の部門の第一次整理原価を、それぞれ、基礎原価等項目ごとに、別表第二第三表及び第四表に掲げる基準により、離島等供給に係る第一次整理原価（以下「離島等供給費」という。）及び離島等供給費以外の第一次整理原価（以下「非離島等供給費」という。）に整理し、非離島等供給費に整理された水力・火力・新エネルギー等発電

された第一次整理原価を、次の各号に掲げる方法により整理し、様式第四により販売費整理表を作成しなければならない。

一 水力・火力・新エネルギー等発電費の部門の第一次整理原価を、それぞれ、基礎原価等項目ごとに、別表第二第三表及び第四表に掲げる基準により、離島供給費及び非離島供給費に整理し、非離島供給費に整理された水力・火力・新エネルギー等発電費の部門の第一次整理原価を、発生的主要原因に応じて、アンシラリーサービス費及び非アンシラリーサービス費に配分することにより整理しなければならない。

費の部門の第一次整理原価を、発生 of 主な原因に因じて、電気の周波数の値の維持、接続供給及び電力量調整供給、送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整及び揚水式発電設備における揚水運転、電気の電圧の値の維持並びにその発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備の維持（以下「電気の周波数の値の維持等」という。）であつて離島以外の指定旧供給区域に係るものに係る第一次整理原価（以下「アンシラリーサービス費」という。）及びアンシラリーサービス

ス費以外の第一次整理原価（以下「非アンシ
ラリースービス費」という。）に配分するこ
とにより整理しなければならない。

二 販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原
価等項目ごとに、別表第二第一表、第二表及
び第四表に掲げる基準により、離島等供給費
及び非離島等供給費に整理し、離島等供給費
及び非離島等供給費に整理された販売費の部
門の第一次整理原価を、給電費、需要家費及
び一般販売費に配分することにより整理しな
ければならない。

三 前号の規定により非離島等供給費のうちの
給電費に整理された第一次整理原価を、基礎

二 販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原
価等項目ごとに、別表第二第一表、第二表及
び第四表に掲げる基準により、離島供給費及
非離島供給費に整理し、離島供給費及び非
離島供給費に整理された販売費の部門の第一
次整理原価を、給電費、需要家費及び一般販
売費に配分することにより整理しなければな
らない。

三 前号の規定により非離島供給費のうちの給
電費に整理された第一次整理原価を、基礎原

原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、一般送配電事業に係る第一次整理原価（以下「ネットワーク給電費」という。）とネットワーク給電費以外の第一次整理原価（以下「非ネットワーク給電費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

四 第二号の規定により非離島等供給費のうちの需要家費に整理された第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、一般送配電事業に係る第一次整理原価（以下「ネットワーク需要家費」という。）とネットワーク需要

価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、ネットワーク給電費及び非ネットワーク給電費に配分することにより整理しなければならない。

四 第二号の規定により非離島供給費のうちの需要家費に整理された第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、ネットワーク需要家費及び非ネットワーク需要家費に配分することにより整理しなければならない。

家費以外の第一次整理原価（以下「非ネットワーク需要家費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

五 第二号の規定により非離島等供給費のうちの一般販売費に整理された第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、一般送配電事業等に係る第一次整理原価（以下「ネットワーク一般販売費」という。）とネットワーク一般販売費以外の第一次整理原価（以下「非ネットワーク一般販売費」という。）に配分することにより整理しなければならない。

5・6
〔略〕

五 第二号の規定により非離島供給費のうちの一般販売費に整理された第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、ネットワーク一般販売費及び非ネットワーク一般販売費に配分することにより整理しなければならない。

5・6
〔略〕

第二十二條 「略」

第二十三條 沖縄電力は、前条の規定により整理された送配電非関連費（非ネットワーク需要家費及び非ネットワーク一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、非アンシラリーサービス費、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、送配電非関連固定費及び送配電非関連可変費に配分することにより整理し、様式第五の二により送配電非関連費明細表を作成しなければならない。ただし、環境対策費については、送配電非

第二十五條 「略」

第二十六條 沖縄電力は、前条の規定により整理された送配電非関連費（非ネットワーク需要家費及び非ネットワーク一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、非アンシラリーサービス費、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、送配電非関連固定費及び送配電非関連可変費に配分することにより整理し、様式第五により送配電非関連費明細表を作成しなければならない。ただし、環境対策費については、送配電非関連可

関連可変費に配分することにより整理しなければならない。

一〇三 〔略〕

2・3 〔略〕

（需要等の算定）

第二十四条 沖縄電力は、送配電非関連需要（沖縄電力が小売供給を行う場合の需要をいう。以下同じ。）について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、非特定需要（特別高压需要、高压需要（特定需要を除く。）及び低压需要（特定需要を除く。）を合成した需要をいう。）、特定高压需要（高压需要である特定需

変費に配分することにより整理しなければならない。

一〇三 〔略〕

2・3 〔略〕

（需要等の算定）

第二十七条 沖縄電力は、送配電非関連需要（沖縄電力が小売供給を行う場合の需要をいう。以下同じ。）について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、非特定需要（特別高压需要、高压需要（特定需要を除く。）及び低压需要（特定需要を除く。）を合成した需要をいう。）、特定高压需要（高压需要である特定需

要をいう。以下この項及び第三十一条において同じ。）及び特定低圧需要（低圧需要である特定需要をいう。以下この項及び第三十一条において同じ。）（以下この款において「三需要種別」という。）ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。

一～五 「略」

2～6 「略」

（需要種別への配分）

第二十五条 沖縄電力は、第二十二条の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額、第二十三条第一項又は第三項の規定により整

要をいう。以下この項及び第三十四条において同じ。）及び特定低圧需要（低圧需要である特定需要をいう。以下この項及び第三十四条において同じ。）（以下この款において「三需要種別」という。）ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。

一～五 「略」

2～6 「略」

（需要種別への配分）

第二十八条 沖縄電力は、第二十五条の規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額、第二十六条第一項又は第三項の規定により整

理された送配電非関連費ごとの送配電非関連固定費の合計額及び送配電非関連可変費の合計額を、それぞれ、次項に定めるところにより、三需要種別ごとに、配分することにより整理しなければならぬ。

2 沖縄電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならぬ。

一 第二十三条第一	前条第五項	固有固
項又は第三項の規定により整理され	の規定により算定され	定費

理された送配電非関連費ごとの送配電非関連固定費の合計額及び送配電非関連可変費の合計額を、それぞれ、次項に定めるところにより、三需要種別ごとに、配分することにより整理しなければならぬ。

2 沖縄電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならぬ。

一 第二十六条第一	前条第五項	固有固
項又は第三項の規定により整理され	の規定により算定され	定費

た水力発電費のうち	た値
ちの総非アンシラ	
リーサービス費、	
火力発電費のうち	
の総非アンシラリ	
ーサービス費、新	
エネルギー等発電	
費のうちの総非ア	
ンシラリーサービ	
ス費、総原子力発	
電費及び非ネット	
ワーク給電費ごと	
の送配電非関連固	

た水力発電費のうち	た値
ちの総非アンシラ	
リーサービス費、	
火力発電費のうち	
の総非アンシラリ	
ーサービス費、新	
エネルギー等発電	
費のうちの総非ア	
ンシラリーサービ	
ス費、総原子力発	
電費及び非ネット	
ワーク給電費ごと	
の送配電非関連固	

定費のそれぞれの 合計額	二 第二十三条第一 項又は第三項の規 定により整理され た水力発電費のう ちの総非アンシラ リーサービス費、 火力発電費のうち の総非アンシラリ ーサービス費、新 エネルギー等発電	前条第四項 第四号の規 定により算 定された割 合	固有可 変費

定費のそれぞれの 合計額	二 第二十六条第一 項又は第三項の規 定により整理され た水力発電費のう ちの総非アンシラ リーサービス費、 火力発電費のうち の総非アンシラリ ーサービス費、新 エネルギー等発電	前条第四項 第四号の規 定により算 定された割 合	固有可 変費

三 第二十二條の規 定により整理され た非ネットワーク 需要家費の合計額	費のうちの総非ア ンシラリーサービ ス費、総原子力発 電費及び非ネット ワーク給電費ごと の送配電非関連可 変費のそれぞれの 合計額
前条第六項 の規定によ り算定され た割合	
固有非 ネット ワーク 需要家	

三 第二十五條の規 定により整理され た非ネットワーク 需要家費の合計額	費のうちの総非ア ンシラリーサービ ス費、総原子力発 電費及び非ネット ワーク給電費ごと の送配電非関連可 変費のそれぞれの 合計額
前条第六項 の規定によ り算定され た割合	
固有非 ネット ワーク 需要家	

		費

第二十六条 沖縄電力は、送配電非関連固定費、送配電非関連可変費及び非ネットワーク需要家費として、第二十一条第四項第五号又は同条第五項の規定により整理された非ネットワーク一般販売費を、前条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額のこれらの合計額の合計額に占める割合により配分することにより整理しなければならない。

		費

第二十九条 沖縄電力は、送配電非関連固定費、送配電非関連可変費及び非ネットワーク需要家費として、第二十四条第四項第五号又は同条第五項の規定により整理された非ネットワーク一般販売費を、前条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額のこれらの合計額の合計額に占める割合により配分することにより整理しなければならない。

2
「略」

第二十七条 沖縄電力は、原価算定期間における接続検討料（期間原価等項目のうち電気事業雑収益として前節の規定により算定された額のうち、系統接続に係る検討に際し発生する検討料をいう。）に相当する額（以下「接続検討料相当額」という。）を算定し、送配電非関連固定費に加える額として整理しなければならない。

第二十八条 沖縄電力は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により第一次追加項目として算定された額を、第二十五条及び第二十六条の規

2
「略」

第三十条 沖縄電力は、原価算定期間における接続検討料相当額を算定し、送配電非関連固定費に加える額として整理しなければならない。

第三十一条 沖縄電力は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により第一次追加項目として算定された額を、第二十八条及び第二十九条の規

定により整理された送配電非関連費の合計額の
、第二十一条に規定する基礎原価等項目の額と
期間原価等項目のうちの購入販売項目、使用済
燃料再処理等既発電費、原子力廃止関連仮勘定
償却費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約
締結分、電源開発促進税、託送収益、事業者間
精算収益及び使用済燃料再処理等既発電料受取
契約締結分として第三条又は第五条の規定によ
り算定された額並びに総電気事業報酬額から電
気事業報酬の額を控除した額の合計額に占める
割合により、送配電非関連費に配分することに
より整理しなければならない。

2 沖縄電力は、前項の規定により送配電非関連

定により整理された送配電非関連費の合計額の
、第二十四条に規定する基礎原価等項目の額と
期間原価等項目のうちの購入販売項目、使用済
燃料再処理等既発電費、原子力廃止関連仮勘定
償却費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約
締結分、電源開発促進税、託送収益、事業者間
精算収益及び使用済燃料再処理等既発電料受取
契約締結分として第三条又は第五条の規定によ
り算定された額並びに総電気事業報酬額から電
気事業報酬の額を控除した額の合計額に占める
割合により、送配電非関連費に配分することに
より整理しなければならない。

2 沖縄電力は、前項の規定により送配電非関連

費に整理された第一次追加項目を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一 第二十五条及び第二十六条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額の第二十五条及び第二十六条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連固定費

二 第二十五条及び第二十六条の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第二十五条及び第二十六条の規定により整理され

費に整理された第一次追加項目を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一 第二十八条及び第二十九条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額の第二十八条及び第二十九条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連固定費

二 第二十八条及び第二十九条の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第二十八条及び第二十九条の規定により整理され

た送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連可変費

三 第二十五条及び第二十六条の規定により整理された非ネットワーク需要費の合計額の第二十五条及び第二十六条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要費の合計額の合計額に占める割合 非ネットワーク需要家費

3 沖縄電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により

た送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連可変費

三 第二十八条及び第二十九条の規定により整理された非ネットワーク需要費の合計額の第二十八条及び第二十九条の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要費の合計額の合計額に占める割合 非ネットワーク需要家費

3 沖縄電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により

、三需要種別ごとに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

計額	一 前条及び前項第一号の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額に占める割合	第二十五条及び第二十六条の規定に	追加固定

、三需要種別ごとに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

計額	一 前条及び前項第一号の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額に占める割合	第二十八条及び第二十九条の規定に	追加固定

二 前条及 び前項第 二号の規 定により 整理され た送配電 非関連可 変費の合 計額	第二十五条及び第 二十六条の規定に より整理された三 号の規 定により より整理された三 号の規 定により	追加可変 費
三 前項第 三 号の規 定により	第二十五条及び第 二十六条の規定に より整理された三 号の規 定により	追加可変 費

二 前条及 び前項第 二号の規 定により 整理され た送配電 非関連可 変費の合 計額	第二十八条及び第 二十九条の規定に より整理された三 号の規 定により より整理された三 号の規 定により	追加可変 費
三 前項第 三 号の規 定により	第二十八条及び第 二十九条の規定に より整理された三 号の規 定により	追加可変 費

整理され た非ネッ トワーク 需要家費 の合計額	需要種別ごとの非 ネットワーク需要 家費の当該非ネッ トワーク需要家費 の合計額に占める 割合	費

第二十九条 沖縄電力は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により第二次追加項目として算定された額を、第二十五条から前条までの規定により整理された送配電非関連費の合計額の、第二十一条に規定する基礎原価等項目の額と期

整理され た非ネッ トワーク 需要家費 の合計額	需要種別ごとの非 ネットワーク需要 家費の当該非ネッ トワーク需要家費 の合計額に占める 割合	費

第三十二条 沖縄電力は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により第二次追加項目として算定された額を、第二十八条から前条までの規定により整理された送配電非関連費の合計額の、第二十四条に規定する基礎原価等項目の額と期

間原価等項目のうちの購入販売項目、使用済燃料再処理等既発電費、原子力廃止関連仮勘定償却費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、電源開発促進税、託送収益、事業者間精算収益及び使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分として第三条又は第五条の規定により算定された額、総電気事業報酬額から電気事業報酬の額を控除した額並びに託送料金算定規則第六条第二項又は旧託送料金算定規則第六条第二項の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合により、送配電非関連費に配分することにより整理しなければならぬ。

間原価等項目のうちの購入販売項目、使用済燃料再処理等既発電費、原子力廃止関連仮勘定償却費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、電源開発促進税、託送収益、事業者間精算収益及び使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分として第三条又は第五条の規定により算定された額、総電気事業報酬額から電気事業報酬の額を控除した額並びに託送料金算定規則第六条第二項又は旧託送料金算定規則第六条第二項の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合により、送配電非関連費に配分することにより整理しなければならぬ。

2

沖縄電力は、前項の規定により送配電非関連費に整理された第二次追加項目を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一 第二十五条から前条までの規定により整理

された送配電非関連固定費の合計額の第二十五条から前条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連固定費

二 第二十五条から前条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第二十

2

沖縄電力は、前項の規定により送配電非関連費に整理された第二次追加項目を、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一 第二十八条から前条までの規定により整理

された送配電非関連固定費の合計額の第二十八条から前条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連固定費

二 第二十八条から前条までの規定により整理された送配電非関連可変費の合計額の第二十

五条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連可変費

三 第二十五条から前条までの規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額の第二十五条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合 非ネットワーク需要家費

沖縄電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非

八条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合 送配電非関連可変費

三 第二十八条から前条までの規定により整理された非ネットワーク需要家費の合計額の第二十八条から前条までの規定により整理された送配電非関連固定費の合計額、送配電非関連可変費の合計額及び非ネットワーク需要家費の合計額の合計額に占める割合 非ネットワーク需要家費

沖縄電力は、次の表の上欄に掲げる送配電非

関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、三需要種別ごとに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一 前項第一号の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額に占める割合	第二十五条から前条までの規定による整理された三需要種別ごとの送配電非関連固定費の合計額に占める割合	追加固定費

関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、三需要種別ごとに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一 前項第一号の規定により整理された送配電非関連固定費の合計額に占める割合	第二十八条から前条までの規定による整理された三需要種別ごとの送配電非関連固定費の合計額に占める割合	追加固定費

二 前項第 二 号の規 定によ り整理 され	第二十五 条から前 条までの 規定によ り整理さ れた三需 要種別ご との送配 電非関連 可変費の 合計額に 占める割 合	追加可 変費
三 前項第 三 号の規 定によ り整理 され	第二十五 条から前 条までの 規定によ り整理さ れた三需 要種別ご との非ネ 費	追加非 ネ

二 前項第 二号の規 定により 整理され た送配電 非関連可 変費の合 計額	第二十八条から前 条までの規定によ り整理された三需 要種別ごとの送配 電非関連可変費の 当該送配電非関連 可変費の合計額に 占める割合	追加可変 費
三 前項第 三号の規 定により 整理され	第二十八条から前 条までの規定によ り整理された三需 要種別ごとの非ネ	追加非ネ ットワー ク需要家 費

た非ネッ トワーク 需要家費 の合計額	ットワーク 需要家 費の当該 非ネット	
合	合計額に占める割	

第三十条 沖縄電力は、送配電非関連費のうちの総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費として、第二十六条から前条までの規定により整理された送配電非関連費のうちの追加固定費、追加可変費及び追加非ネットワーク需要家費の合計額を、三需要種別ごと

た非ネッ トワーク 需要家費 の合計額	ットワーク 需要家 費の当該 非ネット	
合	合計額に占める割	

第三十三条 沖縄電力は、送配電非関連費のうちの総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費として、第二十九条から前条までの規定により整理された送配電非関連費のうちの追加固定費、追加可変費及び追加非ネットワーク需要家費の合計額を、三需要種別ごと

に整理しなければならない。

第三十一条 沖縄電力は、次の各号に掲げる費用を、それぞれ当該各号に定める費用に整理し、
二需要種別（特定高圧需要及び特定低圧需要をいう。以下この款において同じ。）について、
様式第七の二により送配電非関連費及び送配電
関連費等計算表を作成しなければならない。

一 第二十五条の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有非ネットワーク需要費並びに前条の規定により整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費 送配電非関連費

とに整理しなければならない。

第三十四条 沖縄電力は、次の各号に掲げる費用を、それぞれ当該各号に定める費用に整理し、
二需要種別（特定高圧需要及び特定低圧需要をいう。以下この款において同じ。）について、
様式第七の二により送配電非関連費及び送配電
関連費計算表を作成しなければならない。

一 第二十八条の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有非ネットワーク需要費並びに前条の規定により整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費 送配電非関連費

二 特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額（その小売電気事業等を行うために沖縄電力が使用する電気（特定需要に応ずるものに限る。）に係る託送供給に要する費用に相当する額を含む。以下同じ。）を、沖縄電力が法第十八条第一項の認可の申請をした託送供給等約款又は沖縄電力が同項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき算定した額 送配電関連費

二 特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額（その小売電気事業等を行うために沖縄電力が使用する電気（特定需要に応ずるものに限る。）に係る託送供給に要する費用に相当する額を含む、特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）がいる場合にあつては、特定需要に応ずる電気の供給に係る接続供給託送料の合計額）を、沖縄電力が法第十八条第一項の認可の申請をした託送供給等約款又は沖縄電力若しくは特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）が同項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八

三 特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供

給に要する費用に相当する額として、配電事

業者が法第二十七条の十二の十一第一項の規

定による届出をした託送供給等約款（同項の

規定による変更の届出があつたときは、当該

届出がされたもの）に基づき算定した額 配

電関連費

第三十二条 沖縄電力は、総固定費、総可変費、

項の規定による変更の届出があつたとき、又

は法第十九条第二項の規定による変更があつ

たときは、その変更後のもの）に基づき算定

した額 送配電関連費

〔新設〕

第三十五条 沖縄電力は、総固定費、総可変費、

総需要家費及び総送配電関連費として、第二十条の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有非ネットワーク需要家費に、第三十条の規定により整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費をそれぞれ加えて得た額、前条第二号の規定により整理された送配電関連費並びに前条第三号の規定により整理された配電関連費を整理しなければならない。

2|| 沖縄電力の指定旧供給区域が複数の供給区域に分かれている場合、送配電関連費及び配電関連費の整理にあたっては、当該複数の供給区域ごとに整理しなければならない。

総需要家費及び総送配電関連費として、第二十八条の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有非ネットワーク需要家費に、第三十三条の規定により整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費をそれぞれ加えて得た額並びに前条第二項の規定により整理された送配電関連費を整理しなければならない。

〔新設〕

(供給区域別料金の決定等)

第三十三条 「略」

2 「略」

3 沖縄電力の指定旧供給区域が複数の供給区域に分かれている場合にあつては、当該複数の供給区域ごとの送配電関連費及び配電関連費の差異を勘案して当該複数の供給区域ごとに料金を設定しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合には、配電事業者の供給区域にあつては、沖縄電力の供給区域と同額の料金を設定することができる。

4 沖縄電力は、第二項で定めた基準（前項た

(料金の決定等)

第三十六条 「略」

2 「略」

「新設」

3 沖縄電力は、前項で定めた基準を、あらかじ

し書きに規定する合理的な理由がある場合にあっては、当該理由を含む。以下この項において同じ。）を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

5 | 7 |
「略」

（燃料費等の変動額認可料金の算定）

第三十四条 沖縄電力は、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（第三十九条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で

め、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

4 | 6 |
「略」

（燃料費等の変動額認可料金の算定）

第三十七条 沖縄電力は、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（第四十二条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で

設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金を当該料金（これらの規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあつては、当該変更後の特定小売供給約款を届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金）を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間内に次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき（社会的経済的事情の変動により、改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定により供

設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金を当該料金（これらの規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあつては、当該変更後の特定小売供給約款を届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金）を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間内に次に掲げる変動額を基に変更しようとするとき（社会的経済的事情の変動により、改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号の規定により供

給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が見込まれるときに限る。〕は、第二条から第五条まで及び第二十一条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一〇六 「略」

2 沖縄電力は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第九により特別変動額総括表を作成しなければならない。

給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動が見込まれるときに限る。〕は、第二条から第五条まで及び第二十四条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一〇六 「略」

2 沖縄電力は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特別変動額」という。）の合計額を算定し、様式第九により特別変動額総括表を作成しなければならない。

一 沖縄電力は、燃料費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号及びこの号の規定により算定された額（第三十九条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあつては、第三十九条第二項第一号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

二 「略」

一 沖縄電力は、燃料費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号及びこの号の規定により算定された額（第四十二条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあつては、第四十二条第二項第一号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

二 「略」

三 沖縄電力は、他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号及びこの号の規定により算定された額（第三十九条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあつては、第三十九条第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

四 沖縄電力は、他社販売電源料の変動額とし

三 沖縄電力は、他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号及びこの号の規定により算定された額（第四十二条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあつては、第四十二条第二項第三号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

四 沖縄電力は、他社販売電源料の変動額とし

て、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条第二項及びこの号の規定により算定された額（第三十九条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあつては、第三十九条第二項第四号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

五 「略」

3

「略」

て、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条第二項及びこの号の規定により算定された額（第四十二条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧法第十九条第四項又は第七項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た沖縄電力にあつては、第四十二条第二項第四号に掲げる方法により整理した石油石炭税変動相当額を含む。）を基に算定した外生的燃料費等変動相当額を整理しなければならない。

五 「略」

3

「略」

4 沖縄電力は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二十四条第四項第四号の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特別変動可変費に整理しなければならない。

5 〽 11 「略」

（送配電関連費等の変動額認可料金の算定）

第三十五条 沖縄電力は、改正法附則第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は第七項の規

4 沖縄電力は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二十七条第四項第四号の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特別変動可変費に整理しなければならない。

5 〽 11 「略」

（送配電関連費の変動額認可料金の算定）

第三十八条 沖縄電力は、特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）がいる場合において、改正法附則第十八条第一項の規定に

定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第五条まで及び第二十一条から第三十三条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一 第三十一条第二号の規定により算定された送配電関連費の変動額

二 第三十一条第三号の規定により算定された

より同項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金を第三十四条第二号の規定により算定された送配電関連費の変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第五条まで及び第二十四条から第三十六条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

〔新設〕

〔新設〕

配電関連費の変動額

2

沖縄電力は、前項に規定する変動額について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得る方法により整理した変動額（以下この条において「特殊変動額」という。）を算定し、様式第十四により特殊変動額総括表を作成しなければならない。

一 特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要に应ずる電気の供給に係る継続供給託送料の合計額を、沖縄電力が法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項

2

沖縄電力は、前項に規定する変動額について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得る方法により整理した変動額（以下この条において「特殊変動額」という。）を算定し、様式第十四により特殊変動額総括表を作成なければならない。

一 特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要に应ずる電気の供給に係る継続供給託送料の合計額を、特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）が法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による

の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき算定した額及び配電事業者が法第二十七条の十二の十一第一項の規定による届出をした託送供給等約款（同項の規定による変更の届出があつたときは、当該届出がされたもの）に基づき算定した額

二 特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三十一条第二号の規定により算定された送配電関連費の額及び同条第三号の規定により算定された配電関連費の額

3 沖縄電力は、前項の規定により算定された特殊変動額を送配電関連費及び配電関連費に配分し、特殊変動費として整理しなければなら

変更の届出があつたとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき算定した額

二 特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三十四条第二号の規定により算定された送配電関連費の額

3 沖縄電力は、前項の規定により算定された特殊変動額を送配電関連費に配分し、特殊変動費として整理しなければならない。

い。

4 沖縄電力は、送配電関連費及び配電関連費について、前項の規定により整理された特殊変動費を基に、二需要種別ごとについて、様式第十五により特殊送配電関連費計算表を作成し、様式第十六の二により特殊原価等集計表を作成しなければならない。

5 「略」

6 沖縄電力は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の需要種別原価等及び特殊変動費並びに第三項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特殊

4 沖縄電力は、送配電関連費について、前項の規定により整理された特殊変動費を基に、二需要種別ごとについて、様式第十五により特殊送配電関連費計算表を作成し、様式第十六の二により特殊原価等集計表を作成しなければならない。

5 「略」

6 沖縄電力は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の需要種別原価等及び特殊変動費並びに第三項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特殊

変動費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

ただし、合理的な理由がある場合には、配電事業者の供給区域にあつては、沖縄電力の供給区域と同額の料金を設定することができる。

7 沖縄電力は、前項で定めた基準（前項ただし書きに規定する合理的な理由がある場合にあっては、当該理由を含む。以下この項において同じ。）を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

8
10
〔略〕

変動費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

7 沖縄電力は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

8
10
〔略〕

(届出料金に関する準用)

第三十六条 第二条第一項及び第二項並びに第三条から第十八条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を変更しようとするみなし小売電気事業者(沖縄電力を除く。次項において同じ。)が、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕

(届出料金に関する準用)

第三十九条 第二条第一項及び第二項並びに第三条から第二十一条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を変更しようとするみなし小売電気事業者(沖縄電力を除く。次項において同じ。)が、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕

2
「略」

3 第二条第一項及び第二項並びに第三条から第十八条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第二	「略」
算定した額	「略」
算定した変	「略」

2
「略」

3 第二条第一項及び第二項並びに第三条から第二十一条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第二	「略」
算定した額	「略」
算定した変	「略」

項第一号、	第三号、第	四号及び第	六号から第	十一号まで	、第四条第	四項第一号	及び第三号	から第六号	まで、第五	条第二項、	並びに第十	六条第二号

動額	

項第一号、	第三号、第	四号及び第	六号から第	十一号まで	、第四条第	四項第一号	及び第三号	から第六号	まで、第五	条第二項、	並びに第十	九条第二号

動額	

及び第三号	[略]	第六条第一 項及び第六 項、第十一 条第一項、 第十三条第 一項並びに 第十四条第 一項
	[略]	期間原価等項目
	[略]	変分期間原 価等項目

	[略]	第六条第一 項及び第六 項、第十一 条第一項、 第十二条第 一項、第十 五条、第十 六条第一項 並びに第十
	[略]	期間原価等項目
	[略]	変分期間原 価等項目

	[略]	第六条第一 項から第四 項まで、同 条第六項、 第七条、第 八条第一項 、第十三条 第一項並び に第十四条
	[略]	基礎原価等項目
	[略]	変分基礎原 価等項目

七条第一項	[略]	第六条第一 項から第四 項まで、同 条第六項、 第七条、第 八条第一項 、第十六条 第一項並び に第十七条
	[略]	基礎原価等項目
	[略]	変分基礎原 価等項目

第一項	削る		略	削る
	削る		略	削る
	削る		略	削る

第一項	第六條第六項及び第八條第一項第二号		略	第十二條第
	他社販売送電料（電源線に係る収益に限る。）		略	限る。）
	他社販売送電料（電源線に係る収益に限る。）のうち額が変動するもの		略	限る。）

第 十二 条 第 一 項		「削る」	
一 般 販 売 費		「削る」	
一 般 販 売 費 （ 額 が 変 動 す る 場 合 に		「削る」	

第 十 四 条 第 一 項	第 十 三 条 第 一 項	一 項
一 般 販 売 費	係 る 費 用	
非 ネ ッ ト ワ ー ク 一 般 販 売 費 （ 額 が 変 動 す る 場 合 に 限 る。 ） の 変 動 額	係 る 費 用 （ 額 が 変 動 す る 場 合 に 限 る。 ） の 変 動 額	額 が 変 動 す る 場 合 に 限 る。 ）

		第十二条第 二項の表並 びに第十三 条第一項及 び同条第二 項の表
	第十条	
限る。）	改正法附則 第十八条第 一項の認可 を受けた特 定小売供給 約款（旧法 第十九条第 四項の規定 による変更	

		第十四条第 二項の表並 びに第十六 条第一項、 第二項及び 第三項の表
	第十条	
変動する場 合に限る。 ）	改正法附則 第十八条第 一項の認可 を受けた特 定小売供給 約款（旧法 第十九条第 四項の規定 による変更	

の届出があ	ったときは	、その変更	後のもの（	第三十六条	第一項の規	定により料	金を設定し	たものに限	る。（）（	旧法第二十	三条第三項	の規定によ

の届出があ	ったときは	、その変更	後のもの（	第三十九条	第一項の規	定により料	金を設定し	たものに限	る。（）（	旧法第二十	三条第三項	の規定によ

	「削る」
	「削る」
る変更があ ったときは 、その変更 後のもの） で設定した 料金を算定 した際に第 十条	「削る」

	第十五条
	変更賦課金相当 額」という。）
る変更があ ったときは 、その変更 後のもの） で設定した 料金を算定 した際に第 十条	変更賦課金 相当額」と いう。）の うち額が変

〔削る〕	〔削る〕	
〔削る〕	〔削る〕	

当額 変更賦課金相	当額 接続検討料相	
変更賦課金相当額（額が変動する場合に限	接続検討料相当額（額が変動する場合に限る。）の変動額	動するもの

第十三条第	第十三条第 一項	〔削る〕	
第一次追加項目	預金利息	〔削る〕	
変分第一次	預金利息の うち額が変 動するもの	〔削る〕	

第十六条第	第十六条第 一項	第十六条第 一項及び第 十七条第一 項	
第一次追加項目	預金利息	控除した額	
変分第一次	預金利息の うち額が変 動するもの	控除した変 動額	る。の 変 動額

一項目	第十四条第一項	削る
	貸方	第二次追加項目
追加項目	貸方）のうち額が変動するもの	変分第二次追加項目

一項目及び第二項	第十七条第一項	削る
	貸方	第二次追加項目
追加項目	貸方）のうち額が変動するもの	変分第二次追加項目

第十四条									
第十条									
改正法附則	第十八条第	一項の認可	を受けた特	定小売供給	約款（旧法	第十九条第	四項の規定	による変更	の届出があ ったときは 、その変更

第十七条									
第十条									
改正法附則	第十八条第	一項の認可	を受けた特	定小売供給	約款（旧法	第十九条第	四項の規定	による変更	の届出があ ったときは 、その変更

後のもの（	第三十六条	第一項の規	定により料	金を設定し	たものに限	る。（）（	旧法第二十	三条第三項	の規定によ	る変更があ	ったときは	、その変更

後のもの（	第三十九条	第一項の規	定により料	金を設定し	たものに限	る。（）（	旧法第二十	三条第三項	の規定によ	る変更があ	ったときは	、その変更

第十八条第	第十六条第 二号	
料金収入	含む。	
料金収入の	含み、額が 変動する場合 に限る。 ）の変動額	後のもの） で設定した 料金を算定 した際に第 十条

第二十一条	第十九条第 二号	
料金収入	合計額）	
料金収入の	合計額）（ 額が変動す る場合に限 る。）の変 動額	後のもの） で設定した 料金を算定 した際に第 十条

一項、第六項及び第七項	変動分

(変動額届出料金の算定)

第三十七条 みなし小売電気事業者（沖縄電力を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、旧法第十九条第三項又は第六項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第十八条まで及び前条第一項の規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特

第一項、第五項及び第六項	変動分

(変動額届出料金の算定)

第四十条 みなし小売電気事業者（沖縄電力を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、旧法第十九条第三項又は第六項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第二十一条まで及び前条第一項の規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特

定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一 燃料費の変動額（石油石炭税の税率の変動その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因する変動額（以下「石油石炭税変動相当額」という。）に限る。以下この条及び第三十九条において同じ。）

二 他社購入電源費の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条及び第三十九条において同じ。）

三 他社販売電源料の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条及び第三十九条において同じ。）

定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一 燃料費の変動額（石油石炭税の税率の変動その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因する変動額（以下「石油石炭税変動相当額」という。）に限る。以下この条及び第四十二条において同じ。）

二 他社購入電源費の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条及び第四十二条において同じ。）

三 他社販売電源料の変動額（石油石炭税変動相当額に限る。以下この条及び第四十二条において同じ。）

2 みなし小売電気事業者は、前項各号に掲げる
変動額について、次の各号に掲げる方法により
整理した変動額（以下この条において「特定変
動額」という。）の合計額を算定し、様式第十
八により特定変動額総括表を作成しなければな
らない。

一 みなし小売電気事業者は、燃料費の変動額
として、特定小売供給約款で設定した料金を
算定した際に第三条第二項第二号（前条第一
項又は第三項において準用する場合を含む。
）及びこの号の規定により算定された額（第
十九条の規定により同条第一項各号に掲げる
変動額を基に特定小売供給約款で設定する料

2 みなし小売電気事業者は、前項各号に掲げる
変動額について、次の各号に掲げる方法により
整理した変動額（以下この条において「特定変
動額」という。）の合計額を算定し、様式第十
八により特定変動額総括表を作成しなければな
らない。

一 みなし小売電気事業者は、燃料費の変動額
として、特定小売供給約款で設定した料金を
算定した際に第三条第二項第二号（前条第一
項又は第三項において準用する場合を含む。
）及びこの号の規定により算定された額（第
二十二条の規定により同条第一項各号に掲げ
る変動額を基に特定小売供給約款で設定する

金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者にあつては、第十九条第二項第一号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

二 みなし小売電気事業者は、他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第十九条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設

料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者にあつては、第二十二条第二項第一号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

二 みなし小売電気事業者は、他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第二十二条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で

定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者にあつては、第十九条第二項第三号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならぬ。

三 みなし小売電気事業者は、他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第十九条の規定により同条第一項各号に掲げる変動

設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者にあつては、第二十二条第二項第三号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならぬ。

三 みなし小売電気事業者は、他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第二十条の規定により同条第一項各号に掲げる変

額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者にあつては、第十九条第二項第四号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

3 みなし小売電気事業者は、前項の規定により算定された特定変動額を、送配電非関連可変費に整理し、様式第十九により特定送配電非関連費等明細表を作成しなければならない。

4 「略」

5 みなし小売電気事業者は、送配電非関連費に

動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者にあつては、第二十二条第二項第四号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

3 みなし小売電気事業者は、前項の規定により算定された特定変動額を、送配電非関連可変費に整理し、様式第十九により特定送配電非関連費明細表を作成しなければならない。

4 「略」

5 みなし小売電気事業者は、送配電非関連費に

ついて、前項の規定により整理された特定変動可変費を基に、特定需要について、様式第二十により特定送配電非関連費等計算表を作成し、様式第二十一により特定原価等集計表を作成しなければならない。

6 料金は、特定需要の前項の規定により整理された特定変動可変費と特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第六項又は第二十条第五項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入

ついて、前項の規定により整理された特定変動可変費を基に、特定需要について、様式第二十により特定送配電非関連費計算表を作成し、様式第二十一により特定原価等集計表を作成しなければならない。

6 料金は、特定需要の前項の規定により整理された特定変動可変費と特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第二十二條第六項又は第二十三条第五項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金

の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7 みなし小売電気事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費、第十九条第四項の規定により整理された特別変動可変費及び第二十条第三項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7 みなし小売電気事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費、第二十二条第四項の規定により整理された特別変動可変費及び第二十三条第三項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8・9 「略」

10 みなし小売電気事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十条 第九条第十項又は第二十条第九項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定

い。

8・9 「略」

10 みなし小売電気事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十二条 第十二条第十項又は第二十三条第九項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び

小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11 みなし小売電気事業者は、第六項に規定する特定変動可変費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第十一項又は第二十条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定

特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11 みなし小売電気事業者は、第六項に規定する特定変動可変費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第二十二條第十一項又は第二十三条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に

した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を整理し、様式第二十二第一表により特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

第三十七条の二 第二十条の規定は、旧法第十九

条第三項の規定により改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金を第二十条第一項各号に掲げる変動額を基に引き下げようとするみなし小売電気事業者が、変更しようとする特定小売供給約款で設定

算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を整理し、様式第二十二第一表により特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

第四十条の二 第二十三条の規定は、旧法第十九

条第三項の規定により改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金を第二十三条第一項各号に掲げる変動額を基に引き下げようとするみなし小売電気事業者（特別関係事業者（一般送配電事業者である

する料金を算定する場合に準用する。

（届出料金に関する準用）

第三十八条 第二条第一項及び第二項、第三条から第五条まで並びに第二十一条から第三十三条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を変更しようとする沖縄電力が、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

ものに限る。）がいるみなし小売電気事業者に限る。）が、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。

（届出料金に関する準用）

第四十一条 第二条第一項及び第二項、第三条から第五条まで並びに第二十四条から第三十六条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を変更しようとする沖縄電力が、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕

2
〔略〕

3 第二条第一項及び第二項、第三条から第五条まで並びに第二十一条から第三十三条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕

2
〔略〕

3 第二条第一項及び第二項、第三条から第五条まで並びに第二十四条から第三十六条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	第三条第二 項第一号、 第三号、第 四号及び第 六号から第 十一号まで 、第四条第 三項第一号 及び第三号 から第六号 まで、第五
〔略〕	算定した額
〔略〕	算定した変 動額

〔略〕	第三条第二 項第一号、 第三号、第 四号及び第 六号から第 十一号まで 、第四条第 三項第一号 及び第三号 から第六号 まで、第五
〔略〕	算定した額
〔略〕	算定した変 動額

第一項並びに 第二十八条第 第六項、第 第一項及び 第二十一条	並びに第三 十一条第二 号及び第三 号	条第二項、 並びに第三 十一条第二 号及び第三 号
期間原価等項目		
第三十六條 第三項にお いて読み替 えられた第 六条第一項		

第二十四條 第一項及び 第六項、第 三十一條第 一項並びに	並びに第三 十四條第二 号	条第二項、
期間原価等項目	[略]	
第三十九條 第三項にお いて読み替 えられた第 六條第一項	[略]	

第二十九條 第一項	
第二十一條 第一項から 第四項まで 及び第六項 、第二十二 條、第二十 三條第一項 (各号を除	基礎原価等項目
に規定する 変分期間原 価等項目	第三十六條 第三項にお いて読み替 えられた第 六條第一項 に規定する 変分基礎原 価等項目

第三十二條 第一項	
第二十四條 第一項から 第四項まで 及び第六項 、第二十五 條、第二十 六條第一項 (各号を除	基礎原価等項目
に規定する 変分期間原 価等項目	第三十九條 第三項にお いて読み替 えられた第 六條第一項 に規定する 変分基礎原 価等項目

く。）、第 二十八条第 一項並びに 第二十九条 第一項	
第二十一条 第六項、第 二十二条及 び第二十三 条第一項（ 第二号を除 く。）	購入販売電源項 目
	第三十六条 第三項にお いて読み替 えられた第 六条第六項 に規定する 変分購入販

く。）、第 三十一条第 一項並びに 第三十二条 第一項	
第二十四条 第六項、第 二十五条及 び第二十六 条第一項（ 第二号を除 く。）	購入販売電源項 目
	第三十九条 第三項にお いて読み替 えられた第 六条第六項 に規定する 変分購入販

第二十三條 第一項第二 号	第二十三條 第一項第一 号及び第三 号	
購入販売電源項 目	基礎原価等項目	
購入販売電 源項目のう ち額が変動 するもの	基礎原価等 項目のうち 額が変動す るもの	売電源項目

第二十六條 第一項第二 号	第二十六條 第一項第一 号及び第三 号	
購入販売電源項 目	基礎原価等項目	
購入販売電 源項目のう ち額が変動 するもの	基礎原価等 項目のうち 額が変動す るもの	売電源項目

第二十七條	第二十六條 第一項
額 接続検討料相当	非ネットワーク 一般販売費
接続検討料 相当額（額 が変動する	非ネットワ ーク一般販 売費（額が 変動する場 合に限る。 次項におい て同じ。）

第三十條	第二十九條 第一項
額 接続検討料相当	非ネットワーク 一般販売費
接続検討料 相当額（額 が変動する	非ネットワ ーク一般販 売費（額が 変動する場 合に限る。 次項におい て同じ。）

第二十八條 第一項、第	第二十九條 第一項	第二十八條 第一項及び		
第二十五條		控除した額		
改正法附則 第十八條第		控除した変 動額	場合に限 る。ゝの変 動額	

第三十一條 第一項、第	第三十二條 第一項	第三十一條 第一項及び		
第二十八條		控除した額		
改正法附則 第十八條第		控除した変 動額	場合に限 る。ゝの変 動額	

定により料	金を設定し	たものに限	る。)((	旧法第二十	三条第三項	の規定によ	る変更があ	ったときは	、その変更	後のもの)	で設定した	料金を算定

定により料	金を設定し	たものに限	る。)((	旧法第二十	三条第三項	の規定によ	る変更があ	ったときは	、その変更	後のもの)	で設定した	料金を算定

	第二十八條 第一項及び 第二項		第二十九條 第一項
	第一次追加項目		追加事業報酬の 額
した際に第 二十五條	第三十六條 第三項にお いて読み替 えられた変 分第一次追 加項目		追加事業報 酬の変動額

	第三十一條 第一項及び 第二項		第三十二條 第一項
	第一次追加項目		追加事業報酬の 額
した際に第 二十八條	第三十九條 第三項にお いて読み替 えられた変 分第一次追 加項目		追加事業報 酬の変動額

第二十九條	第二十九條 第一項及び 第二項
第二十五條	第二十二條追加項目
改正法附則 第十八條第 一項の認可 を受けた特 定小売供給 約款（旧法	第三十六條 第三項にお いて読み替 えられた変 分第二次追 加項目

第三十二條	第三十二條 第一項及び 第二項
第二十八條	第二十二條追加項目
改正法附則 第十八條第 一項の認可 を受けた特 定小売供給 約款（旧法	第三十九條 第三項にお いて読み替 えられた変 分第二次追 加項目

第十九条第	四項の規定	による変更	の届出があ	ったときは	、その変更	後のもの（	第三十八条	第一項の規	定により料	金を設定し	たものに限	る。 ） ） （

第十九条第	四項の規定	による変更	の届出があ	ったときは	、その変更	後のもの（	第四十一条	第一項の規	定により料	金を設定し	たものに限	る。 ） ） （

第三十一条	
含む。	
含み、額が	旧法第二十三 条第三項 の規定によ る変更があ ったときは 、その変更 後のもの） で設定した 料金を算定 した際に第 二十五条

第三十四条	
合計額）	
合計額）（	旧法第二十 三条第三項 の規定によ る変更があ ったときは 、その変更 後のもの） で設定した 料金を算定 した際に第 二十八条

第二号	第三十三條 第一項、第 六項及び第 七項
	料金収入
變動する場合に限る。 の變動額	料金収入の 變動分

（變動額届出料金の算定）

第三十九條 沖縄電力は、旧法第十九條第三項又

第二号	第三十六條 第一項、第 五項及び第 六項
	料金収入
額が變動する場合に限る。の變動額	料金収入の 變動分

（變動額届出料金の算定）

第四十二條 沖縄電力は、旧法第十九條第三項又

は第六項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第五条まで及び第二十一条から第三十三条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一〇三 「略」

2 沖縄電力は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特定変動額」という。）の合計額を算定し、様式第十八により特定変動額総括表を作成しなければならない。

は第六項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第五条まで及び第二十四条から第三十六条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

一〇三 「略」

2 沖縄電力は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特定変動額」という。）の合計額を算定し、様式第十八により特定変動額総括表を作成しなければならない。

一 沖縄電力は、燃料費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第三十四条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあつては、第三十四条第二項第一号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならぬ。

一 沖縄電力は、燃料費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第二号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第三十七条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあつては、第三十七条第二項第一号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならぬ。

二 沖縄電力は、他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第三十四条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあつては、第三十四条第二項第三号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

二 沖縄電力は、他社購入電源費の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第三条第二項第八号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第三十七条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあつては、第三十七条第二項第三号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

三 沖縄電力は、他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第三十四条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあつては、第三十四条第二項第四号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

三 沖縄電力は、他社販売電源料の変動額として、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第五条（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額（第三十七条の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあつては、第三十七条第二項第四号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

3 沖縄電力は、前項の規定により算定された特定変動額を、送配電非関連可変費に整理し、様式第十九により特定送配電非関連費等明細表を作成しなければならない。

4 沖縄電力は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額を特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二十四条第四項第四号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この号の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特定変動可変費に整理しなければならない。

5 沖縄電力は、送配電非関連費について、前項

3 沖縄電力は、前項の規定により算定された特定変動額を、送配電非関連可変費に整理し、様式第十九により特定送配電非関連費明細表を作成しなければならない。

4 沖縄電力は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額を特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二十七条第四項第四号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この号の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特定変動可変費に整理しなければならない。

5 沖縄電力は、送配電非関連費について、前項

の規定により整理された特定変動可変費を基に、二需要種別ごとについて、様式第二十により特定送配電非関連費等計算表を作成し、様式第二十一の二により特定原価等集計表を作成しなければならぬ。

6・7 「略」

（燃料費調整制度）

第四十条 みなし小売電気事業者は、第十八条第二項及び第三項（第三十六条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十九条第七項、第二十条第六項、第三十三条第二項（第三十八条第一項又は第三項において準用する場合

の規定により整理された特定変動可変費を基に、二需要種別ごとについて、様式第二十により特定送配電非関連費計算表を作成し、様式第二十一の二により特定原価等集計表を作成しなければならぬ。

6・7 「略」

（燃料費調整制度）

第四十三条 みなし小売電気事業者は、第二十一条第二項（第三十九条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第七項、第二十三条第六項、第三十六条第二項（第四十一条第一項又は第三項において準用する場合

合を含む。）、第三十四条第七項、第三十五条第六項、第三十七条第七項又は前条第七項の規定により設定した契約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開始の日に、次項の規定により算定される基準平均燃料価格と第三項の規定により算定される実績平均燃料価格との差額（同項の規定により算定される実績平均燃料価格が、次項の規定により算定される基準平均燃料価格に一・五を乗じて得た額を超える場合にあっては、同項の規定により算定される基準平均燃料価格に〇・五を乗じて得た額）に第四項の規定により算定される基準調整単価を千で除して得た値を乗じて得た額により、増額又は減

を含む。）、第三十七条第七項、第三十八条第六項、第四十条第七項又は前条第七項の規定により設定した契約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開始の日に、次項の規定により算定される基準平均燃料価格と第三項の規定により算定される実績平均燃料価格との差額（同項の規定により算定される実績平均燃料価格が、次項の規定により算定される基準平均燃料価格に一・五を乗じて得た額を超える場合にあっては、同項の規定により算定される基準平均燃料価格に〇・五を乗じて得た額）に第四項の規定により算定される基準調整単価を千で除して得た値を乗じて得た額により、増額又は減額（

額（以下「調整」という。）を行わなければならない。

2 基準平均燃料価格は、改正法附則第十八条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする特定小売供給約款の認可の申請の日（第十九条又は第三十四条の規定により第十九条第一項各号に掲げる変動額又は第三十四条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者にあつては、当該変更の認可を受ける前に定めていた特定小売供給約款の認可の申請の日）若しくは旧法第十九条第四項の規定

以下「調整」という。）を行わなければならない。

2 基準平均燃料価格は、改正法附則第十八条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする特定小売供給約款の認可の申請の日（第二十二条又は第三十七条の規定により第十二条第一項各号に掲げる変動額又は第三十七条第一項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第十八条第一項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者にあつては、当該変更の認可を受ける前に定めていた特定小売供給約款の認可の申請の日）若しくは旧法第十九条第四項の

により変更しようとする特定小売供給約款の届出の日において公表されている直近三月分（直近一月分を用いることができない合理的な理由があるときは、その前の直近三月分）の小売電気事業等の用に供した石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。以下「燃料」という。）ごとの円建て貿易統計価格（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条第一項第一号に基づく統計により認識することが可能な価格をいう。次項において同じ。）の平均値に、小売電気事業等の用に供する石油の一リットル当たりの発熱量（メガジュールで表した量をいう。以下同じ。）を当該燃料の一キログラ

規定により変更しようとする特定小売供給約款の届出の日において公表されている直近三月分（直近一月分を用いることができない合理的な理由があるときは、その前の直近三月分）の小売電気事業等の用に供した石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。以下「燃料」という。）ごとの円建て貿易統計価格（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条第一項第一号に基づく統計により認識することが可能な価格をいう。次項において同じ。）の平均値に、小売電気事業等の用に供する石油の一リットル当たりの発熱量（メガジュールで表した量をいう。以下同じ。）を当該燃料の一キロ

ム当たりの発熱量で除して得た値（石油にあつては、一）に換算係数（原価算定期間において小売電気事業等の用に供する当該燃料の発熱量が当該期間において小売電気事業等の用に供する燃料ごとの発熱量の総和に占める割合を乗じて算定した値であつて、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たものをいう。次項において同じ。）を乗じて得た額を合計した額とする。

3・4 「略」

（離島供給に係る燃料費調整制度）

第四十一条 みなし小売電気事業者は、第十八条

第二項及び第三項（第三十六条第一項又は第三

グラム当たりの発熱量で除して得た値（石油にあつては、一）に換算係数（原価算定期間において小売電気事業等の用に供する当該燃料の発熱量が当該期間において小売電気事業等の用に供する燃料ごとの発熱量の総和に占める割合を乗じて算定した値であつて、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たものをいう。次項において同じ。）を乗じて得た額を合計した額とする。

3・4 「略」

（離島供給に係る燃料費調整制度）

第四十四条 みなし小売電気事業者は、第二十一

条第二項（第三十九条第一項又は第三項におい

項において準用する場合を含む。）、第十九条第七項、第二十条第六項、第三十三条第二項（第三十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）、第三十四条第七項、第三十五条第六項、第三十七条第七項又は第三十九条第七項の規定により設定した契約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開始の日に、託送料金算定規則第三十二条第一項の規定に基づき算定された額により、増額又は減額を行うことができる。

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

第1表

て準用する場合を含む。）、第二十二条第七項、第二十三条第六項、第三十六条第二項（第四十一条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）、第三十七条第七項、第三十八条第六項、第四十条第七項又は第四十二条第七項の規定により設定した契約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開始の日に、託送料金算定規則第三十二条第一項の規定に基づき算定された額により、増額又は減額を行うことができる。

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

第1表

期間原価等項目分類表

[略]	[略]	[略]
[削る]	[削る]	
	[削る]	
	[削る]	
	[削る]	
[削る]	[削る]	
	[削る]	

期間原価等項目分類表

[蝨]	[蝨]	[蝨]
<u>使用済燃料</u>	<u>再処理等費</u>	
<u>再処理等発</u>	<u>再処理等費引当</u>	
<u>電費</u>	<u>再処理等引当金</u>	
	<u>取崩し (貸方)</u>	
<u>使用済燃料</u>	<u>使用済燃料再処</u>	
<u>再処理等既</u>	<u>理等既発電費</u>	
<u>発電費</u>	<u>再処理等費引当</u>	
	<u>再処理等引当金</u>	
	<u>取崩し (貸方)</u>	

[延る]	[延る]	[延る]
委託費	委託運転費	設備（借入設備を含む。）の運転又は点検

		<u>る。</u>
<u>事業者間精算費</u>	<u>事業者間精算費</u>	<u>振替供給に要する費用として振替費用算定省令の規定により算定したものを整理する。</u>
委託費	委託運転費	設備（借入設備を含む。）の運転又は点検

		「養成費」、「研究費」、「固定資産除却費」に整理されるものを除く。「雑委託費」において同じ。）を整理する。
[略]	[略]	[略]

		開発関係費」、「養成費」、「研究費」、「固定資産除却費」に整理されるものを除く。「雑委託費」において同じ。）を整理する。
[略]	[略]	[略]

貸倒損	貸倒損引当額		貸倒損	貸倒損引当額
		「電灯料」、 <u>電力料</u> 、 <u>他社</u> 、 <u>他社</u> 販売電力料」、 <u>託送</u> 」、 <u>託送</u> 」及び「電気事業雑収益」に関する債権の貸倒損引当を整理する。		「電灯料」、 <u>電力料</u> 、 <u>地帯</u> 、 <u>間販売電力料</u> 、 <u>他社</u> 販売電力料」、 <u>託送</u> 」、 <u>託送</u> 」、 <u>使用済燃料</u> 再処理等既発電料受取契約締結分」、 <u>事</u>

[略]	[略]	[略]
他社購入電力料	[略]	
	[略]	
	[略]	
	他社購入電源費	
	[略]	
	非化石証書購入費	
[略]	[略]	

		の貸倒損を整理する。
[略]	[略]	[略]
<u>地帯間購入電力料</u>	<u>地帯間購入電源</u>	
	<u>費</u>	
	<u>地帯間購入送電</u>	
	<u>費</u>	
他社購入電力料	他社購入電源費	
	<u>他社購入送電費</u>	
	非化石証書購入費	
[略]	[略]	

[削る]	[削る]	
[略]	[略]	
[削る]	[削る]	
[削る]	[削る]	
	[削る]	
他社販売電力料	他社販売電源料	

<u>使用済燃料</u>	<u>使用済燃料再処</u>	
<u>再処理等既</u>	<u>理等既発電費支</u>	
<u>発電費支払</u>	<u>払契約締結分</u>	
<u>契約締結分</u>		
[留]	[留]	
<u>遅収加算料</u>	<u>遅収加算料金</u>	
<u>金</u>		
<u>地帯間販売</u>	<u>地帯間販売電源</u>	
<u>電力料</u>	<u>料</u>	
	<u>地帯間販売送電</u>	
	<u>料</u>	
他社販売電力料	他社販売電源料	

	[削る]	
[略]	[略]	
[削る]	[削る]	
[略]	[略]	
[削る]	[削る]	[削る]

	<u>他社販売送電料</u>	
[益]	[益]	
<u>使用済燃料</u>	<u>使用済燃料再処</u>	
<u>再処理等既</u>	<u>理等既発電料受</u>	
<u>発電料受取</u>	<u>取契約締結分</u>	
<u>契約締結分</u>		
[益]	[益]	
<u>事業者間精</u>	<u>事業者間精算収</u>	<u>振替供給に</u>
<u>算収益</u>	<u>益</u>	<u>係る収益と</u>
		<u>して振替費</u>
		<u>用算定省令</u>
		<u>の規定によ</u>
		<u>り算定した</u>

[罫]	[罫]	[罫]

別表第 2 (第 6 条、第21条関係)

第 1 表

一般管理費等及び販売費の整理の基準

1. 一般管理費等へ整理された基礎原価等項目 ごとの額の<u>各部門</u>（水力発電費、火力発電費、 原子力発電費、新エネルギー等発電費、送 電費、変電費、配電費及び販売費）への整理

		<u>ものを整理</u> <u>する。</u>
[罫]	[罫]	[罫]

別表第 2 (第 6 条、第24条関係)

第 1 表

一般管理費等及び販売費の整理の基準

1. 一般管理費等へ整理された基礎原価等項目 ごとの額の<u>8部門</u>（水力発電費、火力発電費、 原子力発電費、新エネルギー等発電費、送 電費、変電費、配電費及び販売費）への整理

の基準

- (1) 基礎原価等項目ごとの額のうち発生主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、各部門に直接整理（以下「直課」という。）すること。

(2) [望]

2. 販売費の離島等供給費及び非離島等供給費の整理の基準（沖縄電力に限る。）

- (1) 基礎原価等項目ごとの額のうち発生主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに離島等供給費又は非離島等供給費に直課すること。

(2) [望]

の基準

- (1) 基礎原価等項目ごとの額のうち発生主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに、8部門に直接整理（以下「直課」という。）すること。

(2) [望]

2. 販売費の離島供給費及び非離島供給費への整理の基準

- (1) 基礎原価等項目ごとの額のうち発生主な原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに離島供給費又は非離島供給費に直課すること。

(2) [望]

3. <u>離島等供給費及び非離島等供給費</u>へ整理された<u>販売費</u>（<u>沖縄電力</u>以外のみなし小売電気事業者にあつては<u>販売費</u>）の給電費、需要家費及び一般販売費への整理の基準 (1)・(2) [望] 4. 給電費、需要家費及び一般販売費のネットワーク費用及び非ネットワーク費用への整理の基準（<u>沖縄電力</u>に限る。） (1)・(2) [望]	3. <u>離島供給費及び非離島供給費</u>へ整理された<u>販売費</u>の給電費、需要家費及び一般販売費への整理の基準 (1)・(2) [望] 4. 給電費、需要家費及び一般販売費のネットワーク費用及び非ネットワーク費用への整理の基準 (1)・(2) [望]
注 第36条第2項及び第38条第2項の規定による変更をしようとする特定小売供給約款で設	注 第39条第2項及び第41条第2項の規定による変更をしようとする特定小売供給約款で設

定する料金の算定に準用される第6条第2項及び第4項並びに第21条第2項及び第4項を適用する場合は、「基礎原価等項目」は「変分基礎原価等項目」とする。

第2表

活動帰属基準、配賦基準分類表

	一般管理費等（第1表1.(2)関係）	販売費並びに給電費、需要家費及び一般販売費（第1表3.(2)及び4.(2)関係）
活動帰属	配賦基準	活動帰属配賦基準

定する料金の算定に準用される第6条第2項及び第4項並びに第24条第2項及び第4項を適用する場合は、「基礎原価等項目」は「変分基礎原価等項目」とする。

第2表

活動帰属基準、配賦基準分類表

	一般管理費等（第1表1.(2)関係）	販売費並びに給電費、需要家費及び一般販売費（第1表3.(2)及び4.(2)関係）
活動帰属	配賦基準	活動帰属配賦基準

	属基準	準	基準	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[削る]				
[削る]				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

第 3 表

	属基準	準	基準	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
<u>託送料</u>				
<u>事業者間 精算費</u>				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

第 3 表

水力・火力・新エネルギー等発電費の整理の基準

1. 水力・火力・新エネルギー等発電費の離島

等供給費及び非離島等供給費への整理の基準

- (1) 基礎原価等項目ごとの額のうち発生的主要原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに離島等供給費又は非離島等供給費に直課すること。

(2) [望]

2. 非離島等供給費へ整理された水力・火力・

新エネルギー等発電費のアンシラリーサービス費及び非アンシラリーサービス費への整理の基準

水力・火力・新エネルギー等発電費の整理の基準

1. 水力・火力・新エネルギー等発電費の離島

供給費及び非離島供給費への整理の基準

- (1) 基礎原価等項目ごとの額のうち発生的主要原因に応じて配分が可能な額を、基礎原価等項目ごとに離島供給費又は非離島供給費に直課すること。

(2) [望]

2. 非離島供給費へ整理された水力・火力・新

エネルギー等発電費のアンシラリーサービス費及び非アンシラリーサービス費への整理の基準

非離島等供給費へ整理された水力・火力・新エネルギー等発電費を、発生的主要原因に応じて、アンシラリーサービス費又は非アンシラリーサービス費に整理すること。

第4表

活動帰属基準、配賦基準分類表

	水力・火力・新エネルギー等発電費（第3表1．（2）関係）		販売費（第1表2．（2）関係）	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準

非離島供給費へ整理された水力・火力・新エネルギー等発電費を、発生的主要原因に応じて、アンシラリーサービス費又は非アンシラリーサービス費に整理すること。

第4表

活動帰属基準、配賦基準分類表

	水力・火力・新エネルギー等発電費（第3表1．（2）関係）		販売費（第1表2．（2）関係）	
	活動帰属基準	配賦基準	活動帰属基準	配賦基準

備考 表中の「」は注記である。			「	削る	「	削る	「	略
		「	略				「	略
		「	略				「	略
			略				略	略
			略				略	略
			略					略
			略					略
			略					略
			略					略
			略					略
			略		事業者間 精算費	託送料		略
		「	略				「	略
		「	略				「	略
			略				略	略
			略				略	略
			略					略
			略					略
			略					略
			略					略
			略					略

様式第一第一表を次のように改める。

様式第1（第3条、第4条、第5条、第36条、第38条関係）

第1表

営 業 費 総 括 表

（単位：千円）

項 目	金 額	備 考
役員給与		
給料手当		
給料手当振替額（貸方）		
退職給与金		
厚生費		
委託検針費		
委託集金費		
雑給		
燃料費		
使用済燃料再処理等拠出金発電費		
廃棄物処理費		
特定放射性廃棄物処分費		
消耗品費		
修繕費		
水利使用料		
補償費		
賃借料		
委託費		
損害保険料		
原子力損害賠償資金補助法一般負担金		
原賠・廃炉等支援機構一般負担金		
普及開発関係費		
養成費		
研究費		
諸費	< > < >	
貸倒損		
固定資産税		
雑税		
減価償却費		
固定資産除却費		
原子力発電施設解体費		
共有設備費等分担額		
共有設備費等分担額（貸方）		
他社購入電源費	（ ）	
非化石証書購入費		
建設分担関連費振替額（貸方）		
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）		
原子力廃止関連仮勘定償却費		
電源開発促進税		
事業税		
開発費		
開発費償却		
電力費振替勘定（貸方）		
株式交付費		
株式交付費償却		
社債発行費		
社債発行費償却		
法人税等		
合 計		

原価算定期間を、 年 月から 年 月までの 年として算定した。

（記載注意）

- 給料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円／月）を、備考欄に記載すること。
- 他社購入電源費の購入電力量（10⁶kWh）を、備考欄に記載すること。
- 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を、下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

様式第一第四表を次のように改める。

第4表

控除収益総括表

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
他社販売電源料		
託送収益	()	
電気事業雑収益		
預金利息		
賠償負担金相当収益		
廃炉円滑化負担金相当収益		
合 計		

原価算定期間を、 年 月から 年 月までの 年として算定した。

(記載注意)

- 1 他社販売電源料の販売電力量(10⁶kWh)を、備考欄に記載すること。
- 2 託送収益の()内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

- 注
- 1 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。
 - 2 記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。
 - 3 火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。

様式第二第一表を次のように改める。

様式第2（第3条、第4条、第5条関係）

第1表

営業費明細表

（単位：千円）

項 目	年 度	原価算定期間計	備考
役員給与			
給料手当			
給料手当振替額（貸方）			
退職給与金			
厚生費			
委託検針費			
委託集金費			
雑給			
燃料費			
使用済燃料再処理等拠出金発電費			
廃棄物処理費			
特定放射性廃棄物処分費			
消耗品費			
修繕費			
水利使用料			
補償費			
賃借料			
委託費			
損害保険料			
原子力損害賠償資金補助法一般負担金			
原賠・廃炉等支援機構一般負担金			
普及開発関係費			
養成費			
研究費			
諸費	< > < >	< > < >	
貸倒損			
固定資産税			
雑税			
減価償却費			
固定資産除却費			
原子力発電施設解体費			
共有設備費等分担額			
共有設備費等分担額（貸方）			
他社購入電源費	（ ）	（ ）	
非化石証書購入費			
建設分担関連費振替額（貸方）			
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）			
原子力廃止関連仮勘定償却費			
電源開発促進税			
事業税			
開発費			
開発費償却			
電力費振替勘定（貸方）			
株式交付費			
株式交付費償却			
社債発行費			
社債発行費償却			
法人税等			
合 計			

原価算定期間を、 年 月 から 年 月 までの 年 として算定した。
（記載注意）

- 1 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 2 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を、下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 3 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

(3)第3条第2項第3号関係

[使用済燃料再処理等拠出金発電費]

(単位：千円)

項 目	至近実績			年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度			
使用済燃料再処理等拠出金発電費						

[廃棄物処理費]

(単位：千円)

項 目	至近実績			年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度			
火力廃棄物処理費						
原子力廃棄物処理費						
放射性廃棄物処理費						
雑廃棄物処理費						
新エネルギー等廃棄物処理費						
合 計						

[特定放射性廃棄物処分費]

(単位：千円)

項 目	至近実績			年度	原価算定期間計	備 考
	年度	年度	年度			
特定放射性廃棄物処分費拠出金(各年の発電対応分)						
合 計						

[消耗品費]

(単位：千円)

項 目	至近実績				年度	原価算定 期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均			
潤滑油脂費							
雑消耗品費							
合 計							

[補償費]

(単位：千円)

項 目	至近実績				年度	原価算定 期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均			
定期的補償費							
臨時的補償費							
損害賠償費							
合 計							

[賃借料]

(単位：千円)

項 目	至近実績				年度	原価算定 期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均			
借地借家料							
道路占用料							
水面使用料							
線路使用料							
設備賃借料							
電柱敷地料							
線下補償料							
機械賃借料							
雑賃借料							
合 計							

[共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）]

(単位：千円)

項 目		至近実績			年度	原価算定 期間計	備 考
		年度	年度	年度			
共有設備費等分担額	(何)						
	小 計						
共有設備費等分担額（貸方）	(何)						
	小 計						
合 計							

(記載注意)

(何) の欄には、共有設備について種類別に整理すること。

[開発費、開発費償却]

(単位：千円)

項 目		至近実績			年度	原価算定 期間計	備 考
		年度	年度	年度			
開発費							
開発費償却							
合 計							

[電力費振替勘定(貸方)]

(単位：千円)

項 目		至近実績			年度	原価算定 期間計	備 考
		年度	年度	年度			
建設工事用							
附帯事業用							
合 計							

[株式交付費、社債発行費]

(単位：千円)

項 目		至近実績			年度	原価算定 期間計	備 考
		年度	年度	年度			
株式交付費							
社債発行費							
合 計							

(8)第3条第2項第8号関係

[他社購入電源費、非化石証書購入費]

(単位：千円)

項 目		年度	原価算定期間計	備 考
他社購入電力料	他社購入電源費 料金計	()	()	
	他社購入電源費及び他社購入送電費に係る電力量(10 ⁶ kWh)			
	非化石証書購入費 料金計			
	非化石証書購入費に係る電力量(10 ⁶ kWh)			

(記載注意)

他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

(9)第3条第2項第9号関係

[建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)]

(単位：千円)

項 目		至近実績				年度	原価算定期間計	備 考
		年度	年度	年度	平均振替率(%)			
建設分担関連費振替額(貸方)	総工事資金							
	振替額							
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	附帯事業営業費用							
	振替額							

(10)第3条第2項第10号関係

[株式交付費償却、社債発行費償却]

(単位：千円)

項 目	対象交付(発行)費用	年度	原価算定期間計	備 考
株式交付費償却				
社債発行費償却				
合計				

(11)第3条第2項第11号関係

[法人税等]

(単位：千円)

項 目		年度	原価算定期間計	備 考
法人税等	法人税			
	法人税割			
合 計				

様式第二第五表を次のように改める。

第5表

控除収益明細表

(単位：千円)

項 目	年度	原価算定期間計	備 考
他社販売電源料			
託送収益			
電気事業雑収益			
預金利息			
賠償負担金相当収益			
廃炉円滑化負担金相当収益			
合計			

《項目別明細表》

(1) 第5条第2項関係

[他社販売電源料]

(単位：千円)

項 目			年度	原価算定期間計	備 考
他社販売電力料	他社販売電源料	料金計			
	電力量(10 ⁶ kWh)				

[託送収益]

(単位：千円)

項 目	年度	原価算定期間計	備 考
その他託送収益			

[電気事業雑収益]

(単位：千円)

項 目	至近実績				年度	原価算定 期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均			
契約超過金							
違約金							
諸貸付料							
受託運転益							
器具販売益							
受託工事益							
広告料							
供給雑収							
雑口							
合 計							

[預金利息]

(単位：千円)

項 目	至近実績				適用金利 (%)	年度	原価算定 期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均残高率 (%)				
(何)								
合 計								
電灯・電力料収入								

(記載注意)

(何) の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

[賠償負担金相当収益]

(単位：千円)

項 目	至近実績				年度	原価算定 期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均			
賠償負担金相当収益							

[廃炉円滑化負担金相当収益]

(単位：千円)

項 目	至近実績				年度	原価算定 期間計	備 考
	年度	年度	年度	平均			
廃炉円滑化負担金相当収益							

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第三を次のように改める。

様式第3（第6条第3項、第21条第3項関係）

部門整理表

（単位：千円）

	水力 発電費		火力 発電費		原子力 発電費		新エネルギー等 発電費		送電費		変電費		配電費		販売費		合計
	計		計		計		計		計		計		計		計		
	固有	一般	固有	一般	固有	一般	固有	一般	固有	一般	固有	一般	固有	一般	固有	一般	
役員給与																	
給料手当																	
給料手当振替額（貸方）																	
退職給与金																	
厚生費																	
委託検針費																	
委託集金費																	
雑給																	
燃料費																	
使用済燃料再処理等拠 出金発電費																	
廃棄物処理費																	
特定放射性廃棄物処分費																	
消耗品費																	
修繕費																	
水利使用料																	
補償費																	
賃借料																	
委託費																	
損害保険料																	
原子力損害賠償資金補助法 一般負担金																	
原賠・廃炉等支援機構 一般負担金																	
普及開発関係費																	
養成費																	
研究費																	
諸費																	
貸倒損																	
固定資産税																	
雑税																	
減価償却費																	
固定資産除却費																	
原子力発電施設解体費																	
共有設備費等分担額																	
共有設備費等分担額（貸 方）																	
建設分担関連費振替額（貸 方）																	
附帯事業営業費用分担関連 費振替額（貸方）																	
開発費																	
開発費償却																	
株式交付費																	
株式交付費償却																	
社債発行費																	
社債発行費償却																	
法人税等																	
電気事業報酬																	
合計																	

（記載注意）

- 1 固有の欄には第6条第1項で各部門（一般管理費等を除く。）に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第四を次のように改める。

様式第4（第6条第4項関係）

販売費整理表

（単位：千円）

	需要家費	給電費	一般販売費	合計
役員給与				
給料手当				
給料手当振替額（貸方）				
退職給与金				
厚生費				
委託集金費				
雑給				
燃料費				
使用済燃料再処理等拠出金発電費				
廃棄物処理費				
特定放射性廃棄物処分費				
消耗品費				
修繕費				
水利使用料				
補償費				
賃借料				
委託費				
損害保険料				
原子力損害賠償資金補助法 一般負担金				
原賠・廃炉等支援機構 一般負担金				
普及開発関係費				
養成費				
研究費				
諸費				
貸倒損				
固定資産税				
雑税				
減価償却費				
固定資産除却費				
原子力発電施設解体費				
共有設備費等分担額				
共有設備費等分担額（貸方）				
建設分担関連費振替額（貸方）				
附帯事業営業費用分担関連費振替 額（貸方）				
開発費				
開発費償却				
株式交付費				
株式交付費償却				
社債発行費				
社債発行費償却				
法人税等				
電気事業報酬				
合計				

（記載注意） 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第四の次に次の様式を加える。

販売費整理表

（単位：千円）

	離島供給費			非離島供給費						合計
	需要家費	給電費	一般販売費	需要家費		給電費		一般販売費		
				ネットワー ク需要家費	非ネット ワーク 需要家費	ネットワー ク給電費	非ネット ワーク 給電費	ネットワー ク一般販売 費	非ネット ワーク 一般販売費	
役員給与										
給料手当										
給料手当振替額（貸方）										
退職給与金										
厚生費										
委託検針費										
委託集金費										
雑給										
燃料費										
使用済燃料再処理等拠出金発電費										
廃棄物処理費										
特定放射性廃棄物処分費										
消耗品費										
修繕費										
水利使用料										
補償費										
賃借料										
委託費										
損害保険料										
原子力損害賠償資金補助法 一般負担金										
原賠・廃炉等支援機構 一般負担金										
普及開発関係費										
養成費										
研究費										
諸費										
貸倒損										
固定資産税										
雑税										
減価償却費										
固定資産除却費										
原子力発電施設解体体費										
共有設備費等分担額										
共有設備費等分担額（貸方）										
建設分担関連費振替額（貸方）										
附帯事業営業費用分担関連費振替 額（貸方）										
開発費										
開発費償却										
株式交付費										
株式交付費償却										
社債発行費										
社債発行費償却										
法人税等										
電気事業報酬										
合計										

（記載注意） 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第五を次のように改める。

様式第5（第8条第1項関係）

送配電非関連費明細表

（単位：千円）

	総水力発電費			総火力発電費			総新エネルギー等発電費			総原子力発電費			給電費			合計		
	計			計			計			計			計			計		
		固定	可変		固定	可変		固定	可変		固定	可変		固定	可変		固定	可変
役員給与																		
給料手当																		
給料手当振替額（貸方）																		
退職給与金																		
厚生費																		
委託集金費																		
雑給																		
燃料費																		
使用済燃料再処理等拠出金発電費																		
廃棄物処理費																		
特定放射性廃棄物処分費																		
消耗品費																		
修繕費																		
水利使用料																		
補償費																		
賃借料																		
委託費																		
損害保険料																		
原子力損害賠償資金補助法一般負担金																		
原賠・廃炉等支援機構一般負担金																		
普及開発関係費																		
養成費																		
研究費																		
諸費																		
貸倒損																		
固定資産税																		
雑税																		
減価償却費																		
固定資産除却費																		
原子力発電施設解体費																		
共有設備費等分担額																		
共有設備費等分担額（貸方）																		
他社購入電源費																		
非化石証書購入費																		
建設分担関連費振替額（貸方）																		
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）																		
開発費																		
開発費償却																		
株式交付費																		
株式交付費償却																		
社債発行費																		
社債発行費償却																		
法人税等																		
電気事業報酬																		
他社販売電源料																		
合計																		

（記載注意）

その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第五の次に次の様式を加える。

送配電非関連費明細表

(単位：千円)

	水力発電費の うちの総非アン シラーサービス費			火力発電費の うちの総非アン シラーサービス費			新エネルギー 等発電費のう ちの総非アン シラーサービス費			総原子力発電 費			非ネットワー ク 給電費			合計		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与																		
給料手当																		
給料手当振替額（貸方）																		
退職給与金																		
厚生費																		
委託検針費																		
委託集金費																		
雑給																		
燃料費																		
使用済燃料再処理等拠出金発電費																		
廃棄物処理費																		
特定放射性廃棄物処分費																		
消耗品費																		
修繕費																		
水利使用料																		
補償費																		
賃借料																		
委託費																		
損害保険料																		
原子力損害賠償資金補助法一般負担金																		
原賠・廃炉等支援機構一般負担金																		
普及開発関係費																		
養成費																		
研究費																		
諸費																		
貸倒損																		
固定資産税																		
雑税																		
減価償却費										0	0	0						
固定資産除却費																		
原子力発電施設解体費																		
共有設備費等分担額																		
共有設備費等分担額（貸方）																		
他社購入電源費																		
非化石証書購入費																		
建設分担関連費振替額（貸方）																		
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）																		
開発費																		
開発費償却																		
株式交付費																		
株式交付費償却																		
社債発行費																		
社債発行費償却																		
法人税等																		
電気事業報酬										0	0	0						
非アンシラーサービス費																		
他社販売電源料																		
合計																		

(記載注意)

- 1 減価償却費及び電気事業報酬の（ ）内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。
- 2 非アンシラーサービス費の欄には、第25条の規定により非アンシラーサービス費に整理された費用を記載すること。
- 3 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第六の二から様式第二十二までを次のように改める。

様式第6の2（第24条第3項関係）

送電非関連需要明細表

	最大電力 (10^3 kW)	尖頭時責任電力 (10^3 kW)		発受電量 (10^6 kWh)	口数
		夏期	冬期		
非 特 定 需 要					
特 定 高 圧 需 要					
特 定 低 圧 需 要					
合 計					

様式第 7（第16条関係）

送配電非関連費及び送配電関連費等計算表																(単位：千円)		
	送配電非関連費									送配電関連費	配電関連費							
	固定費			可変費			需要家費			託送供給費用 相当額	託送供給費用 相当額	合計						
	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	計	計	固有	追加	送配電関連費	配電関連費	計		
特 定 需 要																		

（記載注意）

固有の欄には第10条第 2 項で整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費を、追加の欄には第15条で整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費を、記載すること。

注 様式第 1 の注 1 及び 2 と同様とすること。

様式第 7 の 2（第31条関係）

送配電非関連費及び送配電関連費等計算表																(単位：千円)		
	送配電非関連費									送配電関連費	配電関連費							
	固定費			可変費			需要家費			託送供給費用 相当額	託送供給費用 相当額	合計						
	固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	計	計	固有	追加	送配電関連費	配電関連費	計		
特定 高压需要																		
特定 低压需要																		

（記載注意）

固有の欄には第25条第 2 項で整理された固有固定費、固有可変費及び固有非ネットワーク需要家費を、追加の欄には第30条で整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費を、記載すること。

注 様式第 1 の注 1 及び 2 と同様とすること。

様式第 8（第18条第 6 項、第33条関係）

第 1 表

特定需要原価等と料金収入の比較表

（単位：千円）

	固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入
特 定 需 要									

（記載注意）

様式第 1 の注 1 及び 2 と同様とすること。

第 2 表

需要種別原価等と料金収入の比較表

（単位：千円）

	固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入
特定 高圧需 要									
特定 低圧需 要									

（記載注意）

様式第 1 の注 1 及び 2 と同様とすること。

様式第9（第19条第2項、第34条第2項関係）

特別変動額総括表

（単位：千円）

項 目	変 動 金 額	備 考
燃料費		
使用済燃料再処理等抛出金発電費		
特定放射性廃棄物処分費		
原子力発電施設解体費		
他社購入電源費		
他社販売電源料		
事業税		
合 計		

原価算定期間を、 年 月から 年 月までの 年として算定した。
（記載注意）

変動金額の欄は、外生的燃料費等変動相当額を整理すること。

〔主な項目の内訳〕

(1) 燃料費

（単位：千円）

項 目	変 動 金 額	備 考
火力燃料費	石炭費	
	燃料油費	
	ガス費	
	その他	
	小 計	
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））	
	濃縮関連費	
	小 計	
新エネルギー等燃料費		
合 計		
火力燃料重油換算消費量（ $10^3\text{k}1$ ）		
火力発電電力量（発電端 10^6kWh ）		
原子力発電電力量（発電端 10^6kWh ）		
新エネルギー等燃料重油換算消費量（ $10^3\text{k}1$ ）		
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量（発電端 10^6kWh ）		

（参考）主要燃料消費数量、消費価格

項 目	変 動 数 量	備 考
消費数量	石炭（ 10^3 t ）	
	重油（ $10^3\text{k}1$ ）	
	原油（ $10^3\text{k}1$ ）	
	LNG（ 10^3 t ）	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第10（第19条第3項、第34条第3項関係）
特別送配電非関連費明細表

（単位：千円）

項 目	可 変 費
燃料費	
使用済燃料再処理等拠出金発電費	
特定放射性廃棄物処分費	
原子力発電施設解体費	
他社購入電源費	
他社販売電源料	
事業税	
合 計	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第11（第19条第5項、第34条第5項関係）
特別送配電非関連費計算表

（単位：千円）

	可 変 費
特別送配電非関連費	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第12（第19条第5項関係）
特別原価等集計表

（単位：千円）

	可 変 費
特定需要	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第12の2（第34条第5項関係）
特別原価等集計表

（単位：千円）

	可 変 費
特定高圧需要	
特定低圧需要	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第13（第19条第11項、第34条第11項関係）

第1表

特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表

（単位：千円）

	固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入
特 定 需 要		()				()		()	()

（記載注意）

特定需要の（ ）内には、特別変動可変費に係る費用等を内数として記載すること。

第2表

特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表

（単位：千円）

	固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入
特定高圧需 要		()				()		()	()
特定低圧需 要		()				()		()	()

（記載注意）

特定高圧需要及び特定低圧需要の（ ）内には、特別変動可変費に係る費用等を内数として記載すること。

様式第14（第20条第2項、第35条第2項関係）
特殊変動額総括表

（単位：千円）

項 目	変 動 金 額	備 考
送配電関連費		
配電関連費		
原子力廃止関連仮勘定償却費		

原価算定期間を、 年 月 から 年 月 までの 年として算定した。

様式第15（第20条第4項、第35条第4項関係）
特殊送配電関連費等計算表

（単位：千円）

	変 動 費
特殊送配電関連費	
特殊配電関連費	
特殊送配電非関連費	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第16（第20条第4項関係）
特殊原価等集計表

（単位：千円）

	変 動 費
特定需要	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第16の2（第35条第4項関係）
特殊原価等集計表

（単位：千円）

	変 動 費
特定高圧需要	
特定低圧需要	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第17（第20条第10項、第35条第10項関係）

第1表

特殊変動費と料金収入の変動分の比較表

（単位：千円）

	固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入
特 定 需 要				()	()	()		()	()

（記載注意）

特定需要の（ ）内には、特殊変動費に係る費用等を内数として記載すること。

第2表

特殊変動費と料金収入の変動分の比較表

（単位：千円）

	固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入
特定高圧需 要				()	()	()		()	()
特定低圧需 要				()	()	()		()	()

（記載注意）

特定高圧需要及び特定低圧需要の（ ）内には、特殊変動費に係る費用等を内数として記載すること。

様式第18（第37条第2項、第39条第2項関係）

特定変動額総括表

（単位：千円）

項 目	変 動 金 額	備 考
燃料費		
他社購入電源費		
他社販売電源料		
合 計		

原価算定期間を、 年 月から 年 月までの 年として算定した。
（記載注意）

変動金額の欄は、石油石炭税相当額の変動に係るものを整理すること。

〔主な項目の内訳〕

(1) 燃料費

（単位：千円）

項 目	変 動 金 額	備 考
火力燃料費	石炭費	
	燃料油費	
	ガス費	
	その他	
合 計		

様式第19（第37条第3項、第39条第3項関係）
 特定送配電非関連費明細表

（単位：千円）

項 目	可 変 費
燃料費	
他社購入電源費	
他社販売電源料	
合 計	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第20（第37条第5項、第39条第5項関係）
 特定送配電非関連費計算表

（単位：千円）

	可 変 費
特定送配電非関連費	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第21（第37条第5項関係）
 特定原価等集計表

（単位：千円）

	可 変 費
特定需要	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第21の2（第39条第5項関係）
 特定原価等集計表

（単位：千円）

	可 変 費
特定高圧需要	
特定低圧需要	

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第22（第37条第11項、第39条第11項関係）

第1表

特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表

（単位：千円）

	固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入
特 定 需 要		()				()		()	()

（記載注意）

特定需要の（ ）内には、特定変動可変費に係る費用等を内数として記載すること。

第2表

特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表

（単位：千円）

	固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入
特定高圧需 要		()				()		()	()
特定低圧需 要		()				()		()	()

（記載注意）

特定高圧需要及び特定低圧需要の（ ）内には、特定変動可変費に係る費用等を内数として記載すること。

(みなし小売電気事業者部門別収支計算規則の一部改正)

第十三条 みなし小売電気事業者部門別収支計算規則(平成二十八年経済産業省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の点線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(部門別収支の整理等) 第二条 「略」 「削る」	(部門別収支の整理等) 第二条 「略」 2 一般送配電事業を営む事業者は、別表第一6

2:

前項の場合において、事業者の実情に応じた基準により、業務ごとに区分して会計を整理することが適当である場合であつて、当該事業者が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、当該基準により様式に整理することができる。この場合において、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

3:

(9) に規定された他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）に係る基準について、当該事業者の実情に応じた基準を定め、あらかじめ、当該基準を経済産業大臣に届け出なければならない。この場合において、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

第一項の場合において、事業者の実情に応じた基準により、業務ごとに区分して会計を整理することが適当である場合であつて、当該事業者が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、当該基準により様式に整理することができる。この場合において、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

(証明書)

第三条 事業者は、様式が別表第一に掲げる基準又は前条第二項の規定により届け出た基準に基づいて適正に作成されていることについての公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人による証明書を得なければならない。

第六条 「略」

2|| 沖縄電力は、別表第二6. (8) に規定され

(証明書)

第三条 事業者は、様式が別表第一に掲げる基準又は前条第三項の規定により届け出た基準及び同条第二項の規定により届け出た基準に基づいて適正に作成されていることについての公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人による証明書を得なければならない。

第六条 「略」

「新設」

他社販売送電料に係る基準について、沖縄電力の実情に応じた基準を定め、あらかじめ、当該基準を経済産業大臣に届け出なければならぬ。この場合において、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

3: 第二条第二項及び第三条から前条までの規定は、第一項の規定により様式を整理する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

「削る」	「削る」	「削る」

2: 第二条第二項及び第三項並びに第三条から前条までの規定は、前項の規定により様式を整理する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第二	別表第一6.	別表第二6.

	項: 第二:条:第二:		
	前:項:	「削る」	
	第六:条:第一:項	「削る」	

	項: 第二:条:第三:	項	
	第一:項:	他社販売送電 料(電源線に 係る収益を除 く。)	(9)
	第六:条:第一:項	他社販売送電 料	(8)

第三条

〔略〕	前条第二項	
〔略〕	第六条第三項 において読み 替えて準用す る前条第二項	

第三条

〔略〕	前条第三項	
〔略〕	第六条第二項 において読み 替えて準用す る前条第三項	

	第四条	
	第二条	「削る」
	第六条第一項 及び同条第三 項において読 み替えて準用 する第二条第 二項	「削る」

	第四条	
	第二条	同条第二項
	第六条第一項 並びに同条第 二項において 読み替えて準 用する第二条 第二項及び第 三項	第六条第二項 において読み 替えて準用す る前条第二項

		前条
及び前条		前条
並びに第六条	第三項において読み替えて準用する前条	次条第三項において読み替えて準用する前条

別表第1 (第2条関係)

事業者に係る部門別収支配分基準

		前条
及び前条		前条
並びに第六条	第二項において読み替えて準用する前条	次条第二項において読み替えて準用する前条

別表第1 (第2条関係)

事業者に係る部門別収支配分基準

1. [罫]

2. 事業に係る収益及び費用のうち、電気事業営業収益及び財務収益を電気事業収益の欄に、電気事業営業費用及び電気事業財務費用を電気事業費用の欄に、附帯事業営業収益、事業外収益、渇水準備引当金取崩し（貸方）、原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）及び特別利益を電気事業外収益の欄に、附帯事業営業費用、附帯事業財務費用、事業外費用、渇水準備金引当、原子力発電工事償却準備金引当及び特別損失を電気事業外費用の欄に、法人税等を法人税の欄に整理すること。なお、電気事業営業費用については、発生の主な原因を勘案して、水

1. [罫]

2. 事業に係る収益及び費用のうち、電気事業営業収益及び財務収益を電気事業収益の欄に、電気事業営業費用及び電気事業財務費用を電気事業費用の欄に附帯事業営業収益、事業外収益、渇水準備引当金取崩し（貸方）、原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）及び特別利益を電気事業外収益の欄に、附帯事業営業費用、附帯事業財務費用、事業外費用、渇水準備金引当、原子力発電工事償却準備金引当及び特別損失を電気事業外費用の欄に、法人税等を法人税の欄に整理すること。なお、電気事業営業費用については、発生の主な原因を勘案して、水

力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、原子力発電費、新エネルギー等発電費、他社購入電力料（特定抑制依頼に係る費用を含む。以下同じ。）、販売費（特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料及びその他に整理すること。

発電費（水力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。以下同じ。）、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいい、火力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。以下同じ。）、新エネルギー等発電費（新エネルギー等発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備に係る電気事業営業費用を除く。以下同じ。）、地帯間購入電力料、他社購入電力料（特定抑制依頼に係る費用を含む。以下

同じ。)、送電費(発電所内に存する送電設備に係る電気事業営業費用を含む。以下同じ。)、変電費(発電所内に存する変電設備に係る電気事業営業費用を含む。以下同じ。)、配電費(発電所内に存する配電設備に係る電気事業営業費用を含む。以下同じ。)、販売費(特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。)、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料及びその他に整理すること。この際、一の発電所内に存する発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備に係る電気事業営業費用については、当該発電所ごとの当該発電設備、送電設備、

3. 2. により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。 (1) 次に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。 営業収益 電気事業営業収益 電灯料 電灯料の種類に応じて特定需要部門及び一般需要部門 電力料 電力料の種類に応じて特定需要	変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電費、送電費、変電費及び配電費に整理すること。 3. 2. により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。 (1) 次に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。 営業収益 電気事業営業収益 電灯料 (非特定需要に係るもの及び離島供給に係るものに限る。) 一般需要部門 電力料 (非特定需要に係るもの、離島供

部門及び一般需要部門	給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限る。)
[並]	一般需要部門
[並]	他社販売電力料
[並]	他社販売電源料（再エネ特措法第17条
[並]	第1項各号に掲げる方法により供給し
[並]	た電気の料金に限る。） 特定需要・
[並]	一般需要外部門
[並]	託送収益
[並]	接続供給託送収益 一般需要部門
営業費用	[並]
電気事業営業費用	営業費用
	電気事業営業費用

[略]

[削る]

[略]

[略]

[略]

(2) 次に掲げるものを、それぞれ、次の比率に

[略]

他社購入電力料

他社購入電源費（再エネ特措法第16条

第1項の規定により一般送配電事業者

が認定事業者より調達した電気の代金

のうち、再エネ特措法第17条第1項各

号に掲げる方法により供給した電気に

係るものに限る。） 特定需要・一般

需要外部門

[略]

[略]

[略]

(2) 次に掲げるものを、それぞれ、次の比率に

より、特定需要部門及び一般需要部門の欄に
配分することにより整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

[並列]

[並列]

[並列]

[並列]

営業費用

電気事業営業費用

[並列]

より、特定需要部門及び一般需要部門の欄に
配分することにより整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

使用済燃料再処理等既発電量受取契約締

結分 発電電量比

託送収益

その他託送収益 料金収入比

事業者間精算収益 料金収入比

[並列]

営業費用

電気事業営業費用

[並列]

[並行]

接続供給託送料（インバランスに係る費用（みなし小売電気事業者が一般送配電事業を営む他の者又は配電事業を営む他の者に対して供給した電気の量と当該みなし小売電気事業者の小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する電気の量との30分を単位とした差について、当該他の者が接続供給において行う当該みなし小売電気事業者に対する電

原子力発電費

使用済燃料再処理等拠出金費

使用済燃料再処理等既発電費 発電

電量比

接続供給託送料（インバランスに係る費用（みなし小売電気事業者が一般送配電事業を営む他の者に対して供給した電気の量と当該みなし小売電気事業者の小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する電気の量との30分を単位とした差について、当該他の者が接続供給において行う当該みなし小売電気事業者に対する電気の供給に係る料金として

気の供給に係る料金として当該みなし小売電気事業者が負担する費用であつて、当該みなし小売電気事業者に係る指定旧供給区域外における小売供給に係るものを除く。以下同じ。)に限る。) 発受電量比

[第26]

[第26]

[第26]

[第26]

4. [第26]

[第26]

当該みなし小売電気事業者が負担する費用であつて、当該みなし小売電気事業者に係る指定旧供給区域外における小売供給に係るものを除く。以下同じ。)に限る。) 発受電量比

使用済燃料再処理等既発電費支払契約締

結分 発受電量比

電源開発促進税 販売電力量比

[第26]

[第26]

4. [第26]

5. 2. により整理された電気事業営業収益に係

る額のうち、電灯料（特定需要に係るものに限る。）及び電力料（特定需要に係るものに限る。）（以下この5.において「特定需要電灯料等」という。）を、次の方法により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に整理すること。

(1) 次の額及び値を算定すること。

- ① 改正法附則第9条第1項又は法第18条第1項若しくは第5項による当該事業年度末前の直近の託送供給等約款の認可又は届出（以下「直近の託送供給等約款の認可等」という。）に当たり、電気事業法等の一部を改正する法律附則第9条第1項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等

約款で設定する託送供給等約款料金の算定
に関する省令（平成27年経済産業省令第57
号。以下「旧託送料金算定規則」という。
）第9条第3項又は一般送配電事業託送供
給等約款料金算定規則（平成28年経済産業
省令第22号。以下「託送料金算定規則」と
いう。）第9条第3項において算定した総
離島供給費に旧託送料金算定規則第3条第
1項又は託送料金算定規則第9条第1項第
5号において算定した離島供給費に係る販
売費を加えて得た額から、旧託送料金算定
規則第7条第1項又は託送料金算定規則第
7条第1項において算定した離島供給に係

る収益を控除したもののうち低圧需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該低圧需要に係る電力量で除した額

② 当該特定需要電灯料等について、小売料金算定規則第44条の規定により行つた増額及び減額により得られた額を合計した額

③ 当該事業年度における特定需要に係る販売電力量

(2) 特定需要電灯料等のうち、(1)①の額に(1)③の値を乗じて得た額に相当する額及び(1)②の額を一般需要部門の欄に、それ以外の額を特定需要部門の欄に整理すること。

5. 2. により各欄に整理された額のうち、3...及び4...に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

(1) 電気事業財務費用の整理

① 電気事業財務費用を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、一般管理費、休止設備費、貸付設備費及び営業外費用に配分することにより整理すること。

- 1) 発生の主な原因を勘案して、水力発電設備、火力発電設備（汽力発電設備及

6. 2. により各欄に整理された額のうち、3...から5...までに掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

(1) 電気事業財務費用の整理

① 電気事業財務費用を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費、一般管理費、休止設備費、貸付設備費及び営業外費用に配分することにより整理すること。

- 1) 発生の主な原因を勘案して、水力発電設備（水力発電所内に存する送電設備

び内燃力発電設備をいう。以下同じ。）
、原子力発電設備、新エネルギー等発電設備、業務設備、休止設備、貸付設備及び事業外固定資産の固定資産帳簿価額（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。以下同じ。）を算定し、これらを合計した額（以下「固定資産合計額」と
いう。）を算定すること。

、変電設備及び配電設備を除く。以下同じ。）
、火力発電設備（汽力発電設備及び内燃力発電設備をいい、火力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。以下同じ。）
、原子力発電設備（原子力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。以下同じ。）
、新エネルギー等発電設備（新エネルギー等発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。以下同じ。）
、送電設備（発電所内に存する送電設備を含む。以下同じ。）
、変電設備（発電所内に存する変電設備を含む。以下同

じ。)、配電設備(発電所内に存する配電設備を含む。以下同じ。)、業務設備、休止設備、貸付設備及び事業外固定資産の固定資産帳簿価額(リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。以下同じ)を算定し、これらを合計した額(以下「固定資産合計額」という。)を算定すること。

この際、一の発電所内に存する発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備の固定資産帳簿価額については、当該発電所ごとの当該発電設備、送電設備、変

2) 電気事業財務費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の費用に配分することにより整理すること。

[並]

[並]

[並]

[並]

電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電設備、送電設備、変電設備及び配電設備の固定資産帳簿価額に整理して算定すること。

2) 電気事業財務費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の費用に配分することにより整理すること。

[並]

送電設備の固定資産帳簿価額／固定資

産合計額 送電費

変電設備の固定資産帳簿価額／固定資

産合計額 変電費

配電設備の固定資産帳簿価額／固定資

産合計額 配電費

[略]

[密]

② [密]

② [密]

[密の]

(2) 送電費、変電費及び配電費 ((1)により整理

されたものを含む。)のうち、電源線に係る
託送料及び減価償却費並びにこれらに対応す
る設備に係る電気事業財務費用(支払利息に
限る。)を、それぞれ発生的主要原因に応じ
て、水力発電費、火力発電費、原子力発電費
及び新エネルギー等発電費に配分することに
より整理すること。

(2) 一般管理費 ((1)により整理されたものを含む。
以下この(2)において同じ。)を、次の方

(3) 一般管理費 ((1)により整理されたものを含む。
以下この(3)において同じ。)を、次の方

法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費及び販売費（以下「5部門」という。）に配分することにより整理すること。

① 一般管理費を、会計規則別表第2第5表（電気事業営業費用明細表）の費用項目（以下「営業費用項目」という。）ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り5部門に直課すること。

② 〔望〕

〔望の〕

法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、配電費及び販売費（以下「8部門」という。）に配分することにより整理すること。

① 一般管理費を、会計規則別表第2第5表（電気事業営業費用明細表）の費用項目（以下「営業費用項目」という。）ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り8部門に直課すること。

② 〔望〕

(4) 水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電費 ((1)から(3)までにより整理されたもの)

のを含む。以下この(4)において「水力・火力
・新エネルギー等発電費」という。)を、そ
れぞれ、次の方法により、離島供給に係る費
用(以下「離島供給費用」という。)及び離
島供給費用以外の費用(以下「非離島供給費
用」という。)に整理し、非離島供給費用に
整理された水力・火力・新エネルギー等発電
費を、事業者の指定旧供給区域内の電気の周
波数の値の維持等であつて離島以外の指定旧
供給区域に係るものに係る費用(以下「アン
シラリーサービス費用」という。)及びアン
シラリーサービス費用以外の費用(以下「非
アンシラリーサービス費用」という。)に配

分することにより整理すること。

① 水力・火力・新エネルギー等発電費を、
営業費用項目ごとに、発生の主な原因に
応じて、可能な限り離島供給費用又は非離島
供給費用に直課すること。

② ①の整理により難しい費用を、営業費用項
目ごとに、別表第４に定める活動帰属基準
又は配賦基準により、離島供給費用又は非
離島供給費用に配分することにより整理す
ること。

③ ①及び②により整理された非離島供給費
用を、発生の主な原因に応じて、アンシラ
リーサービス費用及び非アンシラリーサー

[522]

ビス費用に整理すること。

(5) 変電費 (1)から(3)までにより整理されたものを含む。以下この(5)において同じ。)を、
次の方法により、低圧需要、高圧需要及び特
別高圧需要のいずれにも応じて使用される変
電設備に係る費用 (以下「受電用変電サービ
ス費用」という。)及び受電用変電サービス
費用以外の費用 (以下「配電用変電サービス
費用」という。)に配分することにより整理
すること。

① 変電費を、営業費用項目ごとに、発生の
主な原因に応じて、可能な限り受電用変電
サービス費用又は配電用変電サービス費用

に直課すること。

② ①の整理により難しい費用を、別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、受電用変電サービス費用又は配電用変電サービス費用に配分することにより整理すること。

[別表第3]

(6) 配電費 ((1)から(3)までにより整理されたものを含む。以下この(6)において同じ。)を、次の方法により、引込線、計器、電流制限器、屋内配線の調査及び測定並びに検針に係る費用 (以下「配電需要家費用」という。)並びに配電需要家費用以外の費用に配分することにより整理し、配電需要家費用以外の費用

を、低圧需要のみに応じて使用される配電設備に係る費用（以下「低圧配電費用」という。）及び低圧配電費用以外の費用（以下「高圧配電費用」という。）に配分することにより整理すること。

① 配電費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、配電需要家費用又は配電需要家費用以外の費用に配分することにより整理すること。

② ①により整理された配電需要家費用以外の費用を、営業費用項目ごとに、低圧配電設備の建設費及び高圧配電設備の建設費の比率により、低圧配電費用又は高圧配電費

用に配分することにより整理すること。

(7) 販売費 ((3)により整理されたものを含む。

以下この(7)において同じ。)を、次の方法により、離島供給費用及び非離島供給費用に整理し、非離島供給費用に整理された販売費を、給電設備に係る費用(以下「給電費用」という。)、調定及び集金に係る費用(以下「販売需要家費用」という。)並びにその他販売費用(以下「一般販売費用」という。)に配分することにより整理し、給電費用を、一般送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク給電費用」という。)及びネットワーク給電費用以外の費用(以下「非ネットワーク

(3) 販売費 ((2)により整理されたものを含む。

以下この(3)において同じ。)を、次の方法により、給電設備に係る費用(以下「給電費用」という。)、調定及び集金に係る費用(以下「販売需要家費用」という。)並びにその他販売費用(以下「一般販売費用」という。)に配分することにより整理すること。

① 販売費を、営業費用項目ごとに、発生の

給電費用」という。)に配分することにより整理し、販売需要家費用を、一般送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク販売需要家費用」という。)及びネットワーク販売需要家費用以外の費用(以下「非ネットワーク販売需要家費用」という。)に配分することにより整理し、一般販売費用を、一般送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク一般販売費用」という。)及びネットワーク一般販売費用以外の費用(以下「非ネットワーク一般販売費用」という。)に配分することにより整理すること。

① 販売費を、営業費用項目ごとに、発生の

主な原因に応じて、可能な限り給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に直課すること。

- ② ①の整理により難しい費用を、営業費用項目ごとに、別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に配分することにより整理すること。

[並行]

主な原因に応じて、可能な限り離島供給費用又は非離島供給費用に直課すること。

- ② ①の整理により難しい費用を、営業費用項目ごとに、別表第4に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島供給費用又は非離島供給費用に配分することにより整理すること。

- ③ ①及び②により整理された非離島供給費用を、次の方法により、ネットワーク給電費用、非ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用、非ネットワーク販売需要家費用、ネットワーク一般販売費用及

び非ネットワーク一般販売費用に整理すること。

1) ①及び②により整理された非離島供給費用を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に直課すること。

2) 1) の整理により難しい費用を、別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に配分することにより整理すること。

3) 1) 及び2) により整理された給電

費用を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限りネットワーク給電費用又は非ネットワーク給電費用に直課すること。

4) 3) の整理により難しい費用を、別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク給電費用又は非ネットワーク給電費用に配分することにより整理すること。

5) 1) 及び2) により整理された販売需要家費用を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限りネットワーク販売需要家費用又は非ネットワーク

ワーク販売需要家費用に直課すること。

6) 5) の整理により難しい費用を、別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク販売需要家費用又は非ネットワーク販売需要家費用に配分することにより整理すること。

7) 1) 及び2) により整理された一般販売費用を、営業費用項目ごとに、発生
の主な原因に応じて、可能な限りネット
ワーク一般販売費用又は非ネットワーク
一般販売費用に直課すること。

8) 7) の整理により難しい費用を、別表

第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワ
ーク一般販売費用又は非ネットワーク一
般販売費用に配分することにより整理す
ること。

(4) (1)から(3)までにより整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、原子力発電費、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用を合計したもの（以下この(4)、(5)及び(10)において「送配電非関連費用」という。）とに整理すること。

この際、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却

(8) (1)から(7)までにより整理された送電費、アンシラリーサービス費用、受電用変電サービス費用、配電用変電サービス費用、配電需要家費用、低圧配電費用、高圧配電費用、ネットワーク給電費用、ネットワーク一般販売費用を合計したものの（以下この(8)、(9)及び(15)において「送配電関連費用」という。）と水力発電費のう

費を除く。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）を、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。

ちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、原子力発電費（使用済燃料再処理等既発電費を除く。）、非ネットワーク給電費用、非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を合計したものの（以下この(8)、(9)及び(16)において「送配電非関連費用」という。）とに整理すること。

この際、地帯間購入送電費（電源線に係る費用に限る。）、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費及び再エネ特措法第16条第1項に基

づき一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再エネ特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気に係るものを除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用に限る。）、非化石証書購入費、地帯間販売送電料（電源線に係る収益に限る。）、他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益及び再エネ特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気の料金を除く。）及び他社販売送電料（電源線に係る収益に限る。）（以下この(8)において「地帯間購入送電費等」という。）を、発生的主要原因に応じて、離島供給費

用又は非離島供給費用に配分することにより整理し、非離島供給費用に整理された地帯間購入送電費等を、アンシラリーサービス費用、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。また、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）及び他社販売送

電料（電源線に係る収益を除く。）を、送電費に整理すること。また、地帯間購入電源費及び地帯間販売電源料を、送配電関連費用に配分することにより整理すること。

(5) (4)により整理された送配電非関連費用（販売需要家費用及び一般販売費用を除く。以下この(5)において同じ。）を、改正法附則第18条第1項若しくは第20条第1項による特定小売供給約款の認可、改正法附則第18条第3項の規定により同条第1項の認可を受けたとみなされる改正法第1条の規定による改正前の法第19条第1項若しくは第4項による旧供給約款の認可若しくは届出、又は旧法第19条第

(9) (8)により整理された送配電関連費用（配電需要家費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を除く。以下この(9)において同じ。）を、直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第11条又は託送料金算定規則第11条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電関連費用（以下この(9)及び(10)において「送配電関連固定費用」という。

4項による特定小売供給約款の届出のうち当該事業年度末前の直近のもの（以下「直近の特定小売供給約款の認可等」という。）に当たり、小売料金算定規則第8条又は小売料金算定規則附則第2項の規定により廃止された一般電気事業供給約款料金算定規則（平成11年通商産業省令第105号。以下「旧小売料金算定規則」という。）第8条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用（以下この(5)及び(6)において「送配電非関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（以下この(5)及び(8)において「送配電

）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（以下この(9)及び(13)において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理し、(8)により整理された送配電非関連費用（非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を除く。以下この(9)において同じ。）を、改正法附則第18条第1項若しくは第20条第1項による特定小売供給約款の認可、改正法附則第18条第3項の規定により同条第1項の認可を受けたとみなされる改正法第1条の規定による改正前の法第19条第1項若しくは第4項による旧供給約款の認可若しくは届出、又は旧法第19条第4

非関連可変費用」という。)に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、小売料金算定規則第8条に規定された基準により整理すること。

この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費(原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。)、他社販売電源料(原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。)、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益を、送配電非関連固定費用に配分することにより整理すること。

項による特定小売供給約款の届出のうち当該事業年度末前の直近のもの(以下「直近の特定小売供給約款の認可等」という。)に当たり、小売料金算定規則第8条又は小売料金算定規則附則第2項の規定により廃止された一般電気事業供給約款料金算定規則(平成11年通商産業省令第105号。以下「旧小売料金算定規則」という。)第8条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用(以下この(9)及び(11)において「送配電非関連固定費用」という。)及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用(以下この(9)及び(11)において「送配電非

関連可変費用」という。)に配分することにより整理すること。ただし、これにより難しいときは、託送料金算定規則第11条又は小売料金算定規則第8条に規定された基準により整理すること。

この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益を、送配電非関連固定費用に配分することにより整理すること。また、他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）を、第2

[並列]

条第2項の基準により、送配電関連固定費用及び送配電関連可変費用に配分することにより整理すること。

- (10) (9)により整理された送配電関連固定費用を、次の①から④までに掲げる基準により、非特定需要及び特定需要ごと、非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び特定需要ごと並びに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。
- ① 送配電関連需要について、次の割合及び値を算定すること。
- 1) 非特定需要及び特定需要の最大電力

を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの最大電力の占める割合

2) 非特定需要（特別高压需要を除く。

）及び特定需要の月ごとの契約電力を合計して得た値（以下「延契約電力」という。）を合計した値のうちに非特定需要（特別高压需要を除く。）及び特定需要ごとの延契約電力の占める割合

3) 非特定需要（特別高压需要及び高压需要を除く。）及び特定需要の延契約電力を合計した値のうちに非特定需要（特別高压需要及び高压需要を除く。）及び特定需要ごとの延契約電力の占める割合

4) 非特定需要及び特定需要の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合

5) 非特定需要及び特定需要の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合

6) 非特定需要及び特定需要の発受電量を合計した値のうちに非特定需要及び特定需要ごとの発受電量の占める割合

7) 非特定需要（特別高压需要を除く。）及び特定需要の発受電量を合計した値

のうちに非特定需要（特別高压需要を除く。）及び特定需要ごとの発受電量の占める割合

8) 非特定需要（特別高压需要及び高压需要を除く。）及び特定需要の発受電量を合計した値のうちに非特定需要（特別高压需要及び高压需要を除く。）及び特定需要ごとの発受電量の占める割合

9) 非特定需要及び特定需要ごとに、1) の割合に2を、4) の割合に0.5を、5) の割合に0.5を、6) の割合に1を乗じて得た合計の値を4で除して得た値

10) 非特定需要（特別高压需要を除く。）

）及び特定需要ごとに、２）の割合に２
を、７）の割合に１を乗じて得た合計の
値を３で除して得た値

11) 非特定需要（特別高压需要及び高压
需要を除く。）及び特定需要ごとに、３
）の割合に２を、８）の割合に１を乗じ
て得た合計の値を３で除して得た値

② 送配電関連固定費用（配電用変電サービ
ス費用、低圧配電費用及び高压配電費用を
除く。）を、送配電関連需要についての①
９）の値により、非特定需要及び特定需要
ごとに、配分することにより整理すること

＝

③ 送配電関連固定費用のうち、配電用変電サービス費用及び高压配電費用を、送配電関連需要についての①10)の値により、非特定需要（特別高压需要を除く。）及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

④ 送配電関連固定費用のうち、低压配電費用を、送配電関連需要についての①11)の値により、非特定需要（特別高压需要及び高压需要を除く。）及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

(6) (5)により整理された送配電非関連固定費用を、次に掲げる基準により、非特定需要及び

(11) (9)により整理された送配電非関連固定費用を、次に掲げる基準により、非特定需要及び

特定需要に配分することにより整理すること。
。

[参]

- (7) (3)により整理された販売需要家費用を、送配電非関連需要に係る非特定需要及び特定需要の口数の合計のうちに非特定需要及び特定需要ごとの口数の占める割合により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

特定需要に配分することにより整理すること。
。

[参]

- (12) (6)及び(7)により整理された配電需要家費用及びネットワーク販売需要家費用を、送配電関連需要に係る非特定需要及び特定需要の口数の合計のうちに非特定需要及び特定需要ごとの口数の占める割合により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理し、(7)により整理された非ネットワーク販売需要家費用を、送配電非関連需要に係る非特定需要及び特定需要の口数の合計のうちに非特定需要及び特定需要ごとの口数の占める割合

(8) (5)により整理された送配電非関連可変費用を、(6)①4)の値により、非特定需要及び特定需要ごとに配分することにより整理すること。

[並行]

合により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

(13) (9)により整理された送配電関連可変費用及び送配電非関連可変費用を、次に掲げる基準により、非特定需要及び特定需要ごと、非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

① 送配電関連可変費用（配電用変電サービス費用、低圧配電費用及び高圧配電費用を除く。）を、(10)①6)の値により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することに

より整理すること。

[証N]

② 送配電関連可変費用のうち、配電用変電サービス費用及び高压配電費用を、(10)①7)の値により、非特定需要（特別高压需要を除く。）及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

[証N]

③ 送配電関連可変費用のうち、低压配電費用を、(10)①8)の値により、非特定需要（特別高压需要及び高压需要を除く。）及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

[証N]

④ 送配電非関連可変費用を、(11)①4)の値により、非特定需要及び特定需要ごとに、

配分することにより整理すること。

(9) (6)から(8)までにより整理された非特定需要及び特定需要ごとの費用のうち、特定需要に係る費用を特定需要部門の欄に、非特定需要に係る費用を一般需要部門の欄に整理すること。

[並べ]

(14) (10)から(13)までにより整理された非特定需要及び特定需要ごと、非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び特定需要ごと並びに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定需要ごとの費用のうち、特定需要に係る費用を特定需要部門の欄に、非特定需要、非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）に係る費用を一般需要部門の欄に整理すること。

(15) (7)により整理されたネットワーク一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ

れ次の部門の欄に整理すること。

① (10)、(12)及び(13)により整理された送配電関連費用の合計額のうち、(10)、(12)及び(13)で整理された特定需要に係る送配電関連費用の額の占める割合 特定需要部門

② (10)、(12)及び(13)により整理された送配電関連費用の合計額のうち、(10)、(12)及び(13)で整理された非特定需要に係る送配電関連費用の額の占める割合 一般需要部門

(16) (7)により整理された非ネットワーク一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の部門の欄に整理すること。

① (11)から(13)までにより整理された送配電非

(10) (3)により整理された一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の部門の欄に整理すること。

① (6)から(8)までにより整理された送配電非

関連費用の合計額のうちに、(6)から(8)までで整理された特定需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合 特定需要部門

- ② (6)から(8)までにより整理された送配電非関連費用の合計額のうちに、(6)から(8)までで整理された非特定需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合 一般需要部門

[並行]

6. [並行]

7. 法人税等（法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。）を、6.により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額の

関連費用の合計額のうちに、(11)から(13)までで整理された特定需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合 特定需要部門

- ② (11)から(13)までにより整理された送配電非関連費用の合計額のうちに、(11)から(13)までで整理された非特定需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合 一般需要部門

(17) (4)、(7)及び(8)により整理された離島供給費用を一般需要部門の欄に整理すること。

7. [並行]

8. 法人税等（法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。）を、7.により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額の

うちに各部門ごとの税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

8. 6. により各部門ごとに整理された税引前当期純利益又は純損失から、7. により各部門ごとに整理された法人税を控除した額を当期純利益又は純損失の各部門ごとの欄に整理すること。

別表第2（第6条関係）

沖縄電力に係る部門別収支配分基準

1. ・ 2. [望]

3. 2. により各欄に整理された額を、次の方法

うちに各部門ごとの税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

9. 7. により各部門ごとに整理された税引前当期純利益又は純損失から、8. により各部門ごとに整理された法人税を控除した額を当期純利益又は純損失の各部門ごとの欄に整理すること。

別表第2（第6条関係）

沖縄電力に係る部門別収支配分基準

1. ・ 2. [望]

3. 2. により各欄に整理された額を、次の方法

により、各部門の欄に整理すること。

(1) 次に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

電灯料（非特定需要に係るもの及び離島等供給に係るものに限る。） 一般

需要部門

電力料（非特定需要に係るもの、離島等供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限る。） 一般

需要部門

他社販売電力料

他社販売電源料（再生可能エネルギー

により、各部門の欄に整理すること。

(1) 次に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

電灯料（非特定需要に係るもの及び離島供給に係るものに限る。） 一般

要部門

電力料（非特定需要に係るもの、離島供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限る。） 一般

需要部門

他社販売電力料

他社販売電源料（再生可能エネルギー

一電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気の料金に限る。） 特定需要・一般需要外部門 [留] 営業費用 電気事業営業費用 [留] 他社購入電力料 他社購入電源費（再生可能エネルギー	

条第1項各号に掲げる方法により供給した電気の料金に限る。） 特定需要・一般需要外部門 [留] 営業費用 電気事業営業費用 [留] 他社購入電力料 他社購入電源費（再生可能エネルギー特措法第19	

二電<u>気特措法</u>第19条第1項の規定により一般送配電事業者及び配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再生可能エネルギー電<u>気特措法</u>第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気に係るものに限る。） 特定需要・一般需要外部門	条第1項の規定により一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再生可<u>特措法</u>第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気に係るものに限る。） 特定需要・一般需要外部門
[略]	[略]
[略]	[略]
(2) [略]	(2) [略]
4. [略]	4. [略]

5. 2. により整理された電気事業営業収益に係る額のうち、電灯料（特定高压需要に係るものに限る。以下5. において「特定高压需要電灯料」という。） 、電灯料（特定低压需要に係るものに限る。以下5. において「特定低压需要電灯料」という。） 、電力料（特定高压需要に係るものに限る。以下5. において「特定高压需要電力料」という。） 及び電力料（特定低压需要に係るものに限る。以下5. において「特定低压需要電力料」という。） を、次の方法により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に整理すること。

- (1) 次の額及び値を算定すること。

5. 2. により整理された電気事業営業収益に係る額のうち、電灯料（特定高压需要に係るものに限る。以下5. において「特定高压需要電灯料」という。） 、電灯料（特定低压需要に係るものに限る。以下5. において「特定低压需要電灯料」という。） 、電力料（特定高压需要に係るものに限る。以下5. において「特定高压需要電力料」という。） 及び電力料（特定低压需要に係るものに限る。以下5. において「特定低压需要電力料」という。） を、次の方法により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に整理すること。

- (1) 次の額及び値を算定すること。

① 改正法附則第 9 条第 1 項又は法第 18 条第 1 項若しくは第 5 項による当該事業年度末前の直近の託送供給等約款の認可又は届出（以下「直近の託送供給等約款の認可等」という。）に当たり、電気事業法等の一部を改正する法律附則第 9 条第 1 項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成 27 年経済産業省令第 57 号。以下「旧託送料金算定規則」という。）第 9 条第 3 項又は一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成 28 年経済産業省令第 22 号。以下「託送料金算定規則」と

① 直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第 9 条第 3 項又は託送料金算定規則第 9 条第 3 項において算定した総離島供給費に旧託送料金算定規則第 3 条第 1 項又は託送料金算定規則第 9 条第 1 項第 5 号において算定した離島供給費に係る販売費を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第 7 条第 1 項又は託送料金算定規則第 7 条第 1 項において算定した離島供給に係る収益を控除したもののうち高压需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該高压需要に係る電力量で除した額

いう。)第9条第3項において算定した総
離島等供給費に旧託送料金算定規則第3条
第1項又は託送料金算定規則第9条第1項
第5号において算定した離島等供給費に係
る販売費を加えて得た額から、旧託送料金
算定規則第7条第1項又は託送料金算定規
則第7条第1項において算定した離島等供
給に係る収益を控除したもののうち高压需
要に係るものの額を、当該直近の託送供給
等約款の認可等に当たり算定した当該高压
需要に係る電力量で除した額

- ② 直近の託送供給等約款の認可等に当たり
、旧託送料金算定規則第9条第3項又は託

- ② 直近の託送供給等約款の認可等に当たり
、旧託送料金算定規則第9条第3項又は託

送料金算定規則第9条第3項において算定した総離島等供給費に旧託送料金算定規則第3条第1項又は託送料金算定規則第9条第1項第5号において算定した離島等供給費に係る販売費を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第7条第1項又は託送料金算定規則第7条第1項において算定した離島等供給に係る収益を控除したもののうち低圧需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該低圧需要に係る電力量で除した額

③ 当該特定高圧需要電灯料及び当該特定高圧需要電力料について、小売料金算定規則

送料金算定規則第9条第3項において算定した総離島供給費に旧託送料金算定規則第3条第1項又は託送料金算定規則第9条第1項第5号において算定した離島供給費に係る販売費を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第7条第1項又は託送料金算定規則第7条第1項において算定した離島供給に係る収益を控除したもののうち低圧需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該低圧需要に係る電力量で除した額

③ 当該特定高圧需要電灯料及び当該特定高圧需要電力料について、小売料金算定規則

第41条の規定により行つた増額及び減額により得られた額を合計した額

- ④ 当該特定低圧需要電灯料及び当該特定低圧需要電力料について、小売料金算定規則第41条の規定により行つた増額及び減額により得られた額を合計した額

⑤・⑥ [望]

(2) [望]

6. 2. により各欄に整理された額のうち、3. から5. までに掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

(1)・(2) [望]

第44条の規定により行つた増額及び減額により得られた額を合計した額

- ④ 当該特定低圧需要電灯料及び当該特定低圧需要電力料について、小売料金算定規則第44条の規定により行つた増額及び減額により得られた額を合計した額

⑤・⑥ [望]

(2) [望]

6. 2. により各欄に整理された額のうち、3. から5. までに掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

(1)・(2) [望]

(3) 水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電費（(1)及び(2)により整理されたものを含む。以下この(3)において「水力・火力・新エネルギー等発電費」という。）を、それぞれ、次の方法により、離島等供給に係る費用（以下「離島等供給費用」という。）又は離島等供給費用以外の費用（以下「非離島等供給費用」という。）に整理し、非離島等供給費用に整理された水力・火力・新エネルギー等発電費を、アンシラリーサービス費用及び非アンシラリーサービス費用に配分することにより整理すること。

① 水力・火力・新エネルギー等発電費を、

(3) 水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電費（(1)及び(2)により整理されたものを含む。以下この(3)において「水力・火力・新エネルギー等発電費」という。）を、それぞれ、次の方法により、離島供給費用又は非離島供給費用に整理し、非離島供給費用に整理された水力・火力・新エネルギー等発電費を、アンシラリーサービス費用及び非アンシラリーサービス費用に配分することにより整理すること。

① 水力・火力・新エネルギー等発電費を、

営業費用項目ごとに、発生的主要原因に応じて、可能な限り離島等供給費用又は非離島等供給費用に直課すること。

- ② ①の整理により難しい費用を、営業費用項目ごとに、別表第4に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島等供給費用又は非離島等供給費用に配分することにより整理すること。

- ③ ①及び②により整理された非離島等供給費用を、発生の主要原因に応じて、アンシラリーサービス費用及び非アンシラリーサービス費用に整理すること。

- (4) 変電費 ((1)及び(2)により整理されたものを

営業費用項目ごとに、発生的主要原因に応じて、可能な限り離島供給費用又は非離島供給費用に直課すること。

- ② ①の整理により難しい費用を、営業費用項目ごとに、別表第4に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島供給費用又は非離島供給費用に配分することにより整理すること。

- ③ ①及び②により整理された非離島供給費用を、発生の主要原因に応じて、アンシラリーサービス費用及び非アンシラリーサービス費用に整理すること。

- (4) 変電費 ((1)及び(2)により整理されたものを

含む。以下この(4)において同じ。)を、次の方法により、低圧需要、高圧需要及び特別高圧需要のいずれにも応じて使用される変電設備に係る費用 (以下「受電用変電サービス費用」という。)及び受電用変電サービス費用以外の費用 (以下「配電用変電サービス費用」という。)に配分することにより整理すること。

①・② [望]

- (5) 配電費 ((1)及び(2)により整理されたものを含む。以下この(5)において同じ。)を、次の方法により、引込線、計器、電流制限器、屋内配線の調査及び測定並びに検針に係る費用

含む。以下この(4)において同じ。)を、次の方法により、受電用変電サービス費用及び配電用変電サービス費用に配分することにより整理すること。

①・② [望]

- (5) 配電費 ((1)及び(2)により整理されたものを含む。以下この(5)において同じ。)を、次の方法により、配電需要家費用又は配電需要家費用以外の費用に配分することにより整理し

（以下「配電需要家費用」という。）又は配電需要家費用以外の費用に配分することにより整理し、配電需要家費用以外の費用を、低圧需要のみに応じて使用される配電設備に係る費用（以下「低圧配電費用」という。）及び低圧配電費用以外の費用（以下「高圧配電費用」という。）に配分することにより整理すること。

①・② [望]

- (6) 販売費 ((2)により整理されたものを含む。
以下この(6)において同じ。) を、次の方法により、離島等供給費用及び非離島等供給費用に整理し、非離島等供給費用に整理された販

、配電需要家費用以外の費用を、低圧配電費用及び高圧配電費用に配分することにより整理すること。

①・② [望]

- (6) 販売費 ((2)により整理されたものを含む。
以下この(6)において同じ。) を、次の方法により、離島供給費用及び非離島供給費用に整理し、非離島供給費用に整理された販売費を

売費を、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用に配分することにより整理し、給電費用を、ネットワーク給電費用及び非ネットワーク給電費用に配分することにより整理し、販売需要家費用を、ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク販売需要家費用に配分することにより整理し、一般販売費用を、ネットワーク一般販売費用及び非ネットワーク一般販売費用に配分することにより整理すること。

- ① 販売費を、営業費用項目ごとに、発生的主要原因に応じて、可能な限り離島等供給費用又は非離島等供給費用に直課すること

、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用に配分することにより整理し、給電費用を、ネットワーク給電費用及び非ネットワーク給電費用に配分することにより整理し、販売需要家費用を、ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク販売需要家費用に配分することにより整理し、一般販売費用を、ネットワーク一般販売費用及び非ネットワーク一般販売費用に配分することにより整理すること。

- ① 販売費を、営業費用項目ごとに、発生的主要原因に応じて、可能な限り離島供給費用又は非離島供給費用に直課すること。

。

② ①の整理により難しい費用を、営業費用項目ごとに、別表第4に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島等供給費用又は非離島等供給費用に配分することにより整理すること。

③ ①及び②により整理された非離島等供給費用を、次の方法により、ネットワーク給電費用、非ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用、非ネットワーク販売需要家費用、ネットワーク一般販売費用及び非ネットワーク一般販売費用に整理すること。

② ①の整理により難しい費用を、営業費用項目ごとに、別表第4に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島供給費用又は非離島供給費用に配分することにより整理すること。

③ ①及び②により整理された非離島供給費用を、次の方法により、ネットワーク給電費用、非ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用、非ネットワーク販売需要家費用、ネットワーク一般販売費用及び非ネットワーク一般販売費用に整理すること。

1) ①及び②により整理された非離島

供給費用を、営業費用項目ごとに、

発生的主要原因に応じて、可能な限り

給電費用、販売需要家費用又は一般販

売費用に直課すること。

2) ～8) [望]

(7) (1)から(6)までにより整理された送電費、ア
シシラリーサービス費用、受電用変電サービ
ス費用、配電用変電サービス費用、配電需要
家費用、低圧配電費用、高圧配電費用、ネッ
トワーク給電費用、ネットワーク販売需要家
費用及びネットワーク一般販売費用を合計し
たもの (以下この(7)、(8)及び(14)において「送

1) ①及び②により整理された非離島

供給費用を、営業費用項目ごとに、発

生的主要原因に応じて、可能な限り給

電費用、販売需要家費用又は一般販売

費用に直課すること。

2) ～8) [望]

(7) (1)から(6)までにより整理された送電費、ア
シシラリーサービス費用、受電用変電サービ
ス費用、配電用変電サービス費用、配電需要
家費用、低圧配電費用、高圧配電費用、ネッ
トワーク給電費用、ネットワーク販売需要家
費用及びネットワーク一般販売費用を合計し
たもの (以下この(7)、(8)及び(14)において「送

配電関連費用」という。)と水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、原子力発電費、非ネットワーク給電費用、非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を合計したもの(以下この(7)、(8)及び(15)において「送配電非関連費用」という。)とに整理すること。

この際、他社購入電源費(特定抑制依頼に係る費用を含み、再生可能エネルギー電気特措法第16条第1項に基づき一般送配電事業者

配電関連費用」という。)と水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、原子力発電費、非ネットワーク給電費用、非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を合計したもの(以下この(7)、(8)及び(15)において「送配電非関連費用」という。)とに整理すること。

この際、他社購入電源費(特定抑制依頼に係る費用を含み、再生可能エネルギー電気特措法第16条第1項に基づき一般送配電事業者及び配電事業者が

及び配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気に係るものを除く。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気の料金を除く。）（以下この(7)において「他社購入電源費等」という。）を、発生の主な原因に応じて、離島等供給費用又は非離島等供給費用に配分することにより整理し、非離島等供給費用に整理された他社購入電源費等を、アンシラリーサービス費用、水力発電費のうちの非アンシラ

認定事業者より調達した電気の代金のうち、再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気に係るものを除く。）、非化石証書購入費及び他社販売電源料（再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気の料金を除く。）（以下この(7)において「他社購入電源費等」という。）を、発生の主な原因に応じて、離島等供給費用又は非離島等供給費用に配分することにより整理し、非離島等供給費用に整理された他社購入電源費等を、アンシラリーサービス費用、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラ

リーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生的主要原因を勘案して、配分することにより整理すること。また、他社購入送電費及び他社販売送電料を、送電費に整理すること。

- (8) (7)により整理された送配電関連費用（配電需要家費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を除く。以下この(8)において同じ。）を、直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第11条又は託送料金算定規則第11条において

ビス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生的主要原因を勘案して、配分することにより整理すること。また、他社購入送電費及び他社販売送電料を、送電費に整理すること。

- (8) (7)により整理された送配電関連費用（配電需要家費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を除く。以下この(8)において同じ。）を、直近の託送供給等約款の認可等に当たり、旧託送料金算定規則第11条又は託送料金算定規則第11条において

使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電関連費用（以下この(8)及び(9)において「送配電関連固定費用」という。）、販売電力量によって変動する送配電関連費用（以下この(8)及び(12)において「送配電関連可変費用」という。）に配分することにより整理し、(7)により整理された送配電非関連費用（非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を除く。以下この(8)において同じ。）を、直近の特定小売供給約款の認可等に当たり、小売料金算定規則第26条又は旧小売料金算定規則第19条の5において使用された基準により、販売電力量にか

使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電関連費用（以下この(8)及び(9)において「送配電関連固定費用」という。）、販売電力量によって変動する送配電関連費用（以下この(8)及び(12)において「送配電関連可変費用」という。）に配分することにより整理し、(7)により整理された送配電非関連費用（非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を除く。以下この(8)において同じ。）を、直近の特定小売供給約款の認可等に当たり、小売料金算定規則第26条又は旧小売料金算定規則第19条の5において使用された基準により、販売電力量にか

かわらず必要な送配電非関連費用（以下この(8)及び(10)において「送配電非関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（以下この(8)及び(12)において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、託送料金算定規則第11条又は小売料金算定規則第26条に規定された基準により整理すること。

この際、他社販売送電料を、第6条第2項の基準により、送配電関連固定費用及び送配電関連可変費用に配分することにより整理すること。

かわらず必要な送配電非関連費用（以下この(8)及び(10)において「送配電非関連固定費用」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用（以下この(8)及び(12)において「送配電非関連可変費用」という。）に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、託送料金算定規則第11条又は小売料金算定規則第26条に規定された基準により整理すること。

この際、他社販売送電料を、第6条第2項において読み替えて準用する第2条第2項の基準により、送配電関連固定費用及び送配電関連可変費用に配分することにより整理する

こと。

(9)～(15) [望]

(16) (3)、(6)及び(7)により整理された離島等供給費用を一般需要部門の欄に整理すること。

7. ～9. [望]

別表第3

費用等 の 項	一般管理費	変電費	販売費並び に給電費用 、販売需要 家費用及び 一般販売費

こと。

(9)～(15) [望]

(16) (3)、(6)及び(7)により整理された離島供給費用を一般需要部門の欄に整理すること。

7. ～9. [望]

別表第3

費用等 の 項目	一般管理費	変電費	販売費並び に給電費用 、販売需要 家費用及び 一般販売費

目		用			
	活動	配賦	活動	配賦	「略」
	帰属基準	基準	帰属基準	基準	
	活動	配賦	活動	配賦	「削る」
	帰属基準	基準	帰属基準	基準	
	活動	配賦	活動	配賦	「削る」
	帰属基準	基準	帰属基準	基準	
	活動	配賦	活動	配賦	「削る」
	帰属基準	基準	帰属基準	基準	

用		送託料			
	活動	配賦	活動	配賦	「略」
	帰属基準	基準	帰属基準	基準	
	活動	配賦	活動	配賦	「略」
	帰属基準	基準	帰属基準	基準	
	活動	配賦	活動	配賦	「略」
	帰属基準	基準	帰属基準	基準	
	活動	配賦	活動	配賦	「略」
	帰属基準	基準	帰属基準	基準	

備考 表中の「」は注記である。			
	「略」	「削る」	「」
	「略」		
	「略」		
	「略」	「削る」	
	「略」	「削る」	
	「略」		
	「略」		
	「略」	業 老問 精算 費	
	「略」		
	「略」		
	「略」	＝	
	「略」	同上	
	「略」		
	「略」		

(電気事業会計規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第十四条 電気事業会計規則等の一部を改正する省令(平成二十八年経済産業省令第五十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附則 第三条 改正法附則第二条第二項に規定するみなし小売電気事業者については、改正法附則第十条第一項の義務を負う間、新会計規則の規定	附則 第三条 改正法附則第二条第二項に規定するみなし小売電気事業者については、改正法附則第十条第一項の義務を負う間、新会計規則の規定

を適用する。この場合において、新会計規則第
四条中「一般送配電事業、送電事業、配電事業
及び発電事業」とあるのは「小売電気事業」と
、新会計規則第十条第一項中「電気事業法（以
下「法」という。）第十八条第一項の認可を受
けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八
項の規定による変更の届出があつたとき、又は
法第十九条第二項の規定による変更があつたと
きは、その変更後のもの）、法第二十条第一項
の規定により届け出られた最終保障供給約款又
は法第二十一条第一項の規定により届け出られ
た離島等供給約款」とあるのは「電気事業法等
の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七

を適用する。この場合において、新会計規則第
四条中「一般送配電事業、送電事業及び発電事
業」とあるのは「小売電気事業」と、新会計規
則第十条第一項中「電気事業法（以下「法」と
いう。）第十八条第一項の認可を受けた託送供
給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定に
よる変更の届出があつたとき、又は法第十九条
第二項の規定による変更があつたときは、その変
更後のもの）、法第二十条第一項の規定により
届け出られた最終保障供給約款又は法第二十一
条第一項の規定により届け出られた離島供給約
款」とあるのは「電気事業法等の一部を改正す
る法律（平成二十六年法律第七十二号。以下「

十二号。以下「改正法」という。）附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款」と、新会計規則第四十三条中「法第二十七条の第二項（法第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）」とあるのは「改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有する改正法による改正前の電気事業法第三十四条第二項」と読み替えるものとする。

改正法」という。）附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款」と、新会計規則第四十三条中「法第二十七条の第二項（法第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）」とあるのは「改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有する改正法による改正前の電気事業法第三十四条第二項」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(電気関係報告規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号。次項において「改正後報告規則」という。）第二条の表第十一の項及び第十二の項の規定については、報告期限が令和四年七月一日以後である報告から適用する。

2 改正後報告規則第二条の表第十三の項の規定については、報告期限が令和四年六月一日以後である報告から適用する。

(電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の規定は、

この省令の施行の日以後の会計整理について適用し、同日前の会計整理については、なお従前の例による。

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部改正)

第四条 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十七年経済産業省

令第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(特定小売供給約款において定めるべき事項) 第二十条 平成二十六年改正法附則第十八条第一項の特定小売供給約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 三 「略」 四 料金、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(平成二十八年経済産業省	(特定小売供給約款において定めるべき事項) 第二十条 平成二十六年改正法附則第十八条第一項の特定小売供給約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 三 「略」 四 料金、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(平成二十八年経済産業省

令第二十三号）第四十条第二項に規定する基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第四項に規定する基準調整単価 五〃十四　〔略〕	令第二十三号）第四十三条第二項に規定する基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第四項に規定する基準調整単価 五〃十四　〔略〕
備考　表中の「」は注記である。	

（電気事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	附則 （会計規則の一部改正に伴う原子力廃止関連仮勘定の償却に関する経過措置） 第六条 対象発電事業者（当該対象発電事業者たる法人が特定小売供給（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下この条、附則第七条及び第九条において「改正法」という。）附則第十六条第一項に規定する特定小売供給をいう。）を行う場合に限る。以下この条において同じ。）に係る原子力廃止関連仮勘定は、当該対象発電事業者が新会
改正前	附則 （会計規則の一部改正に伴う原子力廃止関連仮勘定の償却に関する経過措置） 第六条 対象発電事業者（当該対象発電事業者たる法人が特定小売供給（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下この条、附則第七条及び第九条において「改正法」という。）附則第十六条第一項に規定する特定小売供給をいう。）を行う場合に限る。以下この条において同じ。）に係る原子力廃止関連仮勘定は、当該対象発電事業者が新会

計規則第二十八条の三第一項の承認を受けた日から特定小売供給約款変更月（当該承認を受けた日以後初めて改正法附則第十八条第一項の規定により特定小売供給約款（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号。以下この項及び附則第九条において「算定規則」という。）第十八条の規定により料金を設定したものに限り。次条第一項において「認可供給約款」という。）の認可を受け、又は改正法附則第十六条第三項の規定により特定小売供給約款（算定規則第三十六条第一項の規定により料金を設定したもの又は同条第二項の規定により料金を設定

計規則第二十八条の三第一項の承認を受けた日から特定小売供給約款変更月（当該承認を受けた日以後初めて改正法附則第十八条第一項の規定により特定小売供給約款（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号。以下この項及び附則第九条において「算定規則」という。）第二十一条の規定により料金を設定したものに限り。次条第一項において「認可供給約款」という。）の認可を受け、又は改正法附則第十六条第三項の規定により特定小売供給約款（算定規則第三十九条第一項の規定により料金を設定したもの又は同条第二項の規定により料金を設定

したもの（原子力廃止関連仮勘定償却費の変動額を基に料金を設定した場合に限る。）に限る。次条第一項において「届出供給約款」という。）の届出をして特定小売供給約款を変更する日の属する月をいう。次項において同じ。）までの期間、電灯料、電力料、地帯間販売電力料及び他社販売電力料によって回収されると見込まれる額（新会計規則第二十八条の三第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）を償却することとする。

2
「略」

（算定規則の一部改正に伴う特定小売供給約款

したもの（原子力廃止関連仮勘定償却費の変動額を基に料金を設定した場合に限る。）に限る。次条第一項において「届出供給約款」という。）の届出をして特定小売供給約款を変更する日の属する月をいう。次項において同じ。）までの期間、電灯料、電力料、地帯間販売電力料及び他社販売電力料によって回収されると見込まれる額（新会計規則第二十八条の三第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）を償却することとする。

2
「略」

（算定規則の一部改正に伴う特定小売供給約款

で設定する料金の算定に関する経過措置）

第九条 第六条の規定による改正後の算定規則第二十条、第三十五条及び第三十七条の二の規定は、改正法附則第十八条第一項又は附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の電気事業法（以下この条において「旧法」という。）第十九条第三項の規定により改正法附則第十八条第三項の規定により同条第一項の認可を受けたものとみなされた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定する料金を変更しよ

で設定する料金の算定に関する経過措置）

第九条 第六条の規定による改正後の算定規則（以下この条において「新算定規則」という。）第二十三条及び第四十条の二の規定は、改正法附則第十八条第一項又は同附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の電気事業法（以下この条において「旧法」という。）第十九条第三項の規定により改正法附則第十八条第三項の規定により同条第一項の認可を受けたものとみなされた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更

うとするみなし小売電気事業者（電気事業法施行規則等の一部を改正する等の省令（令和四年経済産業省令第二十四号）第十二条の規定による改正前のみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第十九条第二号（同令第三十条第一項及び第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定により送配電関連費を算定したみなし小売電気事業者を除く。）が、送配電関連費に相当する費用の変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、算定規則第二十条（算定規則第三十七条の二の規定により準用する場合を含む。）中「第十六

後のもの）で設定する料金を変更しようとするみなし小売電気事業者（算定規則第十九条第二号（同令第三十九条第一項及び第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定により送配電関連費を算定したみなし小売電気事業者を除く。）が、送配電関連費に相当する費用の変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、新算定規則第二十三条（同令第四十条の二の規定により準用する場合を含む。）中「第十九条第二号の規定により算定された送配電関連費」とあるのは「送配電関連費に相当する費用」と読み替えるものとする。

条第二号の規定により算定された送配電関連費
「とあるのは「送配電関連費に相当する費用」
と読み替えるものとする。

備考 表中の「」は注記である。